

様式1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度(第4期)
	中期目標期間	平成28～令和元年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	特許庁	担当課、責任者	総務課長 片岡 隆一
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 横島 直彦

3. 評価の実施に関する事項
<p>令和2年6月30日(火)監事ヒアリング</p> <p>令和2年7月1日(水)理事長ヒアリング</p> <p>令和2年6月29日(月)～令和2年7月3日(金)有識者からの意見聴取</p>

4. その他評価に関する重要事項
なし

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は、「産業財産権情報の提供」業務がB、「知的財産の権利取得・活用支援」業務がB、「知的財産関連人材の育成」業務がC、業務運営の効率化がB、財務内容の改善がB、その他業務運営がBとなり、全体の評価をBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p><知的財産の権利取得・活用の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、ほとんどの指標で所期の目標を達成したものの、1指標は目標未達となった。この点については、有識者からの発言を踏まえ、質的成果があったと判断し、一段階評価を上げ、「B」評価と判断した。 基幹指標である重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャーのうち、事業成長が認められた事例数について、実績値は13件であり、年度計画目標値（8件以上）を大きく上回った（達成度162.5%）。 基幹指標以外の指標のうち、知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数について、実績値は19,444件であり、年度計画目標値（23,402件以上）を下回った（達成度83.1%）が、「新規相談支援」のトレードオフの関係にある「継続支援」にも INPIT は重点を置いており、近畿統括本部（平成29年7月設立）による成果や、よろず支援拠点等において経営相談に応じる専門人材との連携活動を強化したことで、年々高いパフォーマンスを発揮し続けている。 <p><知的財産関連人材の育成></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、ほとんどの指標で所期の目標を達成したものの、1指標が目標未達となったため、中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要すると判断し、「C」評価とした。 基幹指標である調査業務実施者育成研修の修了率について、実績値は77%であり、年度計画目標値（75%）を上回った（達成度102.7%）。これにより、特許庁審査官が求める調査業務実務者のスキル向上及び人的リソースの供給に成果を上げた。 グローバル知財人材育成用教材及び自己啓発用簡易教材の利用者数について、セミナーの開催の他に、特設ダウンロードサイトを開設するなど普及・利用に注力した結果、実績値は13,296名となり、中期目標値（1,500名以上）を前倒しで大幅に達成するなど着実に成果を上げた（中期目標値比886.4%）。 他方で、特許コンテスト・デザイン特許コンテストの参加校数について、周知活動（学校訪問）が過年度に比べ相対的に少なかったことから、実績値は122校であり、年度計画目標値（123校）を下回った（達成度99.2%）。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	・所期の目標を下回った特許コンテスト・デザイン特許コンテストの参加校数について、令和2年度計画では、「第五期中期目標に掲げられた成果指標（期間中に累計550校以上が応募）を達成すべく、令和2年度は、128校以上を達成する。」という高い目標を掲げている。この達成に向けて、大学・学校等への訴求力をこれまで以上に高めるべく、従来の訪問型による周知活動のみならず、ソーシャルメディアの活用等により戦略的に情報発信を行うなど新たな手法を用いた広報活動の強化を図る必要がある。
その他改善事項	なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>監事からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期中期計画及び年度計画に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと判断。 マネジメント管理の面では、理事長指導のもと、各部長級による運営委員会や役員会が有効に機能しており、適切な対応が出来るような体制を構築している。
その他特記事項	<p>経営に関する有識者からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体を通して、中期計画や年度計画の目標値に向けて、着実に実績を積み上げており、B評価の結果に特段異論はなく賛成。ただし、数字だけにとらわれず、プロセスを踏まえて評価することも重要である。 (産業財産権情報提供) 実績値には表れにくいですが、業務執行後に、付加価値を分析することが重要。それが将来のアウトカムに繋がることもある。 コロナの影響により、オンラインによる J-PlatPat アクセス件数が今後増えてくると思うが、サイバーセキュリティの観点からシステムの構築は引き続き重要な観点になる。 (知的財産の権利取得・活用の支援) 近畿地域における海外展開等知財支援件数が対前年度8%増となるなど、平成29年7月に開設した近畿統括本部の成果が毎年出ている。高いパフォーマンスを発揮し続けていることは高く評価。 知財総合支援窓口等の新規相談者及び新規支援者数は達成度83%とやや低いが、トレードオフの関係にある「継続支援」にも INPIT は重点を置いているため、一概にこの数字が低いとは言えない。 (知的財産関連人材の育成) Eラーニング用のコンテンツ教材は充実している印象。知財活用を初めて学ぶための学習教材（動画、テキスト）がカテゴリー別に細かく整理されているので扱いやすい。これが底上げに繋がっている。

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書 No	備考
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
1. 産業財産権情報の提供	B	B	B	B	1	
2. 知的財産の権利取得・活用の支援	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>A</u> O	<u>B</u> O	2	一部の 業務に 重要度 「高」・ 難易度 「高」 を設定
3. 知的財産関連人材の育成	B	B	B	C	3	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「O」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書 No	備考
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B	II	
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	III	
IV. その他業務運営に関する事項	B	A	B	B	IV	

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
1	産業財産権情報の提供		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産政策に関する基本方針（H25.6.7閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2014（H26.6.24閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2015（H27.6.30閣議決定） 知的財産推進計画2014（H26.7.4知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2015（H27.6.19知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2016（H28.5.9知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2017（H29.5.16知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2018（H30.6.12知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2019（R元.6.21知的財産戦略本部決定） 工業所有権保護等に関する条約（パリ条約）第12条 特許協力条約第12条 	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを開覧させ、又は観覧させること。 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促すため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和元年度行政事業レビューシート 0383

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	中期目標等における達成目標	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中小企業等への産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナー【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上	24回 ※第三期中期目標期間の平均値の120%	20回 (83%)	22回 (92%)	24回 (100%)	25回 (104%)	予算額（千円）	5,044,498	4,889,493	4,299,717	4,233,787
同上【年度計画】	20回【平成28年度】 20回【平成29年度】 22回【平成30年度】 24回【令和元年度】	20回【28年度】 20回【29年度】 22回【30年度】 24回【元年度】	20回 (100%)	22回 (110%)	24回 (109%)	25回 (104%)	決算額（千円）	4,859,338	4,549,574	4,072,483	4,069,764
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）検索回数（実績値）【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上	12,500万回 ※三期中期目標期間の平均値の120%	10,587万回 (85%)	13,657万回 (109%)	13,834万回 (111%)	16,400万回 (131%)	経常費用（千円）	4,890,798	4,554,373	4,323,715	4,332,835
同上（実績値）【年度計画】	・27年度の検索	11,596	10,587	13,657万	13,834万	16,400	経常利益（千円）	183,459	338,127	244,392	29,882

	回数以上【平成28年度】 ・第三期中期目標期間の平均値の107%【平成29年度】 115%【平成30年度】 120%【令和元年度】	万回【28年度】 11,330万回 【29年度】 12,178万回 【30年度】 12,500万回 【元年度】	万回 (91%)	回 (121%)	回 (114%)	万回 (131%)					
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）及び画像意匠公報検索支援ツールの年間稼働率【年度計画】	99%以上	99%以上	98%	J-PlatPat : 100% 画像意匠公報検索支援ツール : 100%	J-PlatPat : 100% 画像意匠公報検索支援ツール : 100%	J-PlatPat : 100% 画像意匠公報検索支援ツール : 100%	行政サービス 実施コスト（千円）	4,944,595	4,069,205	4,366,420	4,332,835
画像意匠公報検索支援ツール 検索回数【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度に同期間初年度実績値の120%以上	34,626回 ※第四期中期目標期間初年度実績値の120%	28,855回 (83%)	31,795回 (92%)	33,948回 (98%)	36,536回 (106%)	従事人員数	25人	22人	23人	26人
画像意匠公報検索支援ツール 検索回数【年度計画】	平成28年度実績値の 105%【平成29年度】 115%【平成30年度】 120%【令和元年度】	30,297回 【29年度】 33,183回 【30年度】 34,626回 【元年度】	28,855回 ※基準年となるため達成率なし	31,795回 (105%)	33,948回 (102%)	36,536回 (106%)					
整理標準化データの作成・提供までの日数【年度計画】	特許庁のデータ更新日から原則11日～17日	全件	全件 (20,153,612件)	全件 (18,741,468件)	全件 (16,622,141件)	全件 (8,119,264件)					
特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録（PAJ）の作成件数【年度計画】	全件	全件	全件 (210,407件)	全件 (229,241件)	全件 (207,786件)	全件 (221,136件)					
PAJの外国の工業所有権庁への提供【年度計画】	約70カ国の工業所有権庁に提供	約70カ国	約80カ国	73カ国	67カ国	67カ国					

Fターム解説の英訳作成テーマ数【年度計画】	30年度計画では計画目標なし	—	既存809テーマ	8テーマ	—	—
Fターム解説の新たに改正されたテーマ数【年度計画】	30年度計画では計画目標なし	—	16テーマ	—	—	—
AIPNにおける辞書の語彙増強数【中期計画、年度計画】	概ね5000語	概ね5000語	5000語	5036語	5038語	13,659語
閲覧室ユーザーアンケート調査【中期目標】	サービス水準が十分に維持されているという回答数が全回答数の90%以上	90%	98%(高度閲覧用機器等の端末満足度調査)	98%	93%	98%
閲覧請求【中期目標、年度計画】	閲覧請求に対して3開館日以内に閲覧サービスに供する	全件	全件 (581件)	全件 (422件)	全件 (554件)	全件 (672件)
検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会開催回数【中期計画、年度計画】	公報閲覧室にて原則毎月1回開催する。	原則毎月1回開催	12回 (月1回の頻度で開催)	12回 (月1回の頻度で開催)	13回 (概ね月1回の頻度で開催)	12回 (概ね月1回の頻度で開催) ※一部、新型コロナウイルス感染防止のため非開催
引用文献のデータベース蓄積【中期目標、年度計画】	引用文献を特許庁から受け入れてから3開館日以内に電子化し、データベースに蓄積	全件	全件 (67,853件)	全件 (68,235件)	全件 (67,271件)	全件 (67,659件)
出願書類(包袋)貸し出し【中期目標、中期計画、年度計画】	出願書類(包袋)貸し出し請求から2開館日以内に貸し出し	全件	全件 (3,203件)	全件 (3,116件)	全件 (3,039件)	全件 (2,962件)

※予算額、決算額は支出額を記載。

※行政サービス実施コスト：令和元年度は行政コストを記載。

※従業員数：平成31年4月時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価 B	
1. 産業財産権情報の提供 A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実 イノベーション創出の重要な鍵となる知的財産の戦略的権利化と秘匿化及び活用を円滑に実施できるよう、特許等の産業財産権情報がインターネット回線を通じて何時でも何処でも検索・閲覧できる特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を的確に運用するとともに、日・米・欧・中の最新の産業財産権情報を収集・加工し、それらの情報をユーザーに提供し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等での利用促進を図る。また、我が国の公報情報及び審査経過情報等を他国特許庁に提供し、他国特許庁での審査において我が国出願人の権利保護が円滑になされるようにする。 これらの産業財産権情報提供事業は、グローバル時代のイノベーション創出において効果的とされるグローバルな事業化出口を見据えた研究開発と知財戦略を策定する上で重要な情報提供インフラであると同時に、出	1. 産業財産権情報の提供	1. 産業財産権情報の提供	A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実 〈主な定量的指標〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> (1) 中小企業等への産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナーの開催回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上 [指標] 令和元年度は J-PlatPat 等利用促進講習会及びセミナーを全国で24回以上開催。 <u>効果指標(アウトカム)</u> (2) J-PlatPat 利用者の検索回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500万回/年度以上) [指標] 令和元年度は第三期中期目標期間の平	A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実 〈主要な業務実績〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> ① 産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナーとして J-PlatPat 講習会等を全国各地で計25回開催し、令和元年度の年度目標(24回以上)を上回った。 ・ この令和元年度の実績値は、第三期中期目標期間の平均値(20回)の120%となるので、第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上とする目標値(24回)に対して、104%となっており第四期中期目標を達成した。 <u>効果指標(アウトカム)</u> ② 上記①のセミナー等の開催に加えて、講習会テキストを受講者が後で他者に対しても説明できる資料となるように改訂し、講師用ノート付きテキストのダウンロードサービスを実施する等の J-PlatPat 利用促進策を実施した結果も相俟って、J-PlatPat 利用者の検索回数の令和元年度の実績値は、164,004,865 回となった。この実績値は、令和元年度計画の目標値である第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500万回以上)の目標値比131.2%を達成した。 ③ 画像意匠公報検索支援ツール利用者の検索回数の令和元年度実績値は、	〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり ○定量的指標については、基幹指標であるA(2)で特筆すべき成果を上げたほか、全ての年度計画の目標を達成し、または中期目標の水準を達成した。 また、質的にも以下の項目別の自己評価に示すように、国民に対する重要なサービスである「産業財産権情報の普及及び内容の充実」を中心に十分な成果を実現した。以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。	A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実 〈自己評価の根拠〉 <u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u> (1) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた産業財産権情報提供サービスの利用促進に関するセミナーを全国各地で計25回開催し、令和元年度の目標(24回以上)を上回り、第四期中期目標を達成した。 <u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u> (2) 効果指標(アウトカム)として中期目標に掲げられた J-PlatPat 利用者の検索回数については、セミナー等の開催に加えて、テキストダウンロードサービス等の利用促進策を実施したことにより、	〈評価に至った理由〉 ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 ・特になし 〈その他の事項〉 ・特になし

<p>願内容の質の向上と出願の厳選を促す機能を果たし、結果として、特許庁の審査・審判業務のリソースを質の高い出願等へ集約することによる質の向上、さらには登録査定率の向上につながるものである。</p>			<p>均値の120%以上</p> <p>(3) 画像意匠公報検索支援ツール利用者の検索回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第四期中期目標期間の初年度年間実績値の120%以上 [指標] 令和元年度は平成28年度の実績値の120%以上</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(4) J-PlatPat の年間稼働率 [指標] 99%以上</p>	<p>36,536回であり、令和元年度計画の目標値である平成28年度実績値(28,855回)の120%以上(34,626回)に対して105.5%を達成し、令和元年度計画の目標値を達成した。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>④ J-PlatPat の年間稼働率に影響を与えかねないシステムへの不正アクセス等を適切に監視・アクセス制限した。こうした取組を強化することにより、令和元年度の年間稼働率の実績値は、100%となり、令和元年度計画の目標(99%以上)を達成した。</p>	<p>年度計画の目標値を大きく上回る「特筆すべき成果」を生み出した。</p> <p>(3) 令和元年度の画像意匠公報検索支援ツールの検索回数については、広報等の利用促進策を拡大したことにより、令和元年度計画の目標を達成した。</p> <p>〈その他の指標に対する達成の観点〉</p> <p>(4) J-PlatPat の令和元年度年間稼働率は、システムへの不正アクセス等を監視し制限したことにより、100%となり、目標を達成した。</p>	
<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、「工業所有権の保護に関するパリ条約」(以下「パリ条約」という)に基づく「中央資料館」としての業務を安定的に維持・運用する</p>			<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 閲覧室ユーザーを対象とするユーザーアンケート調査結果 [指標] サービス水準が維持されていると回答する者を全回答者の90%以上</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(2) 検索指導員による高度検索閲覧用機器の利用講習会の開催回数 [指標] 原則毎月1回</p>	<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 閲覧室の利用満足度について、閲覧室利用者を対象とするアンケート調査を行った結果によると、全回答者数の98.6%の者からサービス水準は維持されているとの回答が得られ、成果指標に掲げた全回答者数の90%以上を超える結果となった。</p> <p>※満足度は、「非常に満足」、「満足」及び「普通」と回答した割合を合計。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>② 検索指導員による高度検索閲覧用機器の利用講習会は、月1回の頻度で計11回開催した。また、6月には要望にもとづき、臨時講習会を1回開催した。なお、3月については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み開催を中止した。</p>	<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>(1) 閲覧室利用者を対象とするアンケート調査を行った。その結果によると、全回答者数の98.6%の者から、サービス水準は維持されているとの回答が得られ、成果指標に掲げた全回答者数の90%以上を超える結果となった。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(2) 検索指導員による高度検索閲覧用機器の利用講習会について、令和元年度計画の目標値(原則毎月1回)を達成した。</p>	
<p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p>			<p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p>	<p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p>	<p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p>	

<p>審査に必要な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させ、また、これらの情報を国内ユーザーに閲覧等サービスを通じて安定的に提供する。さらに、審査・審判に必要な情報の提供、データの作成等が遅滞なく行われるよう、更なる業務改善を図りながら、安定的な運用を行う。</p>			<p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 収集した技術文献等の閲覧請求に対して閲覧サービスに供するまでに要する日数。 [指標] 請求から3開館日以内</p> <p>(2) 審査官・審判官が起案した通知書において引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献について、電子文書化して文献データベースに蓄積するまでに要する日数。 [指標] 特許庁から受け入れてから3開館日以内</p> <p>(3) 出願書類(包袋)の貸し出し請求に対して、貸し出すまでに要する日数 [指標] 請求から2開館日以内</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 収集した技術文献等の閲覧請求に対して閲覧サービスに供するまでに要する日数については、全件、成果指標に掲げた請求から3開館日以内に提供した。</p> <p>② 審査官・審判官が引用した非特許文献については、全件、成果指標に掲げた受け入れてから3開館日以内に電子文書化して、特許庁の特許文献データベースに蓄積した。</p> <p>③ 特許庁からの出願書類(包袋)の貸し出し請求に対しては、全件、成果指標に掲げた請求から2開館日以内に貸し出した。</p>	<p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 全件、成果指標に掲げた請求から3開館日以内に実施し、令和元年度計画の目標を達成した。</p> <p>(2) 全件、成果指標に掲げた受け入れてから3開館日以内に電子文書化して文献データベースに蓄積し、令和元年度計画の目標を達成した。</p> <p>(3) 全件、成果指標に掲げた貸し出し請求から2開館日以内に貸し出し、令和元年度計画の目標を達成した。</p>	
<p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p>	<p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p>	<p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p>				
<p>(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ(平成26年2月24日分科会決定)の指摘に基づいて開発し運用を開始した J-PlatPat、文献の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)といった産業財産権情報提供サービスの安定的な運用を行う。その際、情報セキュリティに関する最新情報と最新技術を用いて、サイバー攻撃によるサービス中断を防止する。</p>	<p>(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>① 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールの安定的な運用を行う。</p> <p>② 上記サービスを担うシステムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理</p>	<p>(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>① 平成30年度に引き続き、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールについては、定期メンテナンス等に必要な期間を除き、原則24時間体制で安定的な運用を行う。J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールの定期メンテナンス等に必要期間を除いた年間の稼働率を99%以上とする。</p> <p>② J-PlatPat 等の産業財産権情報を提供する全ての情報システムについて、サービス中断の恐れがあ</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>(1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールについて、原則24時間体制で安定的な運用し、J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールは定期メンテナンス等に必要期間を除いた年間の稼働率を99%以上としたか。</p> <p>(2) サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、安定的なシステム稼働の目標を達</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>① 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールは、定期メンテナンス期間を除き、原則24時間体制で運用した。特に、年間稼働率に影響を与えかねないシステムへの不正アクセス等を適切に監視・アクセス制限し、令和元年度の年間稼働率実績値は J-PlatPat、文献等の一括ダウンロードサービスについて100%、画像意匠公報検索支援ツールについても概ね100%であり、年度目標の99%以上を達成した。なお、J-PlatPat で発生したロボットアクセスによる大量データの照会とダウンロード行為については、一般の利用者の利便性を低下させる原因になることから、随時アクセス制限を実施した。</p> <p>② サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を常時モニタリングする体制を構築し、軽微なインシデントに対しては迅速に対応することにより、安定的なサービス提供を行った。 ・令和元年5月29日に発生した J-PlatPat のヘルプデスクに対するサイバー攻撃(フィッシングメール)により、ID、パスワードの搾取があり、なりすましの不正なメール送信がなされたため、速やかなパスワード変更、多要素認証の追加及びヘルプデスク担当者に教育を行うとともに、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し迅速かつ適切な対策を実施し再発防止を行った。また、当時メールアカウントに保有していた受信メールの閲</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>(1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービスについては、定期メンテナンス期間を除いた年間の稼働率は100%であり、画像意匠公報検索支援ツールについては、定期メンテナンス等に必要期間を除いた年間の稼働率は概ね100%であり、いずれも数値目標(99%以上)を超過達成した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対</p>	

<p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗も踏まえつつ、J-PlatPat の機能向上を図る。具体的には、同一発明について海外の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報（特許・ファミリー情報）が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」を平成28年度末までに、公報等の固定アドレスサービスの提供を平成29年度末までに、さらに、ユーザーからのニーズが高い検索機能の向上を平成30年度末</p>	<p>推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、産業財産権情報提供サービスを提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>① 同一発明について外国の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報（特許・ファミリー情報）が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」を平成28年度末までに、公報等の固定アドレスサービスの提供を平成29年度末までに、さらに、ユーザーからのニーズが高い検索機能の向上を平成30年度末までに、それぞれサービス提供を開始できるよう、開発の進捗管</p>	<p>るインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。また、上記サービスを担うシステムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しては、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切な対応をする。</p> <p>③独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、産業財産権情報提供サービスを提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>④平成29年8月に事業者を選定しシステム設計・開発を進めてきた次期 J-PlatPat については、所定の試験、運用の確認を実施し、サービス提供を開始する。</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>①「ワン・ポータル・ドシエ」（平成28年7月にサービス提供開始）、公報等の固定アドレスサービスの提供（平成28年12月にサービス提供開始）、外国公報の英語テキスト検索等を含む「特許・実用新案検索機能」の刷新（平成30年3月に開発を終了しサービス提供開始）の3つの新機能のサービスを安定的に実施する。</p> <p>・平成31年度にサービス提供開始を目指す次期 J-PlatPat においても、「特許庁</p>	<p>成するように適切な業務管理を行ったか。</p> <p>また、重大なインシデントに対しては、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなどの対応を行ったか。</p> <p>(3)独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックしたか。特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等のシステムに関する情報を得たときには、速やかに適切な対策を講じたか。</p> <p>(4)次期 J-PlatPat については、令和元年度にサービス提供を開始するべく、所定の試験、運用の確認を実施し、サービスの提供を開始したか。策定したロードマップとマイルストーンに従って進捗管理を適切に実施したか。</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>(1)「ワン・ポータル・ドシエ」（平成28年7月にサービス提供開始）、公報等の固定アドレスサービスの提供（平成28年12月にサービス提供開始）、外国公報の英語テキスト検索等を含む「特許・実用新案検索機能」の刷新（平成30年3月に開発を終了しサービス提供開始）の3つの新機能のサービスを安定的に実施したか。</p>	<p>覧が可能であったため、個人情報漏洩の可能性が否定できないとして、外部公表、お詫びメール送付を行った。なお、このインシデントによるサービス中断はなかった。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供する情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックする体制を構築し、速やかに適切な対策を講じた。</p> <p>④ 次期 J-PlatPat については、令和元年5月にリリースが可能となるべくシステムの所定の試験、運用の確認を適切に実施し、5月7日にサービスを開始した。</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>① 「ワン・ポータル・ドシエ」、「公報等の固定アドレスサービスの提供」、「外国公報の英語テキスト検索等を含む「特許・実用新案検索機能」の刷新」の3つの新機能を含む J-PlatPat のサービスを安定的に実施した。J-PlatPat の稼働率については、1. A.(1)①参照。</p> <p>・ 次期 J-PlatPat については、ユーザーの要望と費用対効果を勘案しつつ、真に必要なものに限定し、開発の進捗管理を適切に行うことにより、以下に示すように、遅滞なくサービス提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 次期 J-PlatPat として J-PlatPat の機能を刷新：令和元年5月から提供開始 ➢ 意匠法等の法令改正対応：令和2年3月から提供開始 ➢ 公報の選択ダウンロード機能等の機能改善対応：令和2年3月から提供開始 	<p>③独立行政法人情報処理推進機構が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックし、関係する情報を得た際には、迅速かつ適切な対策を講じた。（主要な業務実績の項番③に記載）</p> <p>(4)次期 J-PlatPat については、令和元年5月にリリースが可能となるべくシステムの設計・開発に取り組むとともに、策定したマイルストーンに則って進捗管理を適切に実施した。（主要な業務実績の項番④に記載）</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>(1)「ワン・ポータル・ドシエ」、「公報等の固定アドレスサービスの提供」、「外国公報の英語テキスト検索等を含む「特許・実用新案検索機能」の刷新」の3つの新機能を含む J-PlatPat のサービスを安定的に実施した。（主要な業務実績の項番①に記載）</p> <p>・ J-PlatPat の機能改善について、ユーザーの要望と費用対効果を精査した</p>	<p>③独立行政法人情報処理推進機構が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックし、関係する情報を得た際には、迅速かつ適切な対策を講じた。（主要な業務実績の項番③に記載）</p> <p>(4)次期 J-PlatPat については、令和元年5月にリリースが可能となるべくシステムの設計・開発に取り組むとともに、策定したマイルストーンに則って進捗管理を適切に実施した。（主要な業務実績の項番④に記載）</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>(1)「ワン・ポータル・ドシエ」、「公報等の固定アドレスサービスの提供」、「外国公報の英語テキスト検索等を含む「特許・実用新案検索機能」の刷新」の3つの新機能を含む J-PlatPat のサービスを安定的に実施した。（主要な業務実績の項番①に記載）</p> <p>・ J-PlatPat の機能改善について、ユーザーの要望と費用対効果を精査した</p>	<p>③独立行政法人情報処理推進機構が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックし、関係する情報を得た際には、迅速かつ適切な対策を講じた。（主要な業務実績の項番③に記載）</p> <p>(4)次期 J-PlatPat については、令和元年5月にリリースが可能となるべくシステムの設計・開発に取り組むとともに、策定したマイルストーンに則って進捗管理を適切に実施した。（主要な業務実績の項番④に記載）</p> <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>(1)「ワン・ポータル・ドシエ」、「公報等の固定アドレスサービスの提供」、「外国公報の英語テキスト検索等を含む「特許・実用新案検索機能」の刷新」の3つの新機能を含む J-PlatPat のサービスを安定的に実施した。（主要な業務実績の項番①に記載）</p> <p>・ J-PlatPat の機能改善について、ユーザーの要望と費用対効果を精査した</p>
---	--	--	---	--	--	--	--

までにユーザーへ提供する等、産業財産権情報提供の基礎インフラとして備えるべき機能の強化を計画的に実施し、ユーザーの利便性向上を図る。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

全国の中堅・中小・ベンチャー企業等の産業財産権情報提供サービスの活用を促すため、全国各地でのセミナー等の開催の充実を図る。

理を行う。
② 上記以外の産業財産権情報提供の基礎インフラとして必要とされる機能改善については、費用対効果を精査した上で計画的に実施し、ユーザーの利便性向上を図る。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

① J-PlatPat 等の利用者拡大のため、利用者のニーズを踏まえたセミナー等の開催計画を各年度の4月までに策定し、必要に応じ経済産業局や知財総合支援窓口等の協力を得つつ、全国各地で計画に則って実施する。
② セミナー等の円滑な実施のため、知財情報調査に精通した人材を確保する計画を策定し、同人材も活用しつつ、セミナー等を実施する。

業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行うべく、特許庁との連携を適切に行いつつ開発を進める。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

① J-PlatPat 等の利用者拡大のため、平成31年度はJ-PlatPat 講習会やセミナー(以下「セミナー等」という。)を、全国各地で24回以上開催する。受講者は、個人、中小企業等の従業者、中小企業等支援機関の支援担当者等を対象とする。セミナー等のテキストは、他者に対しても説明できる資料とすることで、セミナー等の波及効果を高めることとする。また、経済産業局及び沖縄総合事務局(以下「経済産業局等」という。)や知財総合支援窓口等の協力を得つつ、地方の主要都市で開催するセミナー等の年間開催スケジュール案を4月末までに策定することをマイルストーンとし、セミナー等の参加者数、セミナー等資料の大学、企業内等での利用回数等を活動モニタリング指標として、適切な業務管理を行う。
② 地方でのセミナー等の円滑な実施のため、平成29年度に近畿地域で確保した知財情報の検索・調査に精通した人材等を活用して、講習会やミニセミナー等を実施するとともに、アンケート等によりその効果を検証する。
・上記のセミナー等の講習会やミニセミナーの開催に加え、特許情報サービス利用者の一層の拡大を図るべく、インターネットを使っ

・次期 J-PlatPat においても「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行うべく、特許庁との連携を適切に行いつつ開発を進めたか。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

(1) J-PlatPat 等の利用者拡大のため、令和元年度にJ-PlatPat 等利用促進講習会やセミナーを全国各地で24回以上開催したか。
また、経済産業局等や知財総合支援窓口等の協力を得つつ、地方の主要都市で開催するセミナー等の年間スケジュールを4月末までに策定し、参加者数、セミナー等資料の大学・企業内等での利用回数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を実施したか。
(2) 地方でのセミナー等の円滑な実施のため、平成29年度に近畿地域で確保した知財情報の検索・調査に精通した人材等を活用して、講習会やミニセミナー等を実施するとともに、アンケート等によりその効果を検証したか。
・特許情報サービス利用者の一層の拡大を図るべく、インターネットを使って閲覧利用ができる教材コンテンツを作成し、利用者の拡大を図ったか。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

① J-PlatPat の利用者が同サービスを円滑に利用できるよう、機能と操作方法に関する講習会について、経済産業局や知財総合支援窓口の協力を得て年間開催スケジュールを4月末までに確定し、機能改善説明会を全国各地で計14回、J-PlatPat 講習会は計25回開催した。J-PlatPat 講習会はうち6回については特許・実用新案・意匠・商標のそれぞれのサービス内容に特化した講習会とした。講習会参加者の総数は1,152人であった。また、団体や企業等の要請に応じて講師として出向いて説明する個別説明会も計2回実施した。
・さらに、テキスト内容について、誰でも理解しやすい内容とし受講者が後で他者に対しても説明できる資料となるように改訂するとともに、講師用ノート付きテキストをユーザーがダウンロードできるサービスを提供し、企業内研修等での利用を目的とするダウンロードが687者あった。ダウンロードした者を対象として実施したアンケート調査結果(回答数207人(回答率30%))によると、同テキストを利用した説明会等の実施回数は71回、受講者数は2,127人であり、回答率30%を勘案すると、ダウンロード利用者全体では説明会実施回数は約230回、受講者数は約7,060人に及ぶと推計できる。(アンケートは令和2年2月17日(月)～3月6日(金)に実施した。)
・J-PlatPat 利用パンフレットや利用マニュアル等を令和元年度中に1回改訂し、経済産業局知的財産室及び全国の知財総合支援窓口を通じて広くユーザーに頒布し普及することによって、利用者拡大を図った。また、特許・情報フェア、グローバル知財戦略フォーラム等の展示会でデモンストレーション及びマニュアル等の配布等の周知活動を実施した。

＜J-PlatPat 普及活動実績＞
◇ 全国各地で開催した説明会
・ J-PlatPat 講習会等: 25回(参加者数計1,152名)、
・ 団体・企業等の要請に応えた個別説明会: 2回
(参加者数計202名) 計27回
◇ 利用マニュアル・ガイドブック配布実績
令和元年度
J-PlatPat 利用マニュアル 23,213 部
J-PlatPat パンフレット 41,034 部
各経済産業局知的財産室及び全国の知財総合支援窓口を通じて広く利用者へ配布。さらに、各展示会等でも配布して周知。
◇ 講師用ノート付きテキストのダウンロード利用実績
・ ダウンロード利用者数: 687者(累計)
・ 利用者アンケート調査: 回答者数207人(回答率30%)
テキストを利用した説明会等の実施回数: 71回
受講者数: 2,127人
・ 回答率を勘案したダウンロード利用者全体の推計値

上で、真に必要なものに限定し、令和2年3月に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

(1) 適切な業務管理を実施することにより、J-PlatPat 等利用促進講習会を全国各地で25回開催するとともに、団体・企業等の要請に応えた個別説明会を実施した。また、講師用ノート付きテキストをダウンロードした者による説明会の実施など、利用者拡大に向けた普及策を実施した。これらの取組を精力的に実施したことにより、効果指標(アウトカム)の目標に掲げられた J-PlatPat 利用者検索回数、令和元年度計画の目標値を大きく上回る「特筆すべき成果」を生み出した。(主要な業務実績の項番①に記載)
(2) 平成29年度に採用した知財情報調査に精通した人材も活用しながら、令和元年度は8月大阪(58名)、10月福井(27名)、11月大阪(58名)、1月大阪(56名)の講習会を実施した。(主要な業務実績の項番②に記載)

て閲覧利用ができる教材コンテンツを作成し、利用者の拡大を図る。

テキストを利用した説明会等の実施回数:約230回
受講者数:約7,060人

◇ 展示会等でのデモンストレーション

- ・「特許・情報フェア」を始め各種展示会等でデモを実施
- ・「グローバル知財戦略フォーラム」でも実演ブースを設置
- ・「巡回特許庁」(山形、長崎)でも実演ブースを設置

- ・これらの利用促進取組を実施した結果、J-PlatPat 利用者検索回数の令和元年度実績値 164,004,865 回は、令和元年度計画の目標値である第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500 万回以上)に対して、目標値比131.2%を達成した。



- ② 平成29年度に採用した知財情報調査に精通した人材も活用しながら、令和元年度は8月大阪(58名)、10月福井(27名)、11月大阪(58名)、1月大阪(56名)の講習会を実施した。
- ・テキスト内容について、誰でも理解しやすい内容とし受講者が後で他者に対しても説明できる資料となるように改訂するとともに、講師用ノート付きテキストをユーザーがダウンロードできるサービスを提供した。また、昨年度に引き続き J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールの利用方法の紹介動画を提供した。

<整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止>

民間の産業財産権情報提供サービス事業者向けに提供してきた整理標準化データの作成事業については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性を損なうことのないよう第四期中期目標期間中に段階的に廃止を進める。

<整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止>

- ① 整理標準化データの作成・提供が必要とされる事業年度においては、確実に同データを提供する。
- ② 整理標準化データ作成事業を廃止した場合の影響に関する調査を行い、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性が損なわれないよう、第四期中期目標期間中に同事業の段階的廃止を進める。

<整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止>

- ① ②により終了するまでの間、整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から原則11日~17日で民間の特許情報提供事業者等に提供する。
- ②平成30年度に特許庁ホームページで公表された段階的廃止のスケジュールに則って、平成31年5月より開始される特許庁からの TSV 形式の「新たなデータ」の提供に加え、この「新たなデータ」に基づき整理標準化データと同じ形式の XML/SGML 形式に変換された

<整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止>

- (1)整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から原則11日~17日で民間の特許情報提供事業者等に提供したか。
- (2)平成30年度に特許庁ホームページで公表された段階的廃止のスケジュールに則って、令和元年5月より開始される特許庁からの TSV 形式の「新たなデータ」の提供に加え、この「新たなデータ」に基づき整理標準化データと同じ形式の XML/SGML 形式に変換

<整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止>

- ① 整理標準化データの作成・提供では、毎週1回のデータ作成・提供ができる体制を維持し、不正データを除き、特許庁が更新するデータの全件について、データ更新日から17日以内に民間の事業者等に提供した。令和元年度に提供された8,119,264件のデータは、特許情報提供事業者等による付加価値が付けられ、ユーザーに提供された。

【整理標準化データの作成及び提供実績】

令和元年度 8,119,264 件、全件17日以内提供

- ② 平成30年度に特許庁ホームページで公表された段階的廃止のスケジュールに則って、整理標準化データの作成事業の廃止・終了した。
 - ・平成31年4月8日:XML/SGML 変換データのサンプルデータ提供
 - ・令和元年5月7日:書誌・経過情報に関する新たなデータ(特許情報標準データ)の提供及び XML/SGML 変換データの提供
 - ・令和元年9月26日:整理標準化データの最終データ提供

<整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止>

- (1)整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から17日以内に民間の特許情報提供事業者等に提供した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2)整理標準化データ作成事業の廃止について、廃止後の特許情報提供事業者への影響等を勘案し、段階的廃止のスケジュールどおりに廃止・終了した(主要な業務実績の項番②に記載)。

		「XML/SGML 変換データ」の提供を行うこととし、特許庁保有の各種マスターデータに基づく「整理標準化データ」の作成は終了する。	された「XML/SGML 変換データ」の提供を行ったか。また、特許庁保有の各種マスターデータに基づく「整理標準化データ」の作成は終了したか。												
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が提供する特許情報検索用 DB サービスの J-PlatPat トップページでの紹介や、情報・研修館主催のセミナーで紹介パンフレットの配布に加え、講師用ノート付きテキストをユーザーがダウンロードできるサービスを提供し、J-PlatPat の基礎知識を情報・研修館ホームページに掲載する等の利用促進策に精力的に取り組んだことにより、第四期中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げた J-PlatPat 利用者の検索回数の令和元年度実績は、令和元年度計画の目標値(第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500 万回以上))に対して、目標値比131.2%と目標値を大きく上回る水準を達成した。なお、上記の利用促進策に加え、ユーザーの利便性向上のための機能改善を着実に実施したことも、目標達成に大きく寄与している。 											
<p>(2)外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <p>諸外国の産業財産権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーの要請が強い産業財産権情報については、和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じて一般に提供する。</p> <p>〈我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成〉</p> <p>外国における我が国出願人の権利保護に資するため、公開特許公報の英文抄録 (Patent Abstracts of Japan) を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat に掲載する。また、Fターム解説等の分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて諸外国のユーザーに対しても閲覧可能とす</p>	<p>(2)外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データを確実に収集し、適切に保管管理する。 ② ユーザーからの要請が高い米国、欧州等の産業財産権情報の和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供する。 <p>〈我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 我が国の公開特許公報の英文抄録 (Patent Abstracts of Japan) を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版において諸外国のユーザー等が利用できるようにする。 ② Fターム解説等の特許分類に関する解説情報を英 	<p>(2)外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データについて、我が国特許庁を経由して確実に収集し、適切に保管管理する。 ② ユーザーからの要請が高い米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手翻訳により和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供する。 <p>〈我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 我が国特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録 (Patent Abstracts of Japan: PAJ) を全件作成し、外国の約70カ国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザー等が利用できるようにする。 ② 日本の特許分類であるF 	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外国の工業所有権庁から、産業財産権情報データを我が国特許庁経由で確実に収集し、収集したデータを適切に保管管理したか。 (2) 米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手翻訳により和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供したか。 <p>〈我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録 (PAJ) を全件作成し、外国の約70カ国の工業所有権庁に提供したか。また、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザー等が利用できるようにしたか。 (2) Fターム解説(新設7テーマ)を英訳し、J- 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データを我が国特許庁クラウドサービスである「FOPISER」経由で収集し、適切に保管管理した。 ② ユーザーニーズが高い米国公開特許公報、米国特許公報及び欧州公開公報について、約35.5万件の和文抄録を作成した。作成した和文抄録は、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に掲載して一般の利用に供した。 <p>【欧米和文抄録作成実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国公開</td> <td>302,054 件</td> </tr> <tr> <td>米国特許</td> <td>24,951 件</td> </tr> <tr> <td>欧州公開</td> <td>27,924 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>354,929 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が公報発行計画に基づいて発行した公開特許公報について、その全件の英文抄録 (PAJ) を作成した。また、他国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、PAJ (CD-ROM/CD-R) の提供依頼のあった国・機関の工業所有権庁等に PAJ (CD-ROM/CD-R) を提供するとともに、英文検索を希望する一般ユーザーが PAJ を閲覧できるよう、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) の英語版に掲載した。 		令和元年度	米国公開	302,054 件	米国特許	24,951 件	欧州公開	27,924 件	合計	354,929 件	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外国の工業所有権庁から、産業財産権情報データを我が国特許庁経由で確実に収集し、適切に保管管理した(主要な業務実績の項番①に記載)。 (2) 欧米の公報の和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供した(主要な業務実績の項番②に記載)。 <p>〈我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 英文抄録 (PAJ) を全件作成し、提供依頼のあった約70カ国・機関の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした。(主要な業務実績の項番①に記載) (2) Fターム解説について新設された9テーマについ
	令和元年度														
米国公開	302,054 件														
米国特許	24,951 件														
欧州公開	27,924 件														
合計	354,929 件														

<p>る。</p>	<p>訳し、J-PlatPat の英語版を通じて諸外国のユーザーに対しても閲覧可能とする。</p> <p>③ 日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づいて、公報書誌データ等を作成し提供する。</p>	<p>タームを解説したFターム解説、及び FI の解説をした FI ハンドブックについて、新設あるいは改正された項目の英訳を作成し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。</p> <p>③日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供する。</p>	<p>PlatPatの英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにしたか。</p> <p>また、FIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版に実装したか。</p> <p>(3)日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供したか。</p>	<p>【英文抄録(PAJ)の作成実績】</p> <table border="1" data-bbox="1501 201 1804 304"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PAJ 作成件数</td> <td>221,136</td> </tr> </tbody> </table> <p>【英文抄録(PAJ)の外国の工業所有権庁等への CD-ROM/CD-R 提供実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 67カ国・機関(令和元年度末) ※J-PlatPat でも検索できること等の事情により CD-ROM/CD-R の提供を依頼してくる国・機関は若干減少傾向にある。 <p>② Fターム解説(付与マニュアル)について、令和元年度は新設された9テーマについて英訳を作成した。また、英訳されたFターム解説のデータを、J-PlatPat の英語版に実装し、諸外国のユーザーが利用できるようにした。また、FIを解説したFIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした。</p> <p>③ 三極データ交換の取り決めに基づく公報書誌データ等について、特許庁が発行する公報(公開、公表、登録)全件の書誌データを加工・編集し、加工した書誌データは、欧州特許庁(EPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、ロシア特許庁(Rospatent)、世界知的所有権機関(WIPO)、ドイツ特許商標庁(DPMA)、台湾智慧財産局(TIPO)へ提供した。</p> <p>【特許公報等の書誌データの加工・編集実績】</p> <table border="1" data-bbox="1495 940 1762 1199"> <thead> <tr> <th>公報種別</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公開</td> <td>218,809 件</td> </tr> <tr> <td>公表</td> <td>38,381 件</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>178,779 件</td> </tr> <tr> <td>実用</td> <td>5,052 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>441,021 件</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	PAJ 作成件数	221,136	公報種別	令和元年度	公開	218,809 件	公表	38,381 件	登録	178,779 件	実用	5,052 件	合計	441,021 件	<p>て英訳を作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした。</p> <p>また、FI ハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした。(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3)三極データ交換の取り決めに基づく公報書誌データ等を作成し、外国の工業所有権庁に提供した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
	令和元年度																					
PAJ 作成件数	221,136																					
公報種別	令和元年度																					
公開	218,809 件																					
公表	38,381 件																					
登録	178,779 件																					
実用	5,052 件																					
合計	441,021 件																					
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>																		
<p>(3) 審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審</p>	<p>(3) 審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>① 特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して外国</p>	<p>(3) 審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>①外国の工業所有権庁において我が国出願人が迅速に権利取得できるよう、我が国特許庁による審査の</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>(1) 我が国特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>① 日本国特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の68カ国・機関の工業所有権庁に提供するAIPNシステムを24時間体制で運用した。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>(1)AIPNについて、安定的に切れ目なくサービス提供した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>																	

<p>査官等に提供するシステムについて、サービスを切れ目なく提供するため、システムを安定的に運用する。</p> <p><システムの機能改善></p> <p>外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を継続的に増強する。</p>	<p>の工業所有権庁の審査官等に提供する情報システムを安定的に運用することにより、外国の工業所有権庁の審査官等に向けたサービスを切れ目なく提供する。</p> <p>② 上記の情報システムの利用状況を適時モニタリングし、外国の工業所有権庁の審査官ニーズの変化等を調査し、情報システムの増強の必要性やサービス内容改善を検討・実施する。</p> <p><システムの機能改善></p> <p>① 外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を継続的に増強することとし、概ね5,000語/年の増強を図る。</p>	<p>結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して提供する情報システムを、外国の工業所有権庁の審査官等に向けて安定的に切れ目なくサービス提供する。</p> <p>② 上記情報システムの利用状況を適時モニタリングし、外国の工業所有権庁の審査官ニーズに沿ったサービス内容改善を適宜、検討・実施する。</p> <p><システムの機能改善></p> <p>① 外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を概ね5,000語の増強を図る。</p>	<p>して提供する情報システム(AIPN)を、外国の工業所有権庁の審査官等に向けて安定的に切れ目なくサービス提供したか。</p> <p>(2) 上記情報システムの利用状況をモニタリングし、外国の工業所有権庁の審査官ニーズに沿ったサービス内容改善を適宜、検討・実施したか。</p> <p><システムの機能改善></p> <p>(1) 機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を概ね5000語増強したか。</p>	<p>② AIPNシステムを適時モニタリングし、外国の工業所有権庁の審査官ニーズの変化等を調査し、情報システムの増強の必要性やサービス内容改善を検討し、最大のニーズである翻訳の精度を向上するための語彙登録(訳語の追加)を毎年度実施した。</p> <p><システムの機能改善></p> <p>① 令和元年5月に AIPN で利用する機械翻訳をルールベースのものからニューラル機械翻訳への切り替えを実施し翻訳精度の向上を行った。このニューラル機械翻訳辞書への語彙の増強は 13,659 語であった。</p>	<p>(2) 上記情報システムの利用状況をモニタリングし、外国の工業所有権庁の審査官ニーズに沿ったサービス内容改善を適宜、検討・実施した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p><システムの機能改善></p> <p>(1) AIPNの機械翻訳システムに13,659語の語彙を追加し、翻訳精度の向上を行った(主要な業務実績の項番①に記載)。</p>	
			<p><評価の視点></p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><特筆すべき取組または成果></p>		
<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p>	<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p>	<p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p>				
<p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p><情報の確実な提供></p> <p>パリ条約に定められた中央資料館として、内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権に係る情報の確実な提供を行う。我が国の公報については、公報発行日即日に全件閲覧可能とす</p>	<p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p><情報の確実な提供></p> <p>① 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた「中央資料館」の機能を果たすため、国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理する。</p>	<p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p><情報の確実な提供></p> <p>① 国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理する。国内公報については、公報発行日に全件を確実に収集し適切に管理する。また、国内公報のうち特に古い紙公報に関して保存方法</p>	<p><評価の視点></p> <p><情報の確実な提供></p> <p>(1) 国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理したか。国内公報については公報発行日に全件閲覧可能とし、特に古い紙公報に関して保存方法を改善する取組を実施したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><情報の確実な提供></p> <p>① 工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、国内外の産業財産権情報に関する文献を収集・管理した。我が国の公報情報の提供については、年間を通して公報発行日に、全件、即日閲覧に供したほか、高度検索閲覧用機器を利用した公報の検索・閲覧が可能な環境を維持した。また、国内公報のうち特に古い紙公報について中性紙袋に収納するなど保存方法を改善した。国外のCD-ROM公報については、順次、サーバーに蓄積するなどの整理を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><情報の確実な提供></p> <p>(1) 国内外の公報を確実に収集し、管理した、国内公報については公報発行日に全件閲覧可能にした。国内公報のうち特に古い紙公報について中性紙袋に収納するなど、保存方法を改善し、国外</p>	

る。

- ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、中央資料館の閲覧機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供する。
- ③ 公報閲覧室には、高度な検索が可能な高度検索閲覧用機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、検索指導員を配置して利用者ニーズに応える。
- ④ 検索指導員による高度検索閲覧用機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催する。

を改善する。電子的手段によって収集する国外公報、CD-ROM などの媒体で提供される国外公報については、収集の後、適切に整理した上で管理する。

② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」で定められた「中央資料館」の機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供する。特に、国内公報については、公報発行日に即日閲覧できるようにする。

③ 公報閲覧室には、高度な検索が可能な高度検索閲覧用機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、公報閲覧室利用者の文献調査等が円滑に実施できるよう、検索指導員を配置して利用者ニーズに迅速に応える。

④ 検索指導員による高度検索閲覧用機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催して新たな利用者の拡大を図るとともに、ユーザーから強い要請がある場合は臨時の講習会も開催する。さらに、講習会受講者アンケート調査によって講習会の内容に関する満足度と改善要望等を把握し、内容の改善に努める。

国外公報については、CD-ROM などの媒体で提供されているものの整理を実施したか。

(2) 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、公報閲覧室において、閲覧に供したか。

(3) 公報閲覧室に、高度検索閲覧用機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、検索指導員を配置して利用者ニーズに迅速に応えたか。

(4) 検索指導員による高度検索閲覧用機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催したか。また、利用講習会の開催状況(開催回数、受講申込者数、受講者数等)を活動モニタリング指標とし、公報閲覧室の利用促進に関する業務管理を適切に行ったか。さらに、講習会受講者アンケート調査によって講習会の内容に関する満足度と改善要望等を把握し、内容の改善に努めたか。

- ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献について、行政機関の休日に関する法律で指定する日以外の全日、「工業書有権の保護に関するパリ条約」に定められた「中央資料館」の機能を担う公報閲覧室を通じて利用者へ閲覧に供した。

【閲覧可能な内国公報と外国公報の総数】

令和元年度			
	紙	CD/DVD	マイクロフィルム
内国公報	約 12 万冊	5,941 枚	14,469 巻
外国公報	約 24 万冊	38,397 枚	9,700 巻

【公報閲覧室の利用者実績】

令和元年度	
利用者数	6,418 人

- ③ 特許庁特許審査官端末と同等な高度な検索が可能な状態で、ユーザーに先行技術文献調査サービスを提供した。CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC については、Windows7 がサポート終了を迎えるため、Windows10 機器に更新を行い、公報閲覧が可能な環境をユーザーに提供した。また、公報閲覧室利用者の文献調査等が円滑に実施できるよう、年間を通して検索指導員3名体制で利用者に対する検索方法や調査範囲の分類相談等に関する支援及び指導を実施した。

【高度検索閲覧用機器の利用実績】

令和元年度	
高度検索閲覧用機器利用者数	3,376 人

【CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC の利用実績】

令和元年度	
CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 利用者数	1,284 人

- ④ 高度検索閲覧用機器の機能と操作方法をより多くの方に理解していただくため、公報閲覧室で、検索指導員による「高度検索閲覧用機器」の利用講習会を11回(月1回の頻度)開催した。また、6月には臨時講習会を1回開催した。なお、令和2年3月については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止した。また、講習会受講者へのアンケート調査を実施し、94%の受講者から講習内容が「非常に有意義」「有意義」と評価を受けた。アンケート結果は、検索指導員にもフィードバックすることにより、受講者の意見・要望を次回の講習会に反映し、更なる質の向上を図った。

の CD-ROM 公報をサーバーに蓄積するなどの整理を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、公報閲覧室において、閲覧に供した。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 公報閲覧室に高度検索閲覧用機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC を設置して公報閲覧室利用者に提供するとともに、検索指導員を配置して利用者への支援等を実施した。(主要な業務実績の項番③に記載)

(4) 検索指導員による高度検索閲覧用機器の利用講習会を公報閲覧室にて毎月1回開催するとともに、利用講習会の開催状況をモニタリングし、利用講習会の周知、キャンセル時の受講者補充等、業務管理を適切に行った。また、講習会受講者へのアンケート調査を実施し、94%の受講者から講習内容が「非常に有意義」「有意義」と評価を受けた。(主要な業務実績の項番④に記載)

<閲覧用インフラ等の見直し>

中央資料館の機能の1つである産業財産権情報・文献の高度検索が可能な閲覧機能を担う高度検索閲覧用機器(特許庁審査官が使う端末と同等な性能を有する機器)については、ユーザーを対象にサービス水準に関するアンケート調査を行うな

<閲覧用インフラ等の見直し>

- ① 中央資料館の高度検索閲覧用機器については、利用状況等の推移等を踏まえつつ、平成29年度中の設置台数の削減も視野に見直しを行う。
- ② 高度検索閲覧用機器の設置台数の見直し等の

<閲覧用インフラ等の見直し>

① 中央資料館の中核的な情報インフラである高度検索閲覧用機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等の閲覧機器については、必要機器の見積もり台数を踏まえ、設置台数を削減する。

<閲覧用インフラ等の見直し>

(1) 高度検索閲覧用機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等の閲覧機器については、必要機器の見積もり台数を踏まえ、設置台数の削減を行ったか。

<閲覧用インフラ等の見直し>

- ① CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC の閲覧機器については、利用状況等を踏まえ、7台から6台に削減した。
- ② 高度検索閲覧用機器の設置台数を見直すためのサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査は、平成28年度に実施済みであり、令和元年度は実施していない。
- ③ 高度検索閲覧用機器の設置台数の削減の後のサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査は、平成30年度に実施済みであり、令和元年度

<閲覧用インフラ等の見直し>

- (1) CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC の閲覧機器については、利用状況等を踏まえ、7台から6台に削減した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 高度検索閲覧用機器

<p>ど利用状況等の実態を踏まえ、平成29年度中の設置台数の削減を視野に見直しを行う。</p>	<p>検討を行う前に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行う。</p> <p>③ 高度検索閲覧用機器の設置台数の見直しの後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行い、利用者に対するサービス水準が維持できているかを確認する。</p>	<p>② 閲覧室利用者を対象に、高度検索閲覧用機器の設置台数を見直すためのサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を平成28年度に実施しているため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p> <p>③ 高度検索閲覧用機器の設置台数の削減の後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を平成30年度に実施しているため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p>	<p>(2) 高度検索閲覧用機器の設置台数を見直すためのサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査は平成28年度に実施済みであり、令和元年度は実施していない。</p> <p>(3) 高度検索閲覧用機器の設置台数の削減の後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を平成30年度に実施しているため、令和元年度は実施していない。</p>	<p>は実施していない。</p>	<p>の設置台数を見直すためのサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査は、平成28年度に実施済みであり、令和元年度は実施していない。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 高度検索閲覧用機器の設置台数の削減の後のサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査は、平成30年度に実施済みであり、令和元年度は実施していない。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		
<p>(2) インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>我が国の全種別の公報の発行形態が平成27年度以降はインターネット公報になっていること等を勘案し、中央資料館における今後の閲覧サービス機能のあり方について抜本的な検討を行い、必要に応じ速やかなサービス機能の改善を実施する。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p>	<p>(2) インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>① 公報のインターネット化等を踏まえ、平成28年度末を目途に中央資料館における閲覧サービス機能のあり方について抜本的な検討を行い、平成29年度以降の年度計画において必要なサービス機能の改善を定めて実施する。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p>	<p>(2) インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>① 平成29年度に策定した中央資料館のサービス水準維持・向上に係る基本計画に基づき、サービス機能の改善を実施する。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>(1) 平成29年度に策定した中央資料館のサービス水準維持・向上に係る基本計画に基づき、サービス機能の改善を実施したか。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>① 平成29年度に策定した中央資料館のサービス水準維持・向上に係る基本計画に基づき、国内紙公報のうち特に古い公報を中性紙袋に収納し外部倉庫に保管した。また、外国のCD-ROM公報等について、順次、サーバーに蓄積するなどの対応を実施した。更に、古い紙公報の老朽化による破損への対策及び外部倉庫に保管されている紙公報利用の利便性向上のため、令和元年度に実用新案目録公報の電子化を行った。</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果：B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討〉</p> <p>(1) 平成29年度に策定した中央資料館のサービス水準維持・向上に係る基本計画に基づき、国内紙公報のうち特に古い公報を中性紙袋に収納し外部倉庫に保管した。また、外国のCD-ROM公報等について、順次、サーバーに蓄積するなどの対応を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>〈中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持〉</p>	

<p>中央資料館の機能の再検討とサービス内容の変更については、ユーザーを対象にしたサービス水準に関するアンケート調査を行い、ユーザー利便性の維持・向上が担保される見直しとする。</p>	<p>① 公報のインターネット化以降の中央資料館の機能の抜本的な検討結果を踏まえつつ、サービス水準について閲覧室利用者を対象にアンケート調査を行い、利用者の利便性の維持・向上が担保される見直しを行う。</p>	<p>①中央資料館の機能について、利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行い、利用者の利便性の維持・向上が担保できているかを確認する。</p>	<p>(1)中央資料館の機能について、利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行い、利用者の利便性の維持・向上が担保できているかを確認したか。</p>	<p>① 中央資料館の機能について、利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を実施した結果、利用者の利便性の維持・向上が担保できていることを確認した。</p> <p>【公報閲覧室の利用者アンケート調査について】 期間:令和元年11月11日(月)～12月27日(金) 場所:公報閲覧室 対象者:公報閲覧室利用者 回答数:185人(回収率80.4%)</p> <p>【利用者アンケート調査で収集した公報閲覧室に対する利用者の意見・要望】 ・高度検索閲覧用機器等の端末の利用満足度については、全回答の94%から不満なしとの回答があった。 ・公報閲覧室の利用については、全回答の98%から不満なしとの回答があった。</p>	<p>(1)中央資料館の機能については、利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を実施した結果、利用者の利便性の維持・向上が担保できていることを確認した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		
<p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p>	<p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p>	<p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p>				
<p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p>〈技術文献等の収集〉</p> <p>国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術等に関する文献に加え、意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料についても最新の資料を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供する。</p>	<p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p>〈技術文献等の収集〉</p> <p>① 特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>② 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>③ 非特許文献等の収集・管理に際し、インターネットを介した有料閲覧が可能な文献については有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の</p>	<p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p>〈技術文献等の収集〉</p> <p>①特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>② 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>③ 非特許文献等の収集・管理に際し、インターネットを介した有料閲覧が可能な文献については、雑誌の年間契約の開始前に紙媒体からインターネット</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈技術文献等の収集〉</p> <p>(1)ミニマムドキュメントや非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供したか。</p> <p>(2)非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供したか。</p> <p>(3)非特許文献等の収集において、インターネットサービスへの移行の可否を担当審査官等に確認し、可能なものは有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈技術文献等の収集〉</p> <p>① 特許庁の審査・審判において国内外の最新の技術水準を把握できるよう、技術文献、ミニマムドキュメント、カタログの最新の文献及び資料を収集し、特許庁の審査・審判部に提供した。</p> <p>② 特許庁の審査官等を含めた図書選定の担当者会議(年4回)を実施し、審査・審判が必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。図書選定の担当者会議にて決定されたタイトルは全て収集し、以下のとおり特許庁に提供した。</p> <p>【内外国図書・雑誌の収集と特許庁への提供実績】 ・内国図書:174冊 内国雑誌: 10,204冊(437タイトル) ・外国図書: 1冊 外国雑誌: 1,963冊(152タイトル)</p> <p>③ 非特許文献の収集にあたっては、特許協力条約(PCT)で規定されているミニマムドキュメント(収集数:1,052冊(61タイトル))、特許庁の審査に用いる技術文献等を収集するとともに、電子化されて提供されている技術文献(学術論文等)は、インターネットによる文献提供サービスを使うこととして、重複調達を避け、業務効率化及びコスト削減を図った。</p> <p>④ 特許庁意匠課からのカタログ収集要請に応じて新製品カタログを収集し、以下のとおり特許庁審査部に提供した。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈技術文献等の収集〉</p> <p>(1)ミニマムドキュメントや非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)図書等選定担当者会議で決定された非特許文献等のタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)インターネットサービスへの移行が可能な非特許文献等について全て有料閲覧に移行することにより、収集・管理業務の効率化を図った。(主要な</p>	

<p>効率化を図る。</p> <p>④ 意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料について最新の資料を収集し、特許庁審査部に提供する。</p> <p>＜出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス＞</p> <p>収集した技術文献等は、蔵書検索システム(OPAC)に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。</p>	<p>④ 意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料について最新の資料を収集し、特許庁審査部に提供する。</p> <p>＜出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス＞</p> <p>① 収集した技術文献等を蔵書検索システム(OPAC)に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。</p> <p>② 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行う。</p>	<p>サービスへの移行の可否を担当審査官等に確認し、可能なものは有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図る。</p> <p>④ 意匠審査において必要となる国内外の最新のデザインが掲載された商品カタログ・パンフレット等の公知資料について確実に収集し、特許庁審査部に提供する。</p> <p>＜出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス＞</p> <p>① 収集した技術文献等を蔵書検索システム(OPAC)に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能とする。</p> <p>② 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行う。</p>	<p>図ったか。</p> <p>(4) 意匠審査において必要となる公知資料を確実に収集し、特許庁審査部に提供したか。</p> <p>＜出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス＞</p> <p>(1) 収集した技術文献等をOPACに登録し、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能としたか。</p> <p>(2) 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行ったか。</p>	<p>【意匠審査に用いる内外国の意匠カタログの収集と特許庁への提供実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国カタログ： 12,000件 ・外国カタログ： 3,000件 <p>＜出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス＞</p> <p>① 非特許文献等については、図書等選定の担当者会議にて決定された収集すべき文献リストと納品された文献リストと照合するとともに、蔵書検索システム(Online Public Access Catalog : OPAC)に収集した全文データが登録されていることをデータ照合して業務管理を行った。さらに、OPACの安定的な運用を行うとともに、データ収集した各種文献・資料のリストはホームページでも月1回最新情報に更新して情報提供した。また、技術文献資料閲覧サービスにおいて、閲覧申請のあった閲覧請求に対して全件3開館日以内に閲覧に供するサービスを維持した。令和元年度の閲覧申請利用者数・閲覧件数は以下のとおり。</p> <p>【技術文献資料の閲覧申請利用者数及び閲覧件数の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数：255名 ・閲覧件数：672件 <p>② 情報・研修館主催の特許情報プラットフォーム講習会においてOPACの広報を行った。</p>	<p>業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 意匠審査において必要となる公知資料を確実に収集し、特許庁審査部に提供した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>＜出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス＞</p> <p>(1) 収集した技術文献等をOPACに登録し、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能とした。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)。</p>	
			<p>＜評価の視点＞</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>＜特筆すべき取組または成果＞</p>		
<p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>＜技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積＞</p> <p>紙資料として収集された技術文献のうち、審査・審判</p>	<p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>＜技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積＞</p> <p>① 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提</p>	<p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>＜技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積＞</p> <p>① 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <p>＜技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積＞</p> <p>(1) 審査官・審判官が起案した拒絶理由通知等にお</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>＜技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積＞</p> <p>① 特許庁審査官・審判官が起案した通知書(拒絶理由通知等)において引用した非特許文献及び特許庁の調査員が抽出した論文について、全件、受入</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>＜技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積＞</p> <p>(1) 審査官・審判官が起案した通知書において引用</p>	

<p>で引用した技術文献については、証拠資料として管理するため、電子化して文献データベースシステムに蓄積する。</p> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し></p> <p>出願書類(包袋)について確実に保管し、貸し出しの請求に迅速に対応する。</p>	<p>供されている資料については、証拠資料として管理するため、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。</p> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し></p> <p>① 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出す。</p>	<p>供されている資料については、証拠書類として管理するため、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。</p> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し></p> <p>① 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出す。</p>	<p>いて、引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献については、出願人等に通知書とともに送付するため、受入から3開館日以内に電子文書化して文献データベースシステムに蓄積したか。</p> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し></p> <p>(1) 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対して、請求から2開館日以内に貸し出したか。</p>	<p>から3開館日以内に特許庁特許文献データベースシステムに蓄積した。</p> <p>【非特許文献等イメージデータの作成と特許庁への提供実績】</p> <table border="1" data-bbox="1448 218 2228 422"> <tr> <td colspan="2">令和元年度合計</td> <td>67,659 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(内 訳)</td> <td>拒絶理由通知書引用文献等</td> <td>57,377 件</td> </tr> <tr> <td>無効審判請求書引用文献</td> <td>668 件</td> </tr> <tr> <td>付与後異議引用文献</td> <td>181 件</td> </tr> <tr> <td>国際調査報告書(引用文献)</td> <td>8,884 件</td> </tr> <tr> <td>調査員抽出論文</td> <td>549 件</td> </tr> </table> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し></p> <p>① 特許庁から出願書類(包袋等)を受入れ、保管・管理を確実に実施した。特許庁職員からの包袋等の貸し出し請求に対しては、全件、請求から2開館日以内に貸し出した。また、廃棄のための当該包袋等の引き渡し依頼についても、迅速に対応した。</p> <p>【出願書類(包袋)等の出納・保管実績】</p> <table border="1" data-bbox="1466 810 1947 947"> <tr> <td colspan="2">令和元年度</td> </tr> <tr> <td>受入件数</td> <td>18,525 件</td> </tr> <tr> <td>出納件数</td> <td>2,962 件</td> </tr> <tr> <td>保管総数</td> <td>約 208 万件</td> </tr> </table> <p>※ 廃棄件数 298,369 件</p>	令和元年度合計		67,659 件	(内 訳)	拒絶理由通知書引用文献等	57,377 件	無効審判請求書引用文献	668 件	付与後異議引用文献	181 件	国際調査報告書(引用文献)	8,884 件	調査員抽出論文	549 件	令和元年度		受入件数	18,525 件	出納件数	2,962 件	保管総数	約 208 万件	<p>した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献について、適切な業務管理を行い、全件、受入から3開館日以内に電子文書化して文献データベースシステムに蓄積した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し></p> <p>(1) 審査・審判の最終処分が確定した出願書類及び審判記録(包袋)を特許庁から確実に受入・保管するとともに、包袋の貸し出し請求に対して、全件、請求から2開館日以内に貸し出した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>	
令和元年度合計		67,659 件																										
(内 訳)	拒絶理由通知書引用文献等	57,377 件																										
	無効審判請求書引用文献	668 件																										
	付与後異議引用文献	181 件																										
	国際調査報告書(引用文献)	8,884 件																										
	調査員抽出論文	549 件																										
令和元年度																												
受入件数	18,525 件																											
出納件数	2,962 件																											
保管総数	約 208 万件																											
			<p><評価の視点></p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><特筆すべき取組または成果></p>																								
<p>(3) 電子出願ソフトの利用支援</p> <p><電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用と業務移管></p> <p>特許庁への電子出願を行う際に利用者が使う電子出願ソフトに係る運用支援(サポートセンター)業務は、平成29年末まで確実に管理・運用した後、業務を特許庁に移管する。</p>	<p>(3) 電子出願ソフトの利用支援</p> <p><電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管></p> <p>① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口(サポートセンター)を平成29年末まで確実に管理・運用する。</p> <p>② サポートセンターの管理・運用業務が平成29年末をもって特許庁に移管されるため、同業務についてこれまでに蓄積さ</p>	<p>(3) 電子出願ソフトの利用支援</p> <p><電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管></p> <p>① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口(サポートセンター)の事業は、平成29年12月末に特許庁への移管が終了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p> <p>② サポートセンターの管理・運用業務に蓄積された資</p>	<p><評価の視点></p> <p><電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管></p> <p>① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口(サポートセンター)の事業は、平成29年12月末に特許庁への移管が終了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p> <p>② サポートセンターの管理・運用業務に蓄積された資</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管></p> <p>① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口(サポートセンター)の事業は、平成29年12月末に特許庁への移管が終了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p> <p>② サポートセンターの管理・運用業務に蓄積された資料と運営ノウハウ等は平成29年末をもって特許庁に移管したため、中期計画上の当該項目に関する平</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果: -</p> <p><電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管></p> <p>(1) 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口(サポートセンター)の事業は、平成29年12月末に特許庁への移管が終了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p> <p>(2) サポートセンターの管理・運用業務に蓄積され</p>																							

	れた資料と運営ノウハウ等も整理し、特許庁に移管する。	料と運営ノウハウ等は平成29年末をもって特許庁に移管したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。	料と運営ノウハウ等は平成29年末をもって特許庁に移管したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。	成31年度計画はない。	た資料と運営ノウハウ等は平成29年末をもって特許庁に移管したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。	
			<p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	〈特筆すべき取組または成果〉		

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
2	知的財産の権利取得・活用の支援		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂 2014（H26. 6. 24 閣議決定） ・知的財産推進計画 2014（H26. 7. 4 知的財産戦略本部決定） ・知的財産推進計画 2015（H27. 6. 19 知的財産戦略本部決定） ・知的財産推進計画 2016（H28. 5. 9 知的財産戦略本部決定） ・知的財産推進計画 2017（H29. 5. 16 知的財産戦略本部決定） ・知的財産推進計画 2018（H30. 6. 12 知的財産戦略本部決定） ・知的財産推進計画 2019（R 元. 6. 21 知的財産戦略本部決定） 	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第 11 条 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 五 工業所有権に関する相談に関すること。
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度： 高】</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の日本再興戦略における中堅・中小・ベンチャー企業の「稼ぐ力」の徹底強化、イノベーション・ベンチャーの創出等に、中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の戦略的活用支援の強化と知財マネジメント体制の確立支援等を通じて貢献するため、国等の中堅・中小・ベンチャー企業支援組織と連携して成功事例を創出・拡大していくことが重要であるため。 <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の日本再興戦略における科学技術イノベーションの推進に貢献するため、知的財産の戦略的権利化と産業活用を見据えたマネジメントを支援し、成功事例を創出・拡大していくことが重要であるため。 <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「知的財産推進計画 2015」において、「企業、大学、研究機関等の開放特許をインターネット上で一括して検索できる開放特許情報データベースを充実させる」とされたことを踏まえ、重要度を高く設定する。 <p>【難易度： 高】</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、重点的な支援によって事業成長が認められた中堅・中小・ベンチャー企業の事例を、4 年間という限られた期間内で創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人材の水準、資金調達等の要素が影響を及ぼすため、難易度が高い。 <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果指標の目標として掲げた「研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを 10 件以上」とするには、より優れた競合技術の出現、顧客が製品等に求めるコストまたは性能スペックの変更等の環境変化に影響を受けるため、難易度が高い。 	関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和元年度行政事業レビューシート 0383

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
地方創生に資するモデル的な中堅・中小・ベンチャー企業への重点支援【中期目標】	第四期中期目標期間で約100社選定し、その知財活動を重点的に支援	4年間で100社【中期目標】	24社 (24%)	累計65社 (65%)	累計130社 (130%)	累計154社 (154%)	予算額（千円）	5,546,838	5,838,858	5,644,932	5,742,395
知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者の合計実績値【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上【中期目標】	23,402件 ※第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%	19,638件 (84%)	19,108件 (82%)	20,474件 (87%)	19,444件 (83%)	決算額（千円）	4,960,076	5,564,414	5,425,278	5,439,190
同上【年度計画】	16,000件【28年度】 21,000件【29年度】 21,000件【30年度】 23,402件【令和元年度】	16,000件【28年度】 21,000件【29年度】 21,000件【30年度】 23,402件【元年度】	19,638件 (123%)	19,108件 (91%)	20,474件 (97%)	19,444件 (83%)	経常費用（千円）	4,960,076	5,488,171	5,729,362	5,713,687
特に、ベンチャー企業の合計実績値【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度に、第四期中期目標期間の初年度実績値の200%以上	4,458件 ※第四期中期目標期間の初年度実績値の200%	2,229件 ※基準年となるため達成率なし	2,332件 (52%)	3,519件 (79%)	5,251件 (118%)	経常利益（千円）	586,762	274,444	102,696	343,072
知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計数【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上【中期目標】	513,712件 ※第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%	502,783件 (98%)	484,816件 (94%)	612,322件 (119%)	631,358件 (123%)	行政サービス実施コスト（千円）	4,984,649	5,513,122	5,747,552	5,713,687
同上【年度計画】	380,000件【28年度】 460,000件【29年度】 490,000件【30年度】 513,712件【令和元年度】	380,000件【28年度】 460,000件【29年度】 490,000件【30年度】 513,712件	502,783件 (132%)	484,816件 (105%)	612,322件 (125%)	631,358件 (123%)	従事人員数	28人	32人	31人	27人

		【元年度】								
知財相談窓口支援件数【年度計画】	70,000 件以上【28 年度】 83,000 件以上【29 年度】 89,759 件以上【30 年度】 95,000 件以上【令和元年度】	70,000 件以上【28 年度】 83,000 件以上【29 年度】 89,759 件以上【30 年度】 95,000 件以上【元年度】	約 86,000 件 (123%)	95,257 件 (115%)	102,551 件 (114%)	107,067 件 (113%)				
相談支援窓口担当者等への研修回数【年度計画】	年間 2 回以上	2 回	3 回 (150%)	3 回 (150%)	3 回 (150%)	3 回 (150%)				
相談に対する回答期間【年度計画】	対面及び電話相談についてはその場で直ちに、文書、FAX 及びメールの相談に対しては受信後原則 1 開館日以内	-	・対面及び電話相談：全件 (25,090 件) に対し、即座に回答。 ・文書、FAX 及びメール相談：全件 (3,159 件) に対し 1 開館日以内に回答。 (100%)	・対面及び電話相談：全件 (27,151 件) に対し、即座に回答。 ・文書、FAX 及びメール相談：全件 (4,267 件) に対し 1 開館日以内に回答。 (100%)	・対面及び電話相談：全件 (26,354 件) に対し、即座に回答。 ・文書、FAX 及びメール相談：全件 (4,013 件) に対し 1 開館日以内に回答。 (100%)	・対面及び電話相談：全件 (24,450 件) に対し、即座に回答。 ・文書、FAX 及びメール相談：全件 (3,904 件) に対し 1 開館日以内に回答。 (100%)				
海外展開知財セミナーの開催回数【年度計画】	30 回以上	30 回	全国各地で 34 回開催 (113%)	INPIT 主催： 15 回 他機関主催： 47 回 合計： 62 回開催 (206%)	INPIT 主催： 18 回 他機関主催： 61 回 合計： 79 回開催 (263%)	INPIT 主催： 18 回 他機関主催： 50 回 合計： 68 回開催 (227%)				
職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則整備状況【中期目標】	職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小企業等の相談のうち、50%以上が規程等の整備を完了。	-	-	54% (108%)	職務発明取扱規程：70% (140%) 営業秘密管理規程：48% (96%)	職務発明取扱規程：70% (140%) 営業秘密管理規程：60% (120%)				
国内特許出願全体に占める中小企業の割合【中期目標】	国内特許出願全体に占める中小企業の割合を 15%	-	15.2% (101%)	15.3% (102%)	14.9% (99%)	16.1% (107%)				

重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャーのうち、事業成長が認められた事例【中期目標】	第四期中期目標期間中 20 件以上【中期目標】	20 件	1 件 (5%)	累計 29 件 (145%)	累計 43 件 (215%)	累計 56 件 (280%)
同上【年度計画】	年度末に 5 件【平成 28 年度】 年度末に 7 件【平成 29 年度】 年度末に 8 件【平成 30 年度】 年度末に 8 件【令和元年度】	5 件【28 年度】 7 件【29 年度】 8 件【30 年度】 8 件【元年度】	1 件 (20%)	28 件 (400%)	14 件 (175%)	13 件 (163%)
「派遣先選定・評価委員会」の活動評価【中期目標、年度計画】	「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例を、毎年度評価対象案件の 70% 以上	70%	・知財 PD : 92% (131%) ・産学連携知財 AD : 100% (143%)	・知財 PD : 100% (143%) ・産学連携知財 AD : 100% (143%)	・知財 PD : 100% (143%) ・産学連携知財 AD : 100% (143%)	・知財 PD : 100% (143%) ・産学連携知財 AD : 100% (143%)
知財 PD 及び産学連携知財 AD が支援したプロジェクトのうち公開可能な成果事例【中期目標】	第四期中期目標期間の期末までに 10 件以上を公開	10 件	1 件 (知財 PD : 1 件) (10%)	累積 11 件 (知財 PD : 1 件、産学連携 AD : 10 件) (110%)	累積 17 件 (知財 PD : 6 件、産学連携 AD : 11 件) (170%)	累積 23 件 (知財 PD : 10 件、産学連携 AD : 13 件) (230%)
知財 PD 及び産学連携知財 AD が支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクト【中期目標】	第四期中期目標期間の期末までに 10 件以上	10 件	14 件 (知財 PD : 7 件、産学連携 AD : 7 件) (140%)	累積 21 件 (知財 PD : 11 件、産学連携 AD : 10 件) (210%)	累積 28 件 (知財 PD : 15 件、産学連携 AD : 13 件) (280%)	累積 32 件 (知財 PD : 16 件、産学連携 AD : 16 件) (320%)
知財 PD と産学連携知財 AD に対する研修会の開催回数【中期計画】	毎年度 2 回以上開催	2 回	4 回	4 回	4 回	3 回
知財 PD を派遣したプロジェクト数【年度計画】	30 のプロジェクト	30 のプロジェクト	45 のプロジェクトに派遣 (150%)	39 のプロジェクトに派遣 (130%)	34 のプロジェクトに派遣 (113%)	39 のプロジェクトに派遣 (130%)
統括知財プロデューサーのプロジェクト訪問【年度計画】	15 のプロジェクト	15 のプロジェクト	16 のプロジェクトを訪問 (106%)	38 のプロジェクトを訪問 (250%)	28 のプロジェクトを訪問 (187%)	15 のプロジェクトを訪問 (100%)
開放特許情報 DB へのアクセ	第四期中期目標期間の最	316,462 件	199,263 件	299,705 件	303,860 件	318,326 件

ス件数【中期目標】	終年度に、第三期中期目標期間最終年度実績値の120%以上	※第三期中期目標期間最終年度実績値の120%	(63%)	(95%)	(96%)	(101%)
同上【年度計画】	第三期中期目標期間最終年度実績値の105%以上【29年度】 110%以上【30年度】 120%以上【令和元年度】	276,904件【29年度】 290,090件【30年度】 316,462件【元年度】	199,263件 ※28年度は目標無し	299,705件 (108%)	303,860件 (105%)	318,326件 (101%)
開放特許情報DBへの新規登録件数【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間最終年度実績値の120%以上	2,230件 ※第三期中期目標期間最終年度実績値の120%	2,103件 (94%)	2,507件 (112%)	2,458件 (110%)	2,640件 (118%)
同上【年度計画】	第三期中期目標期間最終年度実績値の105%以上【29年度】 110%以上【30年度】 120%以上【令和元年度】	1,951件【29年度】 2,044件【30年度】 2,230件【元年度】	2,103件 ※28年度は目標無し	2,507件 (128%)	2,458件 (120%)	2,640件 (118%)
新興国等知財情報データベースの利用件数【年度計画】	平成28年度実績値の105%以上【29年度】 110%以上【30年度】 120%以上【令和元年度】	3,301,406件【29年度】 3,458,616件【30年度】 3,773,035件【元年度】	3,144,196件 ※28年度は目標無し	4,797,971件 (145%)	6,208,999件 (180%)	6,180,193件 (164%)
地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等の開催【年度計画】	年度内に1回以上実施	1回	1回 (100%)	1回 (100%)	1回 (100%)	- ※新型コロナウイルス感染防止のため非開催
グローバル知財戦略フォーラムの開催実績【中期目標】	毎年度1回以上	1回	1回 (100%)	2回 (200%)	1回 (100%)	1回 (100%)
グローバル知財戦略フォーラムの参加者数【年度計画】	1,000名以上	1,000名	1,538名 (154%)	1,485名 (149%)	1,562名 (156%)	1,117名 (112%)
特に顕著な効果が認められる事例等を編纂した知財活用事例(電子版)【中期目標】	2年ごとにホームページ等で公開し、第四期中期目標期間中に40件以上作成	40件	- ※28年度は目標無し	17件 (43%)	累計36件 (90%)	累計52件 (130%)
知財活用事例(電子版)【年度計画】	特に顕著な効果が認められる事例10件程度含め公開可能な事例の公開件数	100件 (うち特に顕著な効果が認	- ※28年度は目標無し	253件 (253%) (うち特に顕	152件 (152%) (うち特に顕	140件 (140%) (うち特に顕

	100 件	められる事例 10 件)		著な効果が認められる事例 17 件 (170%)	著な効果が認められる事例 19 件 (190%)	著な効果が認められる事例 16 件 (160%)
--	-------	-----------------	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

※予算額、決算額は支出額を記載。

※行政サービス実施コスト：令和元年度は行政コストを記載。

※従業員数：平成 31 年 4 月時点の数字。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価 B										
<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>相談支援機能の強化、事業化支援機能の強化、海外展開時の知的財産の的確な保護と活用に関する支援の強化、新たな職務発明制度の導入に関連した諸規定類の整備や営業秘密の保護・活用に関する相談支援機能の強化、中小企業等を支援する諸機関との連携強化を進めることにより、知的財産の戦略的な権利化と活用に関する普及啓発と相談支援を展開し、全国の中堅・中小・ベンチャー企業の成長を促す取組を推進する。特に、日本再興戦略におけるローカル・アベノミクスの推進のため、経済産業局等との連携を強化して支援メニューの多様化と拡大を進め、地域発イノベーションを目指す中堅・中小・ベンチャー企業を対象に重点支援を行う。</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数の合計値 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上 [指標] 令和元年度の目標値は23,402件</p> <p>(2) サービス産業分野を含むベンチャー企業への支援 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第四期中期目標期間の初年度実績値の200%以上</p> <p>(3) 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ 検索利用件数の合計値 [指標] 令和元年度の目</p>	<p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>〈主な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 令和元年度目標に掲げられた知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の新規相談者及び新規支援者数については、目標値23,402件に対して、19,444件となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口の名称</th> <th>新規の相談支援件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47都道府県の知財総合支援窓口</td> <td>18,763件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>401件</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>280件</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>19,444件</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に知財総合支援窓口においては、以下のとおり取組を実施したが、相談支援件数や他の支援機関との連携件数の増加、重点的な支援への取組、支援メニューの多様化に伴うリソースの不足から、新規相談者及び新規支援者数全体の件数は目標未達となった。</p> <p>【新規相談者及び新規支援者数の獲得に向けた取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供した情報に基づく掘り起こし訪問の実施 ・特許出願企業リスト ・新規相談者発掘のための企業情報の調べ方(補助金関係) ・新規相談者発掘のための企業情報の調べ方(RESAS) ・地域別ポテンシャルマップ ・これまで各窓口で工夫し実施した新規相談者発掘のための取組例 ・商標出願企業リスト ・農業及び水産業普及指導員を対象とした研修の参加者名簿・さとふるHP(地域団体商標関係) ・研究開発型ベンチャーマップβ版 ・地域未来牽引企業選定企業リスト 	窓口の名称	新規の相談支援件数	47都道府県の知財総合支援窓口	18,763件	営業秘密・知財戦略相談窓口	401件	海外展開知財支援窓口	280件	総計	19,444件	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>○定量的指標については、基幹指標であるA(6)、B(2)を含め多数の指標で特筆すべき成果を上げたほか、概ね全ての指標において年度計画の目標を達成した。また、質的にも以下の各項目別の自己評価結果に示すように顕著な成果を実現した。以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1) 令和元年度計画の成果指標(アウトプット)として掲げた知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数については19,444件と、令和元年度計画の目標値23,402件に対して、未達となった。</p> <p>(2) ベンチャー企業の支援は、令和元年度は、5,251件の支援を実施し、平成28年度実績値の200%を達成した。</p> <p>(3) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ 検索利用件数の合計値が、年度計画の目標値513,712件に対し、実</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>令和元年度は、ほとんどの指標で所期の目標を達成したものの、1指標は目標未達となった。この点については、有識者からの発言(※)を踏まえ、質的成果があったと判断し、一段階評定を引上げ、「B」評定と判断した。</p> <p>具体的な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹指標である重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャーのうち、事業成長が認められた事例数について、実績値は13件であり、年度計画目標値(8件以上)を大きく上回った(達成度162.5%)。 ・基幹指標以外の指標のうち、知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数について、実績値は19,444件であり、年度計画目標値(23,402件以上)を下回った(達成度83.1%)。 ・「新規相談支援」のトレードオフの関係にある「継続支援」にも INPIT は重点を置いており、近畿統括本部(平成29年7月設立)による成果や、よろず支援拠点等において経営相談に応じる専門人材との連携活動を強化したことで、年々高いパフォーマンスを発揮している。 <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
窓口の名称	新規の相談支援件数															
47都道府県の知財総合支援窓口	18,763件															
営業秘密・知財戦略相談窓口	401件															
海外展開知財支援窓口	280件															
総計	19,444件															

			<p>標値は 513,712 件</p> <p>(4) 職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の相談のうち、50%以上が規程等の整備を完了する。 [指標]令和元年度は、職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則に関する相談等を受け付けた中堅・中小・ベンチャー企業の規程等の整備実績数をモニタリング指標としつつ、中期目標に掲げられた効果指標(アウトカム)の達成に向けて適切な業務管理を行ったか。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(5) 国内特許出願全体に占める中小企業の割合 [指標]第四期中期目標期間の期末までに 15%以上</p> <p>(6) 重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャー企業のフォローアップ調査において、事業成長上の効果が認められた事例 [指標]第四期中期目標期間中 20 件以上 ※【難易度: 高】 効果指標(アウトカム)の目標として掲げた、重点的な支援によって事業成長が認められた中堅・中小・ベンチャー企業の事例を、4 年間という限られた期間内で創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人</p>	<p>・林業試験研究機関名簿及び農業経営相談所名簿 ○地域ブロック単位連携会議で新規掘り起こしをテーマに議論された際の要点を取りまとめ、各窓口での取組の参考となるよう情報提供 ○農業普及指導員等及び水産業普及指導員研修にて窓口事業を紹介 ○都道府県林業関係試験研究機関場・所長会議にて窓口事業を紹介 ○林業普及指導員向け研修にて窓口事業を紹介</p> <p>② サービス産業分野を含むベンチャー企業への支援件数は、成果指標の基礎となる第四期中期目標の初年度である平成 28 年度の 2,229 件に比べ、令和元年度は 5,251 件であり、平成 28 年度実績値の 200%を達成した。</p> <p>③ 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の相談支援件数及び知財総合支援窓口ポータルサイト、産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトに掲載されている FAQ の閲覧利用件数の総計については、令和元年度の実績値は 631,358 件となり、令和元年度計画の目標値を達成した。</p> <p>④ 相談企業における整備状況は以下のとおり。</p> <p>【職務発明取扱規程や規則】 令和 2 年 1 月時点で、職務発明取扱規程や規則の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の相談のうち 70%が規程等の整備完了に至っており、令和元年度計画の目標値(50%)を達成した。</p> <p>【営業秘密管理規程や規則】 令和 2 年 1 月時点で、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の相談のうち 60%が規程等の整備完了に至っており、令和元年度計画の目標値(50%)を達成した。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>⑤ 令和元年における国内特許出願全体に占める中小企業の割合は 16.1%となった。</p> <p>⑥ 重点的な支援を受けた支援企業において、事業成長上の効果(新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等)が認められた事例の数については、令和元年度実績は 13 件となり、令和元年度計画の目標値(8 件)を達成した。</p>	<p>績値は 631,358 件と令和元年度計画の目標値を達成した。</p> <p>(4) 令和元年度はフォローアップ調査を実施したところ、職務発明取扱規程や規則については、73%、営業秘密管理規程や規則は、60%の中堅・中小・ベンチャー企業等が規程等の整備完了に至り、令和元年度計画の目標値(50%以上)を達成した。</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(5) 令和元年における国内特許出願全体に占める中小企業の割合は 16.1%となり、目標値の 15%を達成した。</p> <p>(6) 重点的な支援等を受けた支援企業において、事業成長上の効果(新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等)が認められた事例の数については 13 件となり、令和元年度計画の目標値(8 件)を達成した。</p>	<p><その他の事項> (経営に関する有識者からの発言) ・(※)近畿地域における海外展開等知財支援件数が対前年度8%増となるなど、平成29年7月に開設した近畿統括本部の成果が毎年出ている。高いパフォーマンスを発揮し続けていることは高く評価。 ・(※)知財総合支援窓口等の新規相談者及び新規支援者数は達成度83%とやや低いが、トレードオフの関係にある「継続支援」にも INPIT は重点を置いているため、一概にこの数字が低いとは言えない。 ・例えば、知財総合支援窓口等の業務委託など昨年度から市場化テストの導入をしているが、引き続き、適切な業務委託先なのか説明責任が果たせるよう、公平性の観点から契約を締結していくべき。</p>
--	--	--	---	---	--	--

<p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>公的資金が投入された産学官等研究開発プロジェクトに専門人材を派遣し、知的財産等の成果が円滑に産業化につながるように、的確な権利化と事業化戦略の構築を支援する。</p> <p>また、地方創生等の観点から、地方の中小規模大学において事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進し、また、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行い、産学連携プロジェクト発の事業を創出する。</p>			<p>材の水準、資金調達等の要素が影響を及ぼすため、難易度が高い。 [指標]令和元年度は8件以上</p> <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 外部有識者から構成される委員会での活動評価において、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例 [指標]毎年度評価対象案件の70%以上</p> <p>(2) 知財 PD 及び産学連携知財 AD 事業が支援したプロジェクトのうち、公開可能な成果事例 [指標]第四期中期目標期間の期末までに10以上公開 [指標]令和元年度は知財 PD 事業及び産学連携 AD 事業においては4程度を成果事例として公開</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(3) 第四期中期目標期間の期末までに、知財 PD 及び産学連携知財 AD が支援したプロジェクトのう</p>	<p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>〈主な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 知的財産プロデューサー(以下「知財 PD」という。)を計39のプロジェクトへ派遣し、研修を年度内に3回実施して知財 PD の支援の質の向上を図った結果、外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)による知財 PD の活動評価では、評価対象プロジェクトの全てについて「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価された。産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財 AD」という。)の活動評価においても、評価対象大学の全てについて「活動・取組が順調に進捗している」「おおむね順調に進捗している」との評価を得た。</p> <p>② 知財 PD 派遣事業では、公開可能な成果事例として経済効果(売り上げ等)が生まれた4事例を選定し、成果事例シートを作成し公開した。産学連携知財 AD 派遣事業については、公開可能な成果事例として、経済効果(売り上げ等)が生まれた1事例、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至った1事例の計2事例を支援事例集に掲載し公開した。以上により、令和元年度計画の目標値(4件程度)を達成した。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>③ 知財 PD の支援活動により、中期目標期間(4年間)の最終年度となる令和元年度までに、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれ始めたものが7件、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至ったプロジェクトが9件生み出された。</p>	<p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)において支援活動の評価を実施したところ、知財 PD の活動評価では、全件(100%)が「活動・取組が順調に進捗している」「おおむね順調に進捗している」と評価され、産学連携知財 AD の活動評価では、全件(100%)が「活動・取組が順調に進捗している」「おおむね順調に進捗している」と評価され、令和元年度計画の目標値(70%以上)を達成した。</p> <p>(2) 知財 PD 派遣事業では、公開可能な成果事例として4事例を選定し、成果事例シートを作成し関係者等に配布した。産学連携知財 AD 派遣事業では、公開可能な成果事例として2事例を支援事例集に掲載し関係者等に配布した。以上により、令和元年度計画の目標値(4件程度)を達成した。</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(3) 商品プロトタイプ製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェ</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システム、開放特許情報データベースや新興国等知財情報データバンク等の情報サービスインフラの整備と運用を行う。その際、サイバー攻撃に対して堅固なシステムとするとともに、ユーザーの利便性を向上させる。</p>			<p>ち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプ の製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクト [指標]10 件以上 ※【難易度:高】 効果指標の目標として掲げた「研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10 件以上」とするには、より優れた競合技術の出現、顧客が製品等に求めるコストまたは性能スペックの変更等の環境変化に影響を受けるため、難易度が高い。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(4) 知的財産プロデューサー派遣事業における支援プロジェクト数 [指標]30 以上</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 開放特許情報データベースへのアクセス件数及び新規登録件数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上</p>	<p>また、産学連携知財ADの支援活動により、令和元年度までに、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれ始めたものが9 件、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至ったプロジェクトが7 件生み出された。 以上をまとめると、商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトは、令和元年度末までに、知財PD 派遣事業で16 件、産学連携知財AD 派遣事業で16 件、総計では32 件となり、特に、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計 16 件となった。</p> <p>〈その他指標〉</p> <p>④ 令和元年度の知財 PD 派遣事業における支援プロジェクト数は、令和元年度計画の目標値(30 件以上)を超える39 件のプロジェクトに支援を実施した。</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈主な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 令和元年度の開放特許情報データベースへのアクセス件数(318,326 件)は第三期中期目標期間の最終年度実績値の120.6%の水準であり、令和元年度計画の目標値を達成した(対目標値101%)。</p> <p>また、令和元年度の新規登録件数(2,640 件)も、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し約142%の水準であり、令和元年度計画の目標値を達成した(対目標値118%)。</p>	<p>クトは、中期目標期間(4 年間)の最終年度となる令和元年度末までに、知財PD 派遣事業で16 件、産学連携知財AD 派遣事業で16 件、総計では32 件となり、特に、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計16 件となった。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(4) 知財 PD 派遣事業における支援プロジェクト数は39 件であり、令和元年度計画の目標値を超える支援を実施した。</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1) 令和元年度の開放特許情報データベースへのアクセス件数(318,326 件)は第三期中期目標期間の最終年度実績値の120.6%の水準であり、令和元年度計画の目標値を達成した(対目標値101%)。 また、令和元年度の新規登録件数(2,640 件)も、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、142%の水準であり、令和元年度計画の目標値</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>我が国の企業等における知財活用戦略の高度化に資する情報提供を進めるため、フォーラムの開催、特に顕著な効果が認められた知財活用事例の普及等を行う。</p>			<p>〈その他の指標〉</p> <p>(2)新興国等知財情報データベースの利用件数 [指標]平成 28 年度実績値の 120%以上</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)グローバル知財戦略フォーラムの開催回数、参加者数 [指標]各年度 1 回開催 [指標]令和元年度は、1000 名以上の参加者</p> <p>(2)特に顕著な効果が認められる事例等を編集した活用事例(電子版) [指標]40 件以上 [指標]令和元年度は特に顕著な効果が認められる事例 10 件程度を含め 100 件以上</p>	<p>〈その他の指標〉</p> <p>② コンテンツの充実、広報の拡大を進めたことにより、令和元年度の新興国等知財情報データベースの利用件数(総アクセス数)は、6,180,193 件となり、平成 28 年度実績値 3,144,196 件の 197%まで増加し、令和元年度計画の目標値を達成した(対目標値 164%)。</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① グローバル知財戦略フォーラムを 1 回開催し、参加者は 1,117 名であった。特別講演 2 件と 6 つのパネルセッションを設けたところ、全ての特別講演とパネルセッションにおいて、90%以上の参加者から「有意義な考え方や情報が多く得られた」「有意義な考え方や情報がある程度はあった」との回答があった。</p> <p>② 中小企業等における知財活用事例及び産学連携の成果活用事例については、情報・研修館が管理する知財ポータルサイトやホームページ等に、令和元年度は 140 件を超える事例を掲載し、うち特に顕著な効果が認められた事例は計 16 件であり、令和元年度計画の目標値を達成した。</p>	<p>を達成した(対目標値 118%)。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(2)コンテンツの充実、広報の拡大を進めたことにより、新興国等知財情報データベースの利用件数は平成 28 年度の実績値の 197%まで増加し、令和元年度計画の目標値を達成した(対目標値 164%)。</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)グローバル知財戦略フォーラムを年 1 回開催し、1,100 名を超える参加者を集め、令和元年度計画の目標値(1000 名以上)を達成した。また、参加者の 90%以上から、有意義なものであったと評価を受けた。</p> <p>(2)中小企業等における知財活用事例等について、令和元年度は 140 件(目標値 100 件以上)を超える事例をホームページ等へ掲載し、うち特に顕著な効果が認められた事例の掲載件数は 16 件(目標値 10 件以上)であり、令和元年度計画の目標値を達成した。</p>	
<p>A. 相談サービスの充実</p>	<p>A. 相談サービスの充実</p>	<p>A. 相談サービスの充実</p>				
<p>(1)相談窓口の設置・運用等</p> <p>＜地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口＞</p> <p>地域の知財相談の拠点として、全国47都道府県に知</p>	<p>(1)相談窓口の設置・運用等</p> <p>＜地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口＞</p> <p>① 全国47都道府県にワンストップサービスを提供</p>	<p>(1)相談窓口の設置・運用等</p> <p>＜地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口＞</p> <p>①特許庁の「地域知財活性化行動計画」(平成28年9</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>＜地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口＞</p> <p>(1)地域活性化行動計画に基づき決定された令和元</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>＜地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口＞</p> <p>① 情報・研修館では、特許庁の「地域知財活性化行動計画」(平成 28 年 9 月 26 日決定)を適切に実施するため、特許庁が本年度 2 回開催した「地域・中</p>		<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>＜地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口＞</p> <p>(1)令和元年度の中央レベルの KPI 及び都道府県レ</p>

的財産についてのワンストップサービスを提供する知財総合支援窓口を平成28年4月から設け、地域の中堅・中小・ベンチャー企業等からの知財相談を受け付け、的確な回答を提供する。

する知財総合支援窓口を設置する。

- ② 知財総合支援窓口に、中堅・中小・ベンチャー企業等からの多様な相談と支援に対応できる基本能力と基本知識をもつ相談支援担当者複数名配置する。
- ③ 相談支援担当者の相談対応力を向上するため、最新の知識、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力等を育成する研修会(2回/年度)への参加を義務づけ、ワンストップサービスの提供機能を強化する。

月26日決定)に基づき決定された平成31年度の中央レベルのKPI(相談件数:95,000件、専門人材による支援件数:15,000件、よろず支援拠点との連携件数:1,500件)、平成31年度の都道府県レベルのKPI(平成28年12月28日決定)及び都道府県の特色を踏まえた平成31年度までの目標(平成29年12月25日決定)を踏まえ、全国47都道府県に設置される知財総合支援窓口のサービス水準を質・量の両面にわたって向上する。

- ② 知財総合支援窓口には、中堅・中小・ベンチャー企業等からの多様な相談、支援に対応できるように、適正な数の相談支援担当者(以下「相談支援担当者等」という。)や弁理士・弁護士を配置、派遣し、中小企業等からの相談支援要請に応える。

- ③ 知財総合支援窓口の事業責任者の適切な業務マネジメント、相談支援担当者等のスキルアップのため、以下の会議や研修会を実施する。
 - ・窓口の事業責任者を対象として、窓口業務の総合的かつ適切な管理(例えば、窓口業務管理における基本原則、経費管理における基本原則、窓口の活動目標と目標達成のための業務マネジメント、窓口スタッフの業務及び労務マネジメント、情報・研修館への報告や連絡、業務遂行上で必要となる関係機関との連絡・調整等に関する事等)について、年度始めに事業責任者連絡会議を開催する。
 - ・窓口の相談支援担当者等を対象に、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上を図るための相談事例研究、経営をデザインする考え方等最新の知識の

年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIを踏まえて定めた、令和元年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIを達成するため、「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議」(年2回開催)等を通じ適切な業務マネジメントを行ったか。また、窓口のサービス水準を質・量の両面にわたって向上させたか。

- (2) 令和元年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIを達成できる環境整備を行ったか。

- (3) 知財総合支援窓口の事業責任者の適切な業務マネジメント、相談支援担当者(以下「相談支援担当者等」という。)や弁理士・弁護士を配置、派遣し、中小企業等からの相談支援要請に応える。

- ・窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識の提供、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上を図るための相談事例研究、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理等に関する研修会を開催したか。

- ・研修では、専門家や専門人材からの情報提供、窓口と専門家や専門人材との連携による取組事例の紹介、グループワークによる事例研究と意見交換の機会を研修会のプログラムに取り入れたか。

小企業の知財支援に関する連絡会議」においてKPIの項目別到達状況に関する中間報告をするとともに、項番②以下に示す取組により、窓口のサービス水準を質・量の両面にわたって向上させた結果、都道府県レベルのKPIを集計した中央レベルのKPIは、下に示すように、いずれも目標を大きく上回った。

項目	令和元年度 KPI(実績)	令和元年度 KPI(目標)
相談支援件数	107,067件	95,000件
専門人材による支援件数	16,898件	15,000件
よろず支援拠点との連携件数	2,615件	1,500件

- ② 令和元年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIの達成や多様な相談内容に対応するため、各知財総合支援窓口に適正な数の相談支援担当者等を確保するとともに、弁理士(月4回以上)・弁護士(月1回以上)を配置した。
- ③ 「窓口事業責任者連絡会議」等において、窓口事業の目標管理、優れた取組の共有、課題解決策の討議等の窓口業務マネジメントが適切に機能する取組を行った。

出席者	会議・研修会の名称	テーマ
全ての都道府県窓口の事業責任者 情報・研修館は、理事長、理事、センター長、窓口事業担当者	窓口事業責任者連絡会議(平成31年4月開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理における基本原則 ・窓口の活動目標と目標達成のための業務マネジメント ・窓口スタッフの業務及び労務マネジメント ・情報・研修館への報告や連絡、業務遂行上で必要となる関係機関との連絡・調整等に関する事 ・平成30年度の中央レベルと都道府県レベルのKPIの結果に関する詳細説明・と意見交換 ・窓口業務の総合的かつ適切な管理に関する意見交換
	ブロック単位連携会議(令和元年10~11月にかけて地域ブロックごとに順次開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度KPIの到達状況の中間報告・評価と意見交換 ・窓口からのマネジメント課題の聴取と意見交換 ・下半期の業務マネジメントに関する意見交換

また、知財総合支援窓口の相談支援担当者(以下「相談支援担当者等」という。)や弁理士・弁護士を配置、派遣し、中小企業等からの相談支援要請に応える。

出席者	研修会の名称	テーマ
全ての都道府県窓口の相談支援担当者	スタートアップ研修(平成31年4月に2グループに分けて開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・研修館の中小企業支援メニューイントラネットシステムマニュアル改訂について ・秘匿すべき情報の適切な管理

ベルのKPIを達成するため、「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議」(年2回開催)等を通じ適切な業務マネジメントを行った。また、窓口のサービスの質の向上を図るため、相談支援担当者研修において、サービス向上に資する研修内容を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

- (2) 令和元年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIを達成できる環境を整備するため、相談対応者の増員の措置を講じた。(主要な業務実績の項番②に記載)

- (3) 知財総合支援窓口の事業責任者を対象に、窓口業務の総合的かつ適切な管理について会議を開催し、事業責任者の適切な業務マネジメントを促した。
 - ・知財総合支援窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識、秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上を図るための研修会を年3回開催し、相談支援担当者の能力向上を図った。
 - ・知財総合支援窓口の相談支援担当者等の研修において、専門家や専門人材からの情報提供、窓口と専門人材との連携による取組事例の紹介、意見交換の機会を設けた。(主要な業務実績の項番③に記載)

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

専門性の高い相談や支援要請に応じる窓口として、「産業財産権相談窓口」(出願・権利化手続等の相談に対応)、「営業秘密・知財戦略相談窓口」(営業秘密管理と営業秘密流出・漏えい事案に対応)、「海外展開知財支援窓口」(海外展開における知的財産の保護と活用に関する事案に対応)を設置し、的確な回答や支援を提供する。

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- ① 情報・研修館に、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口を設置する。
- ② 情報・研修館に設置する上記窓口に、高度な知識、豊富な経験、柔軟な対応力をもつ相談担当者、知的財産戦略アドバイザー、海外知的財産プロデューサー、さらには弁護士等の専門家を配置する。

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- ① 情報・研修館に設置する、産業財産権の出願及び権利化の手続等に関する相談に応じる産業財産権相談窓口、営業秘密管理と営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に応じる営業秘密・知財戦略相談窓口、中小企業が海外展開する際の知的財産面でのリスク低減等の戦略に係る支援に応じる海外展開知財支援窓口、平成29年度に近畿統括本部に設置した知財戦略支援、営業秘密管理支援、海外展開支援等を担当する専門人材を配置する関西知財戦略支援専門窓口を活用して、地域の企業等支援サービスをさらに強化する。
- ② 情報・研修館に設置する産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口には、それぞれ

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- (1) 情報・研修館に設置される、従来から専門的な相談支援サービスを全国規模で展開してきた「産業財産権相談窓口」、「営業秘密・知財戦略相談窓口」及び「海外展開知財支援窓口」に加え、平成29年度に近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口を通じて、企業等支援サービスをさらに強化したか。
- (2) 情報・研修館に設置される各専門窓口には、企業からの相談支援要請に応えることができる適正な数の専門人材を配置し、さらに弁理士や弁護士による支援も受けられる体制を整備したか。

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- ① 情報・研修館に従来から設置されている「産業財産権相談窓口」、「営業秘密・知財戦略相談窓口」及び「海外展開知財支援窓口」に加え、平成29年度に近畿統括本部に設置された「関西知財戦略支援専門窓口」等を通じての企業等支援サービスにおいて、必要な体制を整え(②)専門性を維持・向上する研修を通じて、経営問題と深く関連する知的財産に関する専門性の高い各種相談への対応や高度な支援をさらに強化した。
- ② 各専門窓口における企業等からの相談件数、支援実施件数等に関する過去数年間の推移を参考にして専門性の高い相談支援人材の数について検討し、下に示すような人数の専門人材を配置した。

専門窓口の名称 (設置場所)	相談支援の形態	専門人材の配置数
産業財産権相談窓口 (東京)	窓口、電話、文書、FAX、電子メールによる相談等	常勤者 11名
営業秘密・知財戦略相談窓口 (東京)	電話相談、窓口での対面相談、出張訪問支援等	常勤者 5名(※)
海外展開知財支援窓口 (東京)	出張訪問支援、電話相談等	常勤者 6名
関西知財戦略支援専門窓口 (大阪)	出張訪問支援、電話相談等	常勤者 4名
		計 25名

※ 非常勤者であるが、必要なときに支援をする弁理士1名、弁護士1名を配置し、専門性の高い相談支援案件にも対応できる体制としている。

＜専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口＞

- (1) 情報・研修館に設置される、従来から専門的な相談支援サービスを全国規模で展開してきた「産業財産権相談窓口」、「営業秘密・知財戦略相談窓口」及び「海外展開知財支援窓口」に加え、平成29年度に近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口を通じて、個社訪問支援等のサービスをさらに強化した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 各専門窓口に配置する専門人材の必要数を検討し、適正な数の専門人材を配置するとともに、弁理士や弁護士による支援が受けられる体制も維持し、専門性の高い相談支援案件にも対応できるようにした。(主要な業務実績の項番②に記載)

情報・研修館は、理事長または理事、センター長、窓口事業担当者、専門窓口の担当者	相談支援担当者研修会(令和元年5～6月に2グループに分けて開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の知財関連施策等の提供 ・営業秘密管理に関する支援について不正競争防止法改正とデータ活用型ビジネスの相談対応について ・経営デザインシートについて ・グループ討議
	相談支援担当者研修会(令和元年10月に2グループに分けて開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の知財関連施策等の提供 ・新市場創造型標準化について ・改正意匠法について ・経営デザインシートを活用した支援事例 ・農水ビジネスと支援のポイント

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

情報・研修館はこれらの複数の窓口を総合的かつ一体的に管理し、個別の利用者の要望・要請へきめ細かく対応する等により、サービス水準の向上を図る。

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

- ① 情報・研修館の知財活用支援センターは、知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の統括的なマネジメントを実施し、利用者に対するサービス水準の向上を図る。
- ② 知財活用支援センターは、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則って、全ての窓口における相談又は支援の記録等を適切に管理する。
- ③ 知財活用支援センターは、各窓口に対する相談状況に関する月次報告等をもとに、各窓口のパフォーマンスを把握し、各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等の PDCA マネジメントを実施する。
- ④ 知財活用支援センターは、各窓口における相談受付データ等を分析し、相談内容の動向等についての分析結果等の特許庁や経済産業局と共有するとともに、相談が効果的な結果につながった事例を抽出し、フォローアップ調査の対象候補とする。
- ⑤ 知財活用支援センターは、全ての窓口が行う利用者アンケートの調査結果を分析し、随時、改善

れの業務が円滑に遂行できるように適正な数の専門人材を配置し、企業等からの相談支援要請に応える。さらに弁理士や弁護士による支援も受けられる体制とする。

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

- ① 知財活用支援センターは、センター長による統括的な業務マネジメントの下、知財総合支援窓口業務、産業財産権相談窓口業務、営業秘密・知財戦略相談窓口業務、海外展開知財支援窓口業務、関西知財戦略支援専門窓口業務間の連携強化を図り、シナジー効果の創出を促すことによりユーザーサービスの量的拡大及び質の向上を図る。
- ② 各窓口における相談又は支援の記録等を適切に管理するため、セキュリティ保護機能が一層強化された情報基盤システムを活用しながら個々の記録等が情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った取り扱い(例えば、機密性水準の適切な設定、設定された機密性に則った取扱等)となるよう、適切な業務管理を行う。
- ③ 産業財産権相談窓口に寄せられる電話、対面、メール、文書等の相談状況、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口の相談支援状況、知財総合支援窓口の月次報告、関西知財戦略支援専門窓口の相談支援状況等、各窓口から得られる情報を基に各窓口のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等の PDCA マネジメントを実施する。

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

- (1) 知財活用支援センターは、知財総合支援窓口業務、産業財産権相談窓口業務、営業秘密・知財戦略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務の間の連携強化、さらには平成 29 年度に設置された近畿統括本部傘下の関西知財戦略支援専門窓口業務との連携強化も図り、シナジー効果の創出を促すことによりユーザーサービスの量的拡大及び質の向上を図ったか。
- (2) 知財活用支援センター及び近畿統括本部は、窓口における相談又は支援の記録等が適切に管理されるよう、個々の記録の適正な管理を確実に実施するための業務管理を行ったか。
- ・知財活用支援センター及びその傘下の地域支援部は、情報統括監の統括的なマネジメントのもとに、47 都道府県の知財総合支援窓口の相談記録を一括して管理する情報管理システムの機能強化とセキュリティ保護機能の一層の強化を目的とする新たな情報管理システムを開発し、平成31年度期初からの当該システムの稼働に向け、必要な準備を行ったか。
- (3) 知財活用支援センターは、産業財産権相談窓口に寄せられる電話、対面、メール、文書等の相

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

- ① 知財活用支援センターは、47 道府県におく知財総合支援窓口と情報・研修館におく 4 つの専門相談支援窓口との間の相互シナジー効果を創出するため、知財総合支援窓口支援担当者研修への積極的な参加の要請や海外展開知財支援窓口と関西知財戦略支援専門窓口の合同報告会を開催するなど、窓口間の連携強化を図り、ユーザーサービスの量的拡大及び質の向上を図った。

令和元年度の主な実績は、下の表のとおりであり、特に、知財総合支援窓口から営業秘密・知財戦略相談窓口への紹介件数が平成 30 年度の約 1.4 倍となった。

相談支援案件の窓口間での紹介ルート(主なもの)	紹介件数
知財総合支援窓口 → 営業秘密・知財戦略相談窓口	426 件
知財総合支援窓口 → 海外展開知財支援窓口	171 件
産業財産権相談窓口 → 知財総合支援窓口	1,712 件
産業財産権相談窓口 → 営業秘密・知財戦略相談窓口 → 海外展開知財支援窓口	7 件

- ② 知財総合支援窓口では、企業からの相談を受けた際、企業が未公開技術情報や営業秘密に関する情報を開示するケースがあるため、相談内容の要点を記録するデータベースを、日常的な業務(メール、資料作成等)に使うネットワークと完全に分離して、インターネット接続しない閉域ネットワークにおいて管理を行うほか、付随する書類については施錠できる書庫に保管、または適宜裁断等による廃棄を行う等情報の適切な管理を行った。
- 産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略支援窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略支援専門窓口では、相談内容票(電子版も含む)は施錠できる書庫に保管する等の措置をとった。
- ・さらに、知財活用支援センターは、閉域ネットワーク内で安全に情報管理が行えるよう、機能・セキュリティを強化した新たな情報管理システムを必要な機器の調達及び運用テスト等を行った上で、平成 31 年度期初から稼働した。
- ③ 知財活用支援センターは、各窓口の相談支援件数及び FAQ 閲覧件数の目標値を設定し、月次データをモニタリングしてデータを共有することによって、目標達成型の PDCA マネジメントを実施した。近畿統括本部においても、定期的に関西知財戦略支援窓口の支援状況を共有することによって、進捗状況の管理を実施した。
- ④ 情報・研修館からは役員、センター長、窓口担当者が、特許庁からは中小企業戦略支援総合調整官、普及支援課長、関係担当者が参加する「地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会」等において、相談支援の動向及び四半期ごとに行う分析結果も特許庁と共有した。経済産業局の知的財産室長には、特許庁から必要に応じ、情報共有された。また、相談が効果的な結果につながった事例を抽出し、フォローアップ調査の

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

- (1) 知財活用支援センターは、知財総合支援窓口業務、産業財産権相談窓口業務、営業秘密・知財戦略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の連携強化、さらには平成 29 年度に設置された近畿統括本部傘下の関西知財戦略支援専門窓口業務との連携強化も図り、ユーザーサービスの量的拡大及び質の向上を図った。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 知財活用支援センター及び近畿統括本部は、情報セキュリティ監査を実施し、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った運用が確実に実施されているか、相談者の個人情報及び機密情報が適切に管理されているかについての確認を行った。
- ・知財総合支援窓口を所掌する知財活用支援センター及びその傘下の地域支援部は、47 都道府県の知財総合支援窓口の相談記録を一括して管理する情報管理システムについて、案件管理機能の強化及び入力作業の効率化を図り、システム改修を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (3) 知財活用支援センターは、各窓口の相談支援件数及び FAQ 閲覧件数の目標値を設定し、月次報

	<p>策を提示することにより、各窓口の機能改善等を促す。</p> <p>⑥ 知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者と経済産業局との密接な情報交換にもとづき、地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。</p>	<p>④ 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略支援専門窓口における相談支援状況等を四半期ごとに分析し、相談支援の動向等について特許庁や経済産業局等と分析結果等を共有する。</p> <p>⑤ 各窓口を所掌する部署が独自に実施する利用者アンケートまたは利用者ヒヤリングの結果を総合的に分析し、必要に応じて各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施する。</p> <p>⑥ 各地域に配置する地域ブロック担当者の活動報告等を通じて地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口等のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。</p>	<p>談状況、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口の相談支援状況、知財総合支援窓口の月次報告等、各窓口から得られる情報を基に各窓口のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等のPDCAマネジメントを実施したか。近畿統括本部においても、関西知財戦略支援窓口のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等のPDCAマネジメントを実施したか。</p> <p>(4) 知財活用支援センター及び近畿統括本部は、知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口における相談支援状況等を四半期ごとに分析し、相談支援の動向等について特許庁や経済産業局等と分析結果等を共有したか。</p> <p>(5) 知財活用支援センターは、各窓口を所掌する部署が独自に実施する利用者アンケートまたは利用者ヒヤリングの結果を総合的に分析し、必要に応じて各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施したか。</p> <p>(6) 知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者の活動報告を通じて地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口等のマネジメントを効果的かつ効率的に実施したか。</p>	<p>対象とした。</p> <p>⑤ 知財活用支援センターは、各窓口を所掌する部署がそれぞれ独自で実施する機能改善等に資するための利用者アンケートの調査分析を実施したところ、全ての窓口で相談回答または支援内容に対し「満足」または「有益」と回答した利用者は90%以上であった。</p> <p>⑥ 知財活用支援センターは、情報・研修館が各地域ブロックに配置する地域ブロック担当者を集めた連絡会議(月1回程度)を開催し、地域ブロック担当者から知財総合支援窓口の活動状況・課題等に関する報告を受け、改善課題については、地域ブロック担当者を通じて、知財総合支援窓口に示す等のマネジメントを実施した。</p> <p>また、上期及び下期における支援担当者研修の際に、経済産業局補助金事業やミラサポ採択企業の検索方法等、知財総合支援窓口の新規相談者開拓に役立つ情報を提供したほか7地域で開催された地域ブロック単位連携会議において各窓口における新規掘り起こしに係る取組例を紹介。その他、情報・研修館から各窓口に対し継続的にメッセージの発信などを行い、各窓口へ更なる取組の検討を促した。</p>	<p>告を共有することによって、進捗状況の管理を実施した。</p> <p>また、近畿統括本部においても、定期的に関西知財戦略支援窓口の支援状況を共有することによって、進捗状況の管理を実施した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 相談支援状況を1四半期ごとに分析し、「地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会」等において、相談支援の動向等について特許庁等と分析結果等を共有した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 各窓口を所掌する部署がそれぞれ実施する機能改善等に資するための利用者アンケートの調査分析を実施し、その結果、全ての窓口で相談回答または支援内容に対し「満足」または「有益」と回答した利用者は90%以上であった。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> <p>(6) 情報・研修館が各地域ブロックに配置する地域ブロック担当者を集めた連絡会議(月1回程度)を開催し、各地域ブロックの知財総合支援窓口の実情等を的確に把握するとともに、地域ブロック担当者を介して各窓口に対する適切な業務マネジメント、各地域の企業情報等、新規相談者の掘り起こしをはじめとした、知財総合支援窓口の業務にかかる有用情報の提供等を実施した。(主要な業務実績の項番⑥に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組としては、知財総合支援窓口の活動に関連する統計データと情報・研修館での分析結果等を活用した窓口事業責任者連絡会議の開催、窓口支援担当者のスキルアップ研修の開催、情報・研修館による47都道府県 		

- 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

の知財総合支援窓口に対する適切なマネジメント、情報・研修館が各地域ブロックに配置する地域ブロック担当者による窓口への助言や有用情報の提供、情報・研修館が設置する4つの専門窓口との連携強化等の取組を強化したこと等が挙げられる。

これらの取組を的確に実施したことにより、特許庁が定めた「地域知財活性化行動計画」の中央レベル KPI(令和元年度までの達成目標)についても、平成 29 年度、平成 30 年度に引き続き、令和元年度においても、大きく上回る水準で達成した。

項目	令和元年度 KPI(実績)	令和元年度 KPI(目標)
相談支援件数	107,067 件	95,000 件
専門人材による支援件数	16,898 件	15,000 件
よろず支援拠点との連携件数	2,615 件	1,500 件

これらの取組は、相談支援の量的拡大(相談支援件数)のみならず、「専門的な支援(専門人材による支援件数)、知財を切り口とした経営的な支援(よろず支援拠点との連携件数)」による、企業等へのサービスの質的向上にもつながった。

<p>(2)窓口等の相談支援機能の強化</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>情報・研修館の各窓口が軸となって、経済産業局をはじめとする地域の各種機関、団体の協力を得て、地域のニーズを踏まえた知的財産に関する各種レベルのセミナーを開催するとともに、ポータルサイトの充実や成功事例等の公表、及び訪問型の活動の強化等によって、知的財産の権利取得や活用に新たに取り組もうとする中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。その際、特許庁及び経済産業局と相談支援に関する現状などを相互に情報共有しつつ、効果的かつ効率的なすそ野拡大活動を実現する。</p>	<p>(2)窓口等の相談支援機能の強化</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>① 知財活用支援センターは、各窓口と経済産業局との連携、さらには地方自治体、商工団体、金融機関等の協力を得て、知的財産活用に関するセミナーを開催する。</p> <p>② 知財活用支援センターは、ポータルサイト等の充実、成功事例等の公表と普及活動等によって、知的財産の権利化や活用に新たに取り組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。</p> <p>③ 知財総合支援窓口においては、企業訪問による御用聞き等を実施することにより、知的財産の権利化や活用に新たに取り組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。</p>	<p>(2)窓口等の相談支援機能の強化</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>① 営業秘密管理や海外展開における知財活用等に関するセミナー等の実施において、各地域の経済産業局等との連携、さらには地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力が得られるよう、適切なマネジメントを行う。また、他の企業等支援機関（例えば、独立行政法人中小企業基盤整備機構や独立行政法人日本貿易振興機構等）が主催するセミナーでの講師派遣要請に対しても可能な限り要請に応じる。</p> <p>② 知的財産相談・支援ポータルサイトで提供する情報を充実させるため、有用なコンテンツを順次追加する。また、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略支援専門窓口の支援事例の中から、効果が認められる支援事例候補の抽出作業を四半期ごとに行い、公開可能なものについては支援事例の形に取りまとめ、新たに知財活動及び営業秘密管理等に取り組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしに活用する。</p> <p>・企業等において知財部門に新しく配属された者などの初心者等を対象として、知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策等も分かりやすく説明する初心者向け説明会（平成29年度から情報・研修館と特許庁が共催で実施）を全国47都道府県において開催する。</p> <p>③ 新たに知的財産の権利取</p>	<p><評価の視点></p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>(1) 知財活用支援センターは、傘下の知財戦略部が実施計画を作成する営業秘密管理や海外展開における知財活用等に関するセミナー等の実施において、各地域の経済産業局等や近畿統括本部との連携、さらには地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力が得られるよう、適切なマネジメントを行ったか。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構や独立行政法人日本貿易振興機構等が主催するセミナーの講師派遣要請に対して、可能な限り要請に応えたか。</p> <p>(2) 知財活用支援センターは、知的財産相談・支援ポータルサイトで提供する情報の充実を図るため、有用なコンテンツを順次追加したか。また、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略支援専門窓口の支援事例の中から、効果が認められる支援事例候補の抽出作業を四半期ごとに行い、公開可能なものについては支援事例の形に取りまとめ、新たに知財活動及び営業秘密管理等に取り組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしに活用したか。</p> <p>・ 知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策や地域におけるサービス等を分かりやすく丁寧に説明する初心者向け説明会を特許庁等と共催で全国</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>① 知財活用支援センターは、経済産業局との連携、地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力も得て、情報・研修館主催のセミナー等の計画を策定し、全国の主要都市で計30回実施した。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構や独立行政法人日本貿易振興機構等が主催するセミナーへの講師派遣依頼に対し、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門家（知的財産戦略アドバイザー）や海外展開知財支援窓口の専門家（海外知的財産プロデューサー）を講師として派遣し、派遣回数は、計67（知的財産戦略アドバイザー17＋海外知的財産プロデューサー50）回に及んだ。</p> <p>・ 知財活用支援センターは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構等が主催する以下のイベントにおいてブース出展し、支援事例と併せて支援メニュー等を適切かつ効果的に発信することによって、中堅・中小・ベンチャー企業や他の支援機関の参考資料として活用できるようにし、すそ野の拡大を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1448 930 2270 1522"> <thead> <tr> <th>イベントの名称</th> <th>主催者</th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノベーション・ジャパン 2019</td> <td>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)</td> <td>令和元年 8月29・30日</td> </tr> <tr> <td>エコテクノ 2019</td> <td>福岡県 北九州市 (公財)北九州観光コンベンション協会</td> <td>令和元年 10月9～11日</td> </tr> <tr> <td>しんきんフェア静岡 2019</td> <td>しずおか焼津信用金庫</td> <td>令和元年 10月29日</td> </tr> <tr> <td>新価値創造展 2019</td> <td>独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)</td> <td>令和元年 11月27～29日</td> </tr> <tr> <td>群馬ワールドビジネスフェスタ</td> <td>独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)群馬貿易情報センター</td> <td>令和元年 12月9～10日</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 知的財産相談・支援ポータルサイトのコンテンツの見直し・改訂・充実プランを上半期に策定し、順次コンテンツの改訂等を進めた。</p> <p>また、具体的には営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の支援事例の抽出作業を行い、公開可能な支援事例をコンテンツ化してポータルサイト等に掲載した。令和元年度に公開した支援事例は計6件、教材・資料の公開件数は計3件であった。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1942 2270 1984"> <thead> <tr> <th>サイト名</th> <th>支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	イベントの名称	主催者	開催日	イノベーション・ジャパン 2019	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)	令和元年 8月29・30日	エコテクノ 2019	福岡県 北九州市 (公財)北九州観光コンベンション協会	令和元年 10月9～11日	しんきんフェア静岡 2019	しずおか焼津信用金庫	令和元年 10月29日	新価値創造展 2019	独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)	令和元年 11月27～29日	群馬ワールドビジネスフェスタ	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)群馬貿易情報センター	令和元年 12月9～10日	サイト名	支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数			<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化></p> <p>(1) 知財活用支援センターは、経済産業局との連携、地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力も得て、情報・研修館主催のセミナー等の計画を策定し、全国の主要都市で計30回実施した。</p> <p>また、他機関主催の知的財産活用に関するセミナーや講演会等に、知的財産戦略アドバイザーを17回、海外知的財産プロデューサーを50回、講師として派遣した。</p> <p>さらに関係機関が主催するイベントに5回参加した。（主要な業務実績の項番①に記載）</p> <p>(2) 産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトにおけるFAQ等の掲載内容の見直し・改訂・充実プランを策定し、実施した。</p> <p>営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口では支援事例等を抽出し、とりまとめた。</p> <p>・「知的財産権制度説明会（初心者向け）」を特許庁等と共催で、全国47都道府県において61回開催し、計8,331名の参加者があった。（主要な業務実績の項番②に記載）</p> <p>(3) 知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実した。</p> <p>知財総合支援窓口が積極的に取り組む中小企業等の相談発掘活動をモニターして適宜横展開を図るなど適切なマネジメント</p>
イベントの名称	主催者	開催日																									
イノベーション・ジャパン 2019	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)	令和元年 8月29・30日																									
エコテクノ 2019	福岡県 北九州市 (公財)北九州観光コンベンション協会	令和元年 10月9～11日																									
しんきんフェア静岡 2019	しずおか焼津信用金庫	令和元年 10月29日																									
新価値創造展 2019	独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)	令和元年 11月27～29日																									
群馬ワールドビジネスフェスタ	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)群馬貿易情報センター	令和元年 12月9～10日																									
サイト名	支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数																										

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

先行文献調査等に関する相談に対しては、調査方法や調査結果の分析法に関する指導を適切に実施し、相談者の知的財産に関する基本的な知識と能力を高めるように努める。

出願手続等に関する相談に対しては、相談回答例を随時データベースに蓄積して相談担当者が共有できる体制にするとともに、相談担当者の知識・能力水準を不断に向上させるための研修やCS研修等を実施する。対面又は電話によるものはその場で、電子メール等の文書によるものに対しては原則1開館日以内に、的確な回答を提供する。

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

① 先行文献調査等に関する相談に対しては、相談者とともに J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査結果の分析法に関する指導を適切に行うことにより、相談者の知的財産に関する基本的な知識と能力を高めるように努めつつ、適切な助言を行う。

② 出願手続等に関する相談に対しては、迅速かつ的確な回答が求められるため、相談回答例を随時データベースに蓄積して産業財産権相談窓口の各相談担当者が共有するとともに、相談担当者の知識・能力水準を不断に向上させるための研修やCS研修等を実施す

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

① 産業財産権相談窓口に寄せられる出願・権利化に関する相談のうち、先行技術文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPatを用いた調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有することにより、全ての相談担当者が適切な助言や指導を行えるようにする。

② 産業財産権相談窓口に寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、逐次、情報・研修館が管理する相談データベースに蓄積し、それを産業財産権相談窓口の相談担当者が共有することにより、迅速かつ的確な回答ができるようにす

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

(1) 産業財産権相談窓口に寄せられる出願・権利化に関する相談のうち、先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPatを用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有することにより、全ての相談担当者が適切な助言や指導を行ったか。

(2) 産業財産権相談窓口に寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、逐次、情報・研修館が管理する相談データベースに蓄積し、それを産業財産権相談窓口の相談担当者が共有することにより、迅速かつ的確な回答ができる

得と活用に取り組む中小企業等を拡大するため、知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実する。特に、中小企業からの相談頻度が高い相談のFAQ欄への掲載、支援成果事例の充実を進める。さらに、相談企業の発掘が特に重要と判断される知財総合支援窓口については、個別企業訪問による相談発掘活動にも取り組むこととし、訪問企業数と新規相談企業数を活動モニタリング指標として、中小企業等の相談発掘活動を適切にマネジメントする。

47都道府県において開催したか。

(3) 知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実するとともに、特に、中小企業からの相談頻度が高い相談のFAQ欄への掲載、支援成果事例の充実を進めたか。

相談発掘が特に重要とされる知財総合支援窓口については、訪問企業数と新規相談企業数を活動モニタリング指標とし、中小企業等の相談発掘活動を適切にマネジメントしたか。

	支援事例等の抽出	支援事例の取りまとめと公開
知的財産相談・支援ポータルサイト(営業秘密・知財戦略)	5件の支援事例候補を抽出	5月:支援事例4件を公開 3月:eラーニング教材1編を更新
知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)	1件の支援事例候補を抽出 2件の教材・資料の作成計画を策定	3月:支援事例1件を公開 3月:eラーニング教材2編を公開

・ 「知的財産権制度説明会(初心者向け)」を特許庁と共催の形で開催することとなり、令和元年5月下旬から9月中旬にかけて、全国47都道府県において計61回開催した。本説明会の参加者は、計8,331名であった。(説明会参加者へのアンケート調査では本説明会全般における満足度は95%を超える高評価を得ることができ、また参加者のうち約85%が初めての参加であり、新たな知財人材の拡大につながった。)

③ 知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実し、支援事例を累計で821件掲載するとともに、職務発明規定の整備に関するFAQの掲載等を進めた。

また、中小企業等の相談発掘活動については、以下のような取組を積極的に行った結果、新規相談企業数は18,763件となった。

知財総合支援窓口において新規相談者及び新規支援者数の獲得に向けた活動((P)追って今年度実績に差し替え)
<情報・研修館から知財総合支援窓口への情報提供>
<農林水産分野(食品)における普及活動>
<その他機関との連携による普及活動>

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

① 産業財産権相談窓口に寄せられる先行文献調査等に関する相談に対しては、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有し、全ての相談担当者が適切な助言・指導ができるようにした。特に一番相談の多い商標の相談については J-PlatPat の商標検索用ガイドを用いて説明するとともに PC 操作をする等、相談者の理解が深まるよう指導の仕方を統一した。

② 産業財産権相談窓口に寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、相談データベースに蓄積し、全ての相談担当者が相談内容を共有して、迅速かつ的確な回答ができるようにした。産業財産権相談窓口の相談担当者は、情報・研修館が実施するCS研修に出席するとともに、相談担当者勉強会を計86回開催して相談対応力の向上を図った。なお、産業財産権相談窓口に寄せられた相談の件数は以下のとおり。

相談の形態	相談件数
窓口での対面相談	5,523件
電話による相談	18,927件
文書による相談	329件
FAXによる相談	2,709件
電子メールによる相談	866件
計	28,354件

特に、電話対応力に特化したCS研修を実施し、電話対応力向上を図った。

を実施した結果、新規相談企業数の実績値は、18,763件となった。(主要な業務 実績の項番③に記載)

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

(1) 産業財産権相談窓口に寄せられる先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を使った調査方法等について助言・指導を行うとともに、調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有して、全ての相談担当者が適切な助言・指導ができるようにした。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 相談内容を相談データベースに蓄積して、相談内容の情報共有を図り、相談担当者による迅速な回答ができるようにした。また、CS研修への参加、勉強会(86回開催)への参加等によって、相談担当者の相談対応力を向

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

知的財産分野や中小企業の知財支援に精通した弁理士、弁護士等やデザイン専門家等の各種専門家を知財総合支援窓口や中小企業等に派遣する体制を整備し、全国の知財総合支援窓口へ寄せられる高度な相談や支援要請に対応する。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

① 知財総合支援窓口へ寄せられる知的財産の戦略的な活用等に関する相談に対応するため、当該分野に精通した専門家（弁理士、弁護士、中小企業診断士等）を派遣するなど、窓口の相談対応力を補強する。

② 意匠活用方針、ブランド構築方針等のデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザイン専門家等を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業からの相談への対応力を強化する。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

① 中堅・中小・ベンチャー企業等が相談支援内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるよう、知財総合支援窓口へ専門家（弁理士、弁護士）を配置する。また、地域の中小企業等から知財総合支援窓口へ寄せられる相談のうち、同窓口の相談支援担当者等と窓口の配置専門家だけでは相談支援対応が困難な相談に対応できるよう、あらかじめ登録している派遣専門家（弁理士、弁護士、中小企業診断士等）を知財総合支援窓口へ派遣し、地域の中小企業等の支援要請に応える。

② 意匠活用方針、ブランド構築方針等のデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザインやブランド等の専門家を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの相談への対応力を強化する。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

(1) 知財総合支援窓口へ弁理士を月4回以上、弁護士を月1回以上配置するとともに、登録専門家（弁理士、弁護士、中小企業診断士等）を派遣し、地域企業等の支援要請に応えたか。

(2) 知財総合支援窓口へデザインやブランド等の専門家を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの相談への対応力を強化したか。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

① 中堅・中小・ベンチャー企業等が相談支援内容に応じて専門家の支援を仰げるよう、全国の知財総合支援窓口へ弁理士を月4回以上、弁護士を月1回以上配置した。また、窓口の支援担当者や配置専門家だけでは対応が困難なケースに対応できるようにするため、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家等の専門家をあらかじめ登録し、これらの登録専門家を派遣して地域企業等の支援要請に応えた。

専門家	配置及び派遣による支援件数
配置弁理士 登録弁理士	配置による件数： 7,378 件 派遣による件数： 5,093 件 計：12,471 件
配置弁護士 登録弁護士	配置による件数： 1,116 件 派遣による件数： 677 件 計： 1,793 件
中小企業診断士	派遣件数： 372 件
デザイン専門家(意匠・商標)	派遣件数： 770 件
その他	派遣件数： 1,492 件
支援件数の合計値	16,898 件

弁理士の支援内容内訳

る。
③ 出願手続等に関する対面又は電話による相談に対してはその場で、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に的確な回答を提供し、顧客満足度の向上を図る。

る。また、相談担当者に対してはCS研修の受講を義務づけるとともに、特許庁の出願及び権利化に関する関連部署との連携のもとに随時実施する勉強会や各種説明会等への参加によって、相談担当者の相談対応力と知識の向上を図る。

③ 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度の向上を図る。

ようにしたか。
また、産業財産権相談窓口の相談担当者はCS研修を受講するとともに、特許庁の出願及び権利化に関する関連部署との連携のもとに随時実施する勉強会や各種説明会等への参加等によって、相談対応力と知識の向上を図ったか。

(3) 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度が向上したか。

③ 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持した。これらの取組によって、引き続き高い顧客満足度を得た。

令和元年度顧客アンケート調査結果の概要	
相談員の接客態度	98.6%
相談員の言葉遣い	98.1%
相談員の対応内容	97.6%

上させた。（主要な業務実績の項番②に記載）

(3) 相談に対する回答は令和元年度計画に掲げた期限内に相談者に回答し、引き続き高い顧客満足度を得た。（主要な業務実績の項番③に記載）

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

(1) 全国の知財総合支援窓口へ弁理士を月4回以上、弁護士を月1回以上配置して専門的な相談に対応するとともに、登録専門家を派遣し地域企業等からの支援要請に対応した。（主要な業務実績の項番①に記載）

(2) 意匠の活用方針やデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザインやブランド等の専門家を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの支援要請に対して、デザイン・ブランド専門家を派遣した。（主要な業務実績の項番①、②に記載）

＜新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化＞

新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する相談に対しては、知財総合支援窓口で相談を受け付け、弁護士等の専門家派遣体制を構築・運用する等の機能強化を図り、適切な回答や支援を提供する。

＜新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化＞

- ① 知財総合支援窓口で受け付ける新たな職務発明制度に関連する社内規程の整備等に関する相談に対しては、弁護士等の専門家を派遣する等により適切な回答等を提供し、支援強化を図る。
- ② 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、フォローアップ調査によって規程等の整備状況を把握する。

＜新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化＞

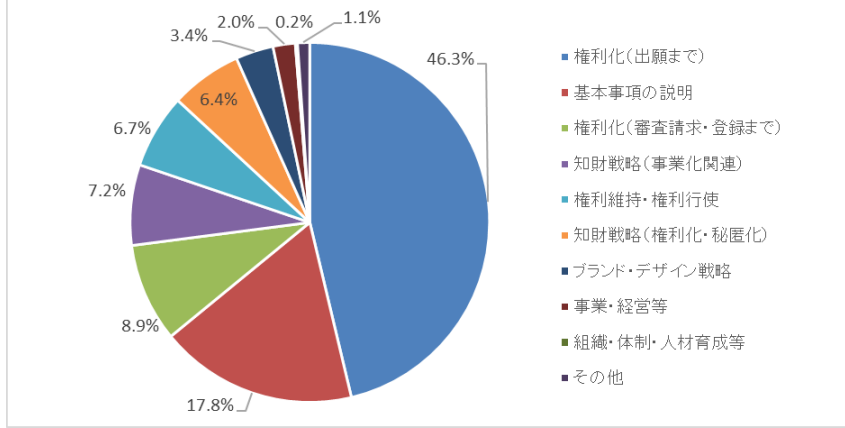
- ① 地域の中小企業等における職務発明取扱規程等の整備を促進するため、企業からの要請に応じて弁護士等による支援も提供するなど、規程整備に至るまでの一貫した支援を実施する。
- ② 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、平成31年度中にフォローアップを行い、相談対応や支援要請に応じた企業における規程整備状況を把握する。

＜新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化＞

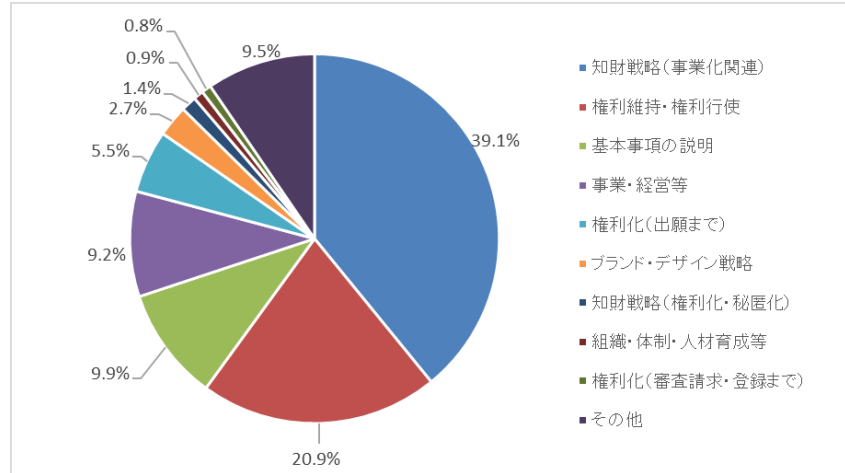
- (1) 職務発明取扱規程整備のメリットが十分に伝わるよう工夫した広報を強化したか。また、企業からの要請に応じて弁護士等による支援も提供するなど、規程整備に至るまでの一貫した支援を実施したか。
- (2) 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、令和元年度中にフォローアップを行い、社内規程等の整備状況を把握したか。

＜新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化＞

- ① 令和元年度は、企業訪問時に弁護士等による規程整備支援を継続的に行った。また、知財ポータルにおいて職務発明規程整備に関するFAQを追加し、さらに、令和2年1月には、再度フォローアップを実施し、整備状況の把握及び弁護士等による規程整備に至るまでの一貫した支援を行った。
- ② 令和2年1月に、職務発明規程の整備状況の把握を目的としたフォローアップを実施し、規程の整備状況を把握するとともに、規程の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業に必要な支援を行った。



弁護士の支援内容内訳



＜新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化＞

- (1) 職務発明規程の整備に関するFAQを追加し広報を強化した。また、フォローアップなどで規程整備に至るまで弁護士等による一貫した支援を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、フォローアップを実施し、社内規程等の整備状況を把握するとともに、規程整備を支援した。(主要な業務実績の項番②に記載)

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

営業秘密情報の保護・活用体制の構築に関する相談、特許化／秘匿化等の知財戦略に関する相談等に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口で相談を受け付け、知的財産戦略アドバイザー、弁護士、弁理士が的確な回答や支援を提供する。

また、営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門人材及び弁護士が対応し、事案によっては、独立行政法人情報処理推進機構又は警察庁と連携する。同窓口の活動状況等については、営業秘密官民フォーラム等を通じて公開し、営業秘密の流出や漏えいの再発防止を図る。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ① 営業秘密の管理体制整備と営業秘密流出・漏えい事案等に関する専門的な相談については、営業秘密・知財戦略相談窓口で受け付け、「企業における秘密情報の保護・活用ハンドブック」(経済産業省)等を活用しながら、同窓口の知的財産戦略アドバイザーと弁護士、弁理士が的確な回答を提供する。
- ② 営業秘密流出・漏えい事案に関する相談については、事案の内容によっては相談者の意向を踏まえ、独立行政法人情報処理推進機構又は警察庁へ必要な情報を取り次ぎ、相談者が独立行政法人情報処理推進機構／警察庁への相談を行いやすくなるように支援する。
- ③ 営業秘密・知財戦略相談窓口での相談受付動向等については、営業秘密官民フォーラム等において情報を提供し、最新情報を業界団体等と共有することによって、企業等における営業秘密漏えいの未然防止に役立つ。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ① 営業秘密・知財戦略相談窓口は、不正競争防止法で保護される営業秘密の管理体制の構築、知的財産の特許化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援、営業秘密の漏えい事案等に関する相談等の掘り起こし、相談内容に応じた適切な回答と支援を行う。このため、知財総合支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口と営業秘密・知財戦略相談窓口の連携体制を強化する。
 - ・中小企業等における営業秘密管理体制の整備においては、規程等整備に取り組む企業数と規程等の整備企業数を活動モニタリング指標とし、営業秘密管理体制の整備支援を着実に進める。
 - ・知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援においては、当該企業の事業戦略とリスク対応戦略等を踏まえた適切な助言と支援を行うこととし、中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、必要に応じ出張相談対応等のハンズオン支援も行う。
 - ・相談窓口である知財総合支援窓口へ寄せられる営業秘密に関する相談のうち、高い専門性を必要としない相談に対しては知財総合支援窓口で対応できるよう、知財総合支援窓口の相談支援担当者等に対する研修機会を設け、地方での啓発や相談掘り起こし活動における知財総合支援窓口との連携活動を強化する。なお、各四半期末に知財総合支援窓口で応じた営業秘密に関する相談の内容を精査し、専門的な支援が必要な案件については、知財

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

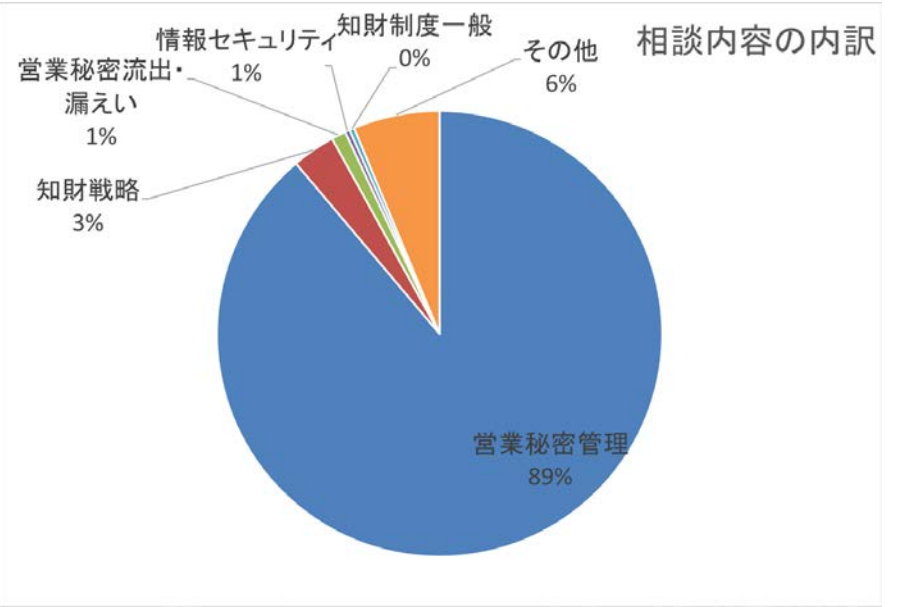
- (1) 営業秘密・知財戦略相談窓口は、知財総合支援窓口での営業秘密に関連する相談の掘り起こし等に役立つ資料を作成して配布したか。知財総合支援窓口と営業秘密・知財戦略相談窓口の連携体制を強化したか。また、近畿統括本部の関西知財戦略支援専門窓口においても専門人材を配置し、企業における営業秘密の適切な管理体制を構築等の支援を実施したか。
- (2) 営業秘密管理規程の整備支援強化期間を令和元年度下期に設定し、期間中の規程整備取組企業数と整備企業数を活動モニタリング指標とし、規程整備支援を着実に進めたか。
- (3) 中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も拡大したか。
- (4) 知財総合支援窓口へ寄せられる営業秘密に関する相談のうち、高い専門性を必要としない相談に対しては知財総合支援窓口で対応できるよう、知財総合支援窓口の相談支援担当者等に対する研修機会を設け、知財総合支援窓口との連携活動を強化したか。また、知財活用支援センターにおいて、各四半期末に知財総合支援窓口で応じた営業秘密に関する相談の内容を精査し、専門的な支援が必要な案件については、営業秘密・知財戦略相談窓口の

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ① 営業秘密等に関する相談は、窓口対面相談、電話相談、出張訪問相談の3つの形態で対応しているが、令和元年度も前年度に引き続いて出張訪問相談が最多であった。

年度	窓口対面相談件数	電話相談件数	出張相談件数	総件数
平成 27 年度	43 件	158 件	49 件	250 件
平成 28 年度	49 件	111 件	290 件	450 件
平成 29 年度	33 件	98 件	299 件	430 件
平成 30 年度	55 件	72 件	539 件	666 件
令和元年度	76 件	101 件	648 件	825 件

令和元年度の営業秘密・知財戦略相談窓口での相談内容の内訳は、下記のとおり。



- ・平成 29 年 7 月に開設した近畿統括本部に関西知財戦略支援専門窓口を設置し、知財戦略エキスパート 4 名を配置し、近畿地域の企業の営業秘密管理体制構築支援は、関西知財戦略支援専門窓口にも当たさせた。
- ② 知財総合支援窓口との協力のもと、連携を強化することにより、強化期間のみならず年度を通じて管理規程整備等の重要性についての啓発資料を用いた広報活動を展開するとともに、具体的な体制整備の支援を実施した。
 - ③ 営業秘密・知財戦略相談窓口では、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせなどの知財戦略に関する相談も受け付けるとともに、中小企業等における営業秘密管理規程の整備から営業秘密管理体制の構築・運用に関するハンズオン支援を、平成 28 年度下期から本格的に開始した。令和元年度にハンズオン支援を受けた企業は計 61 社であった。
 - ④ 知財総合支援窓口との連携活動を進めるため、知財総合支援窓口での啓発活動で利用する資料を提供するとともに、知財総合支援窓口の全ての相談支援担当者を対象に、営業秘密管理等に関する研修を行った。そうした取組等の結果、令和元年度の営業秘密・知財戦略相談窓口における相談支援活動での知財総合支援窓口との連携が 441 件になるなど、効果が現れ

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

- (1) 営業秘密・知財戦略相談窓口は、営業秘密に関連する相談の掘り起こし等に役立つパンフレットを作成して、知財総合支援窓口と協力して営業秘密管理についての普及啓発や体制整備支援を進めつつ、営業秘密に関する専門性の高い相談を受け付け支援した。
 - ・平成 29 年 7 月に開設した近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口に関西知財戦略エキスパート 4 名を配置し、近畿地域の企業からの営業秘密管理体制構築支援は主として関西知財戦略支援専門窓口が行う体制とした。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 知財総合支援窓口との連携を強化することにより、強化期間のみならず年度を通じて管理規程整備等の重要性についての啓発資料を用いた広報活動を展開するとともに、具体的な体制整備の支援を実施した。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (3) 中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も活用した。(主要な業務実績の項番③に記載)
- (4) 営業秘密・知財戦略相談窓口のスタッフ及び知的財産戦略アドバイザー等は、知財総合支援窓口の相談支援担当者に対する研修会で講師等として情報を提供し、知財総合支援窓口による相談案

<p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>海外展開に伴って生じる知的財産に関連する課題への支援要請に対しては、海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサー等の専門人材による支援を提供する。 また、海外知的財産プロ</p>	<p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>① 国内とは異なる法制度と商慣行をもつ新興国等への海外展開を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等からの支援要請に対し、海外での豊富な知財経験をもつ海外知的財産プロデューサーを派遣し、</p>	<p>総合支援窓口と協力しつつ、営業秘密・知財戦略相談窓口または関西知財戦略支援専門窓口の相談支援対象とし、専門性の高い支援を提供する。 ・中堅・中小・ベンチャー企業等が保有し秘匿管理している先端技術等が国外に漏えいすることを防止するため、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザーと、海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーや関西知財戦略支援専門窓口の知財戦略エキスパートとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する。 ・不正競争防止法の平成30年度改正を踏まえ、データの利活用に係る相談に対応する。</p> <p>②営業情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、管理された営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、営業秘密・知財戦略相談窓口が取り扱うこととし、独立行政法人情報処理推進機構や警察庁と緊密に連携して的確かつ迅速な相談対応を行う。</p> <p>③営業秘密に関する全ての相談について、種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供することにより、官民をあげた営業秘密保護に関する取組に貢献する。</p>	<p>相談支援対象とし、専門性の高い支援を提供したか。</p> <p>(5)中堅・中小・ベンチャー企業等が保有し秘匿管理している先端技術等が国外に漏えいすることを防止するため、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化したか。</p> <p>(6)営業情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構、警察庁との連携を強化し、的確かつ迅速な相談対応を行ったか。</p> <p>(7)窓口に寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供したか。</p> <p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>(1)海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、海外展開を目指す中小企業等に対し、海外展開における知財戦略の策定、新興国企業等との知財契約締結に係る方針、技術ノウハウ</p>	<p>た。</p> <p>⑤ 知的財産戦略アドバイザーと海外知的財産プロデューサーとの合同セミナーを開催(5回)する等の連携促進の取組を進めた。</p> <p>⑥ 営業情報の窃取については、情報・研修館主催のセミナー等への警察庁からの講師招聘(7回)、情報処理推進機構からの講師招聘(2回)も含め、連携強化を進めた。 警察と連携を行った営業秘密の窃取事案(従業者や外部者による窃取等)の相談が1件あり、適切に対応した。</p> <p>⑦ 令和元年6月10日に開催された営業秘密官民フォーラムにおいて、相談事例や窓口相談案件の分析結果等の情報を提供した。</p> <p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>① 海外展開知財支援窓口では、全国各地の海外展開を目指す中小企業等の知的財産権活用、海外ビジネスにおける知財面のリスク低減等を含む戦略面の支援を実施した。 海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口の両窓口が分担・協力して、全国の海外展開を目指す中小企業等の支援を展開した。</p> <p>② 適切な数の専門人材を海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口に配置し(計10名の専門人材(海外展開知財支援窓口に6名、関西</p>	<p>件の掘り起こし活動を促した結果、両窓口間の連携取組が441件となった。また、営業秘密・知財戦略相談窓口では、知財総合支援窓口と協力しつつ、全国各地でセミナーを18回開催し、セミナー終了後に参加者からの個別相談も受け付けるなど、きめ細かな対応も行った。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5)営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する取組を展開した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> <p>(6)営業秘密情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構、警察庁との連携を強化し、的確かつ迅速な相談対応を行った。(主要な業務実績の項番⑥に記載)</p> <p>(7)窓口に寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供した。(主要な業務実績の項番⑦に記載)</p> <p><海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化></p> <p>(1)海外展開知財支援窓口では、海外展開を目指す中小企業の多様な課題の解決のための支援を行った。 近畿統括本部に設置した関西知財戦略支援専門窓口においても専門人材</p>
---	--	--	---	--	--

デューサーを増員するなど支援体制を強化するとともに、海外展開に伴う知的財産に関連した事案等を紹介するセミナー等の開催、ポータルサイト等の充実等を通じて、海外展開に関心を持つ中堅・中小・ベンチャー企業等への支援の拡大にも努める。

支援を行う。
② 海外知的財産プロデューサーを増員し、同プロデューサーを補佐する海外知的財産アドバイザーとともに、個々の中堅・中小・ベンチャー企業等の海外展開における知財戦略策定、知財契約、秘密管理、模倣品対策等の支援を強化する。

③ 海外展開知財セミナー等の開催、ポータルサイトでの情報提供の充実、海外展開支援施策の普及等により、海外展開支援のすそ野拡大を図る。

由して受け付ける支援要請に対し、海外知的財産プロデューサーや知財戦略エキスパートを支援要請企業に派遣し、知財面からの支援(例えば、海外展開における知財戦略の策定、新興国企業等との知財契約締結に係る方針、技術ノウハウ等の機密情報の適切な管理、海外市場における模倣品対策等の支援等)を行う。

② 平成31年度は、600件以上の支援が行えるよう、必要に応じて専門人材を増員し、中堅・中小・ベンチャー企業等の実情に即した支援を強化する。

③ 海外展開知財セミナーの開催等により全国で30回以上セミナーを実施するとともに、知的財産相談・支援ポータルサイトにおける情報提供を充実すること、知財総合支援窓口等との連携を強化することにより、海外展開支援のすそ野拡大を図る。また、知財総合支援窓口のみならず、経済産業局等、地方自治体、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携を強化して海外展開支援を必要とする中堅・中小・ベンチャー企業等を発掘する。

等の機密情報の適切な管理、海外市場における模倣品対策等の支援を適切に行ったか。

(2) 令和元年度中に600件以上の支援が行えるよう、東京と大阪に適切な数の専門人材を配置し、海外展開を目指す中小企業等の支援を拡大できる体制を構築したか。

(3) 海外展開知財セミナー等を全国で30回以上開催したか。知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)における情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化等により、海外展開支援のすそ野拡大が図られたか。また、経済産業局、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携を強化し、海外展開支援を必要とする中堅・中小・ベンチャー企業等を発掘したか。

知財戦略支援専門窓口(4名)を配置)、企業集積が高い関東・甲信越地域、近畿地域を中心に全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等の海外展開に係る知財面の支援を強化した。令和元年度の地域別の支援企業数と支援回数は以下のとおり。

企業所在地域	支援企業数	複数回支援を行った企業数	支援回数
北海道地域	10社	2社	15回
東北地域	23社	3社	29回
関東・甲信越地域	90社	25社	139回
中部地域	32社	6社	44回
近畿地域	127社	49社	230回
中国地域	49社	14社	80回
四国地域	25社	4社	31回
九州・沖縄地域	24社	8社	51回
計	380社	111社	619回

(注) 支援回数は前年度比81%。

③ 令和元年度は、情報・研修館主催及び他機関主催セミナーへの講師派遣等の回数が68回となり、令和元年度計画の目標値(全国で30回以上)の2倍を越えた。地域別のセミナー回数は以下のとおり。

開催地	情報・研修館主催セミナーの開催回数	他機関主催セミナーへの講師派遣回数	計
北海道地域	1回	2回	3回
東北地域	2回	6回	8回
関東・甲信越地域	7回	10回	17回
中部地域	1回	7回	8回
近畿地域	2回	0回	2回
中国地域	1回	5回	6回
四国地域	2回	11回	13回
九州・沖縄地域	2回	9回	11回
計	18回	50回	68回

知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)における情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化を進め、海外展開支援のすそ野拡大を図った結果、新規の支援企業は280社となった。地域の経済産業局、自治体及びその関連機関、地域金融機関との連携活動(セミナー講師派遣と企業支援における連携回数)は、それぞれ、22件、20件、1件となり、各地域で海外展開支援を必要としている中堅・中小・ベンチャー企業等の発掘に貢献した。

<中小企業等支援機関との連携強化>

情報・研修館の各窓口は、他の中小企業等の支援拠点、特に中小企業庁が各都道府県に設置している「よろず支援拠点」や独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置している「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化する。具体的には、各窓口の専門性を横断的に必要とする場合には、各窓口が連携・相互

<中小企業等支援機関との連携強化>

① 中堅・中小・ベンチャー企業等の経営相談窓口として中小企業庁が各都道府県に設置する「よろず支援拠点」、海外展開の総合相談窓口として独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化するため、セミナー等での講師の相

<中小企業等支援機関との連携強化>

① よろず支援拠点と知財総合支援窓口との連携を一層推進するため、中小企業庁等が実施するセミナーと情報・研修館が実施するセミナー等での講師の相互派遣等を実施するとともに、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとのKPIに対する実績値を各四半期末にモニターし、適切なマネジメ

<中小企業等支援機関との連携強化>

(1) 「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口との連携を強化するため、中小企業庁等が実施するセミナーと情報・研修館が実施するセミナー等での講師の相互派遣等を一層推進するとともに、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとのKPIに対する実績値を各四半期末にモニターし、適切なマ

<中小企業等支援機関との連携強化>

① 中小企業からの経営相談に対して総合的・先進的経営アドバイスを行う「よろず支援拠点」(各都道府県に設置)と情報・研修館が設置する知財総合支援窓口の連携強化のため、各都道府県レベルで関係機関が参加する連携会議の開催や、よろず支援拠点のチーフコーディネーターに変更があった17県への直接訪問などの連携活動の促進を図りつつ、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとの実績値を各四半期末にモニターして適切なマネジメントを行ったところ、都道府県レベルで「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口の連携が拡大し、連携支援件数は前年度比で112%に増加した。独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する海外展開の総合相談窓口と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との相互利用拡大を図った。連携支援の拡大を目指して、令和元年度は、セミナー等におけ

を配置し、海外展開を目指す中小企業等に対して知財面からの支援を実施した(主要な業務実績の項番①及に記載)

(2) 計10名の海外展開支援を担当する専門人材が、海外展開を目指す中小企業等の支援を拡大できる体制を構築した結果、支援件数は619件となり、令和元年度計画の目標値600件を上回った。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 海外知的財産プロデューサーによる海外展開知財セミナー等を68回開催(令和元年度計画の目標値30回の227%)した。知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)における情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化を進め、海外展開支援のすそ野拡大を図った。経済産業局、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携活動は拡大し、各地域で海外展開支援を必要としている中堅・中小・ベンチャー企業等の発掘に貢献した。(主要な業務実績の項番③に記載)

<中小企業等支援機関との連携強化>

(1) セミナー等における講師の相互派遣、各都道府県レベルでの関係強化を図り、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとの実績値を各四半期末にモニターして適切なマネジメントを行ったところ、よろず支援拠点との連携件数が前年度比112%に増加した。海外展開の総合相談窓

<p>補完して顧客を“つなぐ”ことにより、顧客ニーズに即したサービスを提供するとともに、よろず支援拠点と各窓口がそれぞれ実施している担当者研修に相互に講師を派遣する等の連携も強化する。</p> <p>また、独立行政法人日本貿易振興機構など海外進出企業の支援を行う諸機関と相互に機能補完ができる支援を行う等の連携を強化するとともに、日本弁理士会や弁護士知財ネット等の知的財産に関する専門家組織とも連携を強化する。</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p>	<p>互派遣等を一層推進するとともに、相談対応における各窓口の相互利用を推進する。</p> <p>② 海外展開知財支援窓口と在外日系企業支援等を行う独立行政法人日本貿易振興機構の機能は相互補完関係にあり、それぞれの特徴を活かす連携を強め、中堅・中小・ベンチャー企業等の事業発展に資する支援を行うとともに、地域の農政局の知的財産総合相談窓口との連携を進める。</p> <p>③ 事業戦略にリンクした効果的な知財戦略、知的財産権や営業秘密の効果的な活用、デザイン・ブランド戦略の効果的な展開等の支援には、日本弁理士会や弁護士知財ネット等の知的財産に関する専門家組織との協力が効果的であるため、これら組織との連携強化のための意見交換等を定期的実施する。</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p>	<p>ントを行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する海外展開の総合相談窓口と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との相互利用を推進する。さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部及び地域本部の海外展開支援担当及び専門家との連携を強め、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進する。</p> <p>②情報・研修館の海外展開知財支援窓口と独立行政法人日本貿易振興機構との連携を強化するため、情報交換、支援における相互協力、セミナー等での講師の相互派遣等を推進する。また、海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強めることにより、海外展開を目指す中堅・中小企業の支援を量と質の両面から強化する。</p> <p>・農林水産省との情報交換や意見交換を定期的に行い、地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するため、知財総合支援窓口と農政局窓口双方の研修等での講師の相互派遣等を実施し、相談対応における窓口の相互利用を推進する。</p> <p>③日本弁理士会、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)、中小企業支援機関等との情報交換と意見交換を定期的実施して支援人材間の連携強化を図ることにより、中小企業等の多様な相談に対する対応力を強化する。</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p>	<p>ネジメントを行ったか。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する海外展開の総合相談窓口と「知財総合支援窓口」及び「海外展開知財支援窓口」との相互利用を推進したか。</p> <p>さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部及び地域本部の海外展開支援担当及び専門家との連携を強化するため、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進したか。</p> <p>(2)情報・研修館海外展開知財支援窓口及び独立行政法人日本貿易振興機構の両機関における支援事例に関する情報交換、セミナー等での講師の相互派遣等を推進したか。</p> <p>海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強めることにより、海外展開を目指す中堅・中小企業の支援を量と質の両面から強化したか。</p> <p>・地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するため、知財総合支援窓口と農政局窓口双方の研修等での講師の相互派遣等を推進するとともに、相談対応における窓口の相互利用を推進したか。</p> <p>(3)日本弁理士会、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)、中小企業支援機関等との情報交換と連携強化を進めたか。</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p>	<p>る講師等の相互派遣の拡大を進めた。(海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化の項番②に記載)</p> <p>② 海外展開知財支援窓口では、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が主催するセミナーへの講師派遣を15回(昨年度11回)行い、また、JETROが事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」に参加する機関として、同コンソーシアムのコンシェルジュ等から紹介された6社(昨年度7社)に対し支援を行うなど連携を強めた。</p> <p>・各県の農業普及指導員や水産業普及指導員が参加する会議や研修会において知財総合支援窓口担当者が窓口事業の説明や、地方農政局との意見交換をする機会が拡大し、地域の農商工分野における協力・連携体制の構築が進んだ。</p> <p>③ 令和元年度は、日本弁理士会とは計5回、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)とは計1回の意見交換会を開催し、知財総合支援窓口の配置専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った。</p> <p>また、中小企業基盤整備機構が設置する、よろず支援拠点と知財総合支援窓口の連携強化のため、各都道府県レベルで関係機関が参加する連携会議を開催しつつ、意見交換を行いセミナー等における講師等の相互派遣の拡大と連携強化を進めた。</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p>	<p>口と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との連携支援の拡大を目指して、セミナー等における講師の相互派遣の拡大を進めた。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)海外展開知財支援窓口では、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)主催セミナーへの講師派遣を15回行い、また、JETROが事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家(コンシェルジュ)から紹介された6社に対し支援を行うなど連携を強めた。</p> <p>さらに、地域の農商工分野における協力・連携体制の構築を進めた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換会を定期的に行い、窓口の支援内容の改善・向上を図るとともに、中小企業基盤整備機構が設置する、よろず支援拠点と知財総合支援窓口の連携強化のため、各都道府県レベルで関係機関が参加する連携会議を開催しつつ、意見交換を行いセミナー等における講師等の相互派遣の拡大と連携強化を進めた。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p><情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進></p>
---	---	--	--	---	---

統合的な相談ポータルサイトを構築・提供し、その利用促進のための広報等の取組を進める。また、ポータルサイト中に「よくある質問と回答(FAQ)」を設け、掲載項目数を逐次増加させる。

- ① 中堅・中小・ベンチャー企業等の相談者の課題に応える手段として、相談ポータルサイトを平成29年度中に刷新して新たなポータルサイトを構築し、利用者に対する情報提供サービスを拡充する。
- ② 相談ポータルサイトでは、利用者がいつでもどこでも検索して適切な回答が得られるように、FAQの掲載項目数を逐次増やす。
- ③ 相談ポータルサイトの利用状況を定期的に把握し、相談ポータルサイトの利用促進のための広報等の取組も進め、利用者と相談窓口の両者にとって効率的な課題解決手段を提供する。
- ④ 相談ポータルサイトに対するサイバー攻撃を監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、重大なインシデントに対しても適切に対応する。
- ⑤ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、相談ポータルサイトに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編集と普及>

情報・研修館の各窓口の利用者のフォローアップ調査を実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を収集・公開し、中堅・中小・ベンチャー企業が知財活動に関心を持つ契機として利用する。また、中堅・中小・ベンチャー企業の

- <窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編集と普及>
- ① 窓口利用者のフォローアップ調査を実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を調査する。
 - ② 特に効果的な事例については、窓口利用者の了解の下に事例集として編

- ① 知的財産相談・支援ポータルサイトで提供する情報を充実させるため、コンテンツを順次追加する。
- ② 知的財産相談・支援ポータルサイトに掲載されている産業財産権相談窓口「寄せられる「よくある質問と回答(FAQ)」の利用者が増えていることを踏まえ、FAQの項目増と状況の変化を踏まえた内容の改訂等を計画的に進めていく。
- ③ 知的財産相談・支援ポータルサイトの利用状況を定期的に分析し、利用者の閲覧が多い分野の情報についてはコンテンツのさらなる拡充を図る。
- ④ 知的財産相談・支援ポータルサイトのデータ改ざん等を狙うサイバー攻撃を監視するとともに、予期せぬ重大なインシデントに対しては迅速かつ適切な措置を講じることにより、ユーザーサービスの中断等が最小限になるようにする。
- ⑤ 独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する警告や注意喚起情報に迅速に対応する。

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編集と普及>

- ① 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略支援専門窓口のそれぞれにおいて、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例を第2四半期と第4四

- (1) 知的財産相談・支援ポータルサイトで提供する情報を充実させるため、コンテンツを順次追加したか。
- (2) 知的財産相談・支援ポータルサイト等のFAQの項目増及び状況の変化を踏まえた内容の改訂等について、必要に応じ実施したか。
- (3) 知的財産相談・支援ポータルサイトの利用状況を定期的に分析し、利用者の閲覧が多い分野の情報について、さらなる充実を図ったか。
- (4) 知的財産相談・支援ポータルサイトのデータ改ざん等を狙うサイバー攻撃を監視するとともに、予期せぬ重大なインシデントに対しては迅速かつ適切な措置を講じることにより、ユーザーサービスの中断等が最小限になるよう努めたか。
- (5) 独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する警告や注意喚起情報に迅速に対応したか。

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編集と普及>

- (1) 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略専門窓口のそれぞれにおいて、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例を抽出し、必要に応じて利用者のフォローアップ

- ① 知的財産相談・支援ポータルサイトについて、以下のようにコンテンツの充実を進めた。(以下の表は再掲)

サイト名	支援事例や教材・資料等の抽出及び公開件数	
	支援事例等の抽出	支援事例の取りまとめと公開
知的財産相談・支援ポータルサイト(営業秘密・知財戦略)	5件の支援事例候補を抽出	5月:支援事例 5件を公開 3月:eラーニング教材 1編を更新
知的財産相談・支援ポータルサイト(海外展開の知財支援)	1件の支援事例候補を抽出 2件の教材・資料の作成計画を策定	3月:支援事例1件を公開 3月:eラーニング教材 2編を公開

- ② 知的財産相談・支援ポータルサイトに掲載されてきたFAQについて、修正が必要と認知されたFAQは、適宜、修正して公開するとともに、最近増えている相談の中から利用者にとって役立つものは、新たなFAQとして追加した。

具体的には、知的財産相談・支援ポータルサイトの産業財産権について質問の多い新たなFAQを10件追加掲載した。
- ③ 知的財産相談・支援ポータルサイトの利用状況を定期的に分析し、利用者の多い分野については内容の充実を図ることを検討した。その結果、上述のとおり以下の対応を行った。
・産業財産権について質問の多い新たなFAQを10件追加した。
・営業秘密・知財戦略相談窓口について、支援事例を5件、eラーニング教材1編を公開した。
・海外展開知財支援窓口について、支援事例1件、eラーニング教材2編を公開した。
- ④ サイバー攻撃への監視は継続的に行っている。重大インシデント発生時のシミュレーションを行い、インシデント発生時の対応シナリオをシステムの管理運営事業者に共有した。
- ⑤ システムの管理運営事業者に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する情報を常時閲覧させ、情報を的確に把握したうえで迅速に対応するよう指示している。令和元年度は緊急対策が必要な事象はなかった。

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編集と普及>

- ① 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、関西知財戦略支援専門窓口のそれぞれにおいて、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例を抽出し、フォローアップ調査を実施した。
- ② 事業展開におけるステップアップや事業上の具体効果が認められた事案については企業ヒヤリングやインタビューを行い、公開可能な事案については事例を公開した。

窓口の名称	公開した事例の件数
-------	-----------

- (1) 知的財産相談・支援ポータルサイトの情報コンテンツの充実のため、令和元年度は順次コンテンツを充実した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 修正が必要と認知されたFAQは、適宜、修正して公開するとともに、新たなFAQも追加した。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (3) 知的財産相談・支援ポータルサイトの利用状況を定期的に分析し、利用者の閲覧が多い分野の情報についてさらなる充実を図った。(主要な業務実績の項番③に記載)
- (4) サイバー攻撃への監視は継続的に行った。(主要な業務実績の項番④に記載)
- (5) システムの管理運営事業者に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する情報を常時閲覧させ、情報を的確に把握したうえで迅速に対応するよう指示している。令和元年度は緊急対策が必要な事象はなかった。(主要な業務実績の項番⑤に記載)

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編集と普及>

- (1) 各窓口において利用者のフォローアップ調査を行い、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例を調査・抽出した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 事業展開におけるステ

<p>窓口利用による事業成長への効果も調査する。</p>	<p>纂し、中堅・中小・ベンチャー企業の知財活動促進の普及に利用する。</p>	<p>半期に抽出し、必要に応じフォローアップ調査を実施する。</p> <p>②事業展開におけるステップアップや事業上の具体効果が認められた事例については、それぞれの窓口において、企業へのヒヤリング・インタビューなどを平成31年度下半期中に実施し、事例集として取りまとめ、優れた事例にあっては当該企業の同意の下、積極的にPRする。</p>	<p>ブ調査を実施したか。</p> <p>(2)事業展開におけるステップアップや事業上の具体効果が認められた事例については、各窓口それぞれにおいて、企業へのヒヤリング・インタビューなどを令和元年度下半期中に実施し、効果的な事例として取りまとめ、公開したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>知財総合支援窓口</td> <td>企業が公開可としたもの:142件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>企業が公開可としたもの:5件</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>企業が公開可としたもの:1件</td> </tr> </table>	知財総合支援窓口	企業が公開可としたもの:142件	営業秘密・知財戦略相談窓口	企業が公開可としたもの:5件	海外展開知財支援窓口	企業が公開可としたもの:1件	<p>アップや事業上の具体効果が認められた事例について、企業へのヒヤリングを実施し、効果的な事例のうち、企業が公開可とした事案を公開し、他企業の参考になるようにした。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
知財総合支援窓口	企業が公開可としたもの:142件											
営業秘密・知財戦略相談窓口	企業が公開可としたもの:5件											
海外展開知財支援窓口	企業が公開可としたもの:1件											
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の相談支援件数及び知財総合支援窓口ポータルサイト、産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトに掲載されているFAQの閲覧利用件数の総計は、令和元年度及び中期目標の目標値513,712件に対し、実績値は631,358件となり、令和元年度目標及び中期目標を大きく上回った(123%の達成率)。(再掲)</p>								
<p>(3)地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援</p> <p>〈経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援〉</p> <p>全国8カ所の各地域ブロックに情報・研修館の地域ブロック担当者等を配置し、経済産業局及び知財総合支援窓口と密接な情報共有と連携強化を図り、他の支援機関とも連携し、地方創生に資するモデル的な中堅・中小・ベンチャー企業を第四期中期目標期間で約100社選定し、その知財活動を重点的に支援する。</p>	<p>(3)地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援</p> <p>〈経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援〉</p> <p>①各地域ブロックでの情報・研修館の企業等支援体制を強化するため、経済産業局との密接な情報交換と連携強化を図る。</p> <p>②地域において地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業の知財活動を重点的に支援する。</p> <p>③重点的な支援を受ける地域の中堅・中小・ベンチャー企業の支援内容に対する満足度調査を行う。</p>	<p>(3)地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援</p> <p>〈経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援〉</p> <p>①事業成長ポテンシャルを秘めた、地域の中堅・中小・ベンチャー企業を主たる対象に、当該企業が描く事業成長シナリオの実現に係る知財面からの重点的な支援(例えば、事業成長シナリオの実現に資する戦略的な権利化シナリオの策定支援、海外展開に伴う知財戦略策定支援、標準化戦略の策定における知財情報の分析支援等)を行う。平成31年度は、概ね40社を対象として重点的な支援を行う。</p> <p>・中小企業等における権利化を支援するため、出願前の研究開発段階、審査請求前の段階等において必要となる先行技術文献</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援〉</p> <p>(1)事業成長ポテンシャルを秘めた、地域の中堅・中小・ベンチャー企業を主たる対象に、知財面からの重点的な支援を、令和元年度は概ね40社行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階、審査請求前の段階等において必要となる先行文献調査と特許マップの作成・提供等に関する中小企業等支援事業を確実に実施したか。 <p>(2)地域において地方創生に資すると思われる中堅・中小・ベンチャー企業に対しては、重点的な支援を優先的に実施したか。なお、関西知財戦略支援専門窓口では、近畿</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援〉</p> <p>①地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援については、経済産業局・自治体及び関連支援団体等との情報交換・意見交換等を行い、重点的な支援を受けることを希望する企業の拡大を進めた。重点的な支援の実施状況については、以下のとおり73社支援し、年度計画の目標値(40社)を達成した(なお、令和元年度中に新しく支援を実施した企業は24社であった)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財総合支援窓口による重点的な支援:53社 ・海外展開知財支援窓口による重点的な支援:6社 ・関西知財戦略支援専門窓口による重点的な支援:14社 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等特許情報分析活用支援事業において、広報、公募、特許マップ作成等の必要な事業を確実に実施した。 <p>②経済産業省が選定する地域未来牽引企業に対する支援に積極的に取り組んだ。関西知財戦略専門窓口では、これまでの支援企業の中で、重点的な支援を必要とする案件を抽出し、知財競争力分析、ハンズオン支援、フォローアップ支援等を組み合わせた重点的な支援を展開した。</p> <p>③重点的な支援を受けている企業に対して、令和元年度内に支援内容等に関するヒヤリング調査等を実施し、支援メニューの改善・拡大等に関する二</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援〉</p> <p>(1)重点的な支援候補企業の選定について、経済産業局・自治体及び関連支援団体等との意見交換等を踏まえ、重点的な支援を希望する企業の拡大を進めた。重点的な支援を実施したのは73社であり、令和元年度計画の目標値(40社)を大幅に越える支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等特許情報分析活用支援事業を確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載) <p>(2)経済産業省が選定する地域未来牽引企業に対する支援に積極的に取り組んだ。関西知財戦略支援専門</p>							

<p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>知的資産経営力強化による中堅・中小・ベンチャー企業の持続的成長を支援するため、事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業を重点支援する際の支援メニューの多様化を図り、その効果を検証しながら、より</p>	<p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>① 事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業に対する知財関連支援メニューの多様化、例えば、事業競争力を高める標準化等の知財戦略策定のための知財調査、SWOT分析をはじめ</p>	<p>調査と特許マップの作成・提供等に関する中小企業等支援事業を確実に実施する。</p> <p>②地域において地方創生に資すると思われる中堅・中小・ベンチャー企業に対しては、重点的な支援を優先的に実施する。なお、関西知財戦略支援専門窓口では、近畿地域の関係機関との連携・協力を積極的に推進・拡大し、創業や新たな事業分野への進出、新たな事業展開にチャレンジしている独自性のある地域の中堅・中小・ベンチャー企業等に対し、成長段階や事業活動のフェーズに応じた知財戦略の策定・推進支援も行う。</p> <p>③重点的な支援を受ける企業を主な対象者として、支援内容に対する満足度調査を実施し、重点的な支援の支援内容や支援体制の改善等に係る課題の抽出、支援メニューの拡大等に関する情報収集を進め、年度内に改善可能なものについては直ちに取組を開始し、新たな予算等の措置が必要なものについては次年度以降に順次改善していくことも視野に入れた検討を行う。特に、ベンチャー企業等を対象とした支援については、特許情報分析を活用した支援のあり方について検討する。</p>	<p>地域の関係機関との連携・協力を積極的に推進・拡大し、地域の中堅・中小・ベンチャー企業等に対し、成長段階や事業活動のフェーズに応じた知財戦略の策定・推進支援も行ったか。</p> <p>(3)重点的な支援を受ける企業には支援内容に対する満足度調査を、窓口等の支援機関には支援メニューの拡大・多様化等に係る希望調査をそれぞれ実施し、重点的な支援の支援内容や支援体制の改善等に係る課題の抽出、支援メニューの拡大等に関する情報収集を進めたか。また、支援内容や支援体制の改善等に係る課題について、次年度以降に順次改善できるよう、具体対応方針を検討したか。</p> <p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>(1)事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業が知的資産経営力強化の活動を推進するため、中堅・中小・ベンチャー企業における事業競争力を高める標準化戦略についても一般財団法人日本規</p>	<p>ーズに基づいて、重点的な支援のあり方について検討した。令和元年度においては、支援ニーズに基づき、対象範囲の拡充等を図ることで、候補案件の増大に繋がった。また、選定に係る手続の簡素化を進め申請から支援の開始までの迅速化を図った。</p> <p>さらに、令和元年度に「特許情報分析を活用したスタートアップ支援」を試行的に実施し、外部有識者からなる公募選考委員会で採択されたスタートアップ企業2社に対し調査・分析支援を行った。</p> <p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>① 中堅・中小・ベンチャー企業における事業競争力を高める標準化戦略についても、知財総合支援窓口支援担当者研修(下期)での講師依頼や、以下の会議への参加やセミナーへの講師派遣等、一般財団法人日本規格協会との連携を強化し取組を拡大した。なお、その他予定されていたセミナー等は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い中止となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県内における産業標準化推進連絡会議(令和元年12月18日) ・三重県知財・標準化セミナー(令和2年2月6日) ・LIBTEC・産総研関西センターセミナー(令和2年2月14日) 	<p>窓口において重点的な支援を必要とする案件を抽出し、知財競争力分析、ハンズオン支援、フォローアップ支援等を組み合わせた重点的な支援を実施した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)重点的な支援を受ける企業のヒアリング調査を実施し、支援メニューに関するニーズを把握し、重点支援のあり方について検討。令和元年度においては、支援ニーズに基づき、対象範囲の拡充等を図ることで、重点支援候補案件の増大に繋がった。また、選定に係る手続の簡素化を進め、申請から支援の開始までの迅速化を図った。</p> <p>さらには、令和元年度においては、「特許情報分析を活用したスタートアップ支援」を2社に対して試行的に実施し、本格実施に向けて支援スキーム等を検証した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>(1)中堅・中小・ベンチャー企業における事業競争力を高める標準化戦略についても、知財総合支援窓口支援担当者研修(下期)での講師依頼や、一般財団法人日本規格協会主催の会議やセミナー</p>
--	--	--	--	---	---

一層の支援の充実に努める。

とする知財競争力分析等の支援メニューに対する企業ニーズを調査・把握する。

- ② 企業等のニーズが高い支援メニューについては平成28年度下期から支援体制の構築を進め、平成29年度から新たな支援メニューを順次拡大し、重点的な支援を強化する。

格協会との連携により取組を拡大する。

- ② 企業等のニーズを踏まえ、情報・研修館が提供することが適切な支援については、支援メニューへの追加や拡大の可能性を検討する。

本規格協会との連携により取組を拡大したか。

- (2) 企業等のニーズを踏まえ、情報・研修館が提供することが適切な支援については、支援メニューへの追加や拡大の可能性を検討したか。

- ② 中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援メニューの多様化を図るため、全国各地で情報・研修館が開催するセミナー等において、特許庁及び情報・研修館が提供する中堅・中小・ベンチャー企業向けの各種支援メニューについて、説明または説明資料の配布を行った。

説明会等の名称	場所・回数	参加者数
知的財産権制度説明会(初心者向け)	全国 47 都道府県 61 回開催	8,331 名
営業秘密・知財戦略セミナー	全国主要都市 18 回開催	554 名
海外展開知財セミナー	全国主要都市 18 回開催	244 名
グローバル知財戦略フォーラム	東京 1 回開催	1,117 名

上記の説明会等では、アンケート調査も行い、企業ニーズ等を収集し今後の支援メニューの拡充に関する検討用資料として活用した。

企業ニーズが高い支援メニューの検討を行った結果、平成 29 年度に支援メニューに追加した調査・分析の支援について、令和元年度は 3 件の調査・分析支援を行った。
この支援については、知財情報にもとづく競合者の調査・分析、知財クリアランスのための競合技術特許の調査・分析などを行っており、支援申請の受付、採択審査するための外部有識者からなる「調査分析推進委員会」を設けている。上記委員会については、令和元年度は 2 回開催した。

へ 3 件参加する等連携を強化した。(主要な業務実績の項番①に記載)

- (2) 支援メニューの多様化を図るため、全国各地で情報・研修館が開催する説明会やセミナー等において各種支援メニューの説明または説明資料の配布を行った。アンケート調査も実施し、企業ニーズ収集、今後の支援メニューの拡充について検討した。
また、平成 29 年度に支援メニューに追加した調査・分析の支援について、令和元年度は「調査分析推進委員会」を 2 回開催し、3 件の調査・分析支援を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)

<重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査>

重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。

<重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査>

- ① 重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。
- ② 調査結果に基づき、企業等の了解が得られる事例については、ヒヤリング調査を踏まえて事例集として取りまとめ、多くの中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、普及する。

<重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査>

- ① 平成28～31年度に重点的な支援の対象となった中堅・中小・ベンチャー企業について、支援内容に対する満足度と支援による事業上の効果(例えば、新事業展開のための権利化、特許等の知財経営力評価の活用、事業上の知財リスク低減、海外展開におけるシナリオ策定、標準化に向けた戦略策定等中間的な進捗成果も含む)に関するフォローアップ調査を第3四半期から第4四半期にわたって実施し、売上げが期待される等の地方創生への貢献が期待できる事例については詳しいヒヤリング調査を行う。
- ② 調査結果に基づき、企業等の了解が得られる事例については、第4四半期に行うヒヤリング調査を踏まえて年度末までに事例集として取りまとめ、多く

<重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査>

- (1) 知財活用支援センターは、重点的な支援の対象となった企業について、支援内容の企業満足度と支援による事業上の効果に関するフォローアップ調査を、第3四半期から第4四半期にわたって実施し、地域創生への貢献が期待できる事例については詳しくヒヤリング調査等を行ったか。
- (2) 調査結果に基づき、企業等の了解が得られる事例については、第4四半期に行うヒヤリング調査を踏まえて年度末までに事例集として取りまとめたか。

<重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査>

- ① 重点的な支援を受けた中小企業等を中心に、フォローアップ調査及び詳しいヒヤリング調査等を令和元年度第4四半期から開始し、事業成長上の効果(例えば、国内売上額の増加、海外売上額の増加、または設備投資額の増加等)が認められた事例として計 13 社の事例を抽出した。抽出した事例の概要は以下のとおり。

分類	具体的な効果	会社数
事業拡大	売り上げ増、利益拡大	6 社
	共同開発、上市、売上・販路拡大開始	1 社
	量産化のための製造委託、特許実施許諾契約	1 社
	ブランド戦略に伴う販売促進活動	2 社
	大手取引	1 社
海外展開	売り上げ増	1 社
	大手からの引き合い	1 社
		計 13 社

- ② フォローアップ調査とヒヤリング調査の結果から抽出した事例のうち、企業等の了解が得られる事例として令和元年度については、支援終了した企業について 5 件を掲載した。今後、普及啓発活動での利活用を進める予定。

<重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査>

- (1) 重点的な支援が完了した企業へのフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果が認められた事例として 13 社の事例を抽出した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) フォローアップ結果に基づき、企業等の了解が得られる事例として令和元年度については、支援終了した企業 5 件を掲載した。今後の普及啓発活動に利活用する予定。(主要な業務実績の項番②に記載)

		の中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、次年度以降の普及啓発活動に活用する。																								
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点的な支援を受けた支援企業において、事業成長上の効果(新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等)が認められた事例の数については、令和元年度実績は13件となった。この値は、令和元年度計画に掲げた目標値(8件)を大幅に超過達成するものである。 																						
B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援	B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援	B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援																								
<p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>研究開発プロジェクトの成果が産業化につながるよう、研究開発の早い段階から産業化の出口を見据えた知的財産の管理・権利化等を実現する知的財産戦略を構築・展開するため、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を研究開発機関等に派遣する。</p>	<p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>① 公的資金が投入される大型の産学官研究開発プロジェクトに知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣し、知財戦略策定等を支援する。</p> <p>② 知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサーを置き、知財PDが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、派遣先プロジェクトへ訪問することによって、知財PDの活動に関する派遣先プロジェクトのリーダー等の評価や要望を聞き取り、知財PDの活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 複数年にわたって知財PDを派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財PDの支援活</p>	<p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>① 公的資金が投入される大型の産学官研究開発プロジェクトを対象として、外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)で採択とされた30以上のプロジェクトに対し、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣し、知財戦略の策定に関する活動を支援する。</p> <p>② 知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)は、知財PDの活動状況を把握しつつ、新規の派遣先プロジェクトを中心に第2四半期末までに10以上、第3四半期末までに計15以上のプロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先の評価や要望を聴</p>	<p>(1) 大型の公的資金が投入される産学官研究開発プロジェクトを対象として、外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会(以下「事業推進委員会」という。)で採択とされた30以上のプロジェクトに対し、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣し、知財戦略の策定に関する活動等の支援を行ったか。</p> <p>(2) 知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)は、知財PDの活動状況を把握しつつ、新規の派遣先プロジェクトを中心に第2四半期末までに10以上、第3四半期末までに計15以上のプロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先の評価や要望を聴取し、</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>① 国等の大型研究開発資金が投入されている研究開発プロジェクトに対し、知財PDを派遣し、研究開発段階から事業化を見据えた知的財産の戦略的な権利化と活用シナリオの策定等の支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財PDの派遣は、事業推進委員会の審査を経て行い、令和元年度は、過年度に派遣決定したものも含めて、計39件となり、令和元年度計画に掲げた目標値30件に対し130%の実績となった。知財PDを派遣したプロジェクト及び知財PDの支援活動は下記のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R&D 資金提供機関</th> <th>国等の研究開発プログラムの名称</th> <th>知財PD 派遣機関数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>JST</td> <td>戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>NEDO</td> <td>次世代人工知能・ロボット中核技術開発等</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>AMED</td> <td>医工連携事業化推進事業等</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>経産省、文科省等の各種プログラム</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計 39 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>知財PDの主要な支援活動項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業展開領域、事業化シナリオに対応した知財調査に係る支援 研究開発の対象分野の特許マップ作成に係る支援 研究開発成果の出願戦略の策定に係る支援 研究内容の把握と知財化可能な成果の掘り起こしに係る支援 発明者の発明内容の把握と機関による承継手続き等に関する支援 知的財産の活用(ライセンスを含む)に係る活動の支援 	R&D 資金提供機関	国等の研究開発プログラムの名称	知財PD 派遣機関数	内閣府	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等	3件	JST	戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等	18件	NEDO	次世代人工知能・ロボット中核技術開発等	8件	AMED	医工連携事業化推進事業等	6件	その他	経産省、文科省等の各種プログラム	4件			計 39 件	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>(1) 研究開発プロジェクトに対する知財PD派遣事業において、令和元年度計画で掲げた取組を全て確実に実施し、派遣先の数は39件となり、目標値(30件)に対し、130%の実績であった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 知財PDの派遣効果を高めるため、統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)は、知財PDの派遣先での活動を定期的にモニタリングするとともに、派遣先に令和元年度計画の15件を訪問し、派遣先のプロジェクトリーダー等の評価や要望を聴取し、知財PDの活動改善のための指導・助言等を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 複数年にわたって知財</p>
R&D 資金提供機関	国等の研究開発プログラムの名称	知財PD 派遣機関数																								
内閣府	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等	3件																								
JST	戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等	18件																								
NEDO	次世代人工知能・ロボット中核技術開発等	8件																								
AMED	医工連携事業化推進事業等	6件																								
その他	経産省、文科省等の各種プログラム	4件																								
		計 39 件																								

動や要望等に関するアンケート調査を実施する。

④ 知財 PD の派遣支援を終了したプロジェクトのうち、有望な成果が生まれそうなものに対しては、フォローアップ支援を行う。

取し、必要に応じ知財 PD の活動改善のための指導・助言を行う。

③ 複数年にわたって知財 PD を派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財 PD の支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。また、派遣支援中のプロジェクトを対象に、事業推進委員会において知財 PD の活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定する。

④ 知財 PD の派遣(原則3年間)が終了したプロジェクトのうち、追加的な支援によって有望な成果が期待されるプロジェクトに対しては、事業推進委員会における審議結果を踏まえて、必要に応じフォローアップ支援を行う。

必要に応じ知財 PD の活動改善のための指導・助言を行ったか。

(3) 複数年にわたって知財 PD を派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財 PD の支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施したか。また、派遣支援中のプロジェクトを対象に、事業推進委員会において知財 PD の活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定したか。

(4) 知財 PD の派遣(原則3年間)が終了したプロジェクトのうち、追加的な支援によって有望な成果が期待されるプロジェクトに対しては、事業推進委員会での審議結果を踏まえて、必要に応じフォローアップ支援を行ったか。

・ その他、研究開発リーダーの要請に基づく知財戦略に係る支援

② 情報・研修館に常駐する統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財 PD」という。)は、令和元年度計画に掲げた項目とスケジュールに則って、各プロジェクトを訪問して活動状況を把握し、派遣されている知財 PD の活動を適切にマネジメントするとともに、適宜、指導や助言を与えた(令和元年度訪問実績:15件)。統括知財 PD が、知財 PD 派遣先の活動を適切にマネジメントしたことによって派遣効果が高まり、派遣先から下記のようなコメントが寄せられた。

派遣先機関のプロジェクトリーダー等からのコメント(例)

- ・ 知財 PD は、研究プロジェクトの特許管理から社会実装について中核的な役割を担い、JST や大阪大学など、プロジェクト外との交渉、調整にも力を発揮していただいている。啓発活動の成果も上がっており、プロジェクト内の特許管理意識が定着し、持続可能な体制も整いつつある。
- ・ 「中小企業等特許情報分析活用支援事業」を紹介いただき、先行する企業の出願状況からフェーズ別の知財戦略を検討する基礎情報を集約いただいた。集約結果については全体会議にて報告いただき、プロジェクトとして共有することができた。
- ・ 特に知財 PD が常駐することによる「迅速性」、「密接性」はプロジェクトにとって大きな利点である。「迅速性」に関しては、実用化加速会議で生じた課題に関し、極めて速かつ綿密な先行技術調査を実施し、研究者が気付かない業界の研究開発状況を明らかにしている。また「密接性」に関しては、ACCEL 参画企業の知財担当者と情報共有を密にし、適切なアドバイスをを行っている。
- ・ 参画機関が多い中、各々の共同研究内容と成果・課題をタイムリーに把握するのは難しい状況である。したがって、全参画機関に関わるガイドラインの策定や、本拠点のブランド化を推進する商標出願・権利化対応の様な”先回り対応”を優先して進めていただいていることは評価したい。

③ 知財 PD の支援活動について、全部で 19 項目にわたるアンケート票を派遣先に送り、アンケート調査を行った。その結果は下に示すとおり。

アンケート調査結果 (概要)	大いに役に立っている	68.4%
	役に立っている	31.6%
	役に立っていない	0%

また、派遣支援中のプロジェクトを対象に、事業推進委員会において知財 PD の活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、13 プロジェクトに対して令和元年 10 月からの派遣継続を、8 プロジェクトに対して令和 2 年 4 月からの派遣継続を決定した。

④ 事業推進委員会において、平成 28 年度に作成した「フォローアップ支援ガイドライン」に基づき、具体審議を行い、平成 31 年 3 月末に派遣の終期となった 4 プロジェクト、令和元年 9 月末に派遣の終期となった 8 プロジェクトに対し、フォローアップ支援を開始するとともに、令和元年度末評価では 1 プロジェクトがさらなるフォローアップ支援の必要があるとされ、知財 PD のフォローアップ派遣を決定した。

<地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援>

① 令和元年度は、産学連携知財 AD の活動内容に関する事業推進委員会での個別評価と総括的な評価の結果を踏まえ、産学連携知財 AD の支援業務内容を以下のとおり取組方針を策定した上で、事業推進委員会で採択さ

PD を派遣しているプロジェクトリーダー等を対象にアンケート調査を実施した。また、派遣効果の評価、派遣の継続または中断等については、事業推進委員会において審議・決定し、評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定した。(主要な業務実績の項番③に記載)

(4)フォローアップ支援の要否については、事業推進委員会で「フォローアップ支援派遣ガイドライン」に基づき審議し、決定した。(主要な業務実績の項番④に記載)

<地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援>

(1)中期計画で掲げる取組を確実に実施しつつ、令和元年度計画に掲げた産学連携知財 AD の支援

<地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援>

産学連携プロジェクトに対し、特許情報の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を行う、産学連

<地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援>

① 産学連携プロジェクトを創出し、推進する大学に産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連

<地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援>

① 平成 28 年度から開始した本事業については、平成 30 年度第 4 四半期に実施した派遣大学

<地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援>

(1)平成 30 年度第 4 四半期に実施した派遣大学における産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携

<p>携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財 AD」という。)を大学に派遣し、事業化等を支援する。</p>	<p>携知財 AD」という。)を派遣し、事業化のための知財戦略策定又は産学連携プロジェクトの創出(知財管理体制整備等も含む)を支援する。</p> <p>② 産学連携知財 AD の活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザーを置き、産学連携知財 AD が提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、派遣先大学へ訪問することによって、産学連携知財 AD の活動に関する派遣先大学の責任者等の評価や要望を聞き取り、産学連携知財 AD の活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 複数年にわたって産学連携知財 AD を派遣している派遣先大学の責任者等を対象に、産学連携知財 AD の支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>④ 産学連携知財 AD の派遣支援を終了した派遣先大学のうち、有望な成果が生まれそうなプロジェクトに対しては、フォローアップ支援を行う。</p>	<p>における産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財 AD」という。)の活動内容に関する事業推進委員会での個別評価と総括的な評価の結果を踏まえ、産学連携知財 AD の支援業務内容を改善・充実した上で、事業推進委員会にて採択される大学に産学連携知財 AD を派遣する。</p> <p>② 産学連携知財 AD の活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財 AD」という。)は、産学連携知財 AD の活動状況を把握しつつ、第 2 四半期末までに全ての産学連携知財 AD 派遣先大学を訪問し、産学連携知財 AD の活動に関する派遣先の評価や要望を聞き取り、必要に応じて産学連携知財 AD の活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 事業推進委員会において派遣支援中の産学連携知財 AD の活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財 AD の支援活動の改善を図る。また、事業推進委員会の評価において今後の支援活動の効果が期待できないと判断された案件については、派遣中断または産学連携知財 AD の交代等の措置をとる。</p> <p>④ 複数年にわたって産学連携知財 AD を大学に派遣したものについては、派遣大学の責任者等を対象にアンケート調査を実施し、産学連携知財 AD の活動内容に対する要望等を収集し、事業推進委員会での報告と審議を経て、改善措置等を講じる。</p>	<p>知財 AD」という。)の活動内容に関する事業推進委員会での個別評価と総括的な評価の結果を踏まえ、産学連携知財 AD の支援業務内容を改善・充実した上で、事業推進委員会にて採択される大学に産学連携知財 AD を派遣したか。</p> <p>(2) 産学連携知財 AD の活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財 AD」という。)は、産学連携知財 AD の活動状況を把握しつつ、第 2 四半期末までに全ての産学連携知財 AD 派遣先大学を訪問し、産学連携知財 AD の活動に関する派遣先の評価や要望を聞き取り、必要に応じて産学連携知財 AD の活動改善のための指導・助言を行ったか。</p> <p>(3) 事業推進委員会において派遣支援中の産学連携知財 AD の活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財 AD の支援活動の改善を図ったか。</p> <p>また、事業推進委員会の評価において今後の支援活動の効果が期待できないと判断された案件については、派遣中断または産学連携知財 AD の交代等の措置をとったか。</p> <p>(4) 複数年にわたって産学連携知財 AD を大学に派遣したものについては、派遣大学の責任者等を対象にアンケート調査を実施し、産学連携知財 AD の活動内容に対する要望等を収集し、推進委員会での報告と審議を経て、改善措置等を講じたか。</p>	<p>れた 22 大学に産学連携知財 AD を派遣した。</p> <p>支援業務内容の改善・充実の取組方針及び取組方針に基づく対応方法は、それぞれ以下のとおり。</p> <div data-bbox="1457 222 2258 386" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>支援内容等の拡充・改善点の主なポイント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ビジネスモデルキャンパス(BMC)の適切な活用 ➤ 産学連携活動の効果的な推進 ➤ 人材の育成と確保 ➤ 産学連携プロジェクト支援マニュアルの活用 </div> <div data-bbox="1457 422 2258 804" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>拡充・改善後の支援活動の例</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. BMC を活用しプロジェクト活動メンバー間のビジネスモデルに関する認識の統一、情報の共有化を図り、WG 活動において「BMC の使い方」に関する支援マニュアルを取りまとめた。 2. 商工会議所等と連携してパートナー企業候補の探索を行い、WG 活動において「パートナー企業の探索」に関する支援マニュアルを取りまとめた。 3. WG 活動の中で 6 回の研修を行った。 4. 昨年度に作成した産学連携プロジェクト支援マニュアルを実際の支援活動において活用し、日常の活動に即して支援マニュアルの内容拡充、見直しを行い、改訂版を取りまとめた。 </div> <p>② 情報・研修館に常駐する統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財 AD」という。)は、各大学に派遣された産学連携知的財産アドバイザーの活動内容等を毎月定期的にモニタリングするとともに、第 2 四半期末までに全ての派遣先大学を訪問して支援活動の状況を把握したうえで、適切な指導や助言を行った。</p> <p>統括産学連携知財 AD が、産学連携知財 AD の派遣先大学での活動を適切にマネジメントしたことによって派遣効果が高まり、派遣先から下記のようなコメントが寄せられた。</p> <div data-bbox="1457 1136 2258 1749" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>派遣先大学からのコメント(例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の計画では 2022 年度に大学発スタートアップを設立させることにしていたが、2019 年度内に設立の見込みとなり、飛躍的に前倒しされることに対し多大なる貢献を頂いた。 ・ パートナー企業が特定されビジネスモデルが構築されており、顧客セグメントに対して価値提案を満足できる商品開発が肝要と考えるので、その活動支援及びそれを担保する知財戦略の支援を期待する。 ・ 学内の知的財産に関する相談対応やパートナー企業との協議の場への同席及び助言等、本学定在担当者のスキル不足の部分について円滑に支援いただいている。 ・ プロジェクトから創出される知的財産の権利化に向け、出願審査請求を支援いただき、大学初の特許権の取得となった。特許権第 1 号が生まれたことにより、教職員の新たな職務発明へのモチベーションも高まりつつある。今後、本特許の事業化並びに販路開拓に向け引き続き支援を頂きたい。 ・ 産学連携知財 AD の支援により、従来は個々の研究者の専門的取組の一環として進められてきた産学連携共同研究が、大学・機関レベルで推進するための体制づくり、意識づくりの第一歩に着手できたことは大きいと考える。 </div> <p>③ 事業推進委員会において派遣支援中の産学連携知財 AD の活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、令和 2 年度以降の支援活動の改善を図った。</p> <p>事業推進委員会において、産学連携知財 AD の追加支援の可否について評価を実施し、21 の派遣先大学に対し、派遣継続が妥当と判断されたため、令和 2 年度も派遣を継続することとなった。</p>	<p>業務内容の改善・充実を進めたい一方で、事業推進委員会にて採択された 22 大学に産学連携知財 AD を派遣した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 産学連携知財 AD の派遣効果を高めるため、統括産学連携知財 AD が産学連携知財 AD の活動を定期的にモニタリングするとともに、全ての派遣先大学の関係者へのヒヤリング等を行い、それらを踏まえて、適宜、産学連携知財 AD に対する指導や助言を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 事業推進委員会において産学連携知財 AD の活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財 AD の支援活動の改善を図った。また、事業推進委員会において、派遣効果の評価が行われ、審議の結果、全ての派遣先の継続が妥当と判断された。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 派遣大学の責任者等を対象にアンケート調査の結果、大いに役に立っている又は役に立っているとの評価が 100%であった。アンケート調査の分析結果等を事業推進委員会において報告・審議し、次年度以降の支援活動の改善を図った。(主要な業務実績の項番④に記載)</p>	
---	---	---	---	---	--	--

<知的財産プロデューサー等に対する研修の充実>

知財 PD 及び産学連携知財 AD の能力向上のため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施する。当該研修は、情報・研修館事業における質の向上を図るためのものであり、特に事業化を確実に進めるために必要な知識と手法を身に付けさせる。

<有識者委員会による選定・評価と事業の PDCA マネジメント>

有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」を開催し、知財 PD 及び産学

<知的財産プロデューサー等に対する研修の充実>

① 知財 PD と産学連携知財 AD に対する研修会を毎年度2回以上開催する。研修会の研修テーマは、情報・研修館の情報セキュリティポリシーに則った情報の適切な管理のほか、事業化を確実に進めるために必要な研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略に関する知識と手法に関するものを含むこととする。

<有識者委員会による選定・評価と事業の PDCA マネジメント>

① 知財 PD と産学連携知財 AD の派遣先は、外部有識者委員から構成される

<知的財産プロデューサー等に対する研修の充実>

① 知財 PD 及び産学連携知財 AD の支援内容の高度化につながる知識の提供等を目的として、研修会を年度内に2回以上実施する。
② 研修会は、以下の研修項目を含むこととし、かつ、知識提供型の研修だけでなく、知財 PD 及び産学連携知財 AD の支援事例の発表とグループ討議を行う研修も加えることにより、実効性の高い研修会とする。
・情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関する指針に則った情報の適切な管理に関する項目
・事業化を確実に進めるために必要な事業戦略、知的財産戦略、研究開発戦略、事業化シナリオと知財に係る戦略シナリオのインタラクティブな関係を見据えた支援に関する基本知識と有用な支援手法に関する項目

<有識者委員会による選定・評価と事業の PDCA マネジメント>

① 知財 PD と産学連携知財 AD の派遣先は、事業推進委員会の審議結果を踏

<知的財産プロデューサー等に対する研修の充実>

(1) 知財 PD 及び産学連携知財 AD の支援内容の高度化につながる知識の提供等を目的として、研修会を年度内に2回以上実施したか。
(2) 研修会は、以下の研修項目を含むこととし、かつ、知識提供型の研修だけでなく、知財 PD 及び産学連携 AD の支援事例の発表とグループ討議を行う研修も加えることにより、実効性の高い研修会としたか。
・情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関する指針に則った情報の適切な管理に関する項目
・事業化を確実に進めるために必要な事業戦略、知的財産戦略、研究開発戦略、事業化シナリオと知財に係る戦略シナリオのインタラクティブな関係を見据えた支援に関する基本知識と有用な支援手法に関する項目

<有識者委員会による選定・評価と事業の PDCA マネジメント>

(1) 知財 PD と産学連携知財 AD の派遣先は、事業推進委員会の審議結果

④ 複数年にわたって産学連携知財 AD を派遣している大学に対し、産学連携知財 AD の支援活動について、全 10 項目にわたるアンケート票を送り、アンケート調査を行った。その結果は下に示すとおり。

アンケート調査結果 (概要)	大いに役に立っている	39.9%
	役に立っている	60.1%
	役に立っていない	0%

アンケート調査の分析結果等を事業推進委員会において報告・審議し、下記の観点に立ち次年度以降も本年と同様の取組を継続することとした。

- ・ビジネスモデルキャンパスの適切な活用
- ・産学連携活動の効果的な推進
- ・人材の育成と確保
- ・産学連携プロジェクト支援マニュアルの活用

<知的財産プロデューサー等に対する研修の充実>

- ① 知財 PD 及び産学連携知財 AD の能力向上を目的とし、外部有識者や専門家による講演と質疑応答から構成される研修会(研修テーマは、研究開発戦略、知的財産戦略及び事業戦略等に関するもの)を令和元年度に年3回開催し、知財 PD 及び産学連携知財 AD による支援の質の向上を図った。
- ② 研修会では、令和元年度計画で定められた研修項目を含んだ以下の内容で実施するとともに、研修会に合わせて知財 PD 及び産学連携知財 AD の支援の質の向上を目的とした「知財 PD 等連絡会議」を年3回開催し、各知財 PD 及び産学連携知財 AD による担当するプロジェクトの支援活動の概要、特筆すべき取組、現場における課題等の発表とグループ討議を行う等、支援内容の質を向上する取組を実施した。

令和元年度に実施した研修項目

- ・情報セキュリティについて
- ・知財の創出と活用、中小企業の支援
- ・知財推進計画 2019 の概要と知的財産戦略ビジョン
- ・産学連携で成功する大学の知財マネジメント
- ・AI 関連技術に関する特許審査事例について

<有識者委員会による選定・評価と事業の PDCA マネジメント>

① 知財 PD と産学連携知財 AD の派遣先の選定は、外部有識者委員から構成される事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定した。

<知的財産プロデューサー等に対する研修の充実>

- (1) 知財 PD 等の能力向上を目的とした研修を年度計画の数値目標(2回以上)を上回る3回開催した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 研修会では、年度計画で定められた研修項目を含んで実施するとともに、知財 PD 及び産学連携知財 AD の支援事例の発表とグループ討議を行う「知財 PD 等連絡会議」を開催し、実効性の高い研修とした。(主要な業務実績の項番②に記載)

<有識者委員会による選定・評価と事業の PDCA マネジメント>

(1) 知財 PD と産学連携知財 AD の派遣先は、事業推進委員会の審議結果

連携知財 AD の派遣先選定、派遣効果の検証、派遣継続や中断の判断基準の改訂、活動に関するヒヤリング等を行い、PDCAマネジメントを有効に機能させる。

「派遣先選定・評価委員会」における審議結果を踏まえて決定する。
②「派遣先選定・評価委員会」は、派遣効果の検証等の評価を行い、プロジェクト等に対する知財 PD と産学連携知財 AD の派遣継続の可否判断等を行う。

まえて決定する。
②知財 PD と産学連携知財 AD の派遣効果の評価、派遣支援の継続又は中断等に関する判断も事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定する。
③知財 PD 派遣事業では、事業推進委員会において知財 PD の支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とし、知財 PD の支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括知財 PD 等が中心となって実施する。
④産学連携知財 AD 派遣事業では、事業推進委員会において産学連携知財 AD の支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とし、支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括産学連携知財 AD 等が中心となって実施する。

を踏まえて決定したか。
(2)知財 PD と産学連携知財 AD の派遣効果の評価、派遣支援の継続又は中断等に関する判断も事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定したか。
(3)知財 PD 派遣事業では、事業推進委員会において知財 PD の支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となったか。また、知財 PD の支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括知財 PD 等が中心となって着実に実施したか。
(4)産学連携知財 AD 派遣事業では、事業推進委員会において産学連携知財 AD の支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となったか。また、支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括産学連携知財 AD 等が中心となって実施したか。

- ② 知財 PD と産学連携知財 AD の派遣効果の評価、支援継続の可否判断も、事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定した。
- ③ 事業推進委員会による知財 PD の活動評価は、平成 29 年度に通常支援派遣を開始したプロジェクト(6 プロジェクト)での知財 PD の活動及び取組内容の評価を中心に実施した。その結果、下記のように、全件が「活動・取組が順調に進捗している」「おおむね順調に進捗している」と評価され、令和元年度の目標(70%以上)を大きく越える結果となった。

事業推進委員会による評価結果		
活動・取組が順調に進捗している	5 プロジェクト	83%
活動・取組がおおむね順調に進捗している	1 プロジェクト	17%
活動・取組の一部改善が求められる	0 プロジェクト	0%
活動・取組の大幅改善または派遣中止が必要	0 プロジェクト	0%

また、事業評価委員会の会の有識者委員からの代表的な評価コメントは以下のとおり。

事業推進委員会の有識者委員からの代表的な評価コメントの例

- 知財 PD の活動は、知的活動計画に従って取組が充分になされていると思われる。特に、特許調査等により、業界の研究開発状況を明らかにし、開発関係者に情報発信している点が優れていると思われる。
- 外国企業や海外の大学とも共同研究が行われ、知財の取扱いが複雑化する状況において、契約関係についても積極的に取り組んでおり、バランスよく知財活動を進めていると思われる。
- 参画機関が多く、健康・医療に関するビッグデータを扱っているにもかかわらず、優れた活動をしたと評価できる。

また、統括知財 PD は、知財 PD の支援活動の成果や効果を適宜モニターしながら、令和元年度計画に掲げた項目とスケジュールに則って、各プロジェクトを訪問して実際の活動状況を把握し、知財 PD の活動を適切にマネジメントするとともに、適宜、指導や助言を与えた。

- ④ 事業推進委員会による産学連携知財 AD の支援活動に関する評価の結果及び有識者委員からの代表的な評価コメントは以下のとおりであり、令和元年度計画の目標(70%以上)を大きく越える結果となった。

事業推進委員会による評価結果		
活動・取組が順調に進捗している	4 大学	80%
活動・取組がおおむね順調に進捗している	1 大学	20%
活動・取組の一部改善が求められる	0 大学	0%
活動・取組の大幅改善または派遣中止が必要	0 大学	0%

事業推進委員会の有識者委員からの代表的な評価コメントの例

- パートナー企業とともにビジネスモデルプランニングの確認、知財の契約なども整い、適切な支援と評価できる。
- 年間計画に基づいて、おおむね計画通りに実施が行われていると思われる。課題として販売パートナーの確定が遅れている点についても対応策が練られている。

- また、統括産学連携知財 AD は、各大学に派遣された産学連携知財 AD の活動内容等を毎月定期的にモニタリングするとともに、第 2 四半期末までに全ての産学連携知財 AD 派遣先大学を訪問し、令和元年度計画に掲げられた項目とスケジュールに則って適切なマネジメント及び助言指導等を行った。

統括産学連携知財 AD は、産学連携知財 AD の支援活動の質の向上、支援活動の評価項目の見直し等の検討を行うワーキンググループを設置し、同ワーキンググループ(計 9 回開催)において、産学連携知財 AD の支援活動の把握、共通課題の抽出、産学連携プロジェクト支援マニュアルの改訂等を行い、討議を進めることで支援内容の質の向上、標準化等を図った。

を踏まえて決定した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2)知財 PD と産学連携知財 AD の派遣効果の評価、派遣支援の継続又は中断等に関する判断も事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定した。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3)事業推進委員会において、知財 PD 派遣事業の支援活動を評価された全件(100%)が、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価され、令和元年度計画目標の目標(70%以上)を大きく上回る評価が得られた。また、統括知財 PD 等が中心となって、知財 PD の活動を適切にマネジメントするとともに、適宜、指導や助言を与えた。(主要な業務実績の項番③に記載)

(4)事業推進委員会において、産学連携知財 AD 派遣事業の支援活動を評価された全件(100%)が、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価され、令和元年度計画の目標(「活動・取組がおおむね順調に進捗している」を含め 70%以上)を大きく上回る評価が得られた。また、統括産学連携知財 AD 等が中心となって、産学連携知財 AD の活動を適切にマネジメントするとともに、適宜、指導や助言を与えた。(主要な業務実績の項番④に記載)

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 知財 PD を計 39 のプロジェクトへ派遣し、研修を年度内に 3 回実施して知財 PD の支援の質の向上を図った結果、外部有識者委員から構成される事業推進委員会による知財 PD の活動評価では、評価対象プロジェクトの全てについて「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価された。 産学連携知財 AD の活動評価においても、評価対象大学の全てについて「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」との評価を得た。 ② 知財 PD 派遣事業では、公開可能な成果事例として経済効果(売り上げ等)が生まれた 4 事例を選定し、成果事例シートを作成し関係者等に配布した。産学連携知財 AD 派遣事業については、公開可能な成果事例として、経済効果(売り上げ等)が生まれた 1 事例、商品の試作、試作品の顧客評価の段階に至った 1 事例の計 2 事例を支援事例集に掲載し関係者等に配布した。 以上により、令和元年度計画の目標(成果事例として 4 件程度を公開)は達成した。 ③ 知財 PD の支援活動により、中期目標期間(4 年間)の最終年度となる令和元年度までに、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれ始めたものが 7 件、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至ったプロジェクトが 9 件生み出された。 また、産学連携知財 AD の支援活動により、令和元年度までに、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれ始めたものが 9 件、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至ったプロジェクトが 7 件生み出された。 以上をまとめると、商品プロトタイプの製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトは、令和元年度までに、知財 PD 派遣事業で 16 件、産学連携知財 AD 派遣事業で 16 件、総計では 32 件となり、すでに平成 29 年度に 2 年度前倒しで達成した効果指標(アウトカム)の目標値(10 以上)との関係では大幅な上積みとなった。特に、売り上げ等の経済効果にまで到達した案件が計 16 件となった。 		
C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用	C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用	C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用				
<p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p>〈システムの開発と運用開始〉</p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システムを開発し、平成28年度末までに利用者へのサービス提供を行う。本システムの開発に際しては、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限とするよう、最適かつ最</p>	<p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p>〈システムの開発と運用開始〉</p> <p>① 営業秘密として管理されている電子文書に付与されたタイムスタンプ情報(タイムスタンプ・トークン)の受入・保管及び預入者の要求に応じて預入日の証明書を発給するシステムを、平成28年</p>	<p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p>〈システムの開発と運用開始〉</p> <p>① 営業秘密として管理されている電子文書等に付与されたタイムスタンプ情報(タイムスタンプ・トークン)の受入・保管及び預入者の要求に応じてタイムスタンプトークン預入証明書を発給するシステム(平成2</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈システムの開発と運用開始〉</p> <p>(1) 営業秘密タイムスタンプ保管システムの利用者からの運用改善やシステムの機能改善等に関する要望について、真に必要な性が高いと認められる要望を選別し、運用改善や次年度以降のシステムの</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈システムの開発・整備・運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 営業秘密タイムスタンプ保管システムに対する改善要望については、ヘルプデスクへの問い合わせ及び関連セミナー、ユーザーヒアリング等を通じて情報の収集・蓄積を行っている。こうした改善要望について検討した結果、真に必要な性が高いと判断されるものはなかった。 ② 営業秘密のタイムスタンプ保管システムにおいては、システムに関するインシデント情報についてベンダーとの契約に基づき常に監視を行い、脆弱性が発見された際は重要度に応じて速やかに措置を講ずることとしている。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈システムの開発と運用開始〉</p> <p>(1) 営業秘密タイムスタンプ保管サービスを着実に実施しつつ、さらなる改善に向け、改善要望について情報収集、改善の必要性について検討を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>	

<p>新のセキュリティ技術を導入する。</p>	<p>度末までに開発し、利用者へのサービスを開始する。</p> <p>② 本システムの開発に際しては、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入し、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限にする。</p>	<p>8年度末に運用を開始)を確実に運用するとともに、利用者からの運用改善やシステムの機能改善等に関する要望については、真に必要性が高いと認められる要望を選別し、運用改善やシステムの一部改造に反映する。</p> <p>②上記のタイムスタンプトークン預入・保管・預入日証明書発給システムでは最適かつ最新のセキュリティ技術を導入しているが、システム運用中も脆弱性に係る情報を常時チェックし、対象となるソフトウェアの改修等が必要な場合は迅速に措置を講じる。</p>	<p>一部改造に反映したか。</p> <p>(2)システム運用開始後も情報セキュリティの専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、対象となるソフトウェアの改修等が必要な場合は迅速に措置を講じたか。</p>	<p>なお、令和元年度はセキュリティ等の問題によるソフトウェアの改修等が必要な事態は起こらなかった。</p>	<p>(2)セキュリティ情報を常にチェックし、脆弱性が発見された際は重要度に応じて速やかに措置を講じているが、令和元年度はセキュリティ等の問題によるソフトウェアの改修等が必要な事態は起こらなかった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>
<p><システムの安定的な運用と利用の促進></p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システムに対するサイバー攻撃を監視し、攻撃によるシステムの障害発生を最小化する。企業等で営業秘密の管理に従事する者に本システムの周知活動を行い、その利用促進を図る。</p>	<p><システムの安定的な運用と利用の促進></p> <p>① タイムスタンプ保管システムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>② 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、タイムスタンプ保管システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>③ 企業等の営業秘密管理者に対する広報を展開することにより、タイムスタンプ保管システムの利用促進を図る。</p>	<p><システムの安定的な運用と利用の促進></p> <p>①タイムスタンプトークン預入・保管・預入日証明書発給システムの稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントに対しては適切に対応する。</p> <p>②独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を構築するとともに、サイバー攻撃を検知したときは、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じることとする。</p> <p>③タイムスタンプトークン預入・保管・預入日証明書発給システムの利用者拡大を図るため、さまざまな情報媒体を活用して企業等に対する周知活動を展開する。</p>	<p><システムの安定的な運用と利用の促進></p> <p>(1)タイムスタンプ保管システムにおいて、稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応する体制を構築したか。</p> <p>(2)情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし適切な対応ができる体制を構築するとともに、タイムスタンプ保管システムに対するサイバー攻撃が生じたときに、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じる体制を構築したか。</p> <p>(3)タイムスタンプ保管システムの利用者拡大を図るため、さまざまな情報媒体を活用して企業等に対する周知活動を展開したか。</p>	<p><システムの安定的な運用と利用の促進></p> <p>① 営業秘密のタイムスタンプ保管システムにおいては、システムを管理・運用する事業者との契約にもとづき、稼働状況とアクセス状況の監視を常に行い、インシデント発生時の対応については障害管理マニュアルに基づき体制を構築した。</p> <p>② タイムスタンプ保管システムにおいては、独立行政法人情報処理推進機構等の専門機関が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を整えている。また、サイバー攻撃等の不正アクセスの有無を監視し、毎月、理事長、理事(CISO)、情報統括監に報告した。</p> <p>③ タイムスタンプ保管システムの利用者の拡大を図るべく、情報・研修館主催タイムスタンプセミナーを3回実施(東京、大阪、横浜)するとともに、関係機関、業界団体等が主催するセミナーにおいて周知のための講演を2回実施(東京、大阪)した。</p>	<p><システムの安定的な運用と利用の促進></p> <p>(1)タイムスタンプ保管システムにおいて、稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等のインシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応する体制を構築した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)専門機関が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を整えている。タイムスタンプ保管システムに対する不正アクセスの有無を常時監視し、毎月、情報・研修館の役員等にも報告した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)タイムスタンプ保管システムに関する各種広報を順次拡大し、企業等に対する周知活動を展開して、タイムスタンプ保管システム利用促進を図った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		
<p>(2) 知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <p>利用者の意見等も踏まえ、開放特許情報データベースシステムの検索機能等のユーザーインターフェースを平成28年度末までに改善し、利用者の利便性を向上させるとともに利用促進に向けた周知活動を強化する。リサーチツール特許データベースシステムに関しては、予算の制約も勘案し、必要最低限の改善を行う。両システムに対するサイバー攻撃を監視し、安定的なシステム運用を行う。</p>	<p>(2) 知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成28年度末までに開放特許情報データベースシステムのユーザーインターフェースを改善し、利用者の利便性を向上する。 リサーチツール特許データベースシステムに関しては、必要最低限の改善を行う。 開放特許情報データベースシステム等に対するサイバー攻撃を監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、重大なインシデントに対しても適切に対応する。 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、開放特許情報データベースシステムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。 知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を強化する。 	<p>(2) 知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 逐次、利便性の向上を図ってきた開放特許情報データベースシステムを安定的に運用し、システムの特徴と利用者メリットを記載した資料等を広範に配付して利用者拡大を図る。 ② 開放特許情報データベースと同時期に利便性向上を図ってきたリサーチツール特許データベースシステムについても、必要最低限の刷新に留めたものの、利用者のユーザビリティが改善されたことを踏まえ、利用者の拡大を目的とした広報を進めることとする。 ③ 開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースシステムのアクセスログを適宜分析するとともに、サイバー攻撃等の不正アクセスを監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、重大なインシデントに対しては適切に対応する。 ④ 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースによる利用者サービスを安定的 	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 29年度末に一部機能拡充した開放特許情報データベースを安定的に運用するとともに、新システムの特徴と利用者メリットを記載した資料等を広範に配付し、新システムを利用する者の拡大を図ったか。 (2) リサーチツール特許データベースシステムについても利用者拡大を目的とした広報を進めたか。 (3) 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースの新システムのアクセスログを適宜分析するとともに、サイバー攻撃等の不正アクセスを監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、重大なインシデントに対しては適切に対応したか。 (4) 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースについては、システムセキュリティを監視する専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、ソフトウェアの改造等が必要とされた場合は迅速に改造等の措置を講じ 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成29年度末に一部機能拡充した開放特許情報データベースを安定的に運用するとともに、開放特許情報データベースシステムの利用促進のため、令和元年度は、知財総合支援窓口を通じた広報の他に、イベントへの出展(6件)、企業等訪問(約126社)による利用促進、本データベースの広報用資料(利用促進パンフレット)の配布等を行った。 ② リサーチツール特許データベースについても、開放特許情報データベースと同様の広報、イベントへの出展、企業等訪問による利用促進、広報用資料の配布等を行った。 ③ 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースのアクセスログの分析及び不正アクセスの監視については、システムを管理運用する事業者により、24時間体制で実施した。不正アクセスを発見したときは送信元を解析し、その都度、アクセス制限をかけている。不正アクセス記録の報告は定期的に受けており、令和元年度においては、問題となる重大な不正アクセスは検知されなかった。 ④ 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースについて、専門機関が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックするとともに、サイバー攻撃等の不正アクセスの有無を監視するなど、適切な対応ができる体制を整えている。また、ソフトウェアの改造等が必要となった場合に事業者が迅速に対応措置を実施できるようしている。さらに、インシデント発生時における指揮命令系統の有効性や証跡調査手順の適否を確認するためにインシデント訓練を実施し有効性等を確認した。 ⑤ 平成29年度に、開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースのユーザビリティ向上(IPC分類による検索機能の追加等)を行ったため、ユーザビリティの向上項目及び開放特許の活用事例を掲載した広報用資料を作成し、47都道府県の知財総合支援窓口を通じて中小企業等に対して配布し、利用促進を図った。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成29年度末に検索機能を拡充した開放特許情報データベースシステムを安定的に運用した。また、開放特許情報データベースの利用促進のための広報を多面的に行った。(主要な業務実績の項番①に記載) (2) リサーチツール特許データベースについても利用促進のための広報を多面的に行った。(主要な業務実績の項番②に記載) (3) 開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースについては、アクセスログの分析及び不正アクセスの有無を24時間体制で監視することとしている。令和元年度を通じ、問題となる重大な不正アクセスは検知されなかった。(主要な業務実績の項番③に記載) (4) システムを管理運用する事業者から脆弱性に係る情報を常時チェックさせ、ソフトウェアの改造等が必要となった場合に事業者が迅速に対応措置を実施できるようにした。(主要な業務実績の項番 	

<p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>開放特許情報データベースへの新規登録件数及びアクセス回数を増加させ、開放特許のライセンス契約成立促進に取り組む。また、自治体等に所属する専門人材等を対象に、開放特許の利用促進に資する研修等を実施する。</p>	<p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>① 開放特許情報データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を強化する。</p> <p>② 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、開放特許等の利用を促す研修を実施する。</p>	<p>に提供するため、システムセキュリティを監視する専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、ソフトウェアの改造等が必要とされた場合は迅速に改造等の措置を講じる。</p> <p>⑤ 開放特許情報データベースには、我が国の大企業、大学、研究機関等が保有するライセンス可能な特許情報が収録され、中小企業等における利活用が期待されているため、中小企業向けの利用促進パンフレット等を作成して知財総合支援窓口を通じて中小企業等に配布する等、利活用促進の取組を進める。</p>	<p>たか。</p> <p>(5) 開放特許情報データベースについては、中小企業向けの利用促進パンフレット等を作成して47都道府県の知財総合支援窓口を通じて中小企業等に配布する等、利活用促進の取組を進めたか。</p> <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>(1) 開放特許情報データベースへの新規登録件数を増やすため、これまでに登録実績がある企業、大学、研究機関等への新規案件の登録を促す活動を引き続き行うとともに、登録実績がない企業、大学、研究機関等に対するアプローチを強化することとし、新規登録者向けの広報資料を作成・配布し、新規登録者の拡大を図ったか。</p> <p>(2) 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等を年度内に1回以上実施したか。</p>	<p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>① 開放特許情報の新規登録を促進するため、登録実績のある企業等に加え、登録実績のない企業・大学・公的試験研究機関へのアプローチを強化し、専任の登録活動員による訪問活動を拡大する等、以下の取組を実施したことにより、新規登録件数が 2,640 件と、第三期中期目標期間の最終年度比で 142%に増加し、令和元年度計画に掲げた目標値を上回った(対目標値 118%)。</p> <p>② 自治体等に所属する特許流通コーディネーターを対象とした研修会を開催するために、企画・運営案の作成を遅滞なく進めたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、非開催とした。</p> <p>開放特許情報データベースへのアクセス件数は、広範な広報活動、新規登録件数(令和元年度実績は 2,640 件)の増加等によって、318,326 件となり、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、約 120%の水準となり、令和元年度計画に掲げた目標を上回った(対目標値 101%)。</p>	<p>④に記載)</p> <p>(5) 開放特許情報データベースの改造リリースにあわせて2種類の普及・広報用資料を作成し、47都道府県の知財総合支援窓口等に配布するなど、周知活動を行った。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>(1) 専任の登録活動員による企業訪問等の活動範囲を拡大することによって、新規登録件数の拡大を図り、第三期中期目標期間の最終年度比で 142%に増加し、令和元年度計画に掲げた目標値を上回った(対目標値 118%)。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 自治体等に所属する特許流通コーディネーターを対象とした研修会を開催するために、企画・運営案の作成を遅滞なく進めたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、非開催とした。</p> <p>各種取組によって、開放特許情報データベースへのアクセス件数(318,326 件)は第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、約 120%の水準となり、令和元年度計画に掲げた目標を上回った(対目標値 101%)。(主要な業務実績の項番②)</p>
---	--	--	--	---	---

<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>新興国等知財情報データベースを通して、新興国等の知財関連情報を提供する。また、我が国企業の海外での権利取得・事業展開の促進に寄与するため、利用者のニーズを踏まえたデータベース掲載国、掲載情報の拡充やデータベースの利便性の向上を実現するとともに、データベースの周知活動を行い、利用の促進を図る。</p>	<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>① 新興国等の知財関連情報を提供する新興国等知財情報データベースについては、平成28年度から情報・研修館において運用等を行うこととし、利用者のニーズを踏まえて掲載国や掲載情報を充実する。</p> <p>② 同データベースの利便性を向上させるとともに、周知活動を強化する。</p>	<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>① 新興国等知財情報データベース(平成28年度から情報・研修館で運用)については、利用者のニーズが高い東アジア及びASEAN諸国の最新情報を中心に収集し、順次掲載して利用者ニーズに応えていく。</p> <p>② 新興国等知財情報データベースの利用者分析、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを適宜分析し、ニーズが高いコンテンツを計画的かつ継続的に充実し拡大を図る。</p>	<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>(1) 新興国等知財情報データベースについては、利用者のニーズが高い最新情報を収集し、順次掲載して利用者ニーズに応えたか。</p> <p>(2) 新興国等知財情報データベースの利用者拡大のため、同データベースに掲載されている情報の有用性を十分に理解してもらえるよう工夫した広報資料を作成・配布し、利用者の拡大を図ったか。また、同データベースの利用者分析、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを適宜分析し、ニーズが高いコンテンツを計画的かつ継続的に充実していったか。</p>	<p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>① 新興国等知財情報データベースの利便性を向上させるため、利用者のニーズが高い最新の情報を新たに203件掲載した。また、掲載情報の正確性を担保するため、掲載時期の古いコンテンツの記事内容を精査して106件について最新の情報に更新した。</p> <p>② 令和元年度は利用促進のための広報を積極的に展開した。具体的には、ツイッター等のSNSを介した広報、各種ポータルサイトでの紹介、情報・研修館の主催する海外知的財産活用講座等での紹介等を行った。今後の掲載国や掲載情報を検討するため、現在登録されている情報の利用頻度分析を行った上で、コンテンツのプライオリティを定め、適宜、コンテンツの充実を図るとともに、令和2年度の情報収集と掲載方針を検討した。こうした多面的な取組を実施したことにより、新興国等知財情報データベースの利用件数は平成28年度の実績値の197%まで増加し、令和元年度計画に掲げた目標値を大幅に上回る結果(対目標値164%)となった。</p>	<p>に記載)</p> <p>＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞</p> <p>(1) 新興国等知財情報データベースの掲載情報充実のため、新たに203件の新情報を掲載するとともに、掲載情報の正確性を担保するため、掲載時期の古いコンテンツの記事内容を精査して、計106件の情報を最新の情報に更新した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 利用促進のための広報活動を多面的に進め、周知活動を行うとともに、掲載国、掲載情報の利用頻度分析を行い、令和2年度以降のコンテンツ作成に関する基本方針を定めた。こうした多面的な取組を実施したことにより、新興国等知財情報データベースの利用件数は平成28年度の実績値の197%に増加し、令和元年度計画に掲げた目標値を大幅に上回る結果(対目標値164%)となった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
			<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>＜特筆すべき取組または成果＞</p> <p>① 令和元年度の開放特許情報データベース新規登録件数(2,640件)は、第三期中期目標期間の最終年度実績値に対し、約142%の水準であり、令和元年度計画、及び、第四期中期目標に掲げた成果指標(アウトプット)の目標(第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上)を上回っている(対目標値118%)。</p> <p>② コンテンツの充実、広報の拡大を進めたことにより、令和元年度の新興国等知財情報データベースの利用件数(総アクセス数)は、6,180,193件となり、平成28年度実績値3,144,196件の197%まで増加し、令和元年度計画の目標値(平成28年度実績値の120%以上)を大幅に上回っている(対目標値164%)。</p>		
<p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p>	<p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p>	<p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p>				
<p>(1)フォーラムの開催</p>	<p>(1)フォーラムの開催</p>	<p>(1)フォーラムの開催</p>	<p>＜評価の視点＞</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p>	<p>＜評定と根拠＞ 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p>	

<p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>我が国の企業、大学、研究機関等の知財戦略・知財活動の高度化に資するテーマを掲げたフォーラムを開催する。</p>	<p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>① 知財戦略・知財活動に資するテーマを掲げたフォーラムを開催する。</p> <p>② フォーラムでは、特許庁と協力し、国内外の知的財産を巡る情勢の変化、例えば、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえた企画を行う。</p>	<p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>① グローバル知財戦略フォーラム(特許庁と情報・研修館の共催)を、平成31年度の第4四半期に東京都内で開催する。内容の企画・運営については、第1四半期末までに基本案を作成し、第2四半期末を目途にプログラムを確定し、第3四半期には広報及び参加登録を開始できるよう、企画・運営案の作成を遅滞なく進める。</p> <p>② グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、関係機関、特許庁、情報・研修館の間で意見交換を重ね、近時の経済・社会の動向や政策課題、企業、大学、研究機関等の動向やニーズ等を踏まえて、プログラム案を検討する。また、過去のアンケート結果も踏まえて参加者からの要望等にも配慮した企画と運営を行うこととする。</p> <p>③ 地方創生と知的財産をテーマとした地域フォーラムを平成31年度の第2または第3四半期の適切な時期に中部地域で開催する。地方フォーラムの開催時期や内容等については、中部経済産業局知的財産室等の関係機関の希望等を聴取して検討し、地域の関心事項も踏まえた内容とする。</p>	<p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>(1) グローバル知財戦略フォーラムを、令和元年度の第4四半期に東京都内で開催したか。内容の企画・運営については、第1四半期末までに基本案を作成し、第2四半期末を目途にプログラムを確定し、第3四半期には広報及び参加登録を開始できるよう、企画・運営案の作成を遅滞なく進めたか。</p> <p>(2) グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、関係機関、特許庁、情報・研修館の間で意見交換を重ね、我が国企業の動向と政策課題、企業、大学、研究機関等のニーズと取組状況、産業界等における関心事、政策課題と知財情勢の変化等を踏まえて、プログラム案を決定したか。過去のアンケート結果も踏まえて参加者からの要望等にも配慮した企画と運営を行うことにより、1,000名以上の参加者となったか。</p>	<p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>① 企画・運営案の作成を遅滞なく進め、令和2年1月28日に、特許庁と情報・研修館の共催により、グローバル知財戦略フォーラムを開催した。内容の企画・運営については、第1四半期末までに基本案を作成し、第2四半期末を目途にプログラムを確定し、第3四半期には広報及び参加登録を開始できるよう、企画・運営案の作成を遅滞なく進めた。</p> <p>② フォーラムの企画・運営案の作成段階において、情報・研修館及び共催者である特許庁関係者間で、タスクフォースを設置してプログラム構成の骨子案を作成した後、有識者の意見を聴取しつつ、最終プログラムを決定した。</p> <div data-bbox="1466 541 2261 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><令和元年度グローバル知財戦略フォーラムの概要></p> <p>[テーマ] 世界で戦うためのビジネス戦略</p> <p>[プログラム]</p> <p>特別講演 1: 変革の時代に向き合う知財戦略とは? 講演者: 加藤 恒氏 (三菱電機株式会社 専務執行役)</p> <p>特別講演 2: ESG 経営を加速する共創イノベーションと知財戦略 講演者: 長谷部 佳宏氏 (花王株式会社 代表取締役 専務執行役員 研究開発部門 統括 先端技術戦略室 統括)</p> <p>意匠法改正セミナー 講演者: 久保田 大輔 (特許庁 意匠課 意匠制度企画室 室長)</p> <p>パネルディスカッション</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">【A1】IPランドスケープ®を活用して成功させるグローバル展開 (モデレーター: 渋谷 高弘氏)</td> <td style="width: 50%;">【B1】2020年のサブスクリプションビジネスと知財 各社の動向 (モデレーター: 杉山 拓也氏)</td> </tr> <tr> <td>【A2】知的財産を活用したグローバルブランディング戦略 (モデレーター: 林 靖人氏)</td> <td>【B2】地域中小企業の知的財産を活用した海外戦略 ～地域発の技術を世界に届ける!～ (モデレーター: 肥塚 直人氏)</td> </tr> <tr> <td>【A3】経営に貢献するオープンイノベーションとそのマネジメント (モデレーター: 渡部 俊也氏)</td> <td>【B3】グローバルな中小企業が牽引する地域イノベーション (モデレーター: 鮫島 正洋氏)</td> </tr> </table> </div> <p>(注)フォーラム参加者は、1,117名</p> <p>参加聴講者を対象に実施したアンケート調査では、「有意義な情報を得られた」「有意義な考え方や情報がある程度はあった」と回答した者の割合は、2つの特別講演及び6のパネルディスカッションの計8テーマの全てにおいて90%を超えた。参加者数だけでなく、内容面でも高い評価であった。</p>	【A1】IPランドスケープ®を活用して成功させるグローバル展開 (モデレーター: 渋谷 高弘氏)	【B1】2020年のサブスクリプションビジネスと知財 各社の動向 (モデレーター: 杉山 拓也氏)	【A2】知的財産を活用したグローバルブランディング戦略 (モデレーター: 林 靖人氏)	【B2】地域中小企業の知的財産を活用した海外戦略 ～地域発の技術を世界に届ける!～ (モデレーター: 肥塚 直人氏)	【A3】経営に貢献するオープンイノベーションとそのマネジメント (モデレーター: 渡部 俊也氏)	【B3】グローバルな中小企業が牽引する地域イノベーション (モデレーター: 鮫島 正洋氏)	<p><グローバル知財戦略フォーラムの開催></p> <p>(1) 企画・運営案の作成を遅滞なく進め、令和2年1月28日に、特許庁と情報・研修館の共催により、グローバル知財戦略フォーラムを開催した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、関係機関等との意見交換を重ね、我が国企業の動向と政策課題、企業、大学、研究機関等のニーズと取組状況、産業界等における関心事、過去のフォーラム参加者のアンケート結果等も踏まえ、プログラム企画及び当日の運営を行った。その結果、1,117名の参加者、アンケート結果での高い満足度となった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
【A1】IPランドスケープ®を活用して成功させるグローバル展開 (モデレーター: 渋谷 高弘氏)	【B1】2020年のサブスクリプションビジネスと知財 各社の動向 (モデレーター: 杉山 拓也氏)											
【A2】知的財産を活用したグローバルブランディング戦略 (モデレーター: 林 靖人氏)	【B2】地域中小企業の知的財産を活用した海外戦略 ～地域発の技術を世界に届ける!～ (モデレーター: 肥塚 直人氏)											
【A3】経営に貢献するオープンイノベーションとそのマネジメント (モデレーター: 渡部 俊也氏)	【B3】グローバルな中小企業が牽引する地域イノベーション (モデレーター: 鮫島 正洋氏)											
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p><特筆すべき取組または成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画で掲げる取組以外の取組としては、東京都で開催するグローバル知財戦略フォーラム以外に、中部圏企業の事業戦略の推進に資する高度な知財戦略をテーマとしたフォーラムを、令和元年度に名古屋市で開催した。 <div data-bbox="1466 1839 2261 1999" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">令和元年度ビジネス×知財フォーラムのプログラム(概要)</p> <p>[テーマ] 新しいビジネスの流れを名古屋から</p> <p>[開催日] 令和元年9月25日</p> <p>[プログラム]</p> <p>基調講演: オープン&クローズの知財思想を必要とする時代の到来</p> </div>								

				<p>～ IoT・データ活用時代の 知財マネジメントをどう方向付けるか ～</p> <p>講演者：小川 紘一氏 (東京大学未来ビジョン研究センター シニア・リサーチャー)</p> <p>講演：コニカミノルタにおける デジタルトランスフォーメーション(DX)×知的財産戦略</p> <p>講演者：松枝 哲也氏 (コニカミノルタ株式会社 執行役 法務部長 兼 知的財産、 コンプライアンス、危機管理担当)</p> <p>パネルディスカッション 産業構造が大きく変わる時代の知的財産戦略 モデレータ：加藤 浩一郎氏 (金沢工業大学 大学院 イノベーションマネジメント研究科 専攻主任・教授)</p> <p>パネリスト：大水 眞己氏 (富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 本部長代理) 奥田 武夫氏 (オムロン株式会社 知的財産センタ長) 山中 昭利氏 (株式会社デンソー 知的財産部長)</p>		
				<p>参加聴講者を対象にアンケート調査を実施したところ、上記地域フォーラムはグローバル知財戦略フォーラムと同じ水準の高い評価であった。</p>		
<p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>相談窓口等で支援を継続的又は重点的に行った中小企業等における知財活用事例、産学連携研究開発プロジェクト等における知財活用事例の中から、特に顕著な効果が認められる事例を事例集として2年毎に編集・作成し、事例集を普及して利活用を促す。</p>	<p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>① 窓口等で支援を継続的又は重点的に行った中小企業等における知財活用事例、産学連携研究開発プロジェクト等における知財活用事例を普及する。</p>	<p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>① 中小企業等による知財活用に係る成果事例を抽出し、これらの成果事例のうち公開可能なものについては、情報・研修館のホームページやポータルサイト等に掲載し、他者への啓発と普及を図る。なお、特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラム等において中小企業等から発表してもらうことにより、他者への啓発と普及を一層促進する。</p>	<p><評価の視点></p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>(1) 中小企業等による知財活用に係る成果事例を抽出し、これらの成果事例のうち公開可能なものについては、情報・研修館のホームページやポータルサイト等に掲載し、他者への啓発と普及を図ったか。 特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラム等において中小企業等から発表してもらうことにより、他者への啓発と普及を一層促進したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>① 中小企業等における知財活用事例及び産学連携の成果活用事例については、令和元年度内に、情報・研修館が管理する知財ポータルサイト等に140件(目標値100件)を超える事例を掲載した。掲載した事例は、都道府県別に検索することもでき、地域の中小企業者は身近な事業者の取組を容易にアクセスできるようにしている。そのうち、特に顕著な効果が認められた事例については、16件(目標値10件)であった。これらの実績値は、それぞれ令和元年度計画に掲げた目標値の約1.4倍及び1.6倍であった。 また、中小企業等での特に顕著な知財活用事例は、グローバル知財戦略フォーラムにおいても発表してもらうこととし、例えば、地域中小企業の知的財産を活用した海外戦略～地域発の技術を世界に届ける！～(B2)、グローバルな中小企業が牽引する地域イノベーション(B3)などの発表があった。これらの顕著な成果をあげた事例の発表では、ビジネス上の効果にまで至る考え方、取組プロセスにおける工夫点等も述べてもらうことにより、実効性が高い利活用を促した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果：B 根拠は以下のとおり</p> <p><中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及></p> <p>(1) 中小企業等による知財活用に係る成果事例のうち公開可能なものについてはポータルサイト等に掲載し、他者への啓発と普及を図った。 特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラム等において中小企業等から発表してもらう等により、他者への啓発と普及を一層促進した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達 	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>中小企業等における知財活用事例及び産学連携の成果活用事例については、情報・研修館が管理する知財ポータルサイトやホームページ等に、令和元年度は140件(目標値100件)を超える事例を掲載し、中小企業等の参考に供した。そのうち、特に顕著な効果が認められた事例は計16件(目標値10件)であった。これらの実績値は、それぞれ令和元年度計画に掲げた目標値の約1.4倍及び1.6倍であった。</p>		

			成すために行った特筆すべき取組はあるか。	特に顕著な効果が認められた事例の掲載件数は、第四期中期目標に掲げられた成果指標の目標値(40件以上)に対しても、妥当な水準であった。		
--	--	--	----------------------	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
3	知的財産関連人材の育成		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産政策に関する基本方針（H25.6.7閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2014（H26.6.24閣議決定） 知的財産推進計画2015（H27.6.19知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2016（H28.5.9知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2017（H29.5.16知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2018（H30.6.12知的財産戦略本部決定） 知的財産推進計画2019（R元.6.21知的財産戦略本部決定） 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条 特許法施行令第12条、第13条、第13条の2 	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和元年度行政事業レビューシート 0383

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	達成目標	基準値	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
調査業務実施者育成研修の修了率（実績値）【中期目標、年度計画】	第四期中期目標期間中 毎年度75%以上	75%	78% (104%)	81% (108%)	79% (105%)	77% (103%)
調査業務実施者育成研修の年間実施回数【中期計画、年度計画】	定員120人程度の研修を毎年度4回実施	4回	4回（平均受講者数129人）	4回（平均受講者数133人）	4回（平均受講者数112人）	4回（平均受講者数123人）
特許庁の先行技術文献調査外注件数のうち外国特許文献調査件数の占める割合【中期目標】	第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間最終年度の実績の120%以上	第三期中期目標期間最終年度の実績の120%	105% (88%)	111% (93%)	114% (95%)	121% (101%)
特許庁職員に対する研修の実施【年度計画】	計画に記載された研修を全件実施	達成度100%	100%	100%	100%	100%
特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査結果【年度計画】	「有意義だった」と回答する者が93%以上	93%	98%	98%	98%	99%
調査業務実施者スキルアップ研修の年間実施回数【年度計画】	毎年度1回	1回	1回	1回	1回	— ※新型コロナウイルス感染防止のため中止
eラーニングコンテンツ数【中期目標】	・第四期中期目標期間最終年度の教材コンテ	92コンテンツ	74コンテンツ (80%)	83コンテンツ (90%)	88コンテンツ	92コンテンツ (100%)
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
予算額（千円）	1,041,255	1,018,362	818,025	895,202		
決算額（千円）	904,011	917,084	689,068	730,177		
経常費用（千円）	911,518	882,865	906,659	956,258		
経常利益（千円）	127,512	88,009	152,962	169,514		
行政サービス実施コスト（千円）	853,038	828,391	838,976	956,258		
従事人員数	19人	19人	20人	22人		

	コンテンツ数を第三期中期目標期間の最終年度実績（61コンテンツ）の1.5倍以上【中期目標】	※第三期中期目標期間の最終年度実績（61コンテンツ）の1.5倍			(96%)	
eラーニングコンテンツの開発・改訂数（実績値）【年度計画】	6コンテンツ以上【年度計画】	6コンテンツ	14コンテンツ（改訂1、新規13） (233%)	12コンテンツ（改訂2、新規10） (200%)	7コンテンツ（改訂3、新規4） (117%)	15コンテンツ（改訂9、新規6） (250%)
eラーニング教育コース利用者数【中期目標】	第四期中期目標期間内に6000人以上	6,000人	4,907人 (81%)	5,068人 (84%)	5,343人 (89%)	6,655人 (111%)
グローバル知財人財育成用教材を用いた研修受講生数及び自己啓発用簡易教材の利用者数合計【中期目標】	第四期中期目標期間内に1500人以上	1,500人	169人（集合研修受講：126名、WebサイトからのDL：43人） (17%)	累積2,005人（集合研修受講：1,084人、WebサイトからのDL：921人） (133%)	累積10,159人（集合研修受講：7,342人、WebサイトからのDL：812人） (677%)	累積13,296人（集合研修受講：11,107人、WebサイトからのDL：2,189人） (886%)
グローバル知財人財の育成用のケース教材開発数【年度計画】	令和元年度目標はなし	20編	20編	—	—	—
平成28年度に開発する20編のケース教材の開発過程では、中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成に資するように効果検証研修を実施【年度計画】	令和元年度目標はなし	2回	6回	—	—	—
パテント・コンテスト、デザイン・パテントコンテスト参加校数【中期目標】	第四期中期目標期間最終年度の参加校数を、第三期中期目標期間最終年度実績の120%以上【中期目標】	123校 ※第三期中期目標期間最終年度実績の120%	119校 (97%)	135校 (110%)	157校 (128%)	122校 (99%)
同上【年度計画】	27年度実績値の105%以上【平成28年度】 27年度実績値の110%以上【平成29年度】	107校【平成28年度】 112校【平成29年度】	119校 (111%)	135校 (121%)	157校 (133%)	122校 (99%)

	27年度実績値の115%以上【平成30年度】 27年度実績値の120%以上【令和元年度】	118校【平成30年度】 123校【令和元年度】				
海外の知財人材育成機関との連携・協力【中期目標】	連携セミナー回数を、第四期中期目標期間の最終年度には年間3回以上	3回	4回	3回	4回	6回
民間企業・行政機関等の人材に対する研修の開催回数【年度計画】	年間10回	10回	14回	10回	11回	9回 ※新型コロナウイルス感染防止のため一部中止
①特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[特許]、②同[意匠]、③特許調査実践研修の年度内実施回数【年度計画】	①3回 ②1回 ③1回	①3回 ②1回 ③1回	—	—	①3回 ②1回 ③1回	①2回 ②1回 ③1回 ※新型コロナウイルス感染防止のため一部中止
中小・ベンチャー企業の人材を主対象とする知的財産の保護・活用能力の育成を図るための①知的財産活用研修[検索コース]、②知的財産活用研修[活用検討コース]【年度計画】	①1回 ②1回	①1回 ②1回	—	—	①2回 ②1回	①1回 ②1回
行政機関等の人材を主対象とする知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための知的財産権研修[初級]の年度内実施回数【年度計画】	3回	3回	—	3回	3回	3回
民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修における受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者の全回答者に対する比率【年度計画】	93%以上	93%	94%	97%	99%	99%

※予算額、決算額は支出額を記載。

※行政サービス実施コスト：令和元年度は行政コストを記載。

※従業員数：平成31年4月時点の数字。

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	C
3.知的財産関連人材の育成 A.審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 情報・研修館は、特許庁の審査官及び審判官の法定研修を実施する機関、調査業務実施者の法定研修を実施する機関とされており、特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け真に必要な研修に重点化を図りつつ、研修を実施する。 情報・研修館が実施してきた民間や行政機関等の知財関連人材の育成研修においては、真に必要なものに限定し、その研修内容の改善等を図るとともに、電子化して提供が可能な教材については、eラーニングシステムへの登録、デジタルアーカイブ等への掲載により、広く利用できるようにする。新たな課題となっているグローバル知財人材の育成のためのケース教材等については、継続的に開発を行い、広く一般に活用できるようにする。	3.知的財産関連人材の育成 A.審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	3.知的財産関連人材の育成 A.審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施	A.審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 〈主な定量的指標〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> (1)調査業務実施者の育成研修における各年度の修了者数を修了者と未了者の総数で除した修了率 [指標]第四期中期目標期間の全ての年度において75%以上 <u>効果指標(アウトカム)</u> (2)特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間最終年度の実績の120%以上 〈その他の指標〉	A.審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 〈主な業務実績〉 <u>成果指標(アウトプット)</u> ① 令和元年度の調査業務実施者育成研修では、研修内容の継続的な改善、研修の中間段階で特許庁審査官からの改善を促す助言を研修生にフィードバックする等の取組を実施した結果、令和元年度の修了率は77%となり、令和元年度計画に掲げられた目標値を上回った。 ② 令和元年度は、特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合が、第三期中期目標期間最終年度の実績の121%となった。 〈その他の指標〉	〈評価と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり ○定量的指標については、B(3)の指標で特筆すべき成果を上げたほか、概ね全ての指標において年度計画の目標を達成した。 また、質的にも以下の各項目別の自己評価に示すように、着実な実績を上げている。 以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。 A.審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 〈自己評価の根拠〉 <u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u> (1)調査業務実施者の育成研修における令和元年度の修了率は77%であり、目標値75%を上回った。 <u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u> (2)特許庁が登録調査機関に外注する先行技術文献調査における外国特許文献調査件数の占める割合が、第三期中期目標期間最終年度の実績値に対して121%となり、目標を達成した。	〈評価に至った理由〉 令和元年度は、ほとんどの指標で所期の目標を達成したものの、1指標が目標未達となったため、中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要すると判断し、「C」評価とした。 具体的な取組は以下のとおり。 ・基幹指標である調査業務実施者育成研修の修了率について、実績値は77%であり、年度計画目標値(75%)を上回った(達成度102.7%)。これにより、特許庁審査官が求める調査業務実務者のスキル向上及び人的リソースの供給に成果を上げた。 ・グローバル知財人材育成用簡易教材の利用者数について、セミナーの開催の他に、特設ダウンロードサイトを開設するなど普及・利用に注力した結果、実績値は13,296名となり、成果を上げた(中期目標値比886.4%)。 ・他方で、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの参加校数について、周年活動(学校訪問)が過年度に比べ相対的に少なかったことから、実績値は122校であり、年度計画目標値(123校)を下回った(達成度99.2%)。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 ・所期の目標を下回ったパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの参加校数について、令	

<p>B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p>	<p>B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p>	<p>B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p>	<p>(3)特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査結果 [指標]「有意義だった」と回答する者が93%以上</p> <p>(4)調査業務実施者育成研修の実施回数 [指標]年度内に4回実施</p> <p>(5)調査業務指導者育成支援研修の実施回数 [指標]年度内に1回実施</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)知財デジタル教材の新開発、既存のeラーニング教材の改訂と新開発による教材コンテンツ数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の教材コンテンツ数の1.5倍以上 [指標]令和元年度は6編以上</p> <p>(2)eラーニング教育コースの利用者数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに6,000名以上</p> <p>(3)「グローバル知財人財育成用教材」の利用者数(研修受講生数と自己啓発用簡易教材の利用者数の合計値) [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに累積で1,500名以上</p>	<p>③ 令和元年度特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査の結果、「有意義だった」と回答する者は99%であり、令和元年度の目標値(93%)を上回った。</p> <p>④ 令和元年度調査業務実施者育成研修は、令和元年度計画に定めたとおり、計4回実施した。</p> <p>⑤ 令和元年度の調査業務指導者育成支援研修は3/17~3/18に実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響を受けて開催を中止した。</p> <p>B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 令和元年度のeラーニング教材については、改訂または新開発により、年度計画の目標(6編)を達成した。また、その結果、令和元年度末までに利用可能となった教材コンテンツ数は92編となり、第三期中期目標期間の最終年度である平成27年度の教材コンテンツ数61編と比較して150.8%に増加し、第四期中期目標期間の最終年度の目標値(1.5倍以上)を達成した。</p> <p>② 令和元年度のeラーニング教育コースを利用する者は、6,655名であり、第四期中期目標で掲げられた目標(6,000名以上)を達成した。</p> <p>③ 「グローバル知財人財育成用教材」を使った講義・セミナーの受講者数に、自己啓発用簡易教材であるブックレット教材(以下「ブックレット教材」という。)のダウンロード利用者数を加えると、平成28年度からの累積利用者数は13,296名に達し、第四期中期目標で掲げられた目標値(1,500名以上)を大幅に超過達成(対中期目標値比886.4%)した。</p> <p>④ 令和元年度の参加校数は122校となった。第三期中期目標期間の最終年度である平成27年度の102校と比較して119.6%となり、令和元年度計画の目標(27年度実績値の120%)を概ね達成した。</p> <p>⑤ 中国、韓国及びASEAN諸国に属するベトナムの知的財産人材育成機関に加え、シンガポールの知的財産人材育成機関と連携・協力関係を構築し、第四期中期目標で掲げられた目標値(ASEAN等の2カ国以上)を平成30年度に前倒して達成した。また、令和元年度は、シンガポール(日星)、北京(日中)、東京(日中及び日韓)、プノンペン(カンボジア)及びヤンゴン(ミャンマー)の計6回の連携セミナーを開催し、令和元年度計画における連携セミナー開催回数の目標値(年間3回以上)を達成(対年度計画目標値200%)した。</p>	<p>成の観点)</p> <p>(3)特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査の結果、「有意義だった」と回答する者が99%となり、目標値(93%)を上回った。</p> <p>(4)調査業務実施者育成研修を、令和元年度計画の目標値のとおり、着実に計4回実施した。</p> <p>(5)令和元年度の調査業務指導者育成支援研修は3/17~3/18に実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響を受けて開催を中止した。</p> <p>B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)令和元年度のeラーニング教材については、改訂または新開発により、年度計画の目標(6編)を達成した。また、その結果、令和元年度末までに利用可能となった教材コンテンツ数は92編となり、第三期中期目標期間の最終年度である平成27年度の教材コンテンツ数61編と比較して150.8%に増加した。第四期中期目標期間の最終年度の目標値(1.5倍以上)を達成した。</p> <p>(2)令和元年度のeラーニング教育コースを利用する者は、令和元年度末で6,655名であり、第四期中期目標で掲げられた目標値6,000名以上)を達成した。</p> <p>(3)「グローバル知財人財育成用教材」の利用者数</p>	<p>和2年度計画では、「第五期中期目標に掲げられた成果指標(期間中に累計550校以上が応募)を達成すべく、令和2年度は、128校以上を達成する。」という高い目標を掲げている。この達成に向けて、大学・学校等への訴求力をこれまで以上に高めるべく、従来の訪問型による周知活動のみならず、ソーシャルメディアの活用等により戦略的に情報発信を行うなど新たな手法を用いた広報活動の強化を図る必要がある。</p> <p>〈その他の事項〉 ・特になし</p> <p>〈予算及び決算の乖離〉 ・令和元年度における予算額895,202,000円、決算額730,177,000円と、決算額が予算額に対して10%以上減少しているものの、これは主に一般競争入札による入札効果や事業の効率的な執行に伴う確定減という理由からのもので、本項目にかかる業務に影響を及ぼすことはなかった。</p>
-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--	---	--

(1)特許庁職員に対する研修

特許庁の業務を円滑に遂行するため、知的財産政策を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。また、研修受講生に対するアンケート及びヒヤリング調査に基づき、研修内容の改善を行う。

＜特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施＞

特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁と緊密に連携しつつ、審査・審判官等特許庁職員に対する研修内容を「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要な研修に重点化を図るため、英語による出願に対する対応力向上を含む研修について、研修計画に則って実施するとともに、研修効果等について評価し、適宜、研修内容の見直し等を行う。

(1)特許庁職員に対する研修

＜特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施＞

- ① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁と連携しつつ、英語による出願に対する対応力向上を含む研修等、審査官・審判官等の特許庁職員に対する研修を実施計画に則って確実に実施する。
- ② 研修カリキュラム等の改善を図るため、受講生に対するアンケート調査とヒヤリング調査を実施し、研修効果等に関する評価用データ等を収集するとともに、収集した情報は、特許庁の研修企画専門官等と共有し、研修内容の見直し等に反映する。

(1)特許庁職員に対する研修

＜特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施＞

- ① 特許庁策定の「研修基本方針」及び「平成31年度研修計画」に則り、必要に応じて「研修実施要領」を作成し、情報・研修館が実施する特許庁職員を対象とする全ての研修を確実に実施する。
・特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献することを柱に、業務遂行上の基本となる知識の修得及び能力向上のための階層別研修に加え、グローバル化に対応する研修、幅広い知識の修得や専門性の向上のための研修の充実を図る。
- ② 「世界最速・最高品質」の特許審査を担う審査官の育成を重視した内容とするべく、平成30年度に実施した研修の調査から収集したデータの分析結果を踏まえて平成31年度から新たに取得する研修についても調査データを収集し、分析評価した上で次年度以降の研修内容の見直し等に反映させる。
・特許庁の審査部で指導的立場にある者から、研修の効果に関する意見を聴取し、特許庁の研修企画専門官等と共有して、次年度以降の研修改善につ

＜評価の視点＞

＜特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施＞

- (1) 特許庁の「研修基本方針」、「令和元年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を確実に実施したか。
・特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献することを柱に、業務遂行上の基本となる知識の修得及び能力向上のための階層別研修に加え、グローバル化に対応する研修、幅広い知識の修得や専門性の向上のための研修の充実化を図ったか。
- (2) 平成30年度に実施した研修の調査から収集したデータの分析結果を踏まえて令和元年度から新たに取得する研修についても調査データを収集し、分析評価した上で次年度以降の研修内容の見直し等に反映させたか。
・特許庁の審査部で指導的立場にある者から意見聴取して整理し、特許庁の研修企画専門官等と共有化し、次年度以降の研修改善につながる取組を推進したか。

＜主要な業務実績＞

＜特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施＞

- ① 特許庁の「研修基本方針」及び「令和元年度研修計画」並びに情報・研修館の「研修実施要領」に則り、下の表に示す全ての研修を確実に実施した。

大分類(種別)	科目数 元年度	受講生数 元年度
1. 審査官等研修	175科目	516名
2. 審判官研修	15科目	154名
3. 事務系職員研修	93科目	99名
4. 先端技術研修	4科目	29名
5. 語学研修	52科目	538名
6. 情報化対応研修	21科目	72名
7. 現場実習	131科目	507名
8. 知的財産関連研修	118科目	2,688名
9. 派遣研修	318科目	842名
10. 管理者研修	21科目	128名
合計	948科目	5,573名

- ・審査官の業務遂行上の基本となる知識の修得及び能力向上のための階層別研修を実施するとともに、グローバル化に対応する研修や専門性の向上のための研修を下の表のとおり実施し、研修の充実を図った。

研修コース名	授業時間 元年度	受講生数 元年度
1. 審査官補コース研修	170時間	49名
2. 任期付職員初任研修	170時間	0名
3. 審査官コース前期研修	93時間	55名
4. 審査官コース後期研修	55時間	83名
5. 審判官コース研修	57時間	43名
6. 審査応用能力研修1	12時間	79名
7. 審査応用能力研修2	11時間	101名
8. 審査系マネジメント能力研修	12.25時間	49名
9. 特許審査実務研究	13.5時間	44名
10. 商標審査官補・官スキルアップ研修	47時間	13名
計	640.75時間	516名

- グローバル化に対応するための語学研修の充実
最高品質の審査の実現における外国文献調査の重要度の更なる高まりに加え、海外知財庁との国際連携推進などの様々なニーズに対応していくため、コース別語学研修を実施するとともに、研修の更なる充実を図った。

事例1	オンライン英会話研修の利用促進(平	語学研修
-----	-------------------	------

＜評定と根拠＞

自己評価結果:B
根拠は以下のとおり

＜特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施＞

- (1) 特許庁策定の「研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を計画どおりに確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)
・特許審査を担う審査官を育成する研修として、業務遂行上の基本となる知識の修得及び能力向上のための階層別研修を実施するとともに、グローバル化に対応する研修や専門性の向上等のための研修の充実化を図った。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 平成30年度に実施した研修の調査から収集したデータの分析結果を踏まえて令和元年度から新たに取得する研修についても調査データを収集した。(主要な業務実績の項番②に記載)
・特許庁の審査部で指導的立場にある者から意見聴取を実施し、収集した意見を整理して特許庁の研修企画専門官等と共有し、次年度の研修改善に役立てた。(主要な業務実績の項番②に記載)

<より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し>

全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性等を精査し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。

<より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し>

- ① 全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性等を精査し、より効率的かつ効果的な研修となるように、研修の総チェックを行う。
- ② 総チェックで得られた情報等は、特許庁の研修企画専門官等と共有し、必要に応じて研修の改善を進める。

<より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し>

- ①平成31年度から実施する研修改善措置の効果検証も含め、平成31年度に実施する研修の調査データの収集・分析評価を行う。平成31年度は、下記の諸項目について重点的にデータの収集と分析・改善検討を行う。
 - ・審査・審判の品質向上につながる研修科目の内容充実
 - ・行政サービスの品質向上につながる研修の充実
 - ・ライフサイエンス、IoT、AIをはじめとする各技術分野の先端技術、開発動向、技術的課題等に関する研修の充実
 - ・審査における国際的取

<より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し>

- (1)令和元年度から実施する研修改善措置の効果検証も含め、令和元年度に実施する研修の調査データの収集・分析評価を行ったか。また、令和元年度計画で重点的にデータ収集と分析・改善検討を行うとされた各項目について、分析・改善検討を実施したか。
 - ・審査・審判の品質向上につながる研修科目の内容充実
 - ・行政サービスの品質向上につながる研修の充実
 - ・ライフサイエンス、IoT、AIをはじめとする各技術分野の先端技術、開発

ながる取組を推進する。

	成30年度34名→令和元年度59名)	
事例2	海外勤務予定者向け外国語研修に関して、英語・独語・仏語・中国語に加え、チェコ語、アラビア語、タイ語、ポルトガル語、韓国語を提供	語学研修

○幅広い知識の修得や専門性の向上のための研修の充実

事例1	知的財産関連法に関する科目の充実	審査官コース後期研修
事例2	審査の品質管理に関する科目の時間拡充	特許審査実務研究

- ② 令和元年度に実施する研修について、令和元年度から取り入れる改善措置を実施するとともに、令和元年度に実施する研修のデータを収集して、次年度以降の研修内容の見直しに向けて特許庁の研修企画専門官等と情報共有した。

○令和元年度に実施した改善例

事例1	受講科目の新設	審査官補コース研修
事例2	受講科目の時間数の拡充	審査官コース後期研修

- ・ 審査部で指導的立場にある者に対する意見聴取を計2回実施し、聴取した意見を整理したうえで、特許庁の研修企画専門官等に情報を共有した。聴取した意見の一部は、令和元年度の「研修実施要領」等に反映させることとした。

意見聴取対象とした研修	聴取した意見の代表例
審査官コース後期研修	知的財産関連法に関する科目の充実

<より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し>

- ① 特許庁職員を対象とする研修に関し、令和元年度から実施した研修改善措置の効果検証も含め、受講生アンケート調査や受講生ヒヤリング等で収集した意見に基づき、研修の改善・充実にに向けた取組を実施した。主なものは以下のとおり。

○審査・審判の品質向上につながる研修科目の内容充実

事例1	討論科目の新設	審査系マネジメント能力研修
-----	---------	---------------

○ライフサイエンス、IoT、AIをはじめとする各技術分野の先端技術、開発動向、技術的課題等に関する研修の充実

事例1	人工知能ホスピタルとプレジジョン医療	特許審査・審判官105名参加
事例2	腸内細菌を用いた新規治療法	特許審判官73名参加
事例3	制御ラジカル重合関連技術とその将来展望について	特許審査官61名参加

<より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し>

- (1)令和元年度に実施する研修の調査データの収集・分析評価を実施するため、受講生アンケート調査や、受講生ヒヤリング等を実施するとともに、特許庁の研修企画専門官等と連携を図りながら、研修の改善を進めた。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2)改善検討においては、特許庁と緊密に連携を取りながら、年度内に改善するものについては順次実施に移すとともに、「令和2度研修計画」等の策定等に貢献した。(主要な業務実績の項番

		<p>組・海外特許庁との連携や新興国支援等のグローバル化に対応するための研修科目の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・ベンチャー企業の知財支援施策に関する研修内容の提供 ・双方向型講義、グループワーク等のアクティブ・ラーニング技法による研修の充実 ・研修実施におけるIT活用の推進 <p>②上記の改善検討においては、特許庁の研修企画専門官等と適宜、収集・分析したデータ等を共有し、特許庁と緊密に連携を取りながら行う。研修内容、研修方法及び教材の改善等の方針を検討し、年度内に改善できるものについては順次実施に移し、平成32年度の研修に反映するものについては、研修実施までに準備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度は、受講生アンケート調査結果で「有意義だった」と回答した受講生が93%以上となるよう、年度内においても研修方法や教材の部分改善等を適宜実施する。 	<p>動向、技術的課題等に関する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査における国際的取組・海外特許庁との連携や新興国支援等のグローバル化に対応するための研修科目の充実 ・中小企業・ベンチャー企業の知財支援施策に関する研修内容の提供 ・双方向型講義、グループワーク等のアクティブ・ラーニング技法による研修の充実 ・研修実施におけるIT活用の推進 <p>(2)上記の改善検討においては、特許庁の研修企画専門官等と適宜、収集・分析したデータ等を共有し、特許庁と緊密に連携を取りながら研修内容の充実、研修方法の改善、教材の改善等の実施方針を定め、年度内に改善するものについては順次実施に移したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の研修に反映するものについては研修実施までに準備を着実に進めたか。 ・受講生アンケート調査結果で、「有意義だった」との評価を93%以上の受講生から得られたか。また、年度内においても研修方法や教材の部分改善等を適宜実施したか。 	<p>○審査における国際的取組・海外特許庁との連携や新興国支援等のグローバル化に対応するための研修科目の充実</p> <table border="1" data-bbox="1448 155 2267 352"> <tr> <td>事例1</td> <td>オンライン英会話研修の利用促進(平成30年度34名→令和元年度59名)</td> <td>語学研修</td> </tr> <tr> <td>事例2</td> <td>海外勤務予定者向け外国語研修に関して、英語・独語・仏語・中国語に加え、チェコ語、アラビア語、タイ語、ポルトガル語、韓国語を提供</td> <td>語学研修</td> </tr> </table> <p>○中小企業・ベンチャー企業の知財支援施策等に関する研修内容の提供</p> <table border="1" data-bbox="1448 415 2267 554"> <tr> <td>事例1</td> <td>中小企業のための知財マネジメントに関する科目の実施</td> <td>特別研修</td> </tr> <tr> <td>事例2</td> <td>大学の産学連携活動と知財戦略に関する科目の実施</td> <td>特別研修</td> </tr> </table> <p>○双方向型講義、グループワーク等のアクティブ・ラーニング技法による研修の充実</p> <table border="1" data-bbox="1448 646 2267 747"> <tr> <td>事例1</td> <td>デザイン思考に関する科目の実施</td> <td>実務研修</td> </tr> </table> <p>○研修実施におけるIT活用の推進</p> <table border="1" data-bbox="1448 814 2267 945"> <tr> <td>事例1</td> <td>受講生が習得すべき内容を含むeラーニング教材利用について、引き続き必須化・推奨を行い、受講生から評価を得た。</td> <td>官補コース研修・任期付職員初任研修/審査官コース前期研修</td> </tr> </table> <p>② 上記の改善検討においては、特許庁の研修企画専門官等と連携しながら、年度内に改善するものについては順次実施に移すとともに、特許庁が実施する「令和2年度研修計画」・「実施要綱」の策定・改訂に参画して策定・改訂に貢献した。令和元年度中に実施した改善取組は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1171 2267 1335"> <tr> <td> <p>1. 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判官向け研修において民事訴訟法に基づく審理に関する科目の時間を拡充した。 ・特許庁の「デザイン経営」に関する取組みに連動し、事務系職員3年目研修において新たに「デザイン思考」科目を新設した。 </td> </tr> </table> <p>また、令和2年度の研修における具体改善提案は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1432 2267 1499"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)に関して、審査官コース前期研修における審査実務科目の研修時間配分について検討する。 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・各科目の最終授業後に実施した受講生アンケートで99%以上(目標は93%以上)の受講生が「有意義だった」と評価する結果が得られた。前述のように、受講生、講師からの意見・要望を把握・分析し、対応可能な要望等に対しては年度途中でも迅速に改善等の対応措置をとったことが受講生の高評価につながった。 	事例1	オンライン英会話研修の利用促進(平成30年度34名→令和元年度59名)	語学研修	事例2	海外勤務予定者向け外国語研修に関して、英語・独語・仏語・中国語に加え、チェコ語、アラビア語、タイ語、ポルトガル語、韓国語を提供	語学研修	事例1	中小企業のための知財マネジメントに関する科目の実施	特別研修	事例2	大学の産学連携活動と知財戦略に関する科目の実施	特別研修	事例1	デザイン思考に関する科目の実施	実務研修	事例1	受講生が習得すべき内容を含むeラーニング教材利用について、引き続き必須化・推奨を行い、受講生から評価を得た。	官補コース研修・任期付職員初任研修/審査官コース前期研修	<p>1. 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判官向け研修において民事訴訟法に基づく審理に関する科目の時間を拡充した。 ・特許庁の「デザイン経営」に関する取組みに連動し、事務系職員3年目研修において新たに「デザイン思考」科目を新設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)に関して、審査官コース前期研修における審査実務科目の研修時間配分について検討する。 	<p>②に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講生、講師からの意見・要望を把握・分析し、対応可能な要望等に対しては年度途中でも迅速に改善等の対応措置をとったことにより、受講生アンケート調査結果で「有意義だった」とする受講生は、全ての研修コースにおいて99%以上となり、令和元年度計画の目標値93%以上を上回る結果となった。(主要な業務実績の項番②に記載) 	
事例1	オンライン英会話研修の利用促進(平成30年度34名→令和元年度59名)	語学研修																								
事例2	海外勤務予定者向け外国語研修に関して、英語・独語・仏語・中国語に加え、チェコ語、アラビア語、タイ語、ポルトガル語、韓国語を提供	語学研修																								
事例1	中小企業のための知財マネジメントに関する科目の実施	特別研修																								
事例2	大学の産学連携活動と知財戦略に関する科目の実施	特別研修																								
事例1	デザイン思考に関する科目の実施	実務研修																								
事例1	受講生が習得すべき内容を含むeラーニング教材利用について、引き続き必須化・推奨を行い、受講生から評価を得た。	官補コース研修・任期付職員初任研修/審査官コース前期研修																								
<p>1. 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判官向け研修において民事訴訟法に基づく審理に関する科目の時間を拡充した。 ・特許庁の「デザイン経営」に関する取組みに連動し、事務系職員3年目研修において新たに「デザイン思考」科目を新設した。 																										
<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)に関して、審査官コース前期研修における審査実務科目の研修時間配分について検討する。 																										
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>																						

			げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。																											
<p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p><特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保></p> <p>特許庁が外注する先行技術文献の調査を実施する登録調査機関の調査業務実施者を育成する法定研修は、登録調査機関が必要とする人員数を勘案して実施する。</p> <p><調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善></p> <p>特許庁の審査官ニーズに応えられる文献調査能力を</p>	<p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p><特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保></p> <p>① 登録調査機関の調査業務実施者を育成する法定研修については、登録調査機関が必要とする人員数を勘案して、定員120名程度の法定研修を各年度4回ずつ開催することを原則とする。</p> <p>② 登録調査機関の必要とする人員数に変化が生じた場合、設備等の制約条件を踏まえつつ、実施可能な範囲において柔軟に対応する。</p> <p><調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善></p> <p>① 特許庁の審査官ニーズに応えられる調査業務実</p>	<p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p><特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保></p> <p>① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の特許審査の実現に貢献するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な法定研修(各回の定員は約120名、研修期間は約2カ月間)を、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に基づき、平成31年度は計4回実施する。</p> <p>② 所期の目標が達成されたため、従来のスキルアップ研修は廃止するとともに、知的財産活動のグローバル化に伴い、検索範囲・手法の高度化・多様化に対応する必要が高まっていることを踏まえ、新たに、調査業務実施者として既に従事している者を対象とした研修を、平成31年度は1回実施する。この研修においては、審査官のノウハウを体系的に伝授することにより、先行技術調査における検索能力、判断能力の一層の向上を目指すとともに、その調査業務実施者が所属する登録調査機関全体の対話型検索外注案件の品質の向上に資するような指導者の育成を目的とする。</p> <p><調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善></p> <p>① 特許庁の審査官ニーズに応えられる調査業務実</p>	<p><評価の視点></p> <p><特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保></p> <p>(1) 調査業務実施者数の確保のため、調査業務実施者を年度内に4回開催したか。受講生修了率(修了者数を修了者と未了者の総数で除した値)の目標値75%以上を達成したか。</p> <p>(2) 調査業務指導者育成支援研修を年度内に1回開催したか。</p> <p><調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善></p> <p>(1) 特許庁、登録調査機関等の関係者から、調査業</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保></p> <p>① 調査業務実施者を育成するための研修では、「世界最速・最高品質」の審査の実現に資するため、外国文献調査能力等を高める内容を組み込む等の改善を行いつつ、研修を年4回確実に実施した。また、修了率に関しても、下の表に示すように、全ての回で目標を達成し、年度平均修了率は77%となり、令和元年度計画に掲げられた目標値を上回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> <th>第4回</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講生</td> <td>147名</td> <td>121名</td> <td>108名</td> <td>115名</td> <td>491名</td> </tr> <tr> <td>修了者</td> <td>120名</td> <td>91名</td> <td>80名</td> <td>86名</td> <td>377名</td> </tr> <tr> <td>修了率</td> <td>82%</td> <td>75%</td> <td>74%</td> <td>75%</td> <td>77%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 調査業務指導者育成支援研修は 3/17~3/18 に実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響を受けて開催を中止した。</p> <p><調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善></p> <p>① 特許庁や登録調査機関の関係者から、調査業務実施者に必要とされる基礎的能力や研修内容等に関する意見要望等を聴取した。</p>	令和元年度	第1回	第2回	第3回	第4回	合計	受講生	147名	121名	108名	115名	491名	修了者	120名	91名	80名	86名	377名	修了率	82%	75%	74%	75%	77%	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保></p> <p>(1) 調査業務実施者の育成研修を年4回実施した。また、中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げられている、調査業務実施者の育成研修における令和元年度の修了率は、外国文献調査能力等を高める内容を組み込む等の改善を行った結果、目標値75%以上に対して、77%となり、目標値を上回る結果を得た。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 調査業務指導者育成支援研修は 3/17~3/18 に実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響を受けて開催を中止した。</p> <p><調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善></p> <p>(1) 受講生に対するアンケート調査、特許庁との意</p>	
令和元年度	第1回	第2回	第3回	第4回	合計																									
受講生	147名	121名	108名	115名	491名																									
修了者	120名	91名	80名	86名	377名																									
修了率	82%	75%	74%	75%	77%																									

向上させるため、審査官による受講者の能力評価を適宜組み込むことにより受講生に自らの課題を認識させて、その後の受講における能力育成効果を上げることを重視しつつ、研修カリキュラム等の改善を適宜行い、審査官ニーズに応えられる人材を育成する。

② 特許庁の審査官による受講者の能力評価を研修の中に組み込むことにより、受講生に自らの課題を認識させることにより、その後の研修効果を高めることを重視し、特許庁の審査官のニーズに応えられる知識と能力をもつ人材を修了者として認定する。

者を育成するため、特許庁、登録調査機関等の関係者から、調査業務実施者に必要とされる基礎的能力や研修内容等に関する意見・要望等を聴取する。
 ・調査業務実施者育成研修の研修内容等については、新たにeラーニングを導入するとともに、上記①で聴取した意見・要望等、受講生の修了率のデータ、及び受講生のアンケート調査等で収集するデータの分析・評価を踏まえ、研修方法及び教材等の改善につながる取組を推進する。
 ②調査業務実施者育成研修では、研修講師等を務める特許庁審査官が受講生に行った指導内容を受講生に伝えて、個々の受講生の今後の課題を認識させる。こうした中間段階における受講生へのフィードバックの仕組みを適切に運用することにより、修了率の向上を図る。

務実施者に必要とされる基礎的能力や研修内容等に関する意見・要望等を聴取したか。
 ・調査業務実施者育成研修の研修内容等の改善は、受講生の修了率の変遷に関するデータのみならず、受講生のアンケート調査等で収集する研修内容に関する評価結果を踏まえ、研修方法及び教材等の改善につながる取組を推進したか。
 (2)研修講師等を務める特許庁審査官が受講生に行った指導内容を受講生に伝えて、個々の受講生の今後の課題を認識させる中間段階における受講生へのフィードバックの仕組みを適切に運用することにより、修了率の向上を図ったか。

・登録調査機関から研修期間の短縮化の要望を受けて、「特許法概論」、「審査基準」の2科目を、「特許法概論・審査基準」に統合し、eラーニングでの受講をメインとする科目とした。

・受講生のアンケート調査等や、登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等を踏まえ、今年度新たに取り入れた改善措置及びその実施状況は以下のとおり。

「分類の概論」について、講義内容に対して講義の時間が不十分との意見を受け、コマ数を増やした(4コマ→5コマ)。また、グループワーク前に事前学習をする時間が十分ではないとの意見を受け、グループワーク前に十分に事前学習をすることができるよう、各科目のスケジュールを変更した。

② 面接評価第一(第1回の面接試験)を受けた受講生341名のうち、面接評価第二(第2回の面接試験)に向け改善が必要なことが明らかとなった104名に対し、特許庁審査官からの改善を促す助言(受講者へのフィードバック)の伝達を行った結果、そのうちの78名が研修修了に至るなど、修了率の向上に寄与した。

	面接評価第一を受けた受講生総数	うち助言を得た人数	助言を得た者のうち修了した人数
令和元年度	341名	104名	78名

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

① 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、アンケート調査等から外国文献調査に伴う課題を抽出し、改善に向け対応した。

科目名	改善内容
外国特許文献検索(実習)	研修生から外国特許文献検索についての解説が不足しているとの意見を受けて、外国特許文献検索の解説時間を拡充した。

見交換に加え、登録調査機関の指導者に対するヒヤリングを行い、研修内容の改善を図った。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2)面接評価第一(第1回の面接試験)を受けた受講生のうち、面接評価第二(第2回の面接試験)に向け改善が必要なことが明らかな受講生に対し、特許庁の審査官による受講生の評価を伝え、受講生が自らの課題を認識できるようにする等の改善措置を引き続き実施することにより、修了率の向上に寄与した(主要な業務実績の項番②に記載)

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

特許審査では急増する外国文献の調査の必要性が高まり、調査業務実施者の外国文献の調査能力を向上させる必要性が高まっているため、外国文献調査能力の向上に資する研修科目を適宜組み込むことにより、特許庁のニーズに応えられる人材を育成する。

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

① 特許審査では、急増する外国文献の調査の必要性が高まっているため、研修に外国文献の調査能力育成に資する研修科目を適宜組み込み、特許庁の審査官のニーズに応えられる人材を育成する。

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

①調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるために実施している外国文献調査演習やグループ討議等の科目の研修効果を高めるため、平成30年度に引き続き、当該科目の実施方法等における改善課題の抽出、改善策の検討、有効と思われる改善策の実施という一連の取組を継続的に実施する。

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

(1)外国文献調査演習やグループ討議等の科目の研修効果を高めるため、前年度に引き続き、当該科目の実施方法等における改善課題の抽出、改善策の検討、有効と思われる改善策の実施という一連の取組を継続的に実施したか。

＜特筆すべき取組または成果＞

＜評価の視点＞
 ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。
 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達

＜グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成＞

(1)調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、平成30年度に引き続き、外国文献調査の検索実習やグループ討議を充実させる取組を継続的に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

			成するために行った特筆すべき取組はあるか。																				
B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施	B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施	B.民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施																					
<p>(1)民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><研修の実施、ニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>経済のグローバル化を背景に、オープン&クローズ知財戦略、IoT やインダストリー4.0 に対する我が国企業における関心の高まり等を背景に、従来から実施してきた研修についても、新たなニーズに応えるように研修内容の改善を図る。</p> <p>なお、民間企業・行政機関等の人材に対する対面型研修に関しては、民間で実施可能な研修について、研修実施主体を民間機関に移行していくこと等により順次縮小する。</p>	<p>(1)民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材を対象とする対面型の研修は、オープン&クローズ知財戦略、IoT、インダストリー4.0 等に対する我が国企業における関心の高まりを踏まえ、新たなニーズに応えるように研修内容の改善を図りつつ、確実に実施する。</p> <p>② 全ての研修において、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施する。</p> <p>③ 民間で実施可能な研修については、研修実施主体を民間機関に移行するための検討、準備を行い、可能なものから民間機関に移行し、順次縮小する。</p>	<p>(1)民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>① 特許庁及び情報・研修館が保有する知識・経験及びノウハウ等を活用した研修では、我が国企業における関心の高まりを踏まえた知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容で、以下の研修を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等の人材を主対象に、特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[特許]、同[意匠]を、それぞれ東京都内で年度内に3回、1回実施し、特許調査実践研修を大阪市内で年度内に1回実施する。 ・中小・ベンチャー企業の人材を主対象に、知的財産の保護・活用能力の育成を図るための知的財産活用研修[検索コース]を年度内に東京都内で1回開催する。知的財産活用研修[活用検討コース]を年度内に東京都内で1回開催する。 ・行政機関等の人材を主対象に、知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための知的財産権研修[初級]を、年度内に計3回実施する。 <p>② 民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講者アンケートを実施し、「有意義だった」と回答した者が全回答者の93%以上となることを目指し、要望事項の</p>	<p><評価の視点></p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>(1) 特許庁及び情報・研修館が保有する知識・経験及びノウハウ等を活用した研修では、知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容で、令和元年度計画に掲げられた研修を確実に実施したか。</p> <p>(2) 民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講者からの要望事項を把握し、必要に応じて、年度内においても研修内容、研修方法、教材等の部分的な改善を図ることにより、受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の93%以上になるように取り組んだか。</p> <p>(3) 情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画に基づく研修の統廃合に関しては、知的財産活用研修[活用検討コース]及び平成29年度より隔年開催となっている知的財産活用研修[検索コース](名古屋)について、平成30年度の実施結果も踏まえて令和2年度以降のあり方について検討したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容で、令和元年度計画で掲げられた以下の研修を実施した。ただし、年度計画で予定されていた検索エキスパート研修[特許]第3回は、新型コロナウイルスの影響を受けて開催中止となった。</p> <p>【民間企業・行政機関等の人材を対象とする研修の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>研修の名称</th> <th>回数/場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)民間企業等の検索業務担当者を主対象とする研修</td> <td>検索エキスパート研修[特許]</td> <td>2回/東京</td> </tr> <tr> <td>検索エキスパート研修[意匠]</td> <td>1回/東京</td> </tr> <tr> <td>特許調査実践研修</td> <td>1回/大阪</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする研修</td> <td>知的財産活用研修[検索コース]</td> <td>1回/東京</td> </tr> <tr> <td>知的財産活用研修[活用検討コース]</td> <td>1回/東京</td> </tr> <tr> <td>(3)行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする研修</td> <td>知的財産権研修[初級]</td> <td>3回/東京</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]を受講する中小・ベンチャー企業の受講者に対しては、引き続き、受講料減免措置を適用した。</p> <p>② 民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、受講者からの要望を把握し、年度内に複数回実施する研修では、年度内においても受講者からの要望と講師からの意見等にもとづいて、講義内容をより理解しやすくするように講義順番を組み替えるなどの改善を行った。そうした取組の結果、受講者アンケートで「非常に有意義だった」「有意義だった」と回答する者が全回答者の99.6%となった。</p> <p>③ 令和元年度に研修のあり方を検討した結果、知的財産活用研修[検索コース](名古屋)は令和2年度から廃止とし、知的財産活用研修[活用検討コース]は、令和2年度限りで廃止することとした。</p>	分類	研修の名称	回数/場所	(1)民間企業等の検索業務担当者を主対象とする研修	検索エキスパート研修[特許]	2回/東京	検索エキスパート研修[意匠]	1回/東京	特許調査実践研修	1回/大阪	(2)中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする研修	知的財産活用研修[検索コース]	1回/東京	知的財産活用研修[活用検討コース]	1回/東京	(3)行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする研修	知的財産権研修[初級]	3回/東京	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>(1) 令和元年度計画で掲げられた研修のうち、検索エキスパート研修[特許]第3回は、新型コロナウイルスの影響を受けて開催中止となったが、その他の研修は確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修において、受講者及び講師からの要望や意見を把握し、年度内においても受講者から聴取した要望等にもとづいて研修内容の見直し等を行ったところ、受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の99.6%となり、令和元年度計画の目標値93%以上を大きく上回ることとなった。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 令和元年度に研修のあり方を検討した結果、知的財産活用研修[検索コース](名古屋)は令和2年度から廃止とし、知的財産活用研修[活用検討コース]は、令和2年度限りで廃止することとした。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>
分類	研修の名称	回数/場所																					
(1)民間企業等の検索業務担当者を主対象とする研修	検索エキスパート研修[特許]	2回/東京																					
	検索エキスパート研修[意匠]	1回/東京																					
	特許調査実践研修	1回/大阪																					
(2)中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする研修	知的財産活用研修[検索コース]	1回/東京																					
	知的財産活用研修[活用検討コース]	1回/東京																					
(3)行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする研修	知的財産権研修[初級]	3回/東京																					

<政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進>

人材育成の政策課題として掲げられた研修、例えば、グローバル知財人材の育成等については、情報・研修館が開発中のケース教材等を活用した研修を民間機関等と共催で実施するなど、民間機関が主体的に実施できる環境を整えながら、研修機会の拡大を図る取組を展開する。

<政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進>

- ① グローバル知財人材の育成等については、情報・研修館が開発中の研修プログラム及び教材等を確実に開発する。
- ② 開発する研修プログラム及び教材等を活用する研修を民間機関等と共催で実施するなど、民間機関が主体的に実施できる環境を整えながら、研修機会の拡大を図る。
- ③ 開発した教材等を用いる研修では、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施する。

数等を活動モニタリング指標とし、必要に応じて、年度内においても研修内容、研修方法、教材等の部分的な改善を図る。

③情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画に基づく研修の統廃合に関しては、知的財産活用研修[活用検討コース]及び平成29年度より隔年開催となっている知的財産活用研修[検索コース](名古屋)について、平成30年度の実施結果も踏まえて令和2年度以降のあり方について検討する。

<政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進>

- ①グローバル知財人材の育成を目的とする研修プログラムと教材について、平成30年度までに聴取したグローバル知財人材の育成を目的とする研修プログラムと教材への改訂等の要望を整理し、必要に応じ教材の改訂等を行う。
- ②教材等の民間等での利活用を促すべく、引き続き、情報・研修館のホームページで30編のケース教材及び4編のブックレットのダウンロードサービスを提供するとともに、教材等を用いたセミナーを開催する。また、講師の派遣・紹介等のニーズに応えていく。
- ③教材等を用いたセミナーでは、アンケート調査を実施し、ケース教材の普及や今後の改訂等に役立てる。

<政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進>

- (1)グローバル知財人材の育成を目的とする研修プログラムと教材について、平成30年度までに聴取したグローバル知財人材の育成を目的とする研修プログラムと教材への改訂等の要望を整理し、必要に応じ教材の改訂等を行ったか。
- (2)教材等の民間等での利活用を促すべく、引き続き、情報・研修館のホームページで30編のケース教材及び4編のブックレットのダウンロードサービスを提供するとともに、教材等を用いたセミナーを開催したか。
・また、講師の派遣・紹介等のニーズに応えたか。
- (3)ケース教材の活用促進セミナー等では、アンケート調査を実施し、ケース教材の普及や今後の改訂等に役立てたか。

<政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進>

- ① 教材を使用したダウンロード利用者及びセミナー参加者からアンケートを収集し、研修プログラムと教材への改訂要望を取り纏めた。また、要望のあったケーススタディ集の内容一覧を作成しホームページへ掲載すると共に、ブックレットを改訂した。
- ② ケース教材の民間等での利活用を促すべく、中小企業の集積度が高い地域として神奈川、福岡、大阪、愛知にて計4回のセミナーを開催し、セミナー開催と並行して、開催地域の中小企業支援機関等に対し、ケース教材の利活用の検討を促した。また、経済産業局全国8カ所を訪問し中小企業支援機関等60者に対し利活用を促した。

【利活用セミナーの開催】

セミナー開催日と場所	プログラム	参加人数
令和元年11月26日 神奈川	午前:戦略的活用編 午後:トラブル対応編	22名 20名
令和元年12月9日 福岡	午前:戦略的活用編 午後:トラブル対応編	18名 18名
令和2年1月14日 大阪	午前:海外市場開拓編 午後:デザイン経営編	29名 30名
令和2年1月22日 愛知	午前:海外市場開拓編 午後:デザイン経営編	23名 20名

また、平成29年度に開設した情報・研修館のホームページからリンクする特設ダウンロードサイトから、引き続き教材等のダウンロードサービスを提供したところ、令和元年度のダウンロードサービス利用件数は、受講生用のケーススタディ集(各章のみを含む)646件、受講生用の研修テキスト439件、講師用のティーチングノート等41件であった。

講師用のティーチングノート等の教材をダウンロードした者(企業の経営企画人材、企業の知財部門責任者、民間のコンサル事業者、金融機関関係者、商工団体関係者、大学教員等)を対象に、研修・セミナーの実施回数と受講生数を問い合わせたところ、令和元年度は、2,574名が本教材を使った研修・セミナーを受講したことが判明し、情報・研修館が主催したセミナーの受講生数107名を加えると、計2,681名が本教材を使った研修・セミナ

<政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進>

- (1)教材を使用したダウンロード利用者及びセミナー参加者からアンケートを収集し、研修プログラムと教材への改訂要望を取り纏めた。また、要望のあったケーススタディ集の内容一覧を作成しホームページへ掲載すると共に、ブックレットを改訂した。
- (2)平成30年度は、全国で計4回のセミナーを開催し、セミナー開催と併せて、セミナー開催地域の中小企業や中小企業支援機関に対し、ケース教材の利活用を促した。また、引き続き教材等ダウンロードサービスを提供した。これらを実施したことに伴い、本教材を使った研修・セミナーの受講者数に、自学自習用のブックレット教材のダウンロード利用者数を加えた累積利用者数は13,296名となり、すでに第四期中期目標で掲げられた目標(1,500名以上)を大きく上回る結果(対中期目標値886.4%)となった。また、講師の紹介等のニーズにも応えた。(主要な業

一を受講したことになる。

これら受講生数に、ブックレット教材のダウンロード利用者数 456 名を加えると、平成 28 年度からの累積利用者数は 13, 296 名となり、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべき目標(1, 500 名以上)を大きく上回る結果(対中期目標値 886.4%)となった。

・また、過去に情報・研修館が主催したセミナーで講師等をしていただいた方を紹介することで、ケース教材を利用した自主的研修を実施する民間等からの講師の派遣・紹介等のニーズに応えた。

○講師の派遣例(ケース教材を使用した研修講座の開催)

<中小企業基盤整備機構開催>

「海外事業マネジメント講座」(令和元年 7 月 24 日～26 日)

③ 上記の活用促進セミナーでは、受講者を対象にアンケート調査を実施し、その結果をケース教材の普及や改訂等に役立てたほか、新たなケース教材の開発の方向性の検討にも役立てた。その結果概要は下記のとおり。

【セミナーアンケート結果】

アンケート回答項目	回答者比率
大変参考になった	51.6%
参考になった	42.1%
あまり参考にならなかった	1.1%
ほとんど参考にならなかった	0%
未回答	5.3%

【セミナーに対する属性別コメント】

属性	コメント
企業の経営者・経営幹部・管理職	<ul style="list-style-type: none">海外への展開を考える際に非常に参考になりそうなので使ってみたい。ポイントが整理され、理解し易かったと思います。もっと正解がわからない、アンビバレンツなケースも見てみたいです。実際に対応したことはないが今後の参考になりました。読みやすくケーススタディになっているので考察しやすい。事例に基づいた内容で効果がありそう。以前に展示会での落とし穴を聞いたことがあったので理解しやすくて良かった。
企業の担当者	<ul style="list-style-type: none">展示会は利用するので、大変参考になりました。社内研修に活かしたいと思える内容でした。海外進出の段階で早めの準備が必要であることがよくわかりました。自社ではまだ起こっていない事案についても考える機会になり良かったです。復習/ケーススタディ(事例)は大変参考になる。国内外に限らず、事業を展開していくうえで知財でどんなアクションができるのか分かった。事例が分かり易く、なぜ問題なのか明確にイメージできた。リスクマネジメントとして参考になりました。
民間のコンサル事業者	<ul style="list-style-type: none">具体的に事例に基づいた研修であったので、参考になった。
中小企業支援者	<ul style="list-style-type: none">テキスト事例が分かりやすかったため。事例と参照する資料が別冊になっていて使いやすかったです。内容が実践的だったので使ってみたい。

務実績の項番②に記載)

(3) ケース教材の普及や今後の改訂等の参考とすべく、ケース教材の活用促進セミナー等で、受講者を対象にアンケート調査を実施したところ、受講者の 93.7%が「大変参考になった」又は「参考になった」と回答し、開発したケース教材についても、事例をもとにした内容で理解しやすく、具体的に活用できるとの評価であった。また、上記の活用促進セミナーでは、受講者を対象にアンケート調査を実施し、その結果をケース教材の普及や改訂等に役立てたほか、新たなケース教材の開発の方向性の検討にも役立てた。(主要な業務実績の項番③に記載)

				<p>【今後事例研究してみたいテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス契約における押さえるべきポイント ・日本国内の特許 ・スタートアップ向け知財コンサル ・地場製品のブランディング ・ビジネスモデルについての特許 ・IoT/Society な IT テーマ ・大手企業から侵害を受けた場合の対応方法(クロスライセンスやライセンス契約へ話を進める方法、かわされない方法) ・PKG の作成やブランド作成上のトラブル事例 																									
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本教材を使った講義・セミナーの受講者数に、自己啓発用簡易教材であるブックレット教材のダウンロード利用者数を加えると、平成 28 年度からの累積利用者数は 13,296 名に達し、第四期中期目標で掲げられた目標値(1,500 名以上)を大幅に超過達成(対中期目標値 886.4%)した。 																									
<p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <p>特許庁職員、民間企業職員等の社会人を対象とする知財人材の育成においては、対面型の集合研修のみでは学習時間を十分に確保できないため、予習・復習ニーズや自己研鑽型学習機会の拡大ニーズに応えるeラーニング教材の利用がますます効果的かつ効率的となっている。そこで、情報・研修館はこれまで開発・提供してきた多くのeラーニング教材について、新教材の開発と既存教材の改訂を進め、これらニーズに応えていく。</p>	<p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特許庁職員、民間企業職員等の社会人を対象とする知財人材の育成においては、予習・復習ニーズや自己研鑽型学習機会の拡大ニーズに応えるeラーニング教材の利活用を推進する。 ② これまで開発・提供してきた多くのeラーニング教材について、新教材の開発と既存教材の改訂を計画的に進める。 ③ eラーニング教材の利用者アンケートを実施し、回答内容を整理・分析することにより、さらなる教材改善の方向性を探る。 	<p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となったeラーニング提供システム(平成 28 年度第 3 四半期末から運用開始)の特性を活かし、社会人の自己研鑽型学習機会の拡大、学校等での知財学習における利用促進を進めていく。 ② 平成 31 年度は、平成 32 年度から運用を開始する新たなeラーニング提供システムの準備を着実に進めるとともに、新たに追加される機能等を踏まえて、特許庁職員向けの教材及び企業等で知財戦略や知財活用に関する業務に従事する者に役立つ教材の開発または改訂を順次進めて行く。平成 31 年度に開発または改訂する教材 	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムが平成 28 年度第 3 四半期末から運用開始となったことを踏まえ、社会人の自己研鑽型学習機会の拡大、学校等での知財学習での利用促進を進めたか。 (2) 令和元年度は、令和 2 年度から運用を開始する新たなeラーニング提供システムの準備を着実に進めるとともに、新たに追加される機能等を踏まえて、特許庁職員向けの教材及び企業等で知財戦略や知財活用に関する業務に従事する者に役立つ教材の開発または改訂を順次進めたか。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に改訂または 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴を可能とした新たな情報・研修館のeラーニング提供システムについて、社会人や学校等向けの各種知財関連イベントでの広報資料の配布等、社会人の自己研鑽型学習機会の拡大や学校等における知財学習での利用促進に努めた。令和元年度のeラーニング登録利用者 6,655 名は、第三期中期目標期間の最終年度実績値 4,642 名の 143%に増加し、中期目標値(6,000 名以上)を達成した。 ② 令和元年度は、最新のトピックであり、かつユーザーの関心も高いeラーニング教材を中心に開発することとし、15 編(下表に新規開発または改訂した教材を示す。)のeラーニング教材を作成し、ユーザーの利用に供したことにより、年度計画の目標(6 編以上)を達成した。なお、「意匠審査をはじめの前」に、「令和元年意匠法改正の概要」については、令和 2 年 4 月に公開した。 <p>【令和元年度に新規開発/改訂したeラーニング教材】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教材のタイトル</th> <th>新規</th> <th>改訂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許審査の流れ</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>「特許・実用新案審査基準」の概要 1</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>「特許・実用新案審査基準」の概要 2</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>「特許・実用新案審査基準」の概要 3(単一性・補正・分割)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>不正競争防止法の概要</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>IPC、FI、Fタームの概要</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>知的財産権・特許・実用新案制度の概要(平成 29</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	教材のタイトル	新規	改訂	特許審査の流れ		○	「特許・実用新案審査基準」の概要 1		○	「特許・実用新案審査基準」の概要 2		○	「特許・実用新案審査基準」の概要 3(単一性・補正・分割)		○	不正競争防止法の概要		○	IPC、FI、Fタームの概要		○	知的財産権・特許・実用新案制度の概要(平成 29		○	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者の拡大を図るため、知財関連イベントでの広報等によって、eラーニングの登録利用者の拡大を図った結果、eラーニング登録利用者が増加し、中期目標値を達成した。(主要な業務実績の項番①に記載) (2) 令和元年度は、最新のトピックであり、かつユーザーの関心も高いeラーニング教材を中心に開発することとし、15 編のeラーニング教材を作成し、ユーザーの利用に供した(うち、2 編は令和 2 年 4 月公開)。これにより、年度計画の目標(6 編以上)を達成し、令和元年度末現在でユーザーが利用できるeラーニング教材コンテンツ数は 92 編に増加した。第三期中期目標期間
教材のタイトル	新規	改訂																											
特許審査の流れ		○																											
「特許・実用新案審査基準」の概要 1		○																											
「特許・実用新案審査基準」の概要 2		○																											
「特許・実用新案審査基準」の概要 3(単一性・補正・分割)		○																											
不正競争防止法の概要		○																											
IPC、FI、Fタームの概要		○																											
知的財産権・特許・実用新案制度の概要(平成 29		○																											

は、計 6 編を目標とする。
 ③eラーニングの利用者アンケート調査結果の内容を整理・分析して、平成 32 年度以降の教材の開発において参考資料として利用する。

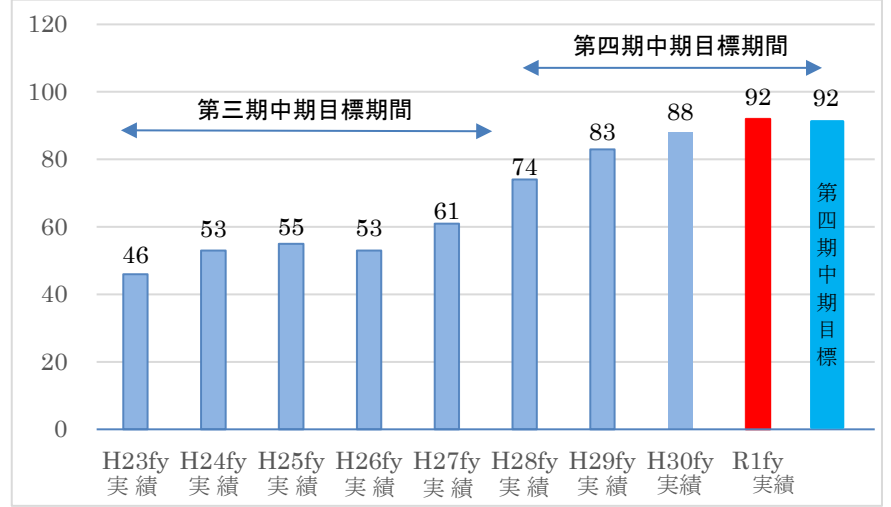
新たに開発した教材は目標値として掲げられた計 6 編を達成したか。
 (3)eラーニング教材の利用者アンケート調査結果の内容を整理・分析して、令和 2 年度以降のeラーニング教材の開発において参考資料として利用したか。

年度知的財産権制度説明会(初心者向け)		
特許出願の手続		○
海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント4	○	
国際知財司法シンポジウム 2019(1 日目)	○	
国際知財司法シンポジウム 2019(2 日目)	○	
国際知財司法シンポジウム 2019(3 日目)	○	
特許庁における障害者雇用の理解と促進のために	○	
意匠審査をはじめる前に		○
令和元年意匠法改正の概要	○	

15 編(新規 6 編、改訂 9 編)
 ※うち 2 編(新規 1 編、改訂 1 編)は令和 2 年 4 月公開

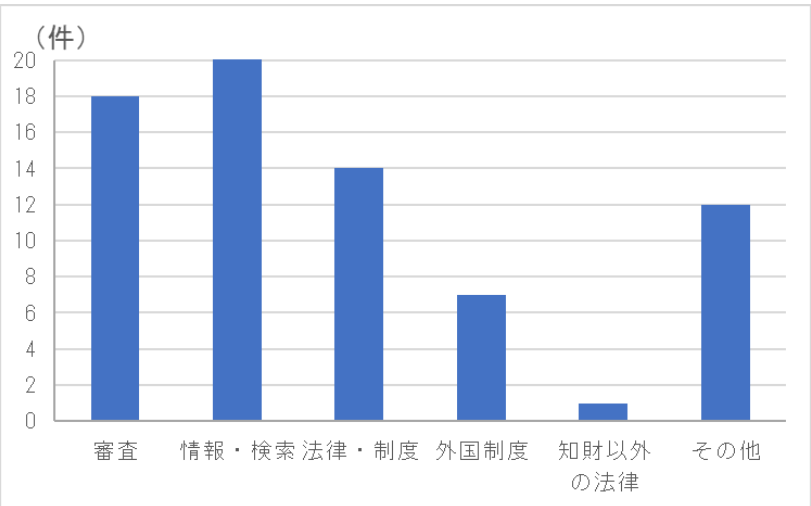
この結果、令和元年度末現在でユーザーが利用できるeラーニング教材コンテンツ数は 92 編に増加した。第三期中期目標期間最終年度の平成 27 年度末時点の 61 編と比較して 150.8%となり、第四期中期目標で掲げられた目標(27 年度実績値の 1.5 倍以上)を達成した。

【各年度末における教材数】



③ 令和 2 年度以降の教材開発の方向性を検討する参考資料として、令和元年度の利用者アンケートデータの整理・分析を実施した。アンケート結果によると、今後受講してみたい教材コンテンツ(カテゴリー別)は下記のとおりであった。

【アンケート結果による今後受講してみたい教材コンテンツ】



最終年度の平成 27 年度末時点の 61 編と比較して 150.8%となり、第四期中期目標で掲げられた目標(27 年度実績値の 1.5 倍以上)を達成した。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 令和元年度の利用者アンケートで得られたデータを整理・分析し、令和 2 年度以降のeラーニング教材コンテンツ開発の参考とした。(主要な業務実績の項番③に記載)

<知財デジタル教材等の開発>

新たに開発中のグローバル知財人財の育成教材については、その一部を電子化してアーカイブサービスによって提供するなど、ICT技術の普及を踏まえた教材の提供と自己研鑽型学習機会の拡大を推進する。

<知財デジタル教材等の開発>

- ① ICTの普及を踏まえた教材の提供と自己研鑽型学習機会の拡大を推進するため、グローバル知財人財の育成教材等については、その必要部分を電子化して、アーカイブサービスによって広く提供する。
- ② アーカイブサービスの利用者ニーズを把握するため、利用者アンケートを実施する。

<知財デジタル教材等の開発>

- ① 情報通信技術(ICT)の普及を踏まえ、情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作権者等の了解が得られるものを電子化し、広く一般に提供する。
- ② 教材をダウンロードした者を対象にアンケート調査を実施する。

<知財デジタル教材等の開発>

- (1) 情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作権者等の了解が得られるものを電子化し、広く一般に提供したか。
- (2) 教材をダウンロードした者を対象にアンケート調査を実施したか。

<知財デジタル教材等の開発>

- ① 情報通信技術(ICT)の普及を踏まえ、グローバル知財マネジメント人財育成教材について、受講生用のケーススタディ集(電子版)、受講生用の研修テキスト(電子版)、自己研鑽型学習に利用できるブックレット教材(電子版)、講師用のティーチングノート等の教材(電子版)について、引き続き特設ダウンロードサイトから提供した。
- また、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の講習会等で使うスライド教材を、企業の社内研修資料としても使えるように編纂し直した電子版資料(講師用ノート付)を、引き続き専用のダウンロードサイトから提供した。
- これら電子版化した令和元年度の教材のダウンロード数は下記のとおり。

【ダウンロードサイトのダウンロード数】

分類	教材の名称	ダウンロード数
グローバル知財マネジメント人財育成教材	ケーススタディ集(各章のみを含む)	646 件
	研修テキスト	439 件
	講師用のティーチングノート等	41 件
	ブックレット教材	456 件
J-PlatPat 等利用方法に関する講師用ノート付テキスト		687 件

さらに、民間企業・行政機関等の人材に対する研修にて用いる教材や説明資料のうち、著作権者等の了解が得られた 12 件を電子化し、ウェブサイトに掲載して広く一般に提供した。

【一般に提供している教材の一覧】

研修科目名	テキスト名	新たに掲載
知的財産権制度の概要	2019 年知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト	
知的財産と標準化	知的財産と標準化(令和元年度知的財産権研修[初級](第3回))テキスト	○
権利侵害について	権利侵害について	○
知的財産に関する契約について	(1)知的財産に関する契約について～基礎的知識の側面から～ (2)知的財産に関する契約について～基礎的知識の側面～	○ ○
知財管理について	知財管理について	○
産学連携の推進と知的財産	産学連携の推進と知的財産	○
先行技術文献検索理論・先行技術調査演習	特許文献検索実務(理論と演習)[第四版]	
中小企業における知財への取り組み	ゼロから学べる知的財産～あなたの会社を元気にする知的財産の活用術～	○
検索インデックス	国際特許分類、FI、Fタームの概要とそれらを用いた先行技術調査	
調査実務 1	先行技術文献調査実務[第五版]	
意匠法概論	意匠法概論	○
意匠の類否判断と創作非容易性判断について(事例研究)	(1)意匠の類否判断(事例研究) (2)意匠の創作非容易性判断(事例研究)	○ ○
先行意匠調査実務の基本	先行意匠調査実務の基本	○
意匠の類否判断と先行意匠	意匠の類否判断と先行意匠	○

<知財デジタル教材等の開発>

- (1) グローバル知財マネジメント人財育成プログラム開発事業にて開発した教材(電子版)を引き続きダウンロードサイトから提供し、広く一般に提供した。また、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)講習会等で使う教材を、企業等が社内研修資料としても使えるように編纂し直した電子版を引き続きダウンロードサイトから提供し、さらに、民間企業・行政機関等の人材に対する研修にて用いる教材や説明資料のうち、著作権者等の了解が得られた 12 件を電子化し、ウェブサイトに掲載して広く一般に提供した。
(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 教材をダウンロードした者を対象に、研修・セミナーの実施状況をアンケート調査したところ、自主的なセミナー・講義等が 125 回開催され、2,574 名が参加していたことが判明した(主要な業務実績の項番②に記載)。

				調査	調査																																
				②令和元年度は、教材をダウンロードした者を対象に、研修・セミナーの実施状況(実施している場合は、対象者、実施回数等)について、上半期・下半期にそれぞれアンケート調査を実施した。アンケートの結果、自主的なセミナー・講義等が125回開催され、2,574名が参加していたことが判明した。																																	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>																																	
<p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>明日の産業人材として知財学習に取り組む人材の支援のため、初心者用教材を提供して、学習者の知的財産に関する創造力・実践力・活用力の向上を図る。</p>	<p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>① 知財学習に取り組む人材を支援するため、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業を実施する。</p> <p>② 高校生の学習成果の発表機会を設け、企業等で知財関連業務に従事する者を審査委員とする審査会での選定によって、優れた取組を行った高校生を顕彰する。</p>	<p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>① 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、展開型(事業期間:最長3年)と導入・定着型(事業期間:1年)との2種目に分けて公募し、外部有識者で構成される推進委員会で採択候補を選定し、展開型については、事業実施校から年度末に提出される中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘等に基づいて活動の改善を図る必要がある場合には活動改善を求めたか。</p> <p>・参加校の取組内容等を報告書として公開することにより、未参加校にも知財学習の裾野を広げて、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を目指したか。</p> <p>② 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業での取組成果を発表する機会を設け、審査委員による選定を経て優れた取組を表彰する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>(1) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、展開型と導入・定着型との2種目に分けて公募し、外部有識者で構成される推進委員会で採択候補を選定し、展開型については、事業実施校から年度末に提出される中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘等に基づいて活動の改善を図る必要がある場合には活動改善を求めたか。</p> <p>・参加校の取組内容等を報告書として公開することにより、未参加校にも知財学習の裾野を広げて、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を目指したか。</p> <p>(2) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業での取組成果を発表する機会を設け、審査委員による選定を経て優れた取組を表彰したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>① 高等学校(専門学科)の生徒及び高等専門学校の学生を対象とする知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、展開型と導入・定着型との2種目に分けて公募し、外部有識者で構成される知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)で採択候補を選定し、採択となった実施校で行われる知財学習活動を支援した。展開型については、事業実施校が提出する中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘に基づいて、知的財産の保護・活用についても意識した計画とすること等の活動改善を求めた。</p> <p>【令和元年度事業での採択校—42校(対象生徒・学生数11,822名)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>校種</th> <th>採択数</th> <th>タイプ</th> <th>校種</th> <th>採択数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">導入・定着型</td> <td>工業高校</td> <td>16校</td> <td rowspan="6">展開型</td> <td>工業高校</td> <td>6校</td> </tr> <tr> <td>商業高校</td> <td>8校</td> <td>商業高校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>農業高校</td> <td>1校</td> <td>農業高校</td> <td>0校</td> </tr> <tr> <td>水産高校</td> <td>3校</td> <td>水産高校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>2校</td> <td>高等専門学校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30校</td> <td>合計</td> <td>12校</td> </tr> </tbody> </table> <p>*展開型12校には、平成29年度採択校(3校)、平成30年度採択校(5校)を含む</p> <p>・未参加校にも知財学習の裾野を広げて、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を図るべく、令和元年度参加校の取組内容等を「令和元年度 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の実践内容に関する報告書」として、情報・研修館ホームページに公開した。</p> <p>② 令和元年度知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業で採択され知財学習活動を実施している42校の専門高校・専門高等学校の中から取組成果発表の参加校を募集し、7校から応募があり、発表の機会を提供した。</p> <p>発表では、優れた発表を顕彰するため、行政関係者、企業関係者、弁理士</p>	タイプ	校種	採択数	タイプ	校種	採択数	導入・定着型	工業高校	16校	展開型	工業高校	6校	商業高校	8校	商業高校	2校	農業高校	1校	農業高校	0校	水産高校	3校	水産高校	2校	高等専門学校	2校	高等専門学校	2校	合計	30校	合計	12校	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>(1) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業については、令和元年度計画に記載された全ての事業を確実に実施した。</p> <p>・未参加校にも知財学習の参考となるよう、令和元年度参加校の取組内容等を報告書に取り纏め、情報・研修館のホームページに公開した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 令和元年度知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発の取組成果発表の機会を設けた。行政関係者、企業関係者、弁理士からなる有識者を審査委員として委嘱し、選定結果に基づき、優れた取組成果を発表した3校を表彰した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>
タイプ	校種	採択数	タイプ	校種	採択数																																
導入・定着型	工業高校	16校	展開型	工業高校	6校																																
	商業高校	8校		商業高校	2校																																
	農業高校	1校		農業高校	0校																																
	水産高校	3校		水産高校	2校																																
	高等専門学校	2校		高等専門学校	2校																																
	合計	30校		合計	12校																																

<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて、共催団体と協力しながら、運営事務局としてコンテストの企画・運営を担う。</p>	<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① 知財学習に取り組む全国各地の大学生・高等専門学校生・高校生の発明や意匠の創作を対象に、優れた発明や創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しながら運営する。</p> <p>② 同コンテストへの応募に取り組む学校を拡大するため、広報活動を強化する。</p>	<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① 知財学習に取り組む全国各地の大学生・高等専門学校生・高校生の発明や意匠創作を公募し、優れた発明や意匠創作の表彰と出願支援を行う、パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト(文部科学省、特許庁、日本弁理士会及び情報・研修館の共催)の事務局として同コンテストの企画、公募業務、選考委員会の運営、表彰式の運営等を行う。</p> <p>② 同コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の120%以上となるよう、学校訪問をはじめとする、普及・啓発活動を強化する。</p>	<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>(1) パテントコンテスト・デザインパテントコンテストにおいて、情報・研修館は、事務局として、同コンテストの企画、公募、選考委員会の運営、表彰式の運営等を行ったか。</p> <p>(2) 上記コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の120%以上となるよう、学校訪問をはじめとする、普及・啓発活動を行ったか。</p>	<p>からなる有識者を審査委員として委嘱し、委員の選定結果に基づき、優れた取組成果を発表した3校を表彰した。</p> <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト(文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催)の事務局として、情報・研修館が企画、公募、選考委員会の運営等を確実に実施した。なお、表彰式は、新型コロナウイルスの影響を受け中止となり、選考委員長のビデオメッセージを掲載するなどの代替措置を実施した。</p> <p>② 広報の拡大、学校訪問による直接的な働きかけ等の結果、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの参加校数は122校(27年度実績値(102校)の119.6%)となり、令和元年度計画目標(平成27年度実績値の120%)を概ね達成した。</p> <p>【広報活動の実績及び成果】</p> <table border="1" data-bbox="1448 737 2255 940"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>モニタリング指標とした項目</th> <th>実績数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普及啓発活動</td> <td>広報活動の回数</td> <td>269回</td> </tr> <tr> <td>学校訪問による働きかけの回数</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>成果指標(アウトプット)</td> <td>パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数</td> <td>122校(119.6%)</td> </tr> <tr> <td>波及効果</td> <td>生徒・学生等の取組成果の報道件数</td> <td>46件</td> </tr> </tbody> </table>	分類	モニタリング指標とした項目	実績数	普及啓発活動	広報活動の回数	269回	学校訪問による働きかけの回数	13回	成果指標(アウトプット)	パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数	122校(119.6%)	波及効果	生徒・学生等の取組成果の報道件数	46件	<p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>(1) パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの事務局として、同コンテストの企画、公募、選考委員会の運営を確実に実施した。また、表彰式中止に伴い、選考委員長のビデオメッセージ掲載などの代替措置を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 学校、マスメディアへの普及・啓発・広報活動の結果、令和元年度の参加校数は122校(27年度実績値(102校)の119.6%)となり、令和元年度計画目標を概ね達成した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
分類	モニタリング指標とした項目	実績数																		
普及啓発活動	広報活動の回数	269回																		
	学校訪問による働きかけの回数	13回																		
成果指標(アウトプット)	パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募学校数	122校(119.6%)																		
波及効果	生徒・学生等の取組成果の報道件数	46件																		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p><特筆すべき取組または成果></p>																
<p>(4) 国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>我が国の知的財産人材育成機関が参加する知的財産人材育成推進協議会の事務局として、機関間の連携強化を図り、協議会主催のセミナー等を実施する。</p>	<p>(4) 国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、機関間の連携強化、協議会主催のセミナーの企画・参加者募集・開催運営等を行う。</p>	<p>(4) 国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関する協議</p>	<p><評価の視点></p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>(1) 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、協議会の解散について構成団体間の意見調整を行うなど、解散に伴う業務を実施した(令和元年10月16日付けで解散)。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>(1) 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、協議会の解散に伴う業務を確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)。</p>															

＜日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進＞

民間企業職員等の社会人向けに、中国、韓国の知的財産人材育成機関と協力して連携セミナーを開催することを含め、中国、韓国の知的財産人材育成機関とお互いが実施している研修等について相互協力を進める。

＜日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進＞

- ① 中国、韓国の知的財産人材育成機関と協力して、民間企業等の社会人向けにセミナーを開催する。
- ② 定期的に実施する日中韓の知的財産人材育成機関の定期会合において、教材の相互交換、セミナー講師の派遣等について協議し、合意にしたがって相互協力をを行う。

＜日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進＞

- ① 中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力が主催する知的財産に関するセミナーへの日本からの講師派遣等に協力する。また、国内でのセミナー開催に際し、これらの機関からの講師派遣等を要請する。
- ② 中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との定期会合を年度内にそれぞれ1回以上開催し、知財人材育成に係る各機関の最新の取組等について情報交換及び意見交換を行う。

＜日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進＞

- (1) 従来から協力関係にある中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、これらの期間が主催するセミナーへの日本からの講師派遣等に協力したか。また、国内でのセミナー開催に際し、これらの機関からの講師派遣等を要請したか。
- (2) 中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との定期会合を年度内にそれぞれ1回以上開催し、議題にもとづいて情報交換や意見交換を行ったか。

＜日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進＞

- ① 中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、中国(北京)及び国内(東京)でセミナーを開催した。中国(北京)で開催したセミナーにおいて、中国知識産権トレーニングセンターに対して日本からの講師派遣に協力するとともに、国内(東京)で開催したセミナーにおいて、中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院に講師派遣を要請した。

【日中韓連携セミナー開催実績】

開催日	セミナー名	開催地
令和元年 6月4日	日中人材育成機関連携セミナー テーマ:コンピューターソフトウェア関連発明の特許審査基準とAI関連発明の審査について	北京
令和元年 9月6日	日中人材育成機関連携セミナー 日韓人材育成機関連携セミナー テーマ:AI関連発明の保護	東京

- ② 中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との間で、下記のとおり、中国知識産権トレーニングセンターとの定期会合を1回開催するとともに、三機関合同で定期会合を1回開催し、知的財産人材育成に係る各機関の最新の取組等について情報交換と意見交換を行った。なお、日韓関係を踏まえ、韓国国際知識財産研修院との定期会合は中止となった。

【日中韓会合開催実績】

実施日	会合名	開催地
令和元年 9月5日	第13回日中人材育成機関会合	東京
令和元年 10月30日	第10回日中韓人材育成機関長会合	江陵

＜ASEAN諸国等との連携の推進＞

- ① シンガポールIPアカデミーとの間において、知財人材育成に係る最新の取組等について情報交換及び意見交換を行うと共に、IPアカデミーシンガポールとの協力事業として、シンガポールでセミナーを開催した。また、シンガポールの大学に日本の大学生を派遣した。

【シンガポールとの協力事業の実績】

開催日	セミナー等名	開催地
令和元年 5月17日	第一回日星人材育成機関連携セミナー	シンガポール
令和元年 7月14-27日	シンガポール国立大学(NUS)へ学生派遣	シンガポール

ベトナム、シンガポール以外のASEAN諸国であるミャンマー、カンボジアと

＜日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進＞

- (1) 中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、中国で開催するセミナーへの日本からの講師派遣について、中国知識産権トレーニングセンターに対して協力するとともに、国内で開催するセミナーへの講師派遣を中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院に要請した(主要な業務実績の項番①に記載)。

- (2) 中国知識産権トレーニングセンターとの定期会合を1回開催するとともに、三機関合同の定期会合を1回開催し、各会合において各機関の最新の取組等について情報交換や意見交換を行った。なお、日韓関係を踏まえ、韓国国際知識財産研修院との定期会合は中止となった。(主要な業務実績の項番②に記載)。

＜ASEAN諸国等との連携の推進＞

- (1) シンガポールIPアカデミーとの間において、知財人材育成に係る最新の取組等について情報交換及び意見交換を行うと共に、IPアカデミーシンガポールとの協力事業として、シンガポールでセミナーを開催した。また、シンガポールの大学に日本の大学生を派遣した。さらに、同じくASEAN諸国であるミャンマー、カンボジアとも連携セミナーを

＜ASEAN諸国等との連携の推進＞

ASEAN諸国等の知的財産人材育成機関との連携構築を行い、我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を企画・実施する。

＜ASEAN諸国等との連携の推進＞

- ① ベトナム等との協議を進め、人材育成に関する協力事業を企画・実施することを第一歩に、ASEAN諸国等の知財人材育成機関との関係を強化する。

＜ASEAN諸国等との連携の推進＞

- ① 既に協力関係を構築したベトナム知的財産研究所及びシンガポールIPアカデミーとの間において、知財人材育成に係る最新の取組等について情報交換及び意見交換を行うとともに、連携セミナーの開催について相互に協力を進める。

＜ASEAN諸国等との連携の推進＞

- (1) ベトナム知的財産研究所及びシンガポールIPアカデミーとの間において、知財人材育成に係る最新の取組等について情報交換及び意見交換を行うと共に、連携セミナーの開催について相互に協力を進めたか。

				<p>も以下のように連携セミナーを実施した。</p> <p>【ASEAN 諸国との連携セミナー開催実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>セミナー名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年 1月28日</td> <td>知財教育推進支援セミナー</td> <td>プノンペン</td> </tr> <tr> <td>令和2年 1月30日</td> <td>知財教育推進支援セミナー</td> <td>ヤンゴン</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	セミナー名	開催地	令和2年 1月28日	知財教育推進支援セミナー	プノンペン	令和2年 1月30日	知財教育推進支援セミナー	ヤンゴン	実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)。	
開催日	セミナー名	開催地													
令和2年 1月28日	知財教育推進支援セミナー	プノンペン													
令和2年 1月30日	知財教育推進支援セミナー	ヤンゴン													
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>											

4.その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和元年度行政事業レビューシート 0383

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
第四期中期目標期間中に正規職員の 10%程度を総合職人材または専門職人材として新規採用【中期目標】	—	正規職員に登用された者：29年4月1日時点で計3人	正規職員に登用された者：30年4月1日時点で累計6人	正規職員に登用された者：31年4月1日時点で累計10人	正規職員に登用された者：令和2年4月1日時点で累計9人	
プロパー職員化を前提とした契約職員の採用【年度計画】	2人	4人	5人	4人	2人	
職員休暇取得率を第四期中期目標期間最終年度までに第三期中期目標最終年度に比べて120%以上【中期目標】	78.4% ※第三期中期目標最終年度の120%	69.6%	73.3%	75.7%	80.3%	
職員の月1休暇の取得人数【年度計画】	65人以上	60.8人	64.9人	68.6人	73.2人	
第四期中期目標期間中に業務改革計画策定件数4件以上【中期目標】	中期目標期間中に4件	2件	1件	3件	1件	
「特許庁業務・システム最適化計画」進捗状況と連動し進める情報・研修館の業務システム合理化により、関連事業経費を合理化前の80%以下【中期目標】	—	—	—	58.7%	—	
第四期中期目標期間最終年度までに中期目標期間初年度の費用総額に対して新規追加・拡充分を除き、4%以上（毎年度前期比1.3%程度（新規追加・拡充分除く）の効率化の達成【中期目標、中計画、年度計画】	—	▲5.7% (対27年度比)	▲4.21% (対28年度比)	▲4.97% (対28年度比)	▲5.48% (対28年度比)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>II 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>1. 業務の効果的な実施 〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 全正規職員に占める新規採用するプロパー職員の割合 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに10%程度 [指標] 令和元年度はテニュアトラック制度による契約職員を2名程度採用</p> <p>効果指標(アウトカム)</p>	<p>1. 業務の効果的な実施 〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用について、令和元年度は2名を新規に採用し、一定期間の業務経験を積みながら、期間中における能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、正規職員として2名全員を新規に登用し、年度計画の目標を達成した。また、これにより、正規職員に登用された者は、令和2年4月1日時点で合計9名となり、中期目標も達成した。また、プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用に係る公募及び採用面接等を実施し、総合職人材4名(令和元年10月及び令和2年4月)、専門職人材(情報システム職)2名(令和元年10月及び令和2年3月)を新規に採用した。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p>	<p>〈評価と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>○定量的指標については、すべての年度計画の目標を達成し、中期目標も上回る水準を達成した。また、質的にも以下の各項目別の自己評価に示すように着実な実績を上げている。以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。</p> <p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用について、令和元年度は2名を新規に採用し、一定期間の業務経験を積みながら、期間中における能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、正規職員として2名全員を新規に登用し、年度計画の目標を達成した。また、これにより、正規職員に登用された者は、令和2年4月1日時点で合計9名となり、中期目標も達成した。また、プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による契約職員の採用に係る公募及び採用面接等を実施し、総合職人材4名(令和元年10月及び令和2年4月)、専門職人材(情報システム職)2名(令和元年10月及び令和2年3月)を新規に採用した。</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p>	<p>〈評価に至った理由〉 定量的指標については、すべての年度計画の目標を達成し、着実な実績を上げているため、「B」評価と判断した。</p> <p>具体的な取組は以下のとおり。 ・第四期中期目標期間中に業務改革計画を4件以上策定するとの目標に向けて、令和元年度は1件の改革を実施した。これにより、累計7件となり昨年度の実績に更に積み上がる形で中期目標を達成した。 ・業務・システム合理化により、関連事業の経費を合理化前の80%以下にするとの目標に向けて、特許庁システムと連動して特許情報プラットフォームの新機能を開発することにより、システムを合理化し、効率的な開発を進めることができた。 その結果、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗により新たに構築された情報提供サーバに対応した現行 J-PlatPat の開発・運用経費(契約額約36.6億円)は、旧システムの開発・運用経費(契約額約62.4億円)の58.7%となり、合理化前の80%以下という中期目標に対し大きな成果をあげた。 ・情報・研修館の給与水準については、国家公務員の給与水準(東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では101.7%)と同程度を維持した。</p> <p>〈今後の課題〉 特になし</p>	

<p>2. 業務運営の合理化</p>			<p>(2) 業務の効率化とワークライフバランスの推進等による職員の休暇取得率 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の実績値の120%以上 [指標] 令和元年度は月1休暇の取得率を第3期中期目標期間の最終年度に比べて120%以上</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(3) 目標管理と進捗管理に基づく業務マネジメントを実施する諸会議の開催頻度 [指標] 役員会は原則月1回 [指標] 定例の運営会議は原則毎週1回 [指標] 重要・新規案件検討会、調達検討会は必要に応じて随時</p> <p>2. 業務運営の合理化 〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 業務プロセスの可視化、リスク因子の分析、リスク対応マネジメント体制の検討によって策定した業務改革計画の件数 [指標] 第四期中期目標期間を通じて4件以上</p> <p>(2) 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況と連動して進める情報・研修館の業務・システムの合理化による関連事業の経費 [指標] 合理化前の80%以下</p>	<p>② 働き方改革の取組を実施し、令和元年度における月1休暇取得人数は平均73.2人、月1休暇所得率は80.3%となり年度目標を達成した。また、中期目標の月1休暇取得率は78.4%(第3期中期目標期間の最終年度の120%)となっており、中期目標も達成した(対中期目標値比102%)。</p> <p>〈その他の指標に係る業務実績〉</p> <p>③ 目標管理と進捗管理に基づく業務マネジメントを実施する諸会議の開催頻度 ア. 役員会(理事長、理事のほか、監事、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部部長等が出席)は、原則月1回開催した。 イ. 定例の運営会議(理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部部長が出席)は、原則週1回開催した。 ウ. 令和元年度は調達検討会を12回実施し、重要・新規案件検討会は、以下の重要案件を中心に随時開催した。 ・平成30年7月に実施した情報・研修館本部の外部借室への移転に向けた検討会 ・知財PD・産学連携知財AD派遣事業の見直しに向けた検討会 ・令和2年度からの知財総合支援窓口運営業務の調達に向けた検討会</p> <p>2. 業務運営の合理化 〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 令和元年度は、業務改革として、情報・研修館の各業務についてAIの活用可能性を検討した結果、産業財産権相談窓口業務について、平成31年4月から、AIを活用した商標の問い合わせに対する自動応答チャットボットの試行的なサービスの提供(実証実験)開始し、令和元年8月6日から、本格運用のサービスの提供を開始した。これにより、累計7件となり、昨年度の実績に更に積み上がる形で中期目標(4件以上)を達成した。</p> <p>② 業務・システム合理化により、事業の経費を合理化前の80%以下にするの目標に向けて、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、以下の事項を実施した。 ・令和元年5月にリリースした現行特許情報プラットフォームのシステム開発にあたり、特許庁担当者と適切に連携して詳細設計工程・製造工程・結合試験工程・総合試験工程を進めるとともに、特許庁側で構築するシステム(情報提供サーバ等)の担当部署との間でプロジェクトマネージャー会議の実施等を通じて、双方の開発状況を把握し適切な進捗管理を実施した。</p> <p>その結果、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗により新たに構築され</p>	<p>(2) 令和元年度における月1休暇取得人数は平均73.2人、月1休暇所得率は80.3%となり年度目標を達成した。また、中期目標の月1休暇取得率は78.4%(第3期中期目標期間の最終年度の120%)となっており、中期目標も達成した。(対中期目標値比102%)</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(3) 役員会は原則月1回、定例会は原則週1回、重要・新規案件検討会、調達検討会は必要に応じて随時開催した。</p> <p>2. 業務運営の合理化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 第四期中期目標期間中に業務改革計画を4件以上策定するの目標に向けて、令和元年度は1件の改革を実施した。これにより、累計7件となり昨年度の実績に更に積み上がる形で中期目標を達成した。</p> <p>(2) 業務・システム合理化により、関連事業の経費を合理化前の80%以下にするの目標に向けて、特許庁システムと連動して特許情報プラットフォームの新機能を開発することにより、システムを合理化し、効率的な開発</p>	<p>〈その他事項〉 特になし</p>
--------------------	--	--	---	--	---	-------------------------

<p>3. 業務の適正化</p>			<p>3. 業務の適正化 〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)一般管理費及び業務経費(新たな実施が求められた新規業務及び拡充・強化が求められた継続業務に係る経費を除く)における効率化 [指標]第四期中期計画期間の最終年度までに中期計画初年度の費用総額に対して4%以上 [指標]毎年度、前年度比1.3%程度</p>	<p>た情報提供サーバに対応した現行 J-PlatPat の開発・運用経費(契約額約36.6億円)は、旧システムの開発・運用経費(契約額約62.4億円)の58.7%となり、合理化前の80%以下という中期目標に対し大きな成果をあげた。</p> <p>3. 業務の適正化 〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 一般管理費と業務経費の効率化については、新規追加及び拡充を除くと△5.48%(平成28年度 9,205,617,497 円→令和元年度 8,701,184,818 円)となり、中期目標(△4%以上)を上回る効率化を達成した。</p> <p>【新規、拡充・強化を除く費用額比較表】(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28Fy(G)</th> <th>H29Fy(H)</th> <th>H30Fy(H[〃])</th> <th>R01Fy(H)</th> <th>(H)-(G)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,907,375,789</td> <td>8,513,439,489</td> <td>8,435,193,217</td> <td>8,377,175,794</td> <td>▲ 530,199,995</td> <td>▲ 5.95</td> </tr> <tr> <td>産業財産権情報の提供事業</td> <td>3,235,746,471</td> <td>2,747,360,857</td> <td>2,461,143,098</td> <td>2,287,201,963</td> <td>▲ 948,544,508</td> <td>▲ 29.31</td> </tr> <tr> <td>知的財産の権利取得・活用の支援事業</td> <td>4,775,822,170</td> <td>4,904,791,912</td> <td>5,126,233,757</td> <td>5,135,229,886</td> <td>359,407,716</td> <td>7.53</td> </tr> <tr> <td>知的財産関連人材の育成事業</td> <td>895,807,148</td> <td>861,286,720</td> <td>847,816,362</td> <td>954,743,945</td> <td>58,936,797</td> <td>6.58</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人共通</td> <td>298,241,708</td> <td>304,895,851</td> <td>312,490,311</td> <td>324,009,024</td> <td>25,767,316</td> <td>8.64</td> </tr> <tr> <td>計(C)-(F)</td> <td>9,205,617,497</td> <td>8,818,335,340</td> <td>8,747,683,528</td> <td>8,701,184,818</td> <td>▲ 504,432,679</td> <td>▲ 5.48</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H28Fy(G)	H29Fy(H)	H30Fy(H [〃])	R01Fy(H)	(H)-(G)	増減率	業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	8,435,193,217	8,377,175,794	▲ 530,199,995	▲ 5.95	産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	2,461,143,098	2,287,201,963	▲ 948,544,508	▲ 29.31	知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	5,126,233,757	5,135,229,886	359,407,716	7.53	知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	847,816,362	954,743,945	58,936,797	6.58	一般管理費							法人共通	298,241,708	304,895,851	312,490,311	324,009,024	25,767,316	8.64	計(C)-(F)	9,205,617,497	8,818,335,340	8,747,683,528	8,701,184,818	▲ 504,432,679	▲ 5.48	<p>を進めることができた。その結果、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗により新たに構築された情報提供サーバに対応した現行 J-PlatPat の開発・運用経費(契約額約36.6億円)は、旧システムの開発・運用経費(契約額約62.4億円)の58.7%となり、合理化前の80%以下という中期目標に対し大きな成果をあげた。</p> <p>3. 業務の適正化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)業務の適正化及び競争的調達の推進により、令和元年度の一般管理費及び業務経費(新規業務及び拡充強化が求められた継続業務に係る経費除く)は対平成28年度比5.48%となり、中期目標(4%以上)を上回る効率化を達成した。(主要な業務実績①に記載)</p>	
区 分	H28Fy(G)	H29Fy(H)	H30Fy(H [〃])	R01Fy(H)	(H)-(G)	増減率																																																								
業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	8,435,193,217	8,377,175,794	▲ 530,199,995	▲ 5.95																																																								
産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	2,461,143,098	2,287,201,963	▲ 948,544,508	▲ 29.31																																																								
知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	5,126,233,757	5,135,229,886	359,407,716	7.53																																																								
知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	847,816,362	954,743,945	58,936,797	6.58																																																								
一般管理費																																																														
法人共通	298,241,708	304,895,851	312,490,311	324,009,024	25,767,316	8.64																																																								
計(C)-(F)	9,205,617,497	8,818,335,340	8,747,683,528	8,701,184,818	▲ 504,432,679	▲ 5.48																																																								
<p>1. 業務の効果的な実施</p>	<p>1. 業務の効果的な実施</p>	<p>1. 業務の効果的な実施</p>																																																												
<p>(1)目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</p> <p>業務担当部長等は各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。役員は、月1回開催する役員会、随時開催する重要・新規案件検討会、調達検討会等を通じて、業務遂行状況、予算執行状況、新たな課題と対応、調達方針等を把握、業務担当部長等と協議し、指示・決定することにより組織及び業務のマネジメントを行う。</p> <p>こうした目標管理と進捗</p>	<p>(1)目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメント</p> <p>① 中期目標に定める成果指標と効果指標に掲げられた目標を達成するため、目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメントの実施によって、個々の事業の特性や政策課題に応じて効果的に業務を遂行する。</p> <p>② 役員は、組織及び業務の統括的なマネジメントを行うため、原則月1回開催する役員会、原則週1回開催する定例の運営会議、随時開催する重</p>	<p>(1)目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメント</p> <p>① 中期目標に定める成果指標と効果指標に掲げられた目標を達成するため、本年度計画に定めた目標について、業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務遂行を実施する。</p> <p>また、業務の目標管理と進捗管理を確実に行うべく、毎週定期的開催する連絡会(理事長、理事、セン</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)令和元年度計画に定めた目標について、業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務遂行を実施したか。</p> <p>また、連絡会、定例の運営会議をはじめとする各種会議において業務の進捗状況等を把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に対策等を講じたか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 令和元年度計画に定めた目標について業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じて効果的で質の高い業務遂行のために、連絡会や定例の運営会議等の各種会議も活用しつつ、PDCA マネジメントを実施した。</p> <p>また、業務の目標管理と進捗管理を確実に行うべく、役員・幹部で構成される連絡会、及び、役員・幹部・各部長で構成される運営会議を原則毎週火曜日に開催し、各会議において、業務の進捗状況や重要な業務活動モニタリング指標の推移状況を把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に対策等を講じた。</p> <p>② 令和元年度は以下の会議を通じて、各事業の年度計画の実施状況の可視化、PDCA サイクルの実現、契約手続の適正化等を実施した。</p> <p>ア. 連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、毎週火曜日に開催した。理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、総務部長、総括担当部長代理の幹部が出席し、情報・研修館の重要案件等について、役員、幹部の意識統一を図った。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)令和元年度計画に定めた目標について、業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務遂行を実施した。</p> <p>また、連絡会、定例の運営会議をはじめとする各種会議において業務の進捗状況等を把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に対策等を講じた。(主要な業務実績の</p>																																																									

<p>管理を基本にすえたPDCAマネジメントの実施によって、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務を遂行し、成果指標や効果指標に係る目標を達成する。</p>	<p>要・新規案件検討会、調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について業務担当部長等と協議し、適切な指示を与える。</p> <p>③ 業務担当部長等は、所掌する業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、それらに基づいて適切な業務マネジメントを行う。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員は適切な対応策等を指示する。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、担当業務の円滑な遂行を図る。</p>	<p>ター長、情報統括監、人材開発統括監、総務部長で構成する会議)、定例の運営会議(連絡会メンバーと業務担当部長で構成され、毎週行われる会議)をはじめとする各種会議において、業務の進捗状況や重要な業務活動モニタリング指標の推移状況を把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に対策等を講じる。</p> <p>② 理事長及び理事は、情報・研修館の組織及び業務運営、業務計画等に関する重要事項について、役員会を原則月1回開催し、監事及び各部長等の管理職員から意見を求めた上で、意思決定を行う。また、理事長及び理事は、役員会のほか、定例の運営会議、重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会を必要に応じて随時開催し、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について担当部長等と協議し、業務の目標管理と進捗管理を適切に行う。</p> <p>③ 業務担当部長等は、所掌する業務の業務遂行ロードマップを定めるとともに、進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を的確に把握し、適切に業務マネジメントを行う。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員からの対応策等の指示により迅速、的確な対応を行う。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、定められたロードマ</p>	<p>(2) 理事長及び理事は、役員会、定例の運営会議、重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会等を通じて、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について業務担当部長等と協議し、適切な指示を与えることにより、適切な目標管理と業務進捗管理を行ったか。</p> <p>(3) 業務担当部長等は、所掌する業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切に業務マネジメントを行ったか。</p> <p>(4) 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員からの対応策等の指示により迅速、適確な対応を行ったか。</p> <p>(5) 個々の業務の担当責任者は、定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、年間の業務遂行予定表と調達予定表を作成して、業務担当部長、役員等と共有するとともに、これら予定表に基づき、担当する業務を円滑に遂行したか。</p>	<p>イ. 役員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、月1回(月末)開催した。役員会メンバー(理事長、理事)のほか、監事も出席し、人材開発統括監、情報統括監、センター長、総務部長、各担当部長等から業務実施状況報告(モニタリング指標に定められた指標値の状況も含む)、予算執行状況報告を受け、審議事項の審議・決定を行った。 役員会では、理事長、理事から適宜、業務改善に係る指摘・指示等が発出された。 <p>ウ. 定例運営会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、週1回開催した。理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各担当部長等が出席し、直近2週間の業務スケジュールの確認、重要案件の報告等が行われた。 適宜役員から発出される指示は業務に反映した。 <p>エ. 重要・新規案件検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、知財総合支援窓口運営業務の次期調達等の重要事項について検討会を実施した。 <p>オ. 契約審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格等が1000万円以上の契約予定案件の契約方針等について審査する委員会であり、令和元年度は計14回開催した。理事長(委員長)、理事、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各担当部長等が委員として出席し、契約予定案件ごとに、契約方針や契約方法が適正か等について審査した。 <p>③ センター長、業務担当部長は、センター内、部内での議論を踏まえて、事業ごとのロードマップを作成して活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務管理を行った。また、予定に変更が生じた場合には随時、ロードマップとマイルストーンの見直し・修正を行い、毎月開催される役員会において報告した。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務に重大な問題があった場合、事案発生後直ちに役員等に報告し対応を協議し、適確な対応を行った。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、ロードマップやマイルストーンを踏まえて、個々の業務を実施した。作業の過程で生じた課題や作業の遅れについては、速やかに業務担当部長等と共有して遅延を最小限に留める方針等の検討を行った。</p>	<p>項番①に記載)</p> <p>(2) 理事長及び理事は、毎月開催の役員会をはじめとした各種会議を通じて、情報・研修館の組織及び業務運営、業務計画等に関する重要事項について、可視化された業務執行状況及び予算執行状況並びに監事及び各部長からの意見を踏まえて、適切に目標管理及び業務進捗管理を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 業務担当部長等は、業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンをあらかじめ定めて、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切な業務マネジメントを実施した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 業務担当部長等は、重大な問題が発生した場合には、直ちに役員等に報告し、役員からの指示を踏まえて、迅速・適確な対応を行った。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 個々の業務の担当責任者は、年間作業予定表及び調達予定表を作成し、業務担当部長及び役員とも共有した上で、担当業務を円滑に遂行した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p>	
--	--	---	---	--	---	--

		<p>ップ、活動モニタリング指標、マイルストーンにもとづいて業務を遂行する。業務の進捗状況については、適宜、業務担当部長、役員等と共有し、課題等が発生したときは上位者に直ちに報告し指示を仰ぐこととする。</p>			
<p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが見込まれる事業においては、外部有識者へのヒヤリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。</p> <p>また、異なる分野の知識とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが見込まれる事業においては、機動的にタスクフォースチームを編成して企画から実行までを一貫通貫で実施する。</p>	<p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>① 業務をより効果的に実施するため、外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウを活用することとし、ヒヤリングによる意見聴取等を積極的に取り入れ、業務改善に反映する。</p> <p>② 複数部署の協力・連携によって効果的かつ効率的な業務遂行が可能となる事業においては、タスクフォースチームを構築して企画から実行までを一貫通貫で実施する。</p>	<p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>①外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウを活用するため、外部有識者等へのヒヤリングによる意見聴取や外部有識者等が役員等に対して適時に助言・提言等のできる環境を積極的に取り入れ、業務改善等に反映する。</p> <p>②知財戦略・知財活動に資するテーマを掲げたフォーラム等の企画業務など、館内の複数部署の異なる知識やノウハウを活用することが効果的と思われる業務については、部署横断的なタスクフォースチームを編成するなど、効果的かつ効率的な業務遂行体制を構築して取り組む。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)役員及び業務担当部長等は、外部有識者等へのヒヤリングによる意見聴取、外部有識者等の助言・提言等を積極的に聴取し、それらを業務改善等に反映させたか。</p> <p>(2)異なる分野の知識とノウハウを活用することによって効果的かつ効率的な業務遂行が可能となる事業においては、随時、タスクフォースチームを編成するなどして、企画から実行までを一貫通貫で実施する等の取組を実施したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 令和元年度は、以下のように外部有識者等の知見とノウハウの活用を実施し、業務改善等に反映させた。</p> <p>ア. 情報・研修館外部有識者意見聴取会</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からなる意見聴取会を設置し、情報・研修館が中期的に取り組むべき課題や、各業務部を横断する課題等について、意見を聴取した(令和元年度は計1回開催)。 <p>イ. 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の募集要項等の審議、採択校の選定、採択校の取組の評価に関する審議を行うとともに、事業内容の見直し方針等の審議を実施した(令和元年度は計4回開催)。 <p>ウ. 知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産プロデューサー等派遣事業における派遣先の選定、知的財産プロデューサー等の活動に関する評価、事業内容の見直し方針等の審議を実施した(令和元年度は計6回開催)。 <p>② 令和元年度は、異なる分野の知識とノウハウを活用することにより効果的・効率的な業務遂行が可能となるような業務について、以下のタスクフォース等を設置した。</p> <p>ア. 知財戦略フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年9月25日に名古屋で開催した「ビジネス×知財フォーラム」の企画にあたっては、知財活用支援センターが中心となり、経済産業省中部経済産業局と連携を図りながら、また、令和2年1月28日に東京で開催した「グローバル知財戦略フォーラム」の企画にあたっては、知財戦略部が中心となり、特許庁企画調査課と連携を図りながら、昨今の経済情勢を踏まえた政策課題を踏まえてプログラム案を企画した。 <p>イ. AI導入検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、人工知能(AI)を活用した改革例が社会的に急増している状況に鑑みて、情報・研修館にAI導入検討チームを設置し、AIを活用した自動応答チャットボットシステム(商標相談に対応)について、平成31年4月から試行的なサービス提供(実証実験)を行い、令和元年8月から本格的にサービス提供を開始した。 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)令和元年度は、以下のように、外部有識者等の意見等を聴取し、業務改善に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館外部有識者意見聴取会 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業における推進委員会 知的財産プロデューサー等派遣事業における推進委員会 <p>(主要な業務実績①に記載)</p> <p>(2)令和元年度は、異なる分野の知識とノウハウを活用することにより効果的・効率的な業務遂行が可能となるような業務について、知財戦略フォーラム及びAI導入検討チームを設置した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>
<p>(3)業務の効果的な実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>情報・研修館内に蓄積される業務ノウハウの蓄積と継承を円滑に行うとともに、</p>	<p>(3)業務の効果的な実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>① プロパー職員として総合職人材及び専門職人材を採用し、育成する。</p>	<p>(3)業務の効果的な実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>①正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員の採用に</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)第四期中期目標期間の最終年度までに正規職員の10%程度とする</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員の採用について、平成31年4月に2名を新規に採用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、令和元年度中に、正規職員への登用審査を前提とした契約職員の採 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員の採</p>

<p>今後引き続き増大が見込まれるユーザー向けの情報サービスシステムのセキュリティ確保等のため、新たにプロパー職員として総合職人材及び専門職人材を採用し、育成する。</p>	<p>② 増大する情報提供サービスシステムの開発・整備・運用業務に対応できる専門職人材、多様化する業務に的確に対応できる総合職人材を計画的に採用し、育成計画を策定し実施する。</p>	<p>において、平成31年度は総合職人材を2名程度採用する。</p> <p>②正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員に対しては、人材育成計画に則って業務を担当させ、一定期間後に能力評価等登用審査を実施して早期の正規職員登用を目指す。</p>	<p>という成果指標(アウトプット)を達成するという目標に対し、令和元年度の取組と成果は妥当な水準もしくはそれ以上の水準であったか。</p> <p>(2) 正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員に対しては、人材育成計画に則って業務を担当させ、一定期間後に能力評価等登用審査を実施して早期の正規職員登用を図ったか。</p>	<p>用に係る公募及び採用面接等を実施し、総合職人材4名(令和元年10月及び令和2年4月)、専門職人材(情報システム職)2名(令和元年10月及び令和2年3月)を新規に採用した。</p> <p>② 平成31年4月に採用した2名の正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員に対しては、一定期間の業務経験を積みながら、期間中における能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、令和2年4月1日に正規職員として2名全員、新規登用を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> こうした取組により、情報・研修館においてテニュアトラック型の契約職員から正規職員に登用された者は、令和2年4月1日時点で合計9名となり、中期目標も達成した。 なお、正規職員に登用された職員は、各自、配置された部署において過去の企業等での経験を活かし、例えば、情報・研修館独自の業務基盤システムの運用、新eラーニングシステムの導入や運用、情報・研修館の各業務におけるAIの活用に向けた検討並びに知財総合支援窓口事業の円滑な運営などの業務において、大きな役割を果たした。 	<p>用について、平成31年4月に2名を新規に採用した。また、令和元年度中に、正規職員への登用審査を前提とした契約職員の採用に係る公募及び採用面接等を実施し、総合職人材4名(令和元年10月及び令和2年4月)、専門職人材(情報システム職)2名(令和元年10月及び令和2年3月)を新規に採用した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 平成31年4月に採用した2名の正規職員への登用審査を前提としたテニュアトラック型の契約職員に対しては、一定期間の業務経験を積みながら、期間中における能力・業績評価を2回実施し、その評価結果を踏まえ総合的に判断した上で、令和2年4月1日に正規職員として2名全員、新規登用を行った。この結果、正規職員に登用された職員は、令和2年4月1日時点で合計9名となり、中期目標も達成した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		
<p>2. 業務運営の合理化</p>	<p>2. 業務運営の合理化</p>	<p>2. 業務運営の合理化</p>				
<p>(1)業務改革の推進</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針(行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて)」(平成26年7月25日総務大臣決定；</p>	<p>(1)業務改革の推進</p> <p>① 業務プロセスの再構築(BPR)やICT化を推進するため、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因</p>	<p>(1)業務改革の推進</p> <p>①30年度に策定したリスク対応計画を踏まえ、各担当において業務を遂行する。 ・業務改革の推進の一環と</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)30年度に策定したリスク対応計画を踏まえ、各担当において業務を遂行したか。 ・業務改革の推進の一環と</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 令和元年度においては、平成30年度に策定した「情報・研修館リスク対応計画」を踏まえた業務遂行を行いつつ、引き続き、リスク管理委員会を3回開催し、新型コロナウイルスの感染症蔓延等の状況変化に応じた内容の見直しを行った。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)平成30年度に策定した「情報・研修館リスク対応計画」を踏まえた業務遂行を行いつつ、引き続き、リスク管理委員会に</p>	

<p>平成27年7月24日改定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務プロセスの再構築(BPR)やICT化を推進する。</p> <p>具体的には、ユーザー向けのサービス業務の改革を推進する目的で、主要な業務について、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を経て、業務改革計画を策定する。</p> <p>また、全国47都道府県にて設置・運用する知財総合支援窓口の業務を効果的かつ合理的にマネジメントするため、WEB会議システムの導入等、ICTの利活用を図る。</p>	<p>子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を経て、業務改革計画を策定する。</p> <p>② 業務改革の諸条件が揃っている業務については業務プロセスの再構築を行うこととする。</p> <p>③ 既に業務改革の基本方針が定まっている、情報・研修館による知財総合支援窓口の効果的マネジメントを実現するため、WEB会議システムの導入と利活用を進める。</p>	<p>して、人工知能(AI)を活用した知財相談用チャットボットを平成31年度より導入し、商標に関する簡易な問合せについては、勤務時間外においても回答することでサービス水準の向上を図る。</p> <p>②31年度に実施する情報・研修館情報基盤システムの拡充や組織見直しにしたがって業務プロセスの見直しが必要となった業務については、業務プロセスの再構築を実施する。</p> <p>③情報・研修館による知財総合支援窓口のマネジメントを、情報・研修館情報基盤システムも活用しつつ、効果的かつ効率的に行う。</p>	<p>して、人工知能(AI)を活用した知財相談用チャットボットを令和元年度より導入し、商標に関する簡易な問合せについては、勤務時間外においても回答することでサービス水準の向上を図ったか。</p> <p>(2)情報・研修館情報基盤システムの拡充や、組織見直しにしたがって業務プロセスの見直しが必要となった業務については、業務プロセスの再構築を実施したか。</p> <p>(3)情報・研修館による知財総合支援窓口のマネジメントを、情報・研修館情報基盤システムも活用しつつ、効果的かつ効率的に行ったか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • AI導入検討チームにおいては、特許庁のAI検証プロジェクトチームのAIを活用した電話対応の検討及び取り組み状況について、情報共有をしてもらう等、オブザーバーとして参加し意見交換を行った。情報・研修館の産業財産権相談窓口業務について、AIを活用した商標相談チャットボットの実証実験を完了させ、令和元年8月6日より、本格的にサービス提供を開始した。 ② 令和元年7月から知財情報基盤センターを新たに設置し、同センターの下に情報システム部を新設することで情報システムと情報セキュリティの管理に関する業務を集約することにより機能強化を図った。また、情報・研修館情報基盤システムへアクセス可能となる、情報・研修館執務室外の任意拠点を拡張するため、情報・研修館情報基盤システムのモバイルルーターの追加導入を行った(令和2年4月納品)。 ③ 情報基盤システムの機能であるビデオ会議システム等を随時活用し、各地域に常駐する地域ブロック担当者との個別連絡、業務管理、調整作業等のほか、各地域に常駐する地域ブロック担当者と情報・研修館東京本部間で計4回の合同Web会議を開催し、基盤システムを活用した業務に取り組んだ。 	<p>において、新型コロナウイルスの感染症蔓延等の状況変化に応じた、内容の見直しを行った。</p> <p>•AI導入検討チームにおいては、特許庁のAI検証プロジェクトチームのAIを活用した電話対応の検討及び取組状況の情報共有をもらう等、オブザーバーとして参加して意見交換を行った。産業財産権相談窓口業務について、AIを活用した商標相談チャットボットの実証実験を終え、本格的にサービス提供を開始した。(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2)令和元年7月から知財情報基盤センターを新たに設置し、同センターの下に情報システム部を新設することで情報システムと情報セキュリティの管理に関する業務を集約することにより機能強化を図った。また、情報・研修館情報基盤システムへアクセス可能となる情報・研修館執務室外の任意拠点を拡張するため、情報・研修館情報基盤システムのモバイルルーターの追加導入を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)地域ブロック担当者と情報・研修館東京本部間の個別連絡、業務管理、調整作業、合同会議等でWeb会議システムやビデオ会議システムを利用した業務改革を行った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p>	
--	---	--	--	---	---	--

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		
<p>(2) 特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画」(改定版:平成25年3月15日)の進捗と連動しながら、情報・研修館の業務・システムの合理化を進める。</p>	<p>(2) 特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>① 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めるため、特許庁から提供される情報の内容を吟味・検討する。</p>	<p>(2) 特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>① 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めるため、特許庁から提供される情報の内容を精査・検討し、情報・研修館の業務・システムの合理化を進める。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めたか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況を勘案しつつ、令和元年5月にリリースした現行特許情報プラットフォームのシステム開発にあたっては、特許庁担当者と適切に連携して詳細設計工程・製造工程・結合試験工程・総合試験工程を進めるとともに、特許庁側で構築するシステム(情報提供サーバ等)の担当部署との間でプロジェクトマネージャー会議の実施等を通じて、双方の開発状況を把握し適切な進捗管理を行った。その結果、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗により新たに構築された情報提供サーバに対応した次期 J-PlatPat の開発・運用経費(契約額約36.6億円)は、現行システムの開発・運用経費(契約額約62.4億円)の58.7%となり、合理化前の80%以下という中期目標に対し大きな成果をあげた。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、特許情報プラットフォームの新機能を開発することにより、システムを合理化し、効率的な開発を進めることができた。その結果、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗により新たに構築された情報提供サーバに対応した現行 J-PlatPat の開発・運用経費(契約額約36.6億円)は、旧システムの開発・運用経費(契約額約62.4億円)の58.7%となり、合理化前の80%以下という中期目標に対し大きな成果をあげた。(主要な業務実績の項番①に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		
<p>3. 業務の適正化</p>	<p>3. 業務の適正化</p>	<p>3. 業務の適正化</p>				
<p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して</p>	<p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>① 組織の見直し、一部事業</p>	<p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>① 平成31年度に実施する</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 組織の見直し及びそれ</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 令和元年7月に組織再編を実施し、新たに知財情報基盤センターを設置し</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 令和元年7月に組織再</p>	

<p>行う業務については、組織の見直し、一部事業の廃止又は移管、競争的調達の推進等の業務の適正化を進めることによって、新規・拡充業務を除いた一般管理費及び業務経費の効率化を図る。</p>	<p>の廃止又は移管、競争的調達の推進等を適切に実施することにより、業務の適正化を図る。</p> <p>② 一般管理費及び業務経費の効率化について、新たな実施が求められた新規業務及び拡充・強化が求められた継続業務に係る経費を除き、第四期中期計画期間の最終年度までに中期計画初年度の費用総額に対して4%以上(毎年度で前年度比1.3%程度(新規追加・拡充を除く))の効率化を図る。</p>	<p>組織の見直し及びそれに伴い実施する業務の見直しや、競争的調達の推進等を適切に実施することにより、業務の効率化を図る。</p> <p>②新たな実施や拡充を求められた業務を除く従来からの業務の経費については、中期計画初年度の費用総額に対して4%以上、平成30年度の経費に対して1.3%程度の効率化を図る。</p>	<p>に伴い実施する業務の見直しや、競争的調達の推進等を適切に実施することにより、業務の効率化を図ったか。</p> <p>(2)新たな実施や拡充を求められた業務を除く従来からの業務の経費については、中期計画初年度の費用総額に対して4%以上、平成30年度の経費に対して1.3%程度の効率化を図ったか。</p>	<p>た。同センターの下には、既存の知財情報部のほか、新たに情報システム部を新設し、情報システムと情報セキュリティの管理等に関する業務を集約し、当該業務の効率的な実施体制を構築した。</p> <p>② 一般管理費と業務経費の効率化については、上記①に記載した業務効率化や調達の適正な実施により、下記のとおり、新規追加及び拡充を除くと△5.48%(平成28年度 9,205,617,497 円→令和元年度 8,701,184,818 円)となり、中期目標(△4%以上)を上回る効率化を達成した。</p> <p>【新規・拡充・強化を除く費用額比較表】(単位:円)(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1427 415 2270 632"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28Fy(G)</th> <th>H29Fy(H)</th> <th>H30Fy(H[〃])</th> <th>R01Fy(H)</th> <th>(H)-(G)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,907,375,789</td> <td>8,513,439,489</td> <td>8,435,193,217</td> <td>8,377,175,794</td> <td>▲ 530,199,995</td> <td>▲ 5.95</td> </tr> <tr> <td>産業財産権情報の提供事業</td> <td>3,235,746,471</td> <td>2,747,360,857</td> <td>2,461,143,098</td> <td>2,287,201,963</td> <td>▲ 948,544,508</td> <td>▲ 29.31</td> </tr> <tr> <td>知的財産の権利取得・活用の支援事業</td> <td>4,775,822,170</td> <td>4,904,791,912</td> <td>5,126,233,757</td> <td>5,135,229,886</td> <td>359,407,716</td> <td>7.53</td> </tr> <tr> <td>知的財産関連人材の育成事業</td> <td>895,807,148</td> <td>861,286,720</td> <td>847,816,362</td> <td>954,743,945</td> <td>58,936,797</td> <td>6.58</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人共通</td> <td>298,241,708</td> <td>304,895,851</td> <td>312,490,311</td> <td>324,009,024</td> <td>25,767,316</td> <td>8.64</td> </tr> <tr> <td>計(C)-(F)</td> <td>9,205,617,497</td> <td>8,818,335,340</td> <td>8,747,683,528</td> <td>8,701,184,818</td> <td>▲ 504,432,679</td> <td>▲ 5.48</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H28Fy(G)	H29Fy(H)	H30Fy(H [〃])	R01Fy(H)	(H)-(G)	増減率	業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	8,435,193,217	8,377,175,794	▲ 530,199,995	▲ 5.95	産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	2,461,143,098	2,287,201,963	▲ 948,544,508	▲ 29.31	知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	5,126,233,757	5,135,229,886	359,407,716	7.53	知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	847,816,362	954,743,945	58,936,797	6.58	一般管理費							法人共通	298,241,708	304,895,851	312,490,311	324,009,024	25,767,316	8.64	計(C)-(F)	9,205,617,497	8,818,335,340	8,747,683,528	8,701,184,818	▲ 504,432,679	▲ 5.48	<p>編を実施し、新たに知財情報基盤センターを設置した。同センターの下には、既存の知財情報部のほか、新たに情報システム部を新設し、情報システムと情報セキュリティの管理等に関する業務を集約し、当該業務の効率的な実施体制を構築した。(主要実績の項番①に記載)</p> <p>(2)業務効率化及び調達の適正な実施により、新たに実施または拡充を求められた業務を除く業務経費について、平成28年度経費に対して△5.48%の効率化を達成し、中期目標(△4%以上)を上回る効率化を達成した。(主要実績の項番②に記載)</p>	
区 分	H28Fy(G)	H29Fy(H)	H30Fy(H [〃])	R01Fy(H)	(H)-(G)	増減率																																																								
業務経費	8,907,375,789	8,513,439,489	8,435,193,217	8,377,175,794	▲ 530,199,995	▲ 5.95																																																								
産業財産権情報の提供事業	3,235,746,471	2,747,360,857	2,461,143,098	2,287,201,963	▲ 948,544,508	▲ 29.31																																																								
知的財産の権利取得・活用の支援事業	4,775,822,170	4,904,791,912	5,126,233,757	5,135,229,886	359,407,716	7.53																																																								
知的財産関連人材の育成事業	895,807,148	861,286,720	847,816,362	954,743,945	58,936,797	6.58																																																								
一般管理費																																																														
法人共通	298,241,708	304,895,851	312,490,311	324,009,024	25,767,316	8.64																																																								
計(C)-(F)	9,205,617,497	8,818,335,340	8,747,683,528	8,701,184,818	▲ 504,432,679	▲ 5.48																																																								
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>																																																										
<p>(2)委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>委託等により実施する業務については、情報・研修館が策定した「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。</p>	<p>(2)委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>① 委託等により実施する業務については、競争性のある調達を原則とし、契約における透明性と公平性を確保する。</p> <p>② 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進する。</p>	<p>(2)委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>①平成31年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等によって、契約における透明性と公平性を確保する。</p> <p>②「平成31年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その結果を情報・研修館のホームページに公表する。また、契約監視委員会による精査</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)競争性のある調達を原則とする委託契約及び請負契約について、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保したか。</p> <p>(2)「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 令和元年度に行った委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等によって、契約における透明性と公平性を確保した。</p> <p>(参考)令和元年度の情報・研修館の調達全体像 (単位:件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="1427 1612 2270 1984"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(29.9%) 32</td> <td>(17.3%) 10.9</td> <td>(70.1%) 47</td> <td>(95.4%) 73.4</td> <td>(146.9%) 15</td> <td>(673.4%) 62.5</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(59.8%) 64</td> <td>(80.5%) 50.8</td> <td>(19.4%) 13</td> <td>(2.2%) 1.7</td> <td>(20.3%) △51</td> <td>(3.3%) △49.1</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約(小計)</td> <td>(89.7%) 96</td> <td>(97.8%) 61.7</td> <td>(89.6%) 60</td> <td>(97.7%) 75.1</td> <td>(62.5%) △36</td> <td>(121.7%) 13.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意</td> <td>(10.3%) 11</td> <td>(2.2%) 1.4</td> <td>(10.4%) 7</td> <td>(2.3%) 1.8</td> <td>(63.6%) △4</td> <td>(128.6%) 0.4</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度		令和元年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(29.9%) 32	(17.3%) 10.9	(70.1%) 47	(95.4%) 73.4	(146.9%) 15	(673.4%) 62.5	企画競争・公募	(59.8%) 64	(80.5%) 50.8	(19.4%) 13	(2.2%) 1.7	(20.3%) △51	(3.3%) △49.1	競争性のある契約(小計)	(89.7%) 96	(97.8%) 61.7	(89.6%) 60	(97.7%) 75.1	(62.5%) △36	(121.7%) 13.4	競争性のない随意	(10.3%) 11	(2.2%) 1.4	(10.4%) 7	(2.3%) 1.8	(63.6%) △4	(128.6%) 0.4	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)競争性のある調達を原則とする委託契約及び請負契約について、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>																
	平成30年度		令和元年度			比較増△減																																																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																								
競争入札等	(29.9%) 32	(17.3%) 10.9	(70.1%) 47	(95.4%) 73.4	(146.9%) 15	(673.4%) 62.5																																																								
企画競争・公募	(59.8%) 64	(80.5%) 50.8	(19.4%) 13	(2.2%) 1.7	(20.3%) △51	(3.3%) △49.1																																																								
競争性のある契約(小計)	(89.7%) 96	(97.8%) 61.7	(89.6%) 60	(97.7%) 75.1	(62.5%) △36	(121.7%) 13.4																																																								
競争性のない随意	(10.3%) 11	(2.2%) 1.4	(10.4%) 7	(2.3%) 1.8	(63.6%) △4	(128.6%) 0.4																																																								

と指示等に基づいて、契約の適正化を推進する。

契約						
合計	(100%) 107	(100%) 63.1	(100%) 67	(100%) 76.9	(62.6%) △40	(121.9%) 13.8

(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。
(注2)比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

- 1者応札・応募となった案件に関する調達
- 令和元年度の1者応札・応募の状況は、契約件数は16件と前年度から39件減少した。
 - なお、16件のうち、令和元年度限りの契約案件及び複数年契約の案件が9件であることから、令和2年度において1者応札・応募の調達改善対象は7件である。
 - 「令和元年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」において重点的に取り組むこととした分野については、応札要件等の緩和、公告・準備期間の確保及び総合評価における技術点の配点の適正化を行い、競争性、透明性のある調達及び事務処理の効率化を確保した。

(参考)令和元年度の情報・研修館の1者応札・応募状況
(単位:件、億円)

		平成30年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	41 (42.7%)	44 (73.3%)	3 (107.3%)
	金額	22.1 (35.8%)	39.3 (52.3%)	17.2 (177.8%)
1者以下	件数	55 (57.3%)	16 (26.7%)	△39 (29.1%)
	金額	39.6 (64.2%)	35.8 (47.7%)	△3.8 (90.4%)
合計	件数	96 (100%)	60 (100%)	△36 (62.5%)
	金額	61.7 (100%)	75.1 (100%)	13.4 (121.7%)

(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2)合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
(注3)比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

○令和元年度における官公需契約については、契約金額のうち中小企業・小規模事業者との契約金額の割合の目標値71.6%に対して実績71.8%となり目標を達成した。

- ②「調達等合理化計画」に基づき、以下の取組を実施するとともに、毎月の契約状況について、ホームページに公表した。
- 調達に当たっては、真にやむを得ないものを除き、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としては相乗効果が期待できない事業を複数事業に分割し、複数契約にして実施する等、事業者の入札参加の拡大を図り、全ての案件について競争的手法を取り入れた契約を締結した。

また、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて、契約の適正化を推進した。

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>																																																													
4. 給与水準の適正化	4. 給与水準の適正化	4. 給与水準の適正化																																																															
<p>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p>	<p>① 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。</p> <p>② 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページに公表する。</p>	<p>① 人事院勧告等を踏まえた給与改定を実施することにより、国家公務員と同程度の給与水準を維持する等、給与水準適正化の取組を継続的に行う。</p> <p>② 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページに公表する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持したか。</p> <p>(2) 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページにおいて公表したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 国家公務員と同程度の給与水準を維持した給与改定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館の給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、情報・研修館の給与水準は、国家公務員の給与水準(東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では101.7)と同程度を維持した。 <p>② 給与水準の検証結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の検証結果、取組状況を令和2年6月30日に公表した。 <p>(参考)ラスパイレス指数の推移(令和元年6月公表)</p> <table border="1"> <caption>ラスパイレス指数の推移(令和元年6月公表)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対国家公務員</th> <th>地域勘案</th> <th>学歴勘案</th> <th>地域・学齢勘案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>21FY</td><td>112.5</td><td>99.1</td><td>112.5</td><td>100.8</td></tr> <tr><td>22FY</td><td>113.3</td><td>99.7</td><td>113.8</td><td>101.7</td></tr> <tr><td>23FY</td><td>111.5</td><td>97.2</td><td>112.3</td><td>99.9</td></tr> <tr><td>24FY</td><td>113.4</td><td>99.5</td><td>114.9</td><td>103.0</td></tr> <tr><td>25FY</td><td>112.4</td><td>99.0</td><td>114.7</td><td>103.6</td></tr> <tr><td>26FY</td><td>109.4</td><td>94.6</td><td>111.5</td><td>99.2</td></tr> <tr><td>27FY</td><td>116.7</td><td>101.1</td><td>118.0</td><td>104.5</td></tr> <tr><td>28FY</td><td>116.7</td><td>101.5</td><td>117.4</td><td>103.8</td></tr> <tr><td>29FY</td><td>114.5</td><td>99.7</td><td>115.7</td><td>102.5</td></tr> <tr><td>30FY</td><td>116.2</td><td>101.9</td><td>117.7</td><td>104.8</td></tr> <tr><td>31FY</td><td>115.6</td><td>101.7</td><td>116.9</td><td>104.2</td></tr> </tbody> </table>	年度	対国家公務員	地域勘案	学歴勘案	地域・学齢勘案	21FY	112.5	99.1	112.5	100.8	22FY	113.3	99.7	113.8	101.7	23FY	111.5	97.2	112.3	99.9	24FY	113.4	99.5	114.9	103.0	25FY	112.4	99.0	114.7	103.6	26FY	109.4	94.6	111.5	99.2	27FY	116.7	101.1	118.0	104.5	28FY	116.7	101.5	117.4	103.8	29FY	114.5	99.7	115.7	102.5	30FY	116.2	101.9	117.7	104.8	31FY	115.6	101.7	116.9	104.2	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持した。 (主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 給与水準の検証結果等を情報・研修館ホームページにおいて公表した (主要な業務実績の項番②に記載)</p>
年度	対国家公務員	地域勘案	学歴勘案	地域・学齢勘案																																																													
21FY	112.5	99.1	112.5	100.8																																																													
22FY	113.3	99.7	113.8	101.7																																																													
23FY	111.5	97.2	112.3	99.9																																																													
24FY	113.4	99.5	114.9	103.0																																																													
25FY	112.4	99.0	114.7	103.6																																																													
26FY	109.4	94.6	111.5	99.2																																																													
27FY	116.7	101.1	118.0	104.5																																																													
28FY	116.7	101.5	117.4	103.8																																																													
29FY	114.5	99.7	115.7	102.5																																																													
30FY	116.2	101.9	117.7	104.8																																																													
31FY	115.6	101.7	116.9	104.2																																																													
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>																																																													

4. その他参考情報

1. 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」における所見について
収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法について、令和元年6月末までに「運営費交付金の収益化について」により明文化済み。

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和元年度行政事業レビューシート 0383

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	基準値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
特になし						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項			〈評定と根拠〉 自己評価結果:B	評定 B
1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保 財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用するとともに、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。	1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保 ① 経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。 ② 財務諸表は毎年度、情報・研修館のホームページで公開する。	1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保 ① 経理、決算の事務処理や財務諸表の作成作業等、経理全般業務を適正に処理するため、外部専門機関及び外部人材の知見を積極的に活用する。 ② 財務諸表を情報・研修館のホームページで公開し、財務内容の透明性を確保する。	〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 (1) 経理、決算の事務処理や財務諸表の作成作業等、経理全般業務を適正に処理するため、外部専門機関及び外部人材の知見を積極的に活用したか。 (2) 財務諸表を情報・研修館のホームページで公開し、財務内容の透明性を確保したか。	〈主要な業務実績〉 ① 外部コンサルタントを活用した経理業務の適正な処理 ・ 経理業務全般における専門的知見の支援を受けられるよう、監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得るなどして、経理業務を適正かつ正確に処理した。 ② 財務内容の透明性の確保 ・ 毎年度作成する財務諸表については、経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、情報・研修館ホームページにも掲載し、財務内容の透明性の確保に努めた。	〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり (1) 経理全般業務を適正に処理するため、監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得る等、外部専門機関の知見を活用した。(主要な業務実績の項番①に記載) (2) 財務諸表を情報・研修館ホームページで公開し、財務内容の透明性の確保に努めた。(主要な業務実績の項番②に記載)	〈評定に至った理由〉 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 〈今後の課題〉 特になし 〈その他事項〉 特になし
			〈評価の視点〉 (1) 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 (2) 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。	〈特筆すべき取組または成果〉		
2. 効率化予算による運営 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、毎年度の運営費交付金額の算定は、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。その際、独立行政法人会計基準の改訂(平成	2. 効率化予算による運営 ① 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて予算を編成し、適切な運営を行う。 ② 毎年度の運営費交付金額の算定は、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行	2. 効率化予算による運営 ① 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の平成31年度予算に基づき、効率的な運営を行う。 ② 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基	〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 (1) 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の令和元年度予算に基づき、効率的な運営を行ったか。 (2) 独立行政法人会計基準の改訂(平成30年9月3日改	〈主要な業務実績〉 ① 令和元年度予算に基づく計画的・効率的な運営 ・ 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画(業務内容・規模・経費の見積もり等)を策定するとともに令和元年度予算計画を作成した。当該予算計画を踏まえた執行状況を適確に把握するため毎月予算執行実績を確認し、効率的な予算運営に努めた。 なお、令和元年度の支出に関する予算額と決算額の差額は、約826百万円(6.6%)となっており、主な発生要因は、下表のとおり。 (参考)令和元年度 決算額 (単位:百万円)	〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり (1) 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作成した令和元年度予算に基づき、効率的な運営を行った。(主要な業務実績の項番①に記載) (2) 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月	

<p>12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p>	<p>う。</p>	<p>準研究会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行う。</p>	<p>訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td>収入</td> <td>決算額</td> <td>(予算額)</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>12,229</td> <td>(12,229)</td> </tr> <tr> <td>複写手数料収入</td> <td>1</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>研修受講料収入</td> <td>88</td> <td>(99)</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩</td> <td>0</td> <td>(175)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,319</td> <td>12,505</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>決算額</td> <td>(予算額)</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>10,239</td> <td>(10,871)</td> </tr> <tr> <td> 産業財産権情報の提供事業経費</td> <td>4,070</td> <td>(4,234)</td> </tr> <tr> <td> 知的財産の権利取得・活用の支援事業経費</td> <td>5,439</td> <td>(5,742)</td> </tr> <tr> <td> 知的財産関連人材の育成事業経費</td> <td>730</td> <td>(895)</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>714</td> <td>(792)</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>726</td> <td>(841)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,679</td> <td>(12,505)</td> </tr> </table> <p>(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>(参考)予算と決算額での差額の主な要因</p> <p>○競争入札効果及び出願件数の変動等:2.2億円</p> <table border="1"> <tr> <td>特許高度検索用PCの賃貸借</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>受付業務に係る労働者派遣等</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>包袋管理システムのサービス提供事業等</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>英語版Fターム付与マニュアル等作成事業費等</td> <td>1.4</td> </tr> </table> <p>○計画変更等により節減に努めたもの:2.1億円</p> <table border="1"> <tr> <td>特許情報プラットフォーム事業費(システム開発費)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>知的財産活用等関係経費(バック旅行の利用等による旅費の節減等)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>知財総合支援窓口運營業務等</td> <td>1.3</td> </tr> </table> <p>○確定減、その他:3.9億円</p> <table border="1"> <tr> <td>知的財産プロデューサー等派遣事業(確定減)</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>窓口相談支援事業委託費(知財総合支援窓口事業)(確定減)等</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業(確定減)等</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>人件費、水道光熱費等</td> <td>1.9</td> </tr> </table> <p>② 独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、役員、監事及び部長級以上の職員が出席して原則毎月開催する役員会に実績を報告し、厳格な執行管理を行った。</p>	収入	決算額	(予算額)	運営費交付金	12,229	(12,229)	複写手数料収入	1	(2)	研修受講料収入	88	(99)	目的積立金取崩	0	(175)	その他	1	(0)	計	12,319	12,505	支出	決算額	(予算額)	業務経費	10,239	(10,871)	産業財産権情報の提供事業経費	4,070	(4,234)	知的財産の権利取得・活用の支援事業経費	5,439	(5,742)	知的財産関連人材の育成事業経費	730	(895)	一般管理費	714	(792)	人件費	726	(841)	計	11,679	(12,505)	特許高度検索用PCの賃貸借	0.3	受付業務に係る労働者派遣等	0.2	包袋管理システムのサービス提供事業等	0.3	英語版Fターム付与マニュアル等作成事業費等	1.4	特許情報プラットフォーム事業費(システム開発費)	0.6	知的財産活用等関係経費(バック旅行の利用等による旅費の節減等)	0.2	知財総合支援窓口運營業務等	1.3	知的財産プロデューサー等派遣事業(確定減)	1.1	窓口相談支援事業委託費(知財総合支援窓口事業)(確定減)等	0.6	知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業(確定減)等	0.3	人件費、水道光熱費等	1.9	<p>16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、役員、監事及び部長級以上の職員が出席して原則毎月開催する役員会に実績を報告し、厳格な執行管理を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
収入	決算額	(予算額)																																																																							
運営費交付金	12,229	(12,229)																																																																							
複写手数料収入	1	(2)																																																																							
研修受講料収入	88	(99)																																																																							
目的積立金取崩	0	(175)																																																																							
その他	1	(0)																																																																							
計	12,319	12,505																																																																							
支出	決算額	(予算額)																																																																							
業務経費	10,239	(10,871)																																																																							
産業財産権情報の提供事業経費	4,070	(4,234)																																																																							
知的財産の権利取得・活用の支援事業経費	5,439	(5,742)																																																																							
知的財産関連人材の育成事業経費	730	(895)																																																																							
一般管理費	714	(792)																																																																							
人件費	726	(841)																																																																							
計	11,679	(12,505)																																																																							
特許高度検索用PCの賃貸借	0.3																																																																								
受付業務に係る労働者派遣等	0.2																																																																								
包袋管理システムのサービス提供事業等	0.3																																																																								
英語版Fターム付与マニュアル等作成事業費等	1.4																																																																								
特許情報プラットフォーム事業費(システム開発費)	0.6																																																																								
知的財産活用等関係経費(バック旅行の利用等による旅費の節減等)	0.2																																																																								
知財総合支援窓口運營業務等	1.3																																																																								
知的財産プロデューサー等派遣事業(確定減)	1.1																																																																								
窓口相談支援事業委託費(知財総合支援窓口事業)(確定減)等	0.6																																																																								
知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業(確定減)等	0.3																																																																								
人件費、水道光熱費等	1.9																																																																								
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべ 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>																																																																					

			<p>き取組はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 			
<p>3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入</p> <p>事業コストの高い事業に焦点を絞り、管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析による業務改善及び競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。</p>	<p>3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入</p> <p>① 管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析を進め、業務改善に活かす。</p> <p>② 競争的調達等によって業務コストの削減等を推進する。</p>	<p>3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入</p> <p>① 管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析を進め、更なる効率性向上・コスト削減といった業務改善が可能なものについては、具体案の検討を進め、実施可能なものから順次、実施に移す。</p> <p>② 委託契約及び請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「平成31年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進する。</p> <p>・知財総合支援窓口運営業務について、平成32年度より官民競争入札を導入するため、必要な準備を進める。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 特になし</p> <p>〈その他の指標〉 特になし</p> <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 管理会計手法（業務コスト分析等）を利用した業務プロセスの分析を継続的に行い、効率性向上とコスト削減に資する業務改善が見込まれるものについては、具体案の検討を進め、実施可能なものから順次、実施に移したか。</p> <p>(2) 委託契約及び請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「令和元年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 情報・研修館における出張手続業務の更なる効率化に向けて、旅費検索システム導入の検討など、継続的に検討を実施した。</p> <p>② 「令和元年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 知財総合支援窓口運営業務について、令和2年度より官民競争入札を導入するため、必要な準備を実施した。 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果：B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 出張旅費精算手続の更なる効率化に向けて、旅費検索システムの導入など、継続的に検討を実施した。（主要な業務実績の項番①に記載）</p> <p>(2) 「令和元年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 知財総合支援窓口運営業務について、令和2年度より官民競争入札を導入するため、必要な準備を実施した。（主要な業務実績の項番②に記載） 	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		

<p>4. 自己収入の確保</p> <p>受講料を徴収している民間向け研修等については、受益者の負担を適正なものとする観点から、研修受講料の見直しを原則2年ごとに行い、自己収入の確保・拡大に努める。</p>	<p>4. 自己収入の確保</p> <p>① 受講料を徴収している民間向け研修等については、研修受講料の見直しを原則2年ごとに行い、適正な受講料とする。</p> <p>② 自己収入の拡大を図るための所要の措置等について検討を行う。</p>	<p>4. 自己収入の確保</p> <p>①民間等の人材を対象とする研修については、研修実施に必要な実費を精査し、必要と認められる場合は受講料の見直しを検討する。</p> <p>②自己収入の拡大を図るための措置等について、引き続き検討し、実効性があると判断できる措置については投資対効果比についても検討し、必要な投資を行う。</p>	<p>〈主な定量的指標〉 特になし</p> <p>〈その他の指標〉 特になし</p> <p>〈評価の視点〉 (1)民間等の人材を対象とする研修における受講料について、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めたか。</p> <p>(2)自己収入の拡大を図るための措置等について、引き続き検討したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 民間等の人材を対象とする研修についての受講料 調査業務実施者育成研修の受講料については、研修の目的を踏まえつつ、複数年の収支を勘案した上で、実費勘案相当の適正な受講料を徴収し自己収入の確保に努めた。また、調査業務実施者育成研修の受講料について、受益者負担の適正化の観点から料金の見直しを行い、令和2年度以降の受講料を改定した。</p> <p>② 自己収入の拡大を図るための措置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己収入の拡大を図るための措置等について、多角的な観点から引き続き検討を行った。 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)民間等の人材を対象とする研修における受講料について、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めた。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)自己収入の拡大を図るための措置等について、多角的な観点から引き続き検討を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		

<p>4. その他参考情報</p>
<p>目的積立金等の状況については別紙参照</p> <p>・令和元年度における予算額 895,202,000 円、決算額 730,177,000 円と、決算額が予算額に対して 10%以上減少しているものの、これは主に一般競争入札による入札効果や事業の効率的な執行に伴う確定減という理由からのもので、本項目にかかる業務に影響を及ぼすことはなかった。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	令和元年度行政事業レビューシート 0383

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
指標等	基準値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
内部統制に関する研修会を年 1 回以上開催【中期目標、中期計画、年度計画】	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
内部統制に関する研修会におけるアンケート調査結果において理解できたと回答した者が中期目標期間を通じて全役職員の 80% 以上【中期目標、年度計画】	80%	100%	98%	99%	99%	
「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「同ガイドライン」遵守状況の内部監査及び安易なメール添付ファイル開封等を防止するための模擬演習を年 1 回以上実施【中期目標】 全役職員を対象とした模擬演習等を年 2 回以上実施【年度計画】	2 種の標的型メール訓練を実施	2 種の標的型メール訓練を実施	2 種の標的型メール訓練を実施	2 種の標的型メール訓練を実施	2 種の標的型メール訓練を実施	
情報セキュリティポリシー等に関する情報・研修館内研修を年 1 回以上の実施【年度計画】	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
新たに構築するソーシャルネットワークサービス及びプレスリリースによる情報発信の回数【中期目標、年度計画】	50 回【中期目標】 60 回【年度計画】	67 回	84 回	78 回	159 回	
情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果に基づき、広報効果の高いコンテンツや広報手段検討など広報改善方針を年 1 回以上定めて実施【中期目標】	1 回	1 回	3 回	3 回	1 回	
情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバへの総アクセス回数が、第三期中期目標期間最終年度実績値（1,371,626 件）の 120% 以上【中期目標】	1,645,951 件 ※第三期中期目標期間最終年度実績値の 120%	1,546,773 回（94%）	1,747,664 回（106%）	1,696,089 回（103%）	1,707,248 回（104%）	
内部統制の考えを日常の業務に反映するため、連絡会及び定例の運営会議を、月 1 回開催【年度計画】	連絡会、定例会ともに月 1 回開催	連絡会、定例会ともに月 1 回開催	連絡会、定例会ともに月 1 回開催	連絡会、定例会ともに月 1 回開催	連絡会、定例会ともに月 1 回開催	
監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告	2 ヶ月に 1 回開催	2 ヶ月に 1 回開催	2 ヶ月に 1 回開催	2 ヶ月に 1 回開催	2 ヶ月に 1 回開催	

会を概ね2ヶ月に1回程度開催【年度計画】		催				
監査室が行う内部統制及び情報セキュリティ遵守に関する監査報告における改善課題の数（重要な改善事項）を3つ以内とする【年度計画】	3つ以内	1	0	0	0	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	評価
IV その他業務運営に関する重要事項					<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>○定量的指標については、概ね全ての指標で年度計画の目標を上回り、または中期目標を上回る水準を達成した。また、質的にも以下の各項目別の自己評価結果に示すように顕著な成果を実現した。 以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。</p>	<p>評定 B</p> <p>〈評定に至った理由〉 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題〉 特になし</p> <p>〈その他事項〉 特になし</p>
1. 内部統制の充実・強化			<p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)内部統制に関する研修会の受講者の理解度 [指標]第四期中期目標期間を通じて、理解できた受講者が全役職員の80%以上 [指標]令和元年度は、受講者へのアンケート等における「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答する者を全受講者の80%以上</p> <p>(2)情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインの遵守状況の内部監査及び安易なメール添付ファイル開封等を防止するための模擬演習の回数及び受講者 [指標]第四期中期目標期間中、毎年1回以上 [指標]受講者は全ての役職員(契約職員含む)</p>	<p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 外部講師を招き、全職員を対象に、以下のとおり内部統制研修を実施した。 ・ 開催日:令和元年11月12日、13日、15日(※全職員、いずれかの日に参加) ・ 内容:内部統制の理解及びコンプライアンス研修</p> <p>また、受講者のアンケートにおいて、「業務におおいに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合については99%と、年度計画の目標を大きく上回った。</p> <p>② 情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインの遵守状況の内部監査並びに、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施し、中期目標(令和元年度関係分)を達成した。</p>	<p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)内部統制の理解及びコンプライアンス研修を1回開催、受講者へのアンケートにおいて「業務におおいに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合は99%と、年度計画の目標を大きく上回った。</p> <p>(2)情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインの遵守状況の内部監査並びに全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施し、中期目標(令和元年度関係分)を達成した。</p>	
4. 広報活動の強化			<p>4. 広報活動の強化</p> <p>〈主な定量的指標〉</p>	<p>4. 広報活動の強化</p> <p>〈主要な業務実績〉</p>	<p>4. 広報活動の強化</p>	

			<p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1)新たに構築するソーシャルネットワークサービスと、プレスリリースによる情報発信の合計回数 [指標]年間50回以上 [指標]令和元年度は60回以上</p> <p>(2)情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果に基づく広報効果の高いコンテンツや広報手段の検討など広報改善方針の検討及び実施回数 [指標]年間1回以上</p> <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>(3)情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバへの総アクセス回数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の実績値の120%以上</p>	<p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① SNS・プレスリリース合計:159件(対中期目標値318%、対令和元年度目標値265%) <内訳> ○SNS(※同一案件に対する複数回の発信もカウント) ・Twitter、Facebook:157件 ○プレスリリース:2件</p> <p>② 情報・研修館が運用するホームページ並びにポータルサイト等について、定期的にアクセスログ・データを収集し、データ解析を行った。また、その結果も使いながら、以下の1件の改善等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者に各支援事業の効果について、分かり易く周知するため、また気付きを与えるため、各事業を通じて事業成長上の効果があった事例を紹介するページを作成した。 <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>③ 上記②に記載した改善措置を図ったことも反映して、情報・研修館ホームページ及び各種サイトのアクセス件数実績値は、1,707,248回となり、中期目標を達成した(対中期目標値比104%)。</p>	<p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1)SNS・プレスリリース合計回数は159件となり、中期目標値を大きく上回る(対中期目標値318%)とともに、年度計画の目標も大きく上回った(対年度目標値265%)。</p> <p>(2)情報・研修館が運用するホームページ並びにポータルサイト等について、令和元年度は1件の改善等を実施した。</p> <p><u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u></p> <p>(3)令和元年度における各種サイトアクセス件数は、中期目標を達成した。(対中期目標値比104%)。</p>						
1. 内部統制の充実・強化	1. 内部統制の充実・強化	1. 内部統制の充実・強化									
<p>(1)内部統制の基盤の充実</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付総管第322号総務省行政管理局長通知)を踏まえ、情報・研修館の全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p>	<p>(1)内部統制の基盤の充実</p> <p>① 内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解促進を図るため、年間1回以上研修会を開催し、受講者の理解度を把握するためのアンケート調査を行う。</p> <p>② 内部統制の4つの目的を達成するため、内部統制</p>	<p>(1)内部統制の基盤の充実</p> <p>① 内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応)の理解促進を図るための研修会を年度内に開催し、受講者が「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答する者の数をモニタリング指標とし、全職員の理解度を80%以上とする。研修の内容は、事例紹介を重視</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1)内部統制の4つの目的、内部統制の要素の理解促進を図るための研修を年1回以上開催したか。また、受講者から「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答した者の数は、全職員数の80%以上だったか。</p> <p>(2)内部統制の考えを日常業務に反映するため、連絡会及び運営会議を原則週1回の頻度で定期開催したか。緊急案件等が発生した場合に、臨時に連絡会を招集し迅速な対応を行ったか。また、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 外部講師を招き、全職員を対象に、内部統制研修を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日:11月12日、13日、15日(職員は、いずれかの日に参加) 講義内容は下表のとおり。 職員のアンケート結果によると、「業務におおいに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者が99%と年度計画の目標を大きく上回った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修科目</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部統制の理解及びコンプライアンス研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制とは 内部統制の目的 コンプライアンスとは コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) コンプライアンス体制づくり </td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報の取扱いについて 新基盤システムにおける情報セキュリティの取扱い 近年のセキュリティ攻撃の動向 </td> </tr> </tbody> </table>	研修科目	研修内容	内部統制の理解及びコンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制とは 内部統制の目的 コンプライアンスとは コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) コンプライアンス体制づくり 	情報セキュリティ研修	<ul style="list-style-type: none"> 情報の取扱いについて 新基盤システムにおける情報セキュリティの取扱い 近年のセキュリティ攻撃の動向 	<p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)令和元年度は内部統制の理解及びコンプライアンス研修を1回開催、受験者へのアンケートにおいて「業務におおいに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合は99%と年度計画の目標を大きく上回った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)内部統制の考えを日常業務に反映するため、幹部連絡会及び運営会議において、業務遂行で内部統制が機能しているかチェックした。</p>
研修科目	研修内容										
内部統制の理解及びコンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制とは 内部統制の目的 コンプライアンスとは コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) コンプライアンス体制づくり 										
情報セキュリティ研修	<ul style="list-style-type: none"> 情報の取扱いについて 新基盤システムにおける情報セキュリティの取扱い 近年のセキュリティ攻撃の動向 										

	<p>の考えを日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p> <p>③ 監査室は、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で適法性、妥当性及び有効性を診断し、内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は、監事の意見を聴取した上で必要な措置を指示する。</p>	<p>し実務に役立つものとする。</p> <p>②内部統制の考えを日常の業務に反映するため、引き続き、連絡会を毎週定期的に開催するとともに、原則週1回の頻度で定例の運営会議を開催する。なお、緊急の案件等が発生した場合は臨時に連絡会を招集して迅速な対応を行う。また、継続的なフォローが必要な重要プロジェクトについては、役員と業務担当部長等及び業務担当責任者が参加する重要・新規案件検討会を開催し、進捗管理とリスク低減方針等を決定し、重要なプロジェクトの目標管理とプロジェクト管理等を行う。</p> <p>③監査室は、情報・研修館の業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、適法性、妥当性及び有効性を診断する内部監査を実施して内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示する。</p> <p>④監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね2ヶ月に1回程度開催する。</p>	<p>継続的なフォローが必要な重要プロジェクトについては、役員と業務担当部長等及び業務担当責任者が参加する重要・新規案件検討会を開催し、進捗管理とリスク低減方針等を決定し、重要なプロジェクトの目標管理とプロジェクト管理等を行ったか。</p> <p>(3) 監査室は内部監査を実施して内部監査報告書を理事長に提出したか。理事長は、監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示したか。</p> <p>(4) 監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね2ヶ月に1回程度開催したか。</p>	<p>② 内部統制の考えを日常業務に反映するため、幹部連絡会(原則毎週火曜日に開催)、定例の運営会議(原則毎週火曜日に開催)において、業務遂行における内部統制が機能しているかを定期的にチェックした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、平成29年7月に開設し、引き続き重要案件であった近畿統括本部における事業実施状況については、毎週の幹部連絡会で確認するとともに、TV会議システムも活用して随時チェックを行った。 <p>③ 令和元年度内部監査では、定期内部監査及び特別内部監査として以下を実施し、それぞれ理事長に報告した。また、理事長は、監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別事業を選定して行う定期内部監査として、以下の部署を監査した。 <ul style="list-style-type: none"> 知財戦略部(知財プロデューサー等派遣事業) 特別内部監査として、以下の情報システムについて、インシデント対応策の妥当性に関する監査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 知財情報基盤センター知財情報部及び情報システム部(J-PlatPat) <p>④ 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を2ヶ月に1回開催した。</p>	<p>(3) 令和元年度内部監査としては、定期内部監査及び特別内部監査を実施し、それぞれ、理事長に報告した。また、理事長は、監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、理事長と監事との意見交換会を2ヶ月に1度実施した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		
<p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p>	<p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p>	<p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p>	<p>〈評価の視点〉</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p>	

<p>「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)を踏まえ、情報・研修館の全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成26年5月19日、情報セキュリティ政策会議決定)に基づく「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「同ガイドライン」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、情報・研修館による立ち入り監査を適宜実施する。</p> <p>平成30年度以降の特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について、第四期中期目標期間の初年度から、調査・検討を開始する。</p>	<p>① 情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に実施する。</p> <p>② 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等の取組を実施する。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報・研修館に関連する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>④ 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃に速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら対応する。</p> <p>⑤ 監査室は業務において情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか等の内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を指示する。</p> <p>⑥ 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について、第四期中期目標期間の初年度から、調査・検討を開始する。</p>	<p>① 情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に遂行するため、館内研修を年1回以上実施する。</p> <p>② 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施する。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>④ 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合、館内外への被害の拡散防止等速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら迅速に対応する。</p> <p>⑤ 情報セキュリティ監査責任者の任にある監査室長は、情報・研修館情報セキュリティポリシーに基づき、業務及び委託等により外部機関に実施させる業務において、情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか、情報システムのセキュリティ対策が適切に行われているか等について、外部の監査機関等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情報セキュリティ責任者(CISO)の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事</p>	<p>(1) 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、より簡単に理解できるよう再整理し、館内研修を年1回以上実施したか。</p> <p>(2) 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施したか。</p> <p>(3) 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じたか。</p> <p>(4) 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合、館内外への被害の拡散防止等速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら迅速に対応したか。</p> <p>(5) 監査室は、業務及び委託等により外部機関に実施させる業務において、情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか、情報システムのセキュリティ対策が適切に行われているか等について、外部の監査機関等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情報セキュリティ責任者(CISO)の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行ったか。</p>	<p>① 令和元年7月の組織再編と政府統一基準(平成30年度版)に準拠するため、令和元年7月に情報セキュリティ委員会を開催し、セキュリティポリシー第7版を策定した。情報・研修館職員が同ポリシーを理解して業務を実施できるよう、情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストを実際の攻撃事例を交え、より簡単に理解できるよう再整理した上で、「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」を情報・研修館の全職員が受講できるよう3日に分けて開催した。また、全体研修を受講していない新たに異動してきた職員のために、定期的な異動のタイミングで研修を開催した。</p> <p>② 前述の「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」に標的型攻撃メールへの対処について盛り込むとともに、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報を定期的にチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、全役職員に対して対策を周知した。</p> <p>④ 令和元年5月29日に発生した J-PlatPat のヘルプデスクに対するサイバー攻撃に対しては、速やかなパスワード変更、多要素認証の追加およびヘルプデスク担当者の教育を行うとともに、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し迅速かつ適切な対応を実施し再発防止を行った。それ以降は、情報・研修館が管理・運用する情報システムに対する重大インシデントに該当する不正アクセスまたは悪意の攻撃は発生しなかった。なお、情報セキュリティ強化の取組として、複数のシステムについて、インシデント対応訓練を実施し、インシデント対応手順の確認、マニュアルの改訂を行った。</p> <p>⑤ 監査室は、総務部及び外部の監査機関と協力して、規定類の政府統一基準への準拠性に関する監査、情報システムの脆弱性に関する監査及びシステム運用に関する政府統一基準への準拠性に関する監査からなる情報セキュリティポリシー監査を実施し、理事(CISO)に報告を行った。理事は、理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要なセキュリティ対策を指示した。さらに、重要な情報システムについては、外部専門機関と協力して、ペネトレーションテスト等を実施してシステム脆弱性に関する調査を行い、必要に応じ適切な対策を直ちに実施した。</p> <p>⑥ 情報基盤システムの導入及びその拡充は完了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p>	<p>(1) 令和元年7月に情報セキュリティ委員会を開催し、セキュリティポリシー第7版を策定した。その上で、最新の情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、より簡単に理解できるよう再整理し、館内研修を1回開催した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じた。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 令和元年5月29日に発生した J-PlatPat のヘルプデスクに対するサイバー攻撃に対しては、速やかなパスワード変更、多要素認証の追加およびヘルプデスク担当者の教育を行うとともに、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し迅速かつ適切な対応を実施し再発防止を行った。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 規定類の準拠性監査、システムの脆弱性監査及び運用準拠性監査からなる情報セキュリティポリシー監査を実施し、理事(CISO)に報告を行った。また、理事は、理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要なセキュリティ対策を指示した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> <p>(6) 情報基盤システムの導入及びその拡充は完了し</p>
---	--	--	--	---	--

		及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行う。 ⑥情報基盤システムの導入及びその拡充は完了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。	⑥情報基盤システムの導入及びその拡充は完了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。		そのため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。																
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組又は成果〉</p>																	
2. ユーザーフレンドリーな事業展開	2. ユーザーフレンドリーな事業展開	2. ユーザーフレンドリーな事業展開																			
<p>地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、地方公共団体や関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大するとともに、必要に応じ、組織の見直し等も行う。</p>	<p>③ 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく迅速に対応するため、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大する。</p> <p>④ 地域におけるサービス体制については、必要に応じ、組織の見直し等も行う。</p>	<p>① 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、情報・研修館が各地域に配置する地域ブロック担当からの情報を確実に収集し、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大する。</p> <p>② 平成29年7月に開設した近畿統括本部においては、近畿地域の事業者及び関係機関の声を十分に踏まえ、自治体や地域の支援機関とも連携をしながら、引き続き、円滑かつ効果的な業務運営を図る。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、情報・研修館が各地域に配置する地域ブロック担当からの情報を確実に収集し、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大する方策の検討を開始したか。</p> <p>(2) 中堅・中小企業の集積度が高い近畿地域に設置される近畿統括本部については、近畿地域の事業者及び関係機関の声を十分に踏まえ、自治体や地域の支援機関とも連携をしながら、引き続き、円滑かつ効果的な業務運営を図ったか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 各地域ブロックに配置している地域ブロック担当者、情報・研修館役員・担当職員等が一同に会する「地域ブロック担当者連絡会議」を計 11 回開催し、全ての窓口の運営状況、地方公共団体及び地域支援機関等との連携状況の報告を受け、連携における課題を抽出して、課題解決のための方策等、連携・協力の推進・拡大について検討を行い、知財総合支援窓口の具体活動の改善等に活用した。</p> <p>② INPIT近畿統括本部では、近畿経済産業局をはじめ、大阪府等の自治体、大阪商工会議所等の商工会議所、関西経済連合会、日本弁理士会近畿支部及び金融機関などの地域関係機関と意見交換を重ねつつ、地域の要望に応えるイベントやセミナーの開催、知財戦略エキスパートによる企業等支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> その結果、下の表に示すように、高いパフォーマンスを発揮した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主なサービス項目</th> <th>実績等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域関係機関との協同による知財活用と知財リスク低減に関するセミナーの開催(講師派遣含む)</td> <td>42回(海外展開知財支援)</td> <td>平成30年度と同等開催。)</td> </tr> <tr> <td>近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業に対する海外展開等知財支援</td> <td>471件</td> <td>平成30年度実績に対し8%増</td> </tr> <tr> <td>高度検索用端末利用室での文献サーチ・閲覧サービス</td> <td>利用者919名</td> <td>平成30年度実績に対し6%増</td> </tr> <tr> <td>近畿地域の企業による特許庁審査官との面接審査</td> <td>512件(出張面接479件、テレビ面接33件)</td> <td>全国の出張面接審査件数の約5割を実施</td> </tr> </tbody> </table>	主なサービス項目	実績等	備考	地域関係機関との協同による知財活用と知財リスク低減に関するセミナーの開催(講師派遣含む)	42回(海外展開知財支援)	平成30年度と同等開催。)	近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業に対する海外展開等知財支援	471件	平成30年度実績に対し8%増	高度検索用端末利用室での文献サーチ・閲覧サービス	利用者919名	平成30年度実績に対し6%増	近畿地域の企業による特許庁審査官との面接審査	512件(出張面接479件、テレビ面接33件)	全国の出張面接審査件数の約5割を実施	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 地域ブロック担当者連絡会議により、情報・研修館からの情報発信、ブロック担当者からの情報収集に加えて、実効性のある情報交換・意見交換を行って知財総合支援窓口の活動に活かした。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 近畿統括本部では、自治体や地域関係機関と精力的に意見交換することによりユーザーニーズの把握に努め、それらニーズを踏まえてイベントやセミナーの開催、知財戦略エキスパートによる支援等を実施した。この結果、全国の出張面接審査件数の約5割が同本部で実施されたほか、近畿地域における海外展開等知財支援件数は、前年度比8%増の471件と高水準で推移するなど、地域拠点として当初の期待を上回る高いパフォーマンスを発揮した。(主要な業務実績の項番②に</p>	
主なサービス項目	実績等	備考																			
地域関係機関との協同による知財活用と知財リスク低減に関するセミナーの開催(講師派遣含む)	42回(海外展開知財支援)	平成30年度と同等開催。)																			
近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業に対する海外展開等知財支援	471件	平成30年度実績に対し8%増																			
高度検索用端末利用室での文献サーチ・閲覧サービス	利用者919名	平成30年度実績に対し6%増																			
近畿地域の企業による特許庁審査官との面接審査	512件(出張面接479件、テレビ面接33件)	全国の出張面接審査件数の約5割を実施																			

			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿統括本部では、自治体や地域関係機関と精力的に意見交換することによりユーザーニーズの把握に努め、それらニーズを踏まえてイベントやセミナーの開催、知財戦略エキスパートによる支援等を実施した。この結果、全国の出張面接審査件数の約5割が同本部で実施されたほか、近畿地域における海外展開等知財支援件数が、前年度比8%増の471件と高水準で推移するなど、地域拠点として当初の期待を上回る高いパフォーマンスを発揮した。 	記載)													
3. 特許庁等との連携	3. 特許庁等との連携	3. 特許庁等との連携	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 特許庁との業務連携を強化し、情報・研修館の業務水準を維持・向上させるための会議、報告会、打ち合わせ等を適切に実施したか。それらは、業務水準の向上、サービス水準の向上に役立ったか。</p> <p>(2) 知財総合支援窓口による地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援を強化するため、特許庁や経済産業局等の関係機関との連携活動を適切に実施したか。 ・特許庁及び経済産業局等が主催する巡回特許庁において、知財総合支援窓口等の臨時相談窓口の設置や情報・研修館の施策紹介等を行うことで、地域における知的財産の効果的な普及を図るとともに地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応等支援サービスの充実を図ったか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 特許庁との定期的な会議による業務連携として、以下の3つの会議・連絡会等が定期的に開催され、ユーザーサービスの水準向上に資する情報・研修館業務と特許庁業務の連携強化を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等の名称</th> <th>検討内容</th> <th>出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J-PlatPat 連絡会 (毎週開催)</td> <td>1. J-PlatPat の運用上の課題の共有 2. 今後の機能向上に関する検討 3. その他、関連する課題の検討</td> <td>・(特許庁)特許情報室担当者 ・(情報・研修館)知財情報部担当者</td> </tr> <tr> <td>地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会 (毎月開催)</td> <td>1. 地域の中小企業等の支援施策、支援活動に関する情報交換と意見交換 2. 地域で開催するイベントでの協力・協働 3. その他、関連する課題の検討</td> <td>・(特許庁)普及支援課 ・(情報・研修館)役員、知財活用支援センター関係者</td> </tr> <tr> <td>特許庁研修企画専門官会議</td> <td>1. 特許庁職員向け研修等の内容の向上を検討 2. その他、関連する課題の検討</td> <td>・特許庁に設置されている会議に、情報・研修館から研修部担当者が出席</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 特許庁が定めた「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日)を推進するため、①に記載した「地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会」を毎月開催するとともに、特許庁、経済産業局、都道府県庁、各窓口、情報・研修館により、各地域ブロック(各経済産業局管轄単位)で開催する「地域知財活性化行動計画会議」について、特許庁と事前調整を行ったうえで、会議メンバーとして会議に参加した。 これらの取組は、特許庁が定めた「地域知財活性化行動計画」に掲げられたKPIの令和元年度目標に対し、実績値が大きく上回ることであったことに、大きく貢献した。 また、全ての都道府県において、情報・研修館が全国に設置している知財総合支援窓口が主催して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が全国に設置しているよろず支援拠点、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が全国に設置しているジェトロ事務所、各地域の中小企業支援組織等が参画する「連携会議」を開催し、他の公的支援機関との連携活動の促進を図った。</p>	会議等の名称	検討内容	出席者	J-PlatPat 連絡会 (毎週開催)	1. J-PlatPat の運用上の課題の共有 2. 今後の機能向上に関する検討 3. その他、関連する課題の検討	・(特許庁)特許情報室担当者 ・(情報・研修館)知財情報部担当者	地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会 (毎月開催)	1. 地域の中小企業等の支援施策、支援活動に関する情報交換と意見交換 2. 地域で開催するイベントでの協力・協働 3. その他、関連する課題の検討	・(特許庁)普及支援課 ・(情報・研修館)役員、知財活用支援センター関係者	特許庁研修企画専門官会議	1. 特許庁職員向け研修等の内容の向上を検討 2. その他、関連する課題の検討	・特許庁に設置されている会議に、情報・研修館から研修部担当者が出席	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 特許庁との間で定期的な会議や連絡会を実施し、情報・研修館業務と特許庁業務がシナジー効果を生み出すよう、定期的に連絡・調整を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 特許庁や経済産業局等との連携活動を適切に実施し、それにより、知財総合支援窓口による相談対応と支援の取組を強化した。 ・特許庁と共催の「巡回特許庁」を、令和元年度は10都市で開催し、併催イベントとしてJ-PlatPat講習会の開催や臨時相談窓口による相談対応を実施し、中小企業の特許出願件数の持続的な伸長に貢献した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p>	
会議等の名称	検討内容	出席者																
J-PlatPat 連絡会 (毎週開催)	1. J-PlatPat の運用上の課題の共有 2. 今後の機能向上に関する検討 3. その他、関連する課題の検討	・(特許庁)特許情報室担当者 ・(情報・研修館)知財情報部担当者																
地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会 (毎月開催)	1. 地域の中小企業等の支援施策、支援活動に関する情報交換と意見交換 2. 地域で開催するイベントでの協力・協働 3. その他、関連する課題の検討	・(特許庁)普及支援課 ・(情報・研修館)役員、知財活用支援センター関係者																
特許庁研修企画専門官会議	1. 特許庁職員向け研修等の内容の向上を検討 2. その他、関連する課題の検討	・特許庁に設置されている会議に、情報・研修館から研修部担当者が出席																

				<ul style="list-style-type: none"> 特許庁との共催事業である「巡回特許庁」は、令和元年度は、10都市(旭川、山形、名古屋、大阪、三条、長崎、岡山、松山、石垣、うるま)での開催となった。巡回特許庁では、地域の実情に応じて、併催イベントとして J-PlatPat 講習会の開催、臨時相談窓口の開設による相談対応等を行った。 		
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁が定めた「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日)を推進するため、「地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会」を毎月開催するとともに、特許庁、経済産業局、都道府県庁、各窓口、情報・研修館により、各地域ブロック(各経済産業局管轄単位)で開催する「地域知財活性化行動計画会議」について、特許庁と事前調整を行ったうえで、会議メンバーとして会議に参加した。これらの取組は、特許庁が定めた「地域知財活性化行動計画」に掲げられたKPIの令和元年度目標に対し実績値が大きく上回る事となったことに、大きく貢献した。 		
4. 広報活動の強化	4. 広報活動の強化	4. 広報活動の強化				
<p>知的財産に関する総合的な支援機関としての認知度を高め、より効果的に事業を実施するため、広報を継続的に強化する。</p> <p>特にマスコミへのプレス発表やソーシャルネットワークサービスの活用、広報マインドに関する職場内研修会の実施、情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果の活用など、効果的な広報に向けた取組を実施する。</p>	<p>①情報・研修館のホームページにユーザー向け事業の情報を掲載することはもとより、広報を継続的に強化するため、適宜、マスコミへのプレス発表やソーシャルネットワークサービスを活用した広報に取り組む。</p> <p>②情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果等を参考に、広報活動の改善を図る。</p>	<p>①情報・研修館のホームページに常に最新のユーザー向け事業の情報を掲載し、各種イベント等についてマスコミへのプレス発表を積極的に行うとともに、ソーシャルネットワークサービスを活用した広報についても拡大し、プレス発表回数及びソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数の合計を60回以上とする。</p> <p>②情報・研修館が管理・運用する情報・研修館のホームページ及び各種情報提供サイトのアクセスログ・データの解析結果、ソーシャルネットワークサービスを介して発信した情報への閲覧者の反応、情報・研修館が行う各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等を参考に、効果的な広報が展開できるように必要な改善措置を検討し、適宜実施に移す。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)ソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数及びプレスリリース回数は年度目標(60回以上)を達成したか。</p> <p>(2)アクセスログ・データを解析し、その結果を踏まえて広報活動改善を実施したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 情報・研修館のホームページには、常に最新のユーザー向け事業の情報を掲載した。それと同時に、ソーシャルネットワークサービス(SNS)及びプレスリリースによる情報発信も行った。SNS(twitter、Facebook)とプレスリリースの合計件数は159件であり、令和元年度計画の目標値を大きく上回った(対年度計画目標値265%)。</p> <p>② 情報・研修館が管理・運用するホームページや各種ポータルサイトについて、アクセスログ・データの収集と分析を行うとともに、各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等を参考に、インターネット社会における効果的な広報のあり方を検討した。そうした検討内容にもとづき、以下の改善措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者に各支援事業の効果について、分かり易く周知するため、また気付きを与えるため、各事業を通じて事業成長上の効果があった事例を紹介するページを作成した。 <p>上記改善措置を図ったことも反映して、情報・研修館ホームページ及び各種サイトの閲覧件数は、1,707,248回となり、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべきとされた効果指標(アウトカム)の目標を達成した(対中期目標値104%)。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)情報・研修館ホームページに常に最新のユーザー向け情報を掲載するとともに、SNS発信及びプレスリリースを行い、その合計件数は159件であり、令和元年度計画の目標値を大きく上回った(年度計画目標値比265%)。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)情報・研修館HPについて、アクセスログ・データの収集・分析を実施し、各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等を参考に、効果的な広報のあり方を検討した。検討結果にもとづき、情報・研修館が管理・運用するホームページやポータルサイトのコンテンツ充実を進めた。(主要な業務実績の項番②に記載)。</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべ 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		

			<p>き取組はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 			
5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応	5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応	5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応				
<p>第四期中期期間中に予定されている、情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、業務の円滑な実施に支障が生じることのないよう、第四期中期目標期間の初年度から、移転計画の策定等の移転の準備を計画的に進める。</p>	<p>①特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、特許庁の審査業務に対して情報・研修館が提供するサービスが低下することのないよう、必要に応じて所要の措置を講じる。</p> <p>②情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、第四期中期目標期間の初年度から移転計画を立て、移転準備を計画的に進める。</p>	<p>①特許庁庁舎の大規模改修による平成28年度の特許庁審査部の移転や情報・研修館の外部借室への移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供、及び特許庁審査官等に対する研修の実施等の業務で支障が生じないよう、適切な業務マネジメントを引き続き実施する。</p> <p>②特許庁庁舎から外部借室への移転は完了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転や情報・研修館の外部借室への移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁審査官に対する研修に支障が生じることのないよう、適切な業務マネジメントを実施したか。</p> <p>②特許庁庁舎から外部借室への移転は完了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 平成30年7月の情報・研修館本部が外部借室への移転後も、特許庁から発注される審査・審判時に引用した書面の技術文献等の電子化業務及び特許庁からの出願書類(包袋等)の貸し出しに対しても、これまでどおり迅速に対応すべく、担当する組織(公報閲覧・相談部)を新設し特許庁庁舎2階で業務を実施することとし、適切な業務マネジメントを実施した。また、特許庁審査官に対する研修についても研修環境の確保等を着実に講じ、支障が生じることのないよう適切な行マネジメントを図った。</p> <p>② 特許庁庁舎から外部借室への移転は完了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁審査官に対する研修に支障が生じることのないよう、特許庁担当者調整を実施するなど適切な業務マネジメントを実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>②特許庁庁舎から外部借室への移転は完了したため、中期計画上の当該項目に関する平成31年度計画はない。</p>	
			<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p>		

<p>4. その他参考情報</p> <p>1. 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」における所見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の所見を踏まえ、内部統制におけるモニタリングの結果等を踏まえ、目標設定に反映していく取組を引き続き適切に実施していくことを法人に確認。 ・報告書の所見を踏まえ、監事監査の実効性を担保すべく、監事の機能強化通知を踏まえ、引き続き監事補佐体制の強化を図っていくことを法人に確認。
--

独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について(平成30年3月30日総務省行政管理局)に基づく「財務内容の改善に関する事項」参考情報

(単位:百万円、%)

	平成28年度末 (初年度)	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0	0
目的積立金	257	567	567	567
積立金	736	1,205	1,840	2,479
うち経営努力認定相当額				0
その他の積立金等	0	0	0	0
運営費交付金債務	0	0	0	0
当期の運営費交付金交付額(a)	11,939	12,141	12,140	12,229
うち年度末残高(b)	0	0	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0	0	0	0

注)百万円未満の端数は四捨五入